

令和元年度第1回高知県子どもの環境づくり推進委員会 資料

高知県子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート

- **全事業（プラン1～プラン13）**

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン1 子どもが豊かな体験をするための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
生涯学習課	1	環境学習推進事業	平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。	○資格を取ることが目的であった講習から受講者の実際の活動に即した高知県独自の自然体験活動企画セミナーに変更したことで参加者が増加した。 ・自然体験指導者の養成状況 H25:19人→H26:21人→H27:11人→H28:12人→H29:23人→H30:25人(計:111人)※H30年度事業終了 ○フィールドワークやボランティア体験を通して体験的に地域課題を知り、課題解決に向けたアイデアを出すことができた。 ●大人も子どもも自然体験離れが進んでいるため、体験活動等の講師依頼が少ない。	○自然体験に関わる指導者の育成や、その活動の場の拡大により、より多くの子どもたちに自然体験の機会が提供されている。 ◇各地で子どもが主体となった活動が展開され、地域コミュニティの活性化にもつながっている。 ○自然体験活動指導者の育成(H25～H31累計)100人以上※H30年度事業終了	○指導者養成研修の実施(委託)※H30年度事業終了 ◇各校への周知や募集チラシの改善を図るとともに、体験活動の教育効果やその重要性について啓発を行う。 ○体験活動を希望する団体等への指導者の派遣 ○市町村訪問・校長会での説明を行い、周知を図る。	○平成30年度高知県教育委員会「指導者養成研修等」委託事業 自然体験活動企画担当者セミナー開催により、自然体験活動のプログラムを考え、指導できる人材を育成する。 ○子どもが主体となった体験活動を含むプロジェクト・イベントの企画、運営、実施 ○県内青少年教育施設や県内の自然環境団体と連携し、行事等を県民に周知してもらうための広報活動を行う。 ○平成30年度 体験活動推進事業実施により、保・幼・小・中の園児、児童、生徒に対して自然にふれあう体験活動を企画できる講師を派遣する。5団体程度対象で講師を5～10名程度派遣する。 ○平成31年度からは委託事業ではなく養成された指導者による自然体験活動を自立して行っていく。	○指導者養成研修等は、平成30年12月8日・9日の2日間実施。参加者は25名であった。 ◇連続講座6回実施。参加者による「巨大プランコ作成のイベントと竹書を考えるイベントの企画、運営、実施」。 ○青少年教育施設、自然環境団体等に年間4回体験活動情報提供を依頼し、HPに掲載した。 ○平成30年度体験活動推進事業では、5団体に講師を派遣した。派遣した講師数は9名であった。	○指導者養成研修では目標の参加者24名を超える25名の参加があり、H25年からの累計指導者数が111名となり、目標の100名を達成した。 ◇巨大プランコ製作プロジェクト企画・実施(竹書対策の一環として)参加者:20名 竹書を考えるイベントの企画、運営、実施(放置林の竹の伐採と竹のランタン作りイベント)参加者24名。参加者満足度81% 【課題】対象となる小中高生が、学校行事や習い事などで連続講座に出席しにくいことから定員の参加者を得ることができない。 ○体験活動推進事業は、4月に各市町村教育委員会を通して、小学校等へ要綱、チラシ等を配布した結果、7月には5団体が決定した。PTAの事業で活用する学校等が増加した(5団体に3団体)。	○体験活動推進事業は「指導者派遣事業」に事業名変更。園児・児童・生徒が行う、自然にふれあう体験活動を企画できる講師を、5団体程度を対象に5～10名派遣する。またチラシ等でPTA事業での活用を呼びかけ、親も巻き込み、自然体験活動を体験させていく。 ○新規事業である自然体験型学習事業では、小学校等が行う、森林に関する体験活動を含む2泊3日以上宿泊体験活動に対して定額の補助を行う。年間30校の実施を目標とする。 ○子どもが主体となった体験活動を含むプロジェクト・イベントの企画、運営・実施 目標:計画立案14名 イベント参加者50名
保健体育課	2	幼児期の身体活動推進事業	神経系の発達が著しい幼児期に焦点を当て、運動の基礎となる運動感覚を育てるためのプログラムを普及させることで、動ける身体、動きとなる身体の育成を図る。	○園への単発での講師派遣(年間1回)では、園の指導者の指導力向上が難しい。 ○保護者への幼児期の運動遊びの啓発が弱い。	○県内の全ての幼稚園・保育園・認定こども園において、幼児期運動指針に基づく運動遊びが周知されている。(幼保支援課との連携) ○県内全ての市町村(34市町村)において、親子で楽しむ運動遊び事業が実施される。	○幼児期の運動遊びの実践を行う指定園を増やすことで、県内の園において、幼児期運動指針に基づく運動遊びの取組を進める。 ○県内の幼稚園・保育所・こども園の保育士や教諭の中から、幼児期運動指針に基づく運動遊びを指導できる人材育成を進める。	○指定園への事業説明 ○事業計画書の作成・提出(園) ○専門的指導者による指定園への訪問(幼児期の運動遊びの指導・助言) ○園の保育士等による公開保育(運動遊びの実践) ○実績報告書及び活動事例の作成・提出(園) ○活動事例の公表(HP)	○指定園への講師派遣(年間5回) ・浜田保育園(4/27,5/22,7/10,9/18,1/18) ・城南保育園(4/24,5/9,9/11,10/31,12/4) ・日の出保育園(4/26,5/18,8/10,10/12,11/30) ・池川保育園(4/25,6/9,7/25,10/29,11/13)	○各園とも幼児の運動遊びに関する園内研修は初めてであり、発達の段階に応じた楽しみ方や支援の仕方が職員に共有されたことは有意義であった。 ○保健体育課と幼保支援課の指導主事等と一緒に園へ訪問することで、課同士の連携した取組となった。 ○平成23年度から開始した本事業も8年目を迎え、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果においても小学校・中学校とも体力合計点がほぼ全国水準に到達したことにより、本事業の目的をほぼ達成することができたと考える。	本事業は平成30年度で終了とするが、平成31年度からは幼保支援課の取組である幼児教育の中の健やかな心と体の育成に協力していくこととする。
食品・衛生課	3	動物愛護体験事業	動物とのふれあいを通じ命の尊厳や友愛の精神と動物愛護の精神を養うことを目的とする。	○動物愛護教室の募集をしても、希望数が少ないため、毎年、20回程度開催できるように広報していく。	○動物愛護教室の広報をすることで、動物愛護教室の開催数を増やし、動物の命を尊重する考え方を育んでいくと共に、動物の適正な飼養について理解することにつなげる。	○動物愛護教室を毎年20回程度開催する。	○各小学校に広報できるよう、県教委と連携する。 ○福祉保健所を通じて管内小学校に開催の案内を個別に実施する。 ○動物愛護教室の開催。	15回開催、347名参加	○開催数を増やす広報等が必要 ・各小学校の年間スケジュールに組み込んでもらえるよう、前年度末に開催案内を送付する。 ・児童保育等にも開催案内を送付する。	○福祉保健所を通じて管内小学校に開催案内を送付 ○食品・衛生課から児童保育等に開催案内を送付 ○動物愛護教室の開催
児童家庭課	4	子育て応援広報紙作成等委託事業(「わいわいくら」夏休み号)	子どもたちが、県内各地で実施されている体験学習を計画的に選択し参加できるよう、体験学習事業に係る情報を一元的に提供する。	わいわいくら夏休み号はNPO高知市民会議が高知市内の小学生を対象とした夏休みに開催される県内の体験イベントをまとめた情報紙であるが、情報提供のニーズは高知市外の市町村の子育て家庭にもある。	○情報紙等を通じて、体験学習事業に関する情報がより充実して提供され、行き届いている。	○情報紙「わいわいくら」を作成し、夏休み前に小学校等に配布 ・7月配布 部数 15,500部	○情報紙「わいわいくら」を作成し、夏休み前に小学校等に配布 ・7月配布 部数 15,500部	○情報紙「わいわいくら」を作成し、夏休み前に小学校等に配布 ・7月配布 部数 15,000部	平成30年度で事業終了	
国際交流課	5	友好姉妹都市学生等交流推進事業	高知県と姉妹交流協定を締結している韓国・全羅南道と本県の青少年を相互派遣し、様々な体験活動を行うとともに両県道の交流を推進する。(隔年で受入と派遣を実施)本県と全羅南道の高校生を1年ごとに相互派遣し、現地高校訪問や、ホームステイ等を通じた国際交流を行う。(H30年度は本県から全羅南道への派遣を予定)	○次世代を担う若い世代の国際交流の推進	○多様な文化と出会うことによる国際感覚の醸成 ○日本(高知)と韓国(全羅南道)の架け橋となる意識を持つ生徒が増える ○草の根の国際交流の推進 ○両県道の交流のルーツである田内千鶴子氏について理解を深める	○平成30年度は全羅南道庁に加え、高知県教育委員会高等学校課と連携しながら進める	○平成30年7月末～8月初旬 本県から全羅南道へ生徒6名を派遣。	平成30年7月30日～8月5日、県内高校生6名が韓国・全羅南道とソウルを訪問。全南芸術高校・木浦共生園等、両県道の交流関連施設を訪問・視察し、韓国高校生との交流や両県道の歴史について学んだ。	成果:全羅南道の文化・道民の暖かさを肌で感じることで、国際感覚を磨くことができた。また、両県道のルーツである田内千鶴子や歴史についての学びや、学生同士の交流を通じ、学習意欲が高まったようで、今後本県と韓国(全羅南道)の架け橋となる意識を持つ生徒が増えることが期待できる。	平成31年8月に全羅南道高校生6名が高知県を訪問予定。
環境共生課	6	環境活動支援センター事業	環境学習の講師の紹介、派遣、育成、環境学習プログラムの作成及び活動団体の交流会の開催により、子どもたちの環境学習や環境活動を支援する。また、地域イベントへの出展やホームページ運営等による情報発信を行う。	○学校における学習指導要領や年間の行事スケジュール等との調整	○環境学習の受講者数 1,800人/年 ○生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数 50人(累計)	○空白地帯(未実施市町村、未実施校)の解消 ○推進リーダー育成研修の充実	○環境学習講師の紹介、派遣(受講者数 1,800人) ○生物多様性リーダー育成講座の開催(4回、新規登録20人) ○環境学習プログラムの作成 ○子どもエコクラブ交流会の開催 ○地域イベントへの出展(2回) ○ホームページ、メールマガジン、Facebookによる情報発信	○講師派遣42件、受講者2,121人 ○生物多様性リーダー養成講座の開催(9/2,9/9、新規登録16名) ○小・中学生向け環境学習プログラムリストの作成・配布 ○子どもエコクラブ交流会の開催(2/3) ○地域イベントへの出展(4/22アースデイズピクニック(高知市)ほか4回) ○ホームページ、メールマガジン、Facebookによる情報発信	○多くの取り組みにより、児童・生徒が環境問題を学習する機会を提供することができた。 ○取り組みの継続・定着を進めるとともに、教育現場との連携の強化(学校側の実情に応じた告知、実施時期、実施内容等)が必要。	○環境学習講師の紹介、派遣(受講者数 2,000人) ○生物多様性リーダー育成講座の開催(2回、新規登録20人) ○環境学習プログラムの作成 ○子どもエコクラブ交流会の開催 ○地域イベントへの出展(3回) ○ホームページ、メールマガジン、Facebookによる情報発信
環境共生課	7	牧野植物園管理運営費(企画広報事業)	植物を通じた学習や体験活動ができるイベントを広く周知するために、県内向けテレビ・ラジオCMの放送や、チラシ・ポスターの製作を行う。	子どもを含めた入園者数が伸び悩んでいる。また、子どもを対象とした学習プログラムを好評であるが、実施するための場所や体制が十分でなく、また学校側の希望時期が重なることもあり、必ずしも希望に添えていない。	児童生徒の利用の増	平成30年度に子ども等を対象とした学習プログラムを実施するための園地を整備するとともに、プログラムの充実をはかり、年間を通して学校に利用していただける体制を整えたうえで、効果的な広報を実施する。	○各種イベントチラシ 小・中・高等学校に定期的に送付する(349校に対し5回) ○体重15kgまでのお子様を対象にした「オオオニバスにのろう」のチラシを県内幼・保育園に配布するなど、対象や興味をいしほった広報を実施 ○学習プログラム実施のための新園地を広報し、次年度以降の利用につなげる	○各種イベントチラシ 小・中・高等学校に定期的に送付した(349校に対し5回) ○体重15kgまでのお子様を対象にした「オオオニバスにのろう」のチラシを県内幼・保育園に配布した ○学びの場としての新園地については完成が遅れたため、本格的な広報は31年度からとなった。 ○園のホームページをリニューアルし、SNSとも連携して、よりタイムリーな情報発信を行った。	○新園地での学習プログラム開始は遅れたが、各イベントが子どもにも好評を博し、子どもの入園者数は徐々に伸びている。 H29 17,461人 → H30 18,138人 ○新園地での学習プログラムを各学校と連携して作成・広報し、学習利用の児童生徒数を伸ばす必要がある	○各種イベントチラシ 小・中・高等学校に定期的に送付する(349校に対し4回) ○体重15kgまでのお子様を対象にした「オオオニバスにのろう」のチラシを県内幼・保育園に配布するなど、対象や興味をいしほり、お子様の目に直接触れる広報を実施 ○学習プログラム実施のための新園地を広報し、学校の校外学習利用につなげる

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン1 子どもが豊かな体験をするための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿(H30)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
生涯学習課	8	新・放課後子ども総合プラン推進事業 (H30 放課後子ども総合プラン推進事業)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができている。	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1) 運営等補助（うち高知市）子ども教室148(41)カ所 児童クラブ175(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 8カ所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 20回 ・放課後デイサービス事業所との連携 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月	(1) 運営等補助（うち高知市）子ども教室147(41)カ所 児童クラブ173(92)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 3市4カ所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 ・夏休み出前講座の開催 154件 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日(10/14,10/28,11/11,12/2) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日(9/1,9/2) ・推進委員会 2回 ・支援員等研修15回 高知県地域学校協働活動研修会等(7/19,1/19) 防災対策研修会(6/12,6/14,6/19) 発達障害児等支援ステップアップ研修 全6回(6/26,9/18,10/4,10/30,11/13,12/4) 発達障害児等理解促進研修会(11/20,12/18) 子どもの育ちを支援する研修会(2/7,2/12) ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月	○全小学校区の95.8%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援や多様な体験活動への支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 12回 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月	
生涯学習課	9	環境学習推進事業 ※再掲	平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。	○資格を取ることが目的であった講習から受講者の実際の活動に即した高知県独自の自然体験活動企画セミナーに変更したことで参加者が増加した。 ・自然体験指導者の養成状況 H25:19人→H26:21人→ H27:11人→H28:12人→ H29:23人→H30:25人(計:111人)※H30年度事業終了 ○フィールドワークやボランティア体験を通して体験的に地域課題を知り、課題解決に向けたアイデアを出すことができた。 ●大人も子どもも自然体験離れが進んでいるため、体験活動等の講師依頼が少ない。	○自然体験に関わる指導者の育成や、その活動の場の拡大により、より多くの子どもたちに自然体験の機会が提供されている。 ◇各地で子どもが主体となった活動が展開され、地域コミュニティの活性化にもつながっている。 ○自然体験活動指導者の育成(H25~H31累計)100人以上※H30年度事業終了	○指導者養成研修の実施(委託)※H30年度事業終了 ◇各校への周知や募集チラシの改善を図るとともに、体験活動の教育効果やその重要性について啓発を行う。 ○体験活動を希望する団体等への指導者の派遣 ○市町村訪問・校長会での説明を行い、周知を図る。	○平成30年度高知県教育委員会「指導者養成研修等」委託事業 自然体験活動企画担当者セミナー開催により、自然体験活動のプログラムを考え、指導できる人材を育成する。 ◇子どもが主体となった体験活動を含むプロジェクト・イベントの企画、運営、実施 ○県内青少年教育施設や県内の自然環境団体と連携し、行事等を県民に周知してもらうための広報活動を行う。 ○平成30年度 体験活動推進事業実施により、保・幼・小・中の園児、児童、生徒に対して自然にふれあう体験活動を企画できる講師を派遣する。5団体程度対象で講師を5~10名程度派遣する。 ○平成31年度からは委託事業ではなく養成された指導者による自然体験活動を自立して行っていく。	○指導者養成研修等は、平成30年12月8日・9日の2日間実施。参加者は25名であった。 ◇連続講座6回実施。参加者による「巨大プランコ作成のイベントと竹害を考えるイベント」の企画、運営、実施。 ○青少年教育施設、自然環境団体等に年間4回体験活動情報提供を依頼し、HPに掲載した。 ○平成30年度体験活動推進事業では、5団体に講師を派遣した。派遣した講師数は9名であった。	○指導者養成研修では目標の参加者24名を超える25名の参加があり、H25年からの累計指導者数が111名となり、目標の100名を達成した。 ◇巨大プランコ製作プロジェクト企画・実施(竹害対策の一環として)参加者:20名 竹害を考えるイベントの企画、運営、実施(放置林の竹の伐採と竹のランタン作りイベント)参加者24名。参加者満足度81% 【課題】対象となる小中高校生が、学校行事や習い事などで連続講座に出席しにくいことから定員の参加者を得ることができない。 ○体験活動推進事業は、4月に各市町村教育委員会を通して、小学校等へ要綱、チラシ等を配布した結果、7月には5団体が決定した。PTAの事業で活用する学校等が増加した(5団体中3団体)。	○体験活動推進事業は「指導者派遣事業」に事業名変更。園児・児童・生徒が行う、自然にふれあう体験活動を企画できる講師を、5団体程度を対象に5~10名派遣する。またチラシ等でPTA事業での活用を呼びかけ、親も巻き込み、自然体験活動を体験させていく。 ○新規事業である自然体験型学習事業では、小学校等が行う、森林に関する体験活動を含む2泊3日以上の宿泊体験活動に対して定額の補助を行う。年間30校の実施を目標とする。 ◇子どもが主体となった体験活動を含むプロジェクト・イベントの企画・運営・実施 目標:計画立案14名 イベント参加者50名
生涯学習課	10	長期宿泊体験活動推進事業	県内における長期集団宿泊活動のモデルを構築し、小学校等を主体とした3泊4日以上の宿泊体験活動を支援するとともに、これを受け入れる青少年教育施設の教育プログラムを確立する。	●3泊4日以上長期宿泊体験活動を行っている小学校等がほとんどない。 ●青少年教育施設に学校の様々なニーズに応えられるプログラムが不足している。	○長期宿泊体験活動を通じて、子どもたちの豊かな心の育成と確かな学力の基盤形成が図られている。 ○3泊4日以上長期宿泊体験活動の教育効果に対する実施校の肯定的評価の割合:100% ○長期宿泊体験活動を実施する小学校等:30校以上	○活動のモデルプログラムの活用により事業効果を高めるとともに、本事業の有効な活用方法を学校や市町村訪問等により周知し、実施校の拡大を図る。	○事業実施校:24校 ○実践事例やモデルプログラムをもとに、前年度から市町村教育委員会や学校訪問を行い事業の効果等を周知する。 ○校長会等での周知を図る。 ○防災学習や海に関する体験活動等、実施校が希望する体験活動に対応できるプログラムを青少年教育施設と検討する。	○事業実施校:19校 ○青少年教育施設近隣の市町村や施設に協力を依頼し、防災学習や地域学習等のプログラムを作ることができた。	○実施校の校区内で体験活動を行った市町村では、地域とのつながりが高まった等の評価がある。 ○実施校からは、事業を通して集団作りを行った結果、学力の向上につながったとの評価があった。 ○保護者からは、子どもの自尊感情や規範意識の向上がうかがえたとの評価がある。 ●3泊4日の期間を長いと感じ、実施できない学校が多い。 ●計画の24校を達成することができなかった。 ※H30年度で事業終了	○平成30年度で事業廃止 ○森林環境税を活用し、森林に関する体験活動を含む2泊3日以上の宿泊体験活動を行う小学校を支援する「自然体験型学習事業」を創設

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
文化振興課	11	県立坂本龍馬記念館(教育普及事業)	小中学校を対象に記念館職員等による坂本龍馬を通じた歴史学習・地域学習・総合学習の出前授業を実施する。	○出前授業の認知度がまだ低い。 ○子どもたちの興味をひき、かつ参加しやすい内容の検討。	○年間20校程度 ○参加者30名程度	○県内市町村の教育委員会に出向き、出前講座についての説明を行い、認知度をあげるよう努める ○6月上旬までに内容を確定させ、夏休み前には広報を行う。(8月上旬実施)	○出前授業 年間 20校 ○夏休み子どもフォーラム 1回 参加者 30名	○出前授業 実施箇所: 延13校 13学年 参加者: 653人(教員・保護者等を含む) ○夏休み子ども龍馬フォーラム 参加者: 小中学生41人 ○夏休み子ども教室 1回(2日間) 参加者 55人	○各教育事務所の会議などを活用し広報に努めた。 ○出前授業の認知度の向上が必要。 ○北川村「中岡慎太郎館」と連携したバスツアーを実施し、学芸員の解説及び巻物での手紙づくりなど、参加者から好評。	○出前授業 年間 20校 ○夏休み子ども教室 1回 参加者 50名 ○夏休み子ども龍馬フォーラム 1回 参加者 30名
文化振興課	12	県立文学館(教育普及事業)	朗読を通して文学に親しむ子どもたちを育てるため、小中学生を対象に朗読コンクールを実施する。カルチャースポーターによる子どもたちが興味を持つお話しや、土佐民話の紙芝居、絵本の読み聞かせを行う。	○次代を担う子どもたちに喜びと感動を与え、創造性豊かな心を育むことができるよう、児童生徒文学作品朗読コンクール等を実施している。	○次代を担う子どもたちに喜びと感動を与え、創造性豊かな心を育む。	小中学生を対象にした朗読コンクールや絵本の読み聞かせを実施する。	○児童生徒文学作品朗読コンクール ○おはなしキャラバン	○児童生徒文学作品朗読コンクール 地区審査において、高知会場と東部会場への中学生の出場者が増加。小学生から参加し続けている生徒が中学生になっても継続して参加したことが考えられ、当該事業が生徒の興味関心や成長に貢献していることがうかがえる。 ○おはなしキャラバン 土佐民話紙芝居をはじめ、夏の企画展の絵本の読み聞かせをするなど多様な内容を盛り込むことで、子どもたち一人ひとりの興味関心を呼び起こし、さまざまな物語の世界に触れてもらうことで豊かな心を育むことへのサポートができた。時代を担う子供たちへ文学を通して働きかける取組を引き続き実施していく。	○児童生徒文学作品朗読コンクール ○おはなしキャラバン(館内・出張)	
文化振興課	13	県立高知城歴史博物館(教育普及事業)	子ども達へ歴史・文化を体験する場を提供し、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を作る。また、学校の授業に協力し、出張授業や見学受け入れを行う。	○子どもたちが楽しみながら歴史に親しめるよう、子ども向け体験型講座等を実施している。	○子どもたちが、日本と土佐の歴史・文化にふれる機会と内容の充実を図る。	○子供向け体験講座の開催等により、子どもたちに歴史・文化を体験する場を提供するとともに、展示方法に工夫を加えることで、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を充実させる。また、学校の授業に協力し、出前授業や見学の受け入れ等を行う。	○子供向け体験型講座 ○わくわくたんけんシリーズ ○夏休み工作教室 ○みるきくさわるシリーズ ○学校見学の受け入れ ○学校出前授業 ○フィールドワーク学習への協力 ○職場体験学習の受入 ○ミュージアムバス事業	○わくわくたんけん! 高知城 8/4(30名) ○夏休み工作教室 ①イブツくり 8/8(11名) ②扇子とハンコづくり 8/19(17名) ○みるきくさわる ①刀 5/5(10名) ②岩絵具で描く 11/18(11名) ○学校への出前授業 7校(31回) ○フィールドワーク学習への協力 11校 ○職場体験学習の受入 7校 ○ミュージアムバス事業 3校 ○児童クラブへの出前講座 5ヶ所	○子どもたちが、日本と土佐の歴史・文化に触れることができるよう、催しの機会と内容の充実を図った。 ○博物館の活用方法をまとめたパンフレットの作成・送付、ホームページ内に学校向けページを設置する等、学校向けの広報にも力を入れ、博物館の活用機会の充実を図った。 ○博物館を通して、様々な歴史や文化に理解と興味関心を深めることができるよう、引き続き子ども向けの催しや、学校教育への協力を積極的に行っていく。	○子供向け体験型講座 ○わくわくたんけんシリーズ ○夏休み工作教室 ○みるきくさわるシリーズ ○学校見学の受け入れ ○学校出前授業 ○フィールドワーク学習への協力 ○職場体験学習の受入 ○ミュージアムバス事業
文化振興課	14	県立歴史民俗資料館(教育普及(学校教育)事業)	小学校への歴史に関する出張派遣授業の実施、中学生の職場体験学習の受入れ、来館して展示見学やビデオ学習等を行う学校に対してバス借上げ料を負担する。	○子どもたちの歴史や文化に触れる機会を充実させるよう、ワクワクワーク(子ども歴史教室)等を実施している。	○子どもたちが、歴史や文化に触れる機会を充実させる。	○小学校への歴史に関する出張派遣授業の実施や中学生の職場体験学習の受入れ、来館による展示見学・ビデオ学習等を行う学校に対するバス借上げ料の費用負担。	○ワクワクワーク(子ども歴史教室) ○派遣授業 ○体験学習 ○バス借上げ来館授業 ○授業応援教材の開発 ○職場体験	○ワクワクワーク(子ども歴史教室) 5回開催 287人参加 ○派遣授業 8校 550人参加 ○体験学習 13校 ○バス借上げ来館授業 1校 ○職場体験 中学校:6校 大学(博物館実習):1校	○体験活動など子どもたちの歴史や文化に触れる機会を充実させるとともに、学ぶこと、働くことを通じて社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成につながるよう、引き続き取組を実施していく。	○ワクワクワーク(子ども歴史教室) ○派遣授業 ○体験学習 ○バス借上げ来館授業 ○授業応援教材の開発 ○職場体験
文化振興課	15	県立美術館(教育普及事業)	美術館職員が学校に出向き、授業目的に応じた美術講座を実施するとともに、遠隔地の学校の児童、生徒に対して、美術作品を学校の体育館等に1日展示紹介することで、本物の作品に触れる機会を提供する。	○平成25年度から平成29年度までの5年間で、87回(3,868人)の出前講座を開催している。	○年間20件以上の出前講座の開催	○現在行っている出前講座を継続して行っていく。	○出前講座 ○スクールプログラム	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 8校 594人参加 ②出前クランク教室 6校 417人参加 ③出前演劇教室 3校 84人参加 ④ミュージアムバスツアー 6校 293人招待 ○職場体験 4校 5人受入	○これまで来館のなかった学校の利用があったほか、プログラム内容に対して教員や子どもたちから高い満足度が得られた。 ○県内小中学校等へのスクールプログラムのさらなる広報や、学校等来館時の受入体制整備(スタッフ、鑑賞ツール等)が課題として挙げられる。	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 ②出前クランク教室 ③出前演劇教室
スポーツ課	16	「わいわいチャレンジ!」(スポーツ体験事業)	県下小学生を対象にオリンピック種目からニュースポーツまで、日頃経験できないスポーツ体験活動を通して、種目の特性を知ったり、生涯にわたってスポーツに親しむための基盤作りとなるようにする。また、ジュニア選手として必要な知識やトレーニングについて、実践を通して学べる場とする。	○一定認知度も上がり、参加人数も確保できるようになっている。 ○内容を精査し、経験したスポーツを継続して続ける環境を作ることが今後の課題。	○いろいろなスポーツを体験することにより、スポーツの楽しさを知り、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を持てるようになる。 ○目標年間参加者数 のべ250人以上	○年間10回のスポーツ体験事業を設定。学校体育で経験しないようなスポーツを中心にスポーツに子どもたちがふれあう場を設定する。 ○経験したスポーツを続けていける環境を作る。また、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を作る。	○スポーツ体験事業の実施 第1回 陸上競技(短距離走) 第2回 トランポリン 第3回 タグラグビー 第4回 スナッグゴルフ 第5回 カヌー 第6回 ゴルフ 第7回 ボルダリング 第8回 ライフル射撃 第9回 ボウリング 第10回 マラソン	第1回 陸上競技(短距離走) 5/5(土) 24名 第2回 トランポリン 6/23(土) 12名 第3回 タグラグビー 7/14(土) 4名 第4回 スナッグゴルフ 8/11(土) 6名 第5回 カヌー 8/26(日) 6名 第6回 ゴルフ 荒天のため中止 第7回 ボルダリング 11/18(日) 10名 第8回 ライフル射撃 12/22(土) 17名 第9回 ボウリング 2/9(土) 14名 第10回 マラソン 3/9(土) 37名 参加者合計 130名	小学生が日頃体験する機会が少ない競技種目を中心に行い、実践を通じてスポーツの特性や知識、トレーニング方法を学び機会の提供と位置づけて実施してきたが、特定種目の参加人数の減少や高知県バスウェイシステム事業での取組を強化していくため、今年度で事業終了とする。	
生涯学習課	17	ふるさと教育推進事業	郷土の偉人や歴史等の学習や体験活動を通じて、ふるさとへの理解を深め郷土愛を育むために、専門性や広域性を生かして活動する団体を支援し、ふるさと教育を推進する。	○本来、社会教育で公民館等が担うべき郷土学習が十分になされていない。または、対象が一部の大人に留まっている。 ○ふるさと教育を更に推進するため、小学生が郷土の偉人の生き方や志について公民館を学びの拠点としてフィールドワーク等を通して学ぶ機会を増やす。 ○活動全般において子ども達の積極的な参加を促す。	○子ども達の郷土の歴史、偉人の志に対する興味・関心、知識が向上している。 ○子ども達がおもてなしの精神を学ぶことで他者を思いやる心を身につけている。	○フィールドワーク等、体験を通じて郷土の歴史や文化に触れさせることで、子ども達の知的好奇心を喚起させ、意欲的に郷土学習に取り組むように促すことで、教育大綱に掲げられた基本理念「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材の育成」の実現を目指す。 ○お遍路さんへの接待を毎年度行い、おもてなしを通じて子ども達の道徳性の涵養(自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等)に繋げる。	○ふるさと教育推進事業費補助 ＜土佐史談会＞ ・出前講座等の実施 ＜高知県連合婦人会＞ ・子どもによるお遍路さんの接待等 ○郷土学習支援事業実施(H30年度新規事業) ＜土佐史談会＞ ・フィールドワーク等の実施	○ふるさと教育推進事業費補助 ＜土佐史談会＞ ・出前講座等の実施 構原高等学校32名(2時間) 春野高等学校5名 ＜高知県連合婦人会＞ ・子どもによるお遍路さんの接待等 室戸市: 87名参加 第25番札所(津照寺) 津野町: 69名参加 第37番札所(岩本寺) 大豊町: 80名参加 第29番札所(国分寺) ○郷土学習支援事業実施(H30年度新規事業) ＜土佐史談会＞ ・フィールドワーク等の実施 東洋町 甲浦小学校 10名参加 香南市 野市東小学校 12名参加 高知市 春野東小学校 3名参加 土佐清水市 清水小学校 7名参加 下川口小学校 1名参加	ふるさと教育推進事業費補助金 ○出前講座では、郷土の歴史や先人たちの功績についてふれ、線のある史跡等を訪問することで、郷土への関心や愛着を高め、郷土の魅力の再発見につなげることができた。 ●授業時数の関係でフィールドワーク等実施時間の余裕がない学校が多い。 ○子どもによるお遍路さんの接待では、小学生が地域での世代間交流や県外の方々への接待から、感謝する心やおもてなしの心の大切さについて学ぶことができた。 郷土学習支援事業 ○校区の公民館と連携した取組を行うことで、学校教育だけでは得ることのできない地域の方々との交流や地域の歴史について深い学習を展開することができた。 東洋町: 参加者満足度89% 土佐清水市: 参加者満足度98.6%	○ふるさと教育推進事業費補助 ＜土佐史談会＞ ・出前講座等の実施 ＜高知県連合婦人会＞ ・子どもによるお遍路さんの接待等 ○郷土学習支援事業実施 ＜土佐史談会＞ ・フィールドワーク等の実施

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
生涯学習課	18	地域学校協働活動推進事業 (H30 学校支援地域本部等事業)	学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。	○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:114校、中:73校、義務教育学校2校 ・未実施校へのアプローチを強化し、設置拡大の取組を更に進めていく必要がある。 ・市町村や学校によって地域と連携した学校支援活動の内容に差がある。 ・学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを県内各地へ展開させていく必要がある。 ・地域コーディネーター人材の確保や育成に課題がある。	○学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ○各学校支援地域本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小学校:150校以上 中学校:080校以上 ・学校支援地域本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数15,000回以上 ・民生・児童委員が活動に参画している学校支援地域本部の割合100%	○市町村への財政支援を継続するとともに、学校支援地域本部の未設置校、設置校、高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)それぞれに対し、働きかけと支援を行い、設置促進と活動内容の充実及び学校支援から連携・協働へ向けて、取組の深化を図っていく。 ○活動に携わる地域コーディネーターや支援者等の確保、育成につなげる研修の場を提供していく。	(1)運営等補助 34市町村164本部257校(うち、県立校5本部5校、高知市34本部34校) (2)市町村等訪問 市町村運営委員会への支援 事業効果、課題の検証 (3)放課後学び場人材バンク 地域本部で活動する人材の発掘等 (4)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 4回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・取組状況調査(9月) (5)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)の決定・取組支援(4月～) ・実施状況確認票による現状確認の取組(5月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(8回) ・市町村・学校等への個別訪問活動(年間74回) ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画作成の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画策定(2月)	(1)運営等補助 34市町村163本部255校(うち、県立校5本部5校、高知市34本部34校) (2)市町村等訪問 5月～2月 市町村運営委員会への支援 事業効果、課題の検証 (3)放課後学び場人材バンク 地域本部で活動する人材の発掘等 (4)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会(7/19) ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会(中部10/26、西部12/18、東部12/20、高知市1/25) (5)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)の決定・取組支援(4月～) ・実施状況確認票による現状確認の取組(5月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(8回) ・市町村・学校等への個別訪問活動(年間74回) ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画作成の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画策定(3月)	○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:154校、中:86校、義務教育学校2校 ・市町村や学校によって、地域と連携・協働した活動内容に差があり、充実の鍵となる地域コーディネーター人材の確保や育成を図る必要がある。 ○高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)において、高知県版の趣旨に沿った特色ある仕組みや工夫した取組を実施した。 ・高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)の数29市町村55校 ○市町村においてH31年度以降の高知県版取組計画を作成した。県における県全体の取組計画を検討し、次年度の県の目標設定を行った。 ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう、県として支援を行っていく必要がある。	(1)運営等補助 34市町村183本部282校(うち、県立校6本部6校、高知市38本部38校) (2)市町村等訪問 市町村運営委員会への支援 事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 4回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施状況確認票による現状確認の取組(5月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(7回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)
生涯学習課	19	新・放課後子ども総合プラン推進事業 (H30 放課後子ども総合プラン推進事業) ※再掲	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができている。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室148(41)か所 児童クラブ175(94)か所 (2)児童クラブ施設整備への助成 8か所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 20回 ・放課後デイサービス事業所との連携 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室147(41)か所 児童クラブ173(92)か所 (2)児童クラブ施設整備への助成 3市4か所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 ・夏休み出前講座の開催 154件 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日(10/14、10/28、11/11、12/2) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日(9/1、9/2) ・推進委員会 2回 ・支援員等研修15回 高知県地域学校協働活動研修会等(7/19、1/19) 防災対策研修会(6/12、6/14、6/19) 発達障害児等支援ステップアップ研修 全6回(6/26、9/18、10/4、10/30、11/13、12/4) 発達障害児等理解促進研修会(11/20、12/18) 子どもの育ちを支援する研修会(2/7、2/12) ・全市町村訪問 9～10月 ・取組状況調査 8～9月	○全小学校区の95.8%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援や多様な体験活動への支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室145(41)か所 児童クラブ185(98)か所 (2)児童クラブ施設整備への助成11か所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 12回 ・全市町村訪問 9～10月 ・取組状況調査 8～9月
生涯学習課	20	青少年教育施設振興事業	青少年施設としての機能を生かし、青少年を自然に親しませ、また異年齢集団による多様な体験活動の場を提供し、自主性・社会性・協調性を養う。体験活動等を通して不登校・いじめ等の予防的対応を図るとともに、子どもが家庭や地域社会と上手に関わりながら成長する力を身に付ける。	○社会の中で生きる力を子どもたちに育むために、青少年教育施設の機能を活かした多様な体験活動の提供を行っているが、少子化の影響等により、施設の利用者数は減少傾向にある。 ○従来の体験活動や仲間づくりに加え、地域の自然や歴史・文化などを活かしてふるさとを伝える体験活動なども求められる。 ○子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施し、子どもと大人が共に学び合う機会を増やしていく必要がある。	○魅力的な主催事業の実施を通じて、多様な体験活動が促進され、施設利用者も増加している。 県立青少年教育施設の利用者数 (小・中・高校生) 延べ160,000人以上	○自然体験の充実や交通手段の提供など、施設の特性やスタッフのノウハウを活かした活動プログラムを提供することにより、更なる利用促進を図る。 ○リニューアルによる施設機能の充実を有効に活用し、利用者の多様な活動を実現させ、利用促進につなげていく。	○地域のニーズを踏まえた主催事業の実施 ・既存事業の見直し及び主催事業の開発 ○積極的な広報の実施 ・事業チラシの学校配布や学校訪問による広報の実施 ・県内負責青少年教育施設の共同チラシの作成配布	○主催事業の実施 ・各施設において主催事業を実施(幅多青少年の家、青少年センター、香北青少年の家、塩見青少年記念プラザ、高知青少年の家、青少年体育館) ・中1学級づくり合宿事業 青少年センター 13校参加 幅多青少年の家 16校参加 ・不登校対策事業 青少年センター 5回実施 延べ参加者 66名 幅多青少年の家 5回実施 延べ参加者 67名 ○既存プログラムの見直しの実施 ○次年度のプログラム見直しに向けた取組	○チラシの配布に加え、校長会への出席や学校訪問等積極的な広報活動により、新規利用団体の開拓等の成果が見られた。 ○学校の利用時期が4～6月に集中する傾向があるため、閑散期に効果的に実施できる「防災学習」や遠足時の体験プログラム等を充実させ、利用促進を図ることが必要である。	○地域のニーズを踏まえた主催事業の実施 ・既存事業の見直し及び主催事業の開発 ○積極的な広報の実施 ・事業チラシの学校配布や学校訪問による広報の実施
文化財課	21	出前考古学教室事業	埋蔵文化財センターの職員が学校に出向き、学校と連携して埋蔵文化財の授業や体験学習を実施し、歴史学習と文化財保護に関する普及啓発を推進する。	埋蔵文化財を通して、子ども達を中心とする次世代に歴史や文化、地域への愛着について継承していくこと。	○埋蔵文化財の授業や体験学習の実施をとおして、生徒の地域の歴史と文化財保護に関する意識が高まる。	○出前考古学授業 (年約80校で開催) 前期:4月～7月 後期:10月～2月	高知県埋蔵文化財センター職員が出土遺物や資料を持って学校に出向き、副読本や実物資料を活用し埋蔵文化財に関する授業と展示や体験コーナーの設置で地域の歴史について学習を行う。当初は学校関係のみを対象に実施していたが学校の授業以外にも学年行事や児童クラブなどの学校関係行事等や公民館や博物館等の学校以外の団体等からの依頼も受けている。平成30年度の実施回数は77回、授業等を受けた児童生徒等の人数は2,602人であった。大きく前期(4月中旬～8月)と後期(9月～2月)に分け、前期は4月19日から8月28日にかけて61回行った。前期の参加者(展示・体験学習にも参加)は、1,919人であった。後期は9月6日から2月16日まで16回(683人)を実施した。	○「地域の遺跡」を中心として埋蔵文化財を身近なものとして関心を抱いてもらうことができ好評であった。 ○大規模校では担当職員だけでは手が足りない場面も見られたことから対応に配慮し進めていく。	○出前考古学授業 (年約80校で開催) 前期:4月～7月 後期:10月～2月 前期は主に学校を対象として行い、後期は学校に加えPTA、団体等も対象として実施する。	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30			H31
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
文化財課	22	公開講座事業	市町村や学校と連携し、考古学の基礎知識や地域の遺跡、遺物の概要等についての講座を開催することで、歴史学習と文化財保護に関する普及啓発を推進する。	埋蔵文化財センターの持っている資料や知識を活かしながら、センターの認知度向上と埋蔵文化財に関する拠点施設となることを目指す。	○公開講座事業を通じて、県民の地域の歴史と文化財保護に関する意識が高まる。	4・5月 前年度の実績報告 当年度の契約の締結 9・10月 次年度の取組の検討 3月 翌年度の計画の決定 (指定管理機関：平成30年度～平成34年度)	○所長の山城講座と城歩き(年4回) ○考古学から学ぶ史跡の見方(年4回) ○考古学研究最前線解説会(年2回) ○遺跡解説会(年3回) ○まいぶん講座(年3回) ○古代ものづくり体験教室(年10回) ○親子考古学教室(年16回) ○まいぶんセンターまつり(11月11日)	○所長の山城講座と城歩き(4回-210人) ○考古学から学ぶ史跡の見方(4回-142人) ○考古学研究最前線解説会(2回-44人) ○遺跡解説会(3回-88人) ○まいぶん講座(3回-75人) ○古代ものづくり体験教室(20回-194人) ○親子考古学教室(30回-595人) ○まいぶんセンターまつり(11/11-301人)	○埋蔵文化財を身近なものとして親しみやすく理解を深めていくために出土遺物等の実物に触れる機会を設けて進めた。 ○更に埋蔵文化財に対する認知度と考古学に対する関心が高まるよう努めていく。	○山城講座と城歩き(年4回) ○考古学から学ぶ史跡の見方(年3回) ○考古学研究最前線解説会(年2回) ○遺跡解説会(年3回) ○まいぶん講座(年3回) ○古代ものづくり体験教室(年20回) ○親子考古学教室(年34回) ○まいぶんセンターまつり(11月10日)
文化振興課	23	県立県民文化ホール(子どもを対象としたコンサート、映画等)	親子で楽しめる映画の上映、子どもを対象にビッグバンドスタイルの演奏会や大型ミュージカルの上演、県内高等学校吹奏楽部の合同演奏会を実施する。	○0歳から5歳ぐらいまで(未就学児)の子どもたちは成長の個人差が大きい。年齢制限の境目設定が難しい。また内容についても理解の個人差が大きい。そのため標準化が難しい。 ○子どもだけの入場を許可するかしないかの判断に悩むことが多い。	○児童生徒に対して質の高い芸術文化に触れる機会を提供する。	○親子で楽しめるコンサートや映画の上映、子どもを対象とした演奏会や大型ミュージカルの上演、県内高等学校の演劇指導や吹奏楽部の合同演奏会を実施する。	○ウルトラマンプレシャス高知公演 ○キッズミートジャズ ○恐竜どうぶつ園 ○キエフ・クラシックバレエ ※4歳から鑑賞可 ○ヨーロッパ企画第37回公演 ○歌舞伎公演※青少年教育普及目的 ○はじめてのABC ○アウトリーチ事業 ○外部施設でのコンサートなど ○児童生徒向けワークショップ ○高知ジュニアオーケストラの育成 〃 第6回定期演奏会 〃 施設外演奏会 ○高校演劇の技術指導	【鑑賞事業】 ○ウルトラマンライブ プレシャステージ 4/15 ○親子で楽しむ Kids meet Jazz! 7/7 ○恐竜どうぶつ園「ティラノサウルス×トリケラトプスの戦い?!」8/22 ○キエフ・クラシック・バレエ「眠れる森の美女 全幕」※4歳から鑑賞可 8/30 ○奥田弦 ジャズワールド2 in 高知※4歳から鑑賞可 9/21 ○ヨーロッパ企画20周年ツアー「サマータイムマシン・ワンスモア」※学生シート有10/2 ○澤クワレテット 10/19 ○NHK公開収録「みんなDEどもくん!」2/3 ○プレジャーBのコメディークラウンサーカス 2/23 ○音の輪コンサート 2/3※土佐女子中高、邦楽部、コーラス部ゲスト出演 ○県文シネマ日和vol.9映画「おかあさんといっしょはじめての大冒険」2/16 ○オーケストラによるドリームコンサート～ジブリの思い出がいっぱい～2/11 ○歌舞伎公演3/9※青少年教育普及目的 【普及事業】 ○ワークショップ事業①はじめてのABC 6/10 ○高校演劇夏期舞台技術講習会 8/1～3 ○アウトリーチ事業①奥田弦 MUSIC×ART WORLD 8/18 ○ワークショップ事業②茂山逸平 狂言ワークショップ※中学高校演劇部対象 10/9 ○アウトリーチ事業③附属小学校アウトリーチ 11/15 ○アウトリーチ事業⑥こども音楽プロジェクト 6/14 6/18 12/12 12/18 ○ワークショップ事業④梶原徹也のリズム遊びワークショップ「手作り打楽器をつくらう!」3/3 【高知ジュニアオーケストラの育成】 〃 第6回定期演奏会 4/22 〃 施設外演奏会「全国アマチュアオーケストラフェスティバル高知大会歓迎演奏」8/19	・未就学児は理解の個人差が大きい。標準化が難しいが、「0歳から」「4歳から」など年齢制限を具体的に示し、少しでも来場しやすいよう工夫して実施している。	○ヨーロッパ企画公演 ○子ども向けコンサート ○アウトリーチ事業 ○外部施設でのコンサートなど ○児童生徒向けワークショップ ○高知ジュニアオーケストラの育成 〃 定期演奏会 〃 施設外演奏会 ○高校演劇夏期舞台技術講習会
文化振興課	24	県立美術館(教育普及事業) ※再掲	美術館職員が学校に出向き、授業目的に応じた美術講座を実施するとともに、遠隔地の学校の児童、生徒に対して、美術作品を学校の体育館等に1日展示紹介することで、本物の作品に触れる機会を提供する。	○平成25年度から平成29年度までの5年間で、87回(3,868人)の出前講座を開催している。	○年間20件以上の出前講座の開催	○現在行っている出前講座を継続して行っていく。	○出前講座 ○スクールプログラム	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 8校 594人参加 ②出前クラシック教室 6校 417人参加 ③出前演劇教室 3校 84人参加 ④ミュージアムバスツアー 6校 293人招待 ○職場体験 4校 5人受入	○これまで来館のなかった学校の利用があったほか、プログラム内容に対して教員や子どもたちから高い満足度が得られた。 ○県内小中学校等へのスクールプログラムのさらなる広報や、学校等来館時の受入体制整備(スタッフ、鑑賞ツール等)が課題として挙げられる。	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 ②出前クラシック教室 ③出前演劇教室
国際交流課	25	親子で学ぶ国際理解講座開催事業	子供たちに国際的な関心を持ってもらうための手段として、在住外国人や県南米研修員が講師となり、料理作り等を通して、様々な国の文化や生活様式を知る。	○受講対象者を小学生(1年～6年)とその親に拡大し、より多くの希望者が参加可能となるようにする。	○県南米研修員や在住外国人に講師として参加してもらい、外国人住民の活躍の場・県民との接点を作り多文化共生を推進する。 ○国際感覚を持つ子供の育成。 ○高知県の南米移住に対する理解促進。	○外国人住民や県南米研修員に講師となってもらう、毎年2～3講座程度開催する。学びの場・国際交流の場とする。	○H30.8、県国際交流員、外国人住民、南米研修員の計5人の講師を招き、講座を開催する。	○H30.8.13・・・県国際交流員(イギリス出身)がイギリスのアフタヌーンティ文化を紹介。参加人数:34名 ○H30.8.16・・・県在住外国人(ベトナム出身)がベトナムの家庭料理を紹介。参加人数:30名 ○H30.8.21・・・高知県海外技術研修員(ブラジル、パラグアイ、アルゼンチン)の3人が、南米料理や高知県の移民の歴史を紹介。参加人数:28名	評価:普段食べているものが実は外国の食べ物であることを知ったり、見たことのない外国食材を取り扱う等、身近な食を通して様々な国の文化や生活様式を知ることができた。→子どもの異文化理解促進 親子と一緒に活動に取り組み、作った料理を食べながら講師との会話を楽しんでいた。→子どもへの国際交流の場の提供 課題:夏休み開催の親子で参加できるイベントのため人気の講座である。より周知してもらえるよう教育機関への広報も行いたい。	○H30.8、県国際交流員、外国人住民、南米研修員の計5人の講師を招き、講座を開催する。 →こんな感じで簡単に記載して下さい。
国際交流課	26	高知県・韓国全羅南道小中学生相互国際交流	JALの支援(児童、引率の往復航空券)により、本県と全羅南道の児童福祉施設の児童の相互国際交流(文化交流)を行う。	○全羅南道との児童交流事業を着実に進める。 ○若い世代の国際交流の促進。	○本県と全羅南道との児童交流事業で、毎年、両地域の児童の相互訪問が着実に進んでいる。 ○相互訪問が進むことで、日本(高知)と韓国(全羅南道)の友好交流に意識を持つ児童が増えている。 両県道の交流のルーツである田内千鶴子氏について理解を深める。	○県と包括協定を締結しているJAL全羅南道と連携しながら、児童交流事業を着実に進める。 ○相互訪問を毎年実施することで、日本(高知)と韓国(全羅南道)の友好交流に意識を持つ児童の増加につなげる。	・H30.8本県から全羅南道へ児童を派遣。	平成30年8月1日～4日、児童福祉関係者、聖園天使園児童など約12人が訪韓、木浦共生園を訪問し、韓国児童と交流を図った。	成果:・両県道児童が交流をすることで、異文化・両県道の交流ルーツである田内千鶴子への理解を深めることができ、少しでも両県道の友好交流に意識を持つ児童を増やすことができた。 課題:今後とも事業を実施するならば、複雑な状況を抱える児童を国外派遣する体制をきっちり構築してからの事業実施を考えていかなければならない。	31年度の実施予定は現時点では未定
まんが王国土佐推進課	27	「まんが教室」開催事業	県内のプロ、セミプロの漫画家が小中学校等を訪問し、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間を利用して、まんがの描き方、ストーリーの作り方、表現方法を指導する。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催に取り組む。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。	○県内の小中学生(ただし、高知市を除く)を対象としたまんが教室の実施 ○開催実績のない地域への積極的案内	まんが教室 ・14回開催 213名受講 (7/25、26、8/7、9、29、9/13、14、10/1、12、11/14、27、29、12/12、2/20)	西部地区は毎年盛んに応募があるが、東部地区での応募が乏しい 「文化芸術による子どもの育成事業(文化庁)」を活用すれば、年3回の実施が可能である	○県内の小中学生(ただし、高知市を除く)を対象としたまんが教室の実施 ○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。東部地区での応募増加。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30			H31
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
まんが王国土佐推進課	28	「まんが塾」開催事業	県内の中高生を対象に年6回の講座を開催し1枚まんが等の描き方や考え方を学び、まんがで自分の思いや考え方を表現できる人材の育成を図る。	○県内で活動するプロやセミプロの漫画家の協力を得て実施 ○まんがを学ぶことに意欲的な中高生の参加を得られる募集広報	○まんがで自分の思いや考え方を表現出来る人材の育成 ○まんがが甲子園参加者のすそ野拡大	○HPや広報ツールでの募集 高文連や市町村教育委員会への周知依頼				○4月～5月上旬まで高知市で参加者募集 ○年6回(5月、6月、8月、10月、12月、3月)の講座を開催 ○まんがが甲子園、まんさい、全国漫画家大会議の見学などプロ漫画家との交流
スポーツ課	29	「わいわいチャレンジ！」(スポーツ体験事業) ※再掲	県下小学生を対象にオリンピック種目からニュースポーツまで、日頃経験できないスポーツ体験活動を通して、種目の特性を知ったり、生涯にわたってスポーツに親しむための基盤作りとなるようにする。また、ジュニア選手として必要な知識やトレーニングについて、実践を通して学べる場とする。	○一定認知度も上がり、参加人数も確保できるようになっている。 ○内容を精査し、経験したスポーツを継続して続ける環境を作ることが今後の課題。	○いろいろなスポーツを体験することにより、スポーツの楽しさを知り、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を持てるようになる。 ○目標年間参加者数 のべ250人以上	○年間10回のスポーツ体験事業を設定。学校体育で経験しないようなスポーツを中心にスポーツに子どもたちがふれあう場を設定する。 ○経験したスポーツを続けていける環境を作る。また、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を作る。	○スポーツ体験事業の実施 第1回 陸上競技(短距離走) 第2回 トランポリン 第3回 タグラグビー 第4回 スナッグゴルフ 第5回 カヌー 第6回 ゴルフ 第7回 ボルダリング 第8回 ライフル射撃 第9回 ポウリング 第10回 マラソン	第1回 陸上競技(短距離走) 5/5(土) 24名 第2回 トランポリン 6/23(土) 12名 第3回 タグラグビー 7/14(土) 4名 第4回 スナッグゴルフ 8/11(土) 6名 第5回 カヌー 8/26(日) 6名 第6回 ゴルフ 荒天のため中止 第7回 ボルダリング 11/18(日) 10名 第8回 ライフル射撃 12/22(土) 17名 第9回 ポウリング 2/9(土) 14名 第10回 マラソン 3/9(土) 37名 参加数合計 130名	小学生が日頃体験する機会の少ない競技種目を中心に行い、実践を通じてスポーツの特性や知識、トレーニング方法を学び機会の提供と位置づけて実施してきたが、特定種目の参加人数の減少や高知県ハスウェイシステム事業での取組を強化していくため、今年度で事業終了とする。	
鳥獣対策課	30	野鳥とのふれあい事業	愛鳥週間のポスター原画募集や親子野鳥ふれあい教室などを実施し、県民に鳥獣保護思想の普及・啓発を図る。	○野鳥や自然にふれあう機会が少なく、野生鳥類を身近に感じ、野鳥の保護および自然環境保護についての意識を醸成する。	○野鳥とのふれあい事業を通じ、野生鳥類を身近に感じ、野鳥の保護および自然環境保護についての意識を醸成する。	○渡り鳥など野鳥の多い冬期に親子野鳥ふれあい教室を実施し、夏休みを利用してポスター原画コンクールを行うと共に、愛鳥週間にあわせてポスター展を実施することで、年間を通して愛鳥思想の普及を図る。	○愛鳥ポスター原画コンクール ○親子野鳥ふれあい教室の実施 ○愛鳥週間ポスター展	○愛鳥ポスター原画コンクール ・応募点数 10校 57点 ・入選点数 5点(うち全国入選1点) ○親子野鳥ふれあい教室の実施 ・平成31年1月20日 高知市鏡川河柳畔原・みどりの広場にて実施 ・参加人数 14組33人 ○愛鳥週間ポスター展 ・平成30年度愛鳥週間ポスター展 日時:平成30年5月10日～5月15日 場所:わんぱーくこうちアニマルランド展示学習室	○親子野鳥ふれあい教室やポスター原画展などを通じて野生鳥類を身近に感じ、野鳥の保護及び愛鳥思想の普及啓発をすすめることができた。 ○野鳥の保護及び愛鳥思想のさらなる普及。	○愛鳥ポスター原画コンクール ○親子野鳥ふれあい教室の実施 ○愛鳥週間ポスター展
林業環境政策課	31	山の学習支援事業	「木の文化」を身に付け、活動できる人材を養成するとともに、木や森に関わる人々の技術や伝統を次代に伝える。また、将来を担う子ども達に「木の文化」が身に付く学習支援を行う。	事業を活用する市町村(学校)の固定化	○5年間で延べ300校、26,000人の児童が森林環境教育を受ける。 ○山の学習総合支援事業を継続し、実施校の年間カリキュラムに森林環境教育を組み込む。	○年間60校、5,200人の児童が森林環境教育を受ける。 ○山の学習総合支援事業を継続し、小中学校校長会等を通じて事業の周知を図り、実施校の増加につなげる。	○森林環境教育を実践する小中学校等を対象に補助する	○年間を通じた森林環境教育を実施 56校、5,159人	○目標の目安となる年間60校、5,200人の児童という数値に対し近い実績数で事業を行っている。 ○小中学校校長会等を通じて事業の周知を図り、実施校の増加につなげてはいるが事業を活用する市町村(学校)が固定化してしまっている。	○森林環境教育を実施する小中学校等を対象に補助する
林業環境政策課	32	森林公園等管理運営費(南喜ヶ峰森林公園森林環境学習支援事業・森林研修センター情報交流館森林環境教育推進事業)	親子で参加できる木工クラフトや、自然観察、炭焼き体験などの子ども向けイベントを開催し、森や自然環境への関心を高める。	平成27年度より、南喜ヶ峰森林公園、森林研修センター情報交流館の管理業務内容に森林環境教育の企画・実施が含まれており、実施回数も増加傾向にあることから継続実施	○児童生徒が参加するイベントの回数 南喜ヶ峰森林公園 5年間で150回 情報交流館 5年間で500回	○児童生徒が参加するイベントの回数 南喜ヶ峰森林公園 年間30回 情報交流館 年間100回	○南喜ヶ峰森林公園 ・木工クラフト、間伐体験などのイベント ・小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 ○森林研修センター情報交流館 ・森の音楽会、炭焼き体験などのイベント ・小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習	○南喜ヶ峰森林公園 ・木工クラフト、間伐体験などのイベント 26回 ・小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 3回 ○森林研修センター情報交流館 ・森の音楽会、炭焼き体験などのイベント 18回 ・小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 81回	平成27年度より、南喜ヶ峰森林公園、森林研修センター情報交流館の管理業務内容に森林環境教育の企画・実施が含まれており、実施回数も増加傾向にあることから更なる利用者の拡大が見込まれる。 ○森林研修センター情報交流館 ・森の音楽会、炭焼き体験などのイベント ・小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習	○南喜ヶ峰森林公園 ・木工クラフト、間伐体験などのイベント ・小中学校や幼稚園等を対象とした森林環境学習
木材産業振興課	33	乳幼児等木育支援事業(教育普及事業)	市町村等が行う乳幼児への木製玩具等の配布を支援する。	取り組み市町村の増加に向けた制度の周知が必要	多くの市町村で取り組むことで、保護者と乳幼児が日頃から家庭で木に触れ木に親しむ機会をつくる	事業実施市町村の拡大	・補助金交付要綱の作成 ・補助事業の周知 ・事業要望の実施 ・補助事業の実施	・補助金交付要綱制定(5月) ・事業要望の実施(5月) ・補助事業交付決定(6、10月) ・平成31年度補助金交付要綱制定(3月)	○要望を検討していた市町村を来訪し、事業の実施を依頼したが事業実施は3町にとどまった。 ○県森林環境税と国の森林環境譲与税との使途の整理が必要	・補助事業の周知 ・事業要望の実施 ・補助事業の実施
環境共生課	34	環境活動支援センター事業 ※再掲	子どもたちが環境について考え、行動し、その経験を絵日記することで、環境意識を育むことを目的とした環境絵日記コンテストを実施する。また、体験型の環境イベントを開催して子どもたちが環境について見て、触れて、遊んで、学べる機会を提供する。	○環境絵日記の応募作品の普及啓発活動への活用。 ○環境絵日記については、子どもたちの参加意欲を促すため全作品をデジタル化してウェブ公開しているが、費用を要するため、応募数が増えずと予算面での対応が難しくなる。	○環境絵日記コンテストの応募作品数は現状レベル(3,500～4,000点)を維持。	○空白地帯(未実施市町村、未実施校)の解消	○環境絵日記コンテストの開催 ○体験型環境イベントの実施(2回/年)	○環境絵日記コンテストの開催(募集期間6/1～9/10、応募作品数4,160点) ○環境イベントの開催(12/8環境活動見本市in室戸市)	○応募作品数が目標を達成するなど、取り組みの定着と拡大が進んでいる。 ○県内各市町村の参加を得るなど、さらなる普及を進めることが目標。	○環境絵日記コンテストの開催 ○体験型環境イベントの実施(1回/年)
環境共生課	35	牧野植物園管理運営費(教育普及事業)	親子で参加できる「子ども自然体験教室」や、夏休み中の子ども向けイベントの開催等により、植物や自然環境への関心を高める。また、小中学校向け教育プログラムを実施する。	子どもを含めた入園者数が伸び悩んでいる。また、子どもを対象とした学習プログラムは好評であるが、実施するための場所や体制が十分でなく、また学校側の希望時期が重なることもあり、必ずしも希望に添えていない。	児童生徒の利用の増	平成30年度に子ども等を対象とした学習プログラムを実施するための園地を整備するとともに、学校関係者等との意見交換も踏まえてプログラムの充実をはかり、年間を通して学校に利用していただける体制を整える。	○植物教室 ・押花教室、ふれあい植物観察会、子ども自然体験教室、育てて楽しむ草花教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗りろ」「子どもサマーキャンプ(五台山で遊ぼう)」「植物スタンプラリー」 ○学習プログラム	○植物教室 ・押花教室、ふれあい植物観察会、子ども自然体験教室、育てて楽しむ草花教室等を実施した ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗りろ」「子どもサマーキャンプ(五台山で遊ぼう)」「植物スタンプラリー」を実施した ○出前授業を含む各学習プログラムを実施した ○子どもたちがお弁当を広げ、走り回れる憩いの広場と、植物に触れ合える学びの広場がほぼ完成し、遠足等に利用してもらいやすい環境が整った	○各イベントが子どもにも好評を博し、子どもの入園者数は徐々に伸びている。 H29 17,461人 → H30 18,138人 ○子どもたちをターゲットとして園地を拡張したことにより、より積極的に校外学習に利用してもらえる状況となった。 ○新園地での学習プログラムを各学校と連携して作成、広報し、学習利用の児童生徒数を伸ばす必要がある	○植物教室 ・押花教室、植物画教室、ふれあい植物観察会、五感で楽しむ子ども自然体験教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗りろ」「子どもサマーキャンプ」「植物スタンプラリー」 ○学習プログラム ○常設展示室のリニューアル(VRシアターの設置、「植物の世界」を分かりやすく更新、キッズスペースの充実)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
環境共生課	36	県立こどもの森管理運営費	自然の中での野外活動を通じ、子どもたちの心身の育成を図ることを目的に設置された月見山こどもの森の施設管理運営を行う。	第三期計画の五年目にあたるH29年度に目標数値であった、年間利用者数23,000人を上回る事ができた。 第四期については、5か年通じての目標数の達成を目指す。	○目標年間利用者数23,000人	小学校の遠足等の受け入れ数を増やしていけるよう、また一般の来園者についても県内から広く来ていただけるよう広報活動に取組む。	○森林環境教育・体験学習 ・アスレチック、木のクラフト等 ・木工クラフト等 ・自然観察 ○森の学校 ・レインスティック、竹笛作り等 ・グリーンアドベンチャー ・写真展 ○森と海の学校 ・親子木工教室、竹とんぼ大会等 ・木工クラフト体験 ○出前教室 ・木の実クラフト ・木工体験 ○他団体との連携 ・木の実クラフト、木工クラフト体験	○森林環境教育・体験学習 7回 ・アスレチック、木のクラフト ・ドングリ拾い・自然観察 ○森の学校 10回 ・木の実クラフト、クリスマスリースづくり ・植物観察、企画展(間伐材で作った恐竜展) ・木工工作、写真展 ○森と海の学校 2回 ・竹とんぼ教室 6月3日 ・ウォーキングイベント 3月23日 ○出前教室 4回 ・木の実クラフト ・木工工作 ○他団体との連携 ・木の実クラフト、木工クラフト体験等	○7月の豪雨や台風の影響で、来園者が夏場に減少したが、クリスマスリースづくりや夏休みの宿題応援企画など児童に来園してもらえ自主事業を行い、目標年間利用者数23,000人を越える23,707人来園いただいた。 ○小学校・保育所などの遠足の受け入れ回数が、前年度は11回あったが、今年度は7回に減少しているため、一層の広報活動が必要である。	○森林環境教育・体験学習 ・アスレチック、木工クラフト等 ・自然観察 ○森の学校 ・レインスティック、竹笛作り等 ・グリーンアドベンチャー ・写真展 ○森と海の学校 ・親子木工教室、竹とんぼ大会等 ・木工クラフト体験 ○出前教室 ・木の実クラフト ・木工体験 ○他団体との連携 ・木の実クラフト、木工クラフト体験
防災砂防課	37	こども防災キャンプ	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。	災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、こども防災キャンプを実施していく。	6/30 伊野南小学校 10/13 神谷小中学校	6/30 伊野南小学校 10/13 神谷小中学校	・最大規模の学校(伊野南小)や初めての小中合同開催で臨機応変さを求められることが多くあり、今後の参考にできることを学べた。 ・今後も取り組みを続けていき、次につながるように記録を残していく。	6/29 黒岩小学校 8/17 川口小学校
港湾・海岸課	38	こども防災キャンプ	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。その一環として、津波学習を行う。	災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、こども防災キャンプを実施していく。	6/30 伊野南小学校 10/13 神谷小中学校	6/30 伊野南小学校 10/13 神谷小中学校	・最大規模の学校(伊野南小)や初めての小中合同開催で臨機応変さを求められることが多くあり、今後の参考にできることを学べた。 ・今後も取り組みを続けていき、次につながるように記録を残していく。	6/29 黒岩小学校 8/17 川口小学校
小中学校課	39	教育文化祭	県内の幼児、児童生徒及び教職員の教育文化活動を広く県民に周知・公開し、その成果をたたえ、本県の教育文化の向上を図る。	○幼児、児童生徒の教育文化の向上に役立っている。 ○外部団体との連携が図れているため認知度が高い。 ○少子化による児童生徒数の減少、学校統廃合による学校数減少が予想され、児童生徒の参加者数の微減が進む。	○応募、出品の呼びかけをさらに進める。 ○外部団体との連携を図りながら現在の参加者数、観客数を維持もしくは増加させる。	○応募、出品の積極的な働きかけを行う。 ○外部団体との連携を図りながら、認知度を向上させる。	○教育文化祭行事の実施 ・科学 理科 ・音楽(吹奏楽・唱歌・器楽) ・連合音楽会 ・作品展 ・英語弁論 ・体験発表 ・作文 ・読書感想文 ・読書感想画	第70回小中学生科学研究発表会(11/4) 児童生徒 572名・観客等 358名 計930名 第68回高知県高等学校生徒理科研究発表会(10/28) 高校生 67名 観客等 50名 計117名 高知県器楽コンクール(8/19・11/23・12/26) 児童生徒学生 684名 観客等 684名 計2234名 唱歌コンクール(8/2・9/9) 児童生徒 725名 観客等 1100名 計 1825名 高知県吹奏楽コンクール(8/4・8/5・8/6) 児童生徒学生一般 2147名 観客等 4200名 計6347名 高知県吹奏楽祭(10/21) 児童生徒学生一般 1240名 観客等 1500名 計 2740名 高知県児童生徒発明くふう展(11/15～11/17) 児童 102名 観客等 1610名 計 1712名 高円宮杯第70回全日本中学校英語弁論大会(高知県大会)(10/7) 生徒 29名 観客等 90名 計119名 全国小・中学校作文コンクール高知県審査(10/27) 児童生徒129名 観客等123名 計252名 紙上書道高知展(上期・下期) 児童生徒300名 計300名 第71回高知県中学・高校英語弁論大会(10/21・11/3・11/11) 生徒97名 観客等 335名 計432名 第53回高知県美術教育総合展(2/13～2/17) 児童生徒17124名 観客等4900名 計22024名 第64回高知県青少年読書感想文コンクール(2/16) 児童生徒33630名 観客等250名 計33880名 第30回高知県読書感想文コンクール(1/15) 児童生徒5123名 観客等250名 計5373名 小砂丘賞(1/26) 児童生徒503名 観客等997名 計1500名 第69回こども県展(2/26～3/3) 児童生徒 74656名 観客等 5920名 計80576名 第47回高知県特別支援学級・特別支援学校児童生徒作品展(12/7・8・9) 展示品759点 即売品12581点 観客等2423名 第52回高知県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表会(10/5) 生徒850名 観客等500名 計1350名 高香地区小中学校音楽会(11/9) 児童287名 観客等217名 計504名 幡多地区小中学校連合音楽祭(11/10) 児童生徒 390名 観客等310名 計700名 高知市小・中学校連合音楽会(6/16・1/26) 児童生徒3957名 観客等3600名 計7557名 香美・香南小中学校音楽会(11/16) 自走生徒800名 観客等495名 計1295名 児童生徒 計 143085名 観客等 計 30778名 合計 173863名	○少子化による自走生徒数の減少、学校統廃合による学校数減少の傾向が今後も進むことが予想され、児童生徒の参加者数は減少を続けるのではないかと考えられる。 ○応募、出品の呼びかけをさらに進め、県下の児童生徒数が減ったとしても、多くの子どもたちに応募・出品してもらえよう働きかけていく。 ○高知県教育文化祭のブログは、多い時には1000を超える閲覧数となっており、引き続き観客数も増やすようPRしていく。	○教育文化祭行事の実施 ・科学 理科 ・音楽(吹奏楽・唱歌・器楽) ・連合音楽会 ・作品展 ・英語弁論 ・体験発表 ・作文 ・読書感想文 ・読書感想画

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
高等学校課	40	感性を育む教育推進費	高校生の文化活動の活性化、豊かな情操や技術の向上を図る高等学校総合文化祭を開催する。	○大会開催準備は概ね良好に推移。 ○各種公募を実施し、大会テーマ、同毛筆表現、マスコットキャラクター、大会イメージソング歌詞が決定した。 ○平成28年度の「基本計画生徒検討委員会」、平成29年度の「生徒広報委員会」を開催し、それぞれ、今後の方針や具体的な広報を考える中で、生徒の大会への機運が向上した。 ○関係機関の協力体制が構築され、各機関の大会開催の意識を高めることができた。 ○高知県高等学校文化連盟に設置されていない専門部関係の部門に対する支援や部門委員の意識高揚が課題 ○天皇即位、オリパラに係る大会日程や部門会場の変更の可能性がある。 ○オリ・パラ開催における、大会開催時期の国内移動の制限や資材の不足が予想される。 ○配宿・交通などについて、高知県のキャンパシティの上で、課題が見られることから、平成30年度からの調査、調整を必要としている。	○生徒の文化活動が活性化し、生徒の豊かな感性の育成や技術の向上が見られる。	○第44回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会を6月に設立し、関係機関の協力体制を整える。 ○第44回全国高等学校総合文化祭生徒実行委員会を7月に立ち上げ、生徒による本大会の企画立案、実行に向けた取組を後押しする。	○第44回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会の設立及び第1回実行委員会の開催 ○第44回全国高等学校総合文化祭企画運営委員会を開催 ○第44回全国高等学校総合文化祭生徒実行委員会(募集による組織)の立ち上げ及び複数回の開催 ○第44回全国高等学校総合文化祭生徒統括会議の開催 ○第44回全国高等学校総合文化祭高知大会500日前キックオフイベントの開催	年間計画に基づいて実施した。 ○第1回実行委員会開催(平成30年6月8日) 第2回実行委員会開催(平成31年2月25日) ○第1回企画運営委員会開催(平成30年7月13日) 第2回企画運営委員会開催(平成31年2月25日) ○第1期生徒実行委員委嘱式(平成30年7月13日) 生徒実行委員会(計8回実施) ○第1回生徒実行委員統括会議開催(平成31年3月16日) ○2020こうち総文500日前イベント開催(平成31年3月17日)	成果・特に大きな問題もなく、順調に開催され、着々と大会準備は進んでいる。 課題:一部の部門で進捗に問題があるため、個別の指導を進めていく。	○第3回・第4回実行委員会の開催 ○年間3回の企画運営委員会の開催 ○月1回程度の部門代表者会の開催 ○月1～2回程度の生徒実行委員会の開催 ○1年前イベントの計画と開催 ○300日前、200日前イベントの計画と開催 ○ブレ大会総開会式・パレードの計画と実施 ○部門ブレ大会の計画と実施 ○本大会の計画
生涯学習課	41	環境学習推進事業 ※再掲	平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。	○フィールドワークやボランティア体験を通して体験的に地域課題を知り、課題解決に向けたアイデアを出すことができた。 ●大人も子どもも自然体験離れが進んでいるため、体験活動等の講師依頼が少ない。	○自然体験に関わる指導者の育成や、その活動の場の拡大により、より多くの子どもたちに自然体験の機会が提供されている。 ○各所で子どもが主体となった活動が展開され、地域コミュニティの活性化にもつながっている。	○指導者養成研修の実施(委託)※H30年度事業終了 ○各校への周知や募集チラシの改善を図るとともに、体験活動の教育効果やその重要性について啓発を行う。 ○体験活動を希望する団体等への指導者の派遣 ○市町村訪問・校長会での説明を行い、周知を図る。	○平成30年度高知県教育委員会「指導者養成研修等」委託事業 自然体験活動企画担当者セミナー開催により、自然体験活動のプログラムを考え、指導できる人材を育成する。 ○子どもが主体となった体験活動を含むプロジェクト・イベントの企画、運営、実施 ○県内青少年教育施設や県内の自然環境団体と連携し、行事等を県民に周知してもらうための広報活動を行う。 ○平成30年度 体験活動推進事業実施により、保・幼・小・中の園児、児童、生徒に対して自然にふれあ体験活動を企画できる講師を派遣する。5団体程度対象で講師を5～10名程度派遣する。 ○平成31年度からは委託事業ではなく養成された指導者による自然体験活動を自立して行っていく。	○指導者養成研修等は、平成30年12月8日・9日の2日間実施。参加者は25名であった。 ○連続講座6回実施。参加者による「巨大ブランコ作成のイベント」と竹書を考えるイベントの企画、運営、実施。 ○青少年教育施設、自然環境団体等に年間4回体験活動情報提供を依頼し、HPIに掲載した。 ○平成30年度体験活動推進事業では、5団体に講師を派遣した。派遣した講師数は9名であった。 ○指導者養成研修では目標の参加者24名を超える25名の参加があり、H25年からの累計指導者数が111名となり、目標の100名を達成した。 H25:19人→H26:21人→H27:11人→H28:12人→H29:23人→H30:25人(計:111人)※H30年度事業終了 ○巨大ブランコ製作プロジェクト企画・実施(竹書対策の一環として)参加者:20名 竹書を考えるイベントの企画、運営、実施(放置林の竹の伐採と竹のランタン作りイベント)参加者24名。参加者満足度81% 【課題】対象となる小中高生が、学校行事や習い事などで連続講座に出席しにくいことから定員の参加者を得ることができない。 ○体験活動推進事業は、4月に各市町村教育委員会を通して、小学校等へ要綱、チラシ等を配布した結果、7月には5団体が決定した。PTAの事業で活用する学校等が増加した(5団体内3団体)。	○体験活動推進事業は「指導者派遣事業」に事業名変更。園児・児童・生徒が行う、自然にふれあ体験活動を企画できる講師を、5団体程度を対象に5～10名派遣する。またチラシ等でPTA事業での活用を呼びかけ、親も巻き込み、自然体験活動を体験させていく。 ○新規事業である自然体験型学習事業では、小学校等が行う、森林に関する体験活動を含む2泊3日以上宿泊体験活動に対して定額の補助を行う。年間30校の実施を目標とする。 ○子どもが主体となった体験活動を含むプロジェクト・イベントの企画・運営・実施 目標:計画立案14名 イベント参加者50名	
生涯学習課	42	青少年教育施設振興事業 ※再掲	青少年施設としての機能を生かし、青少年を自然に親しませ、また異年齢集団による多様な体験活動の場を提供し、自主性・社会性・協調性を養う。 体験活動等を通して不登校・いじめ等の予防的対応を図るとともに、子どもが家庭や地域社会と上手に関わりながら成長する力を身に付ける。	○社会の中で生きる力を子どもたちに育むために、青少年教育施設の機能を活かした多様な体験活動の提供を行っているが、少子化の影響等により、施設の利用者数は減少傾向にある。 ○従来の体験活動や仲間づくりに加え、地域の自然や歴史・文化などを活かしてふるさとを伝える体験活動なども求められる。 ○子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施し、子どもと大人が共に学び合う機会を増やしていくことが必要である。	○魅力的な主催事業の実施を通じて、多様な体験活動が促進され、施設利用者も増加している。 県立青少年教育施設の利用者数 (小・中・高校生) 延べ160,000人以上	○自然体験の充実や交通手段の提供など、施設の特性やスタッフのノウハウを活かした活動プログラムを提供することにより、更なる利用促進を図る。 ○リニューアルによる施設機能の充実を有効に活用し、利用者の多様な活動を実現させ、利用促進につなげていく。	○地域のニーズを踏まえた主催事業の実施 ・既存事業の見直し及び主催事業の開発 ○積極的な広報の実施 ・事業チラシの学校配布や学校訪問による広報の実施 ・県内青少年教育施設の共同チラシの作成配布	○主催事業の実施 ・各施設において主催事業を実施(幡多青少年の家、青少年センター、香北青少年の家、塩見青少年記念プラザ、高知青少年の家、青少年体育館) ・中1学級づくり合宿事業 青少年センター 13校参加 幡多青少年の家 16校参加 ・不登校対策事業 青少年センター 5回実施 延べ参加者 66名 幡多青少年の家 5回実施 延べ参加者 67名 ○既存プログラムの見直しの実施 ○次年度のプログラム見直しに向けた取組	○チラシの配布に加え、校長会への出席や学校訪問等積極的な広報活動により、新規利用団体の開拓等の成果が見られた。 ○学校の利用時期が4～6月に集中する傾向があるため、閑散期に効果的に実施できる「防災学習」や遠足時の体験プログラム等を充実させ、利用促進を図ることが必要である。	○地域のニーズを踏まえた主催事業の実施 ・既存事業の見直し及び主催事業の開発 ○積極的な広報の実施 ・事業チラシの学校配布や学校訪問による広報の実施
広報広聴課	43	県庁見学	県民に県庁の仕事を身近に感じていただくために実施する。	○県庁見学の受け入れ(随時)	○県庁見学を通じて、子どもたちが県庁や県政に関心を持つようになる。	○県庁見学の受け入れ(随時)	○県庁見学の受け入れ(随時)	○5月11日 いの町立枝川小学校 58人 ○7月26日 土佐塾中学校 22人 ○7月30日 高知公務員学院 40人 ○11月9日 土佐町立土佐町中学校 29人	学校の希望に添う内容で県庁見学を実施することができた。 今後も県庁見学の受け入れを行い、県庁見学を通じて、子どもたちが県庁や県政に関心を持つように務める。	○県庁見学の受け入れ(随時)
林業環境政策課	44	こうち山の日推進事業(山の一日先生派遣事業)	人と木の共生を基本理念とする「木の文化県構想」の一環として、県民一人ひとりに森林や山を守る活動の重要性に対する理解と関心を深めて「こうち山の日」(11月11日)を中心に行われる県民活動を支援する。	○実施事業者が減少しており、事業者の育成が必要	○5年間で延べ500回以上の派遣を実施する。 ○山の一日先生派遣事業を継続することで、森林環境教育に携わる人材を育成する。	年間100回以上の派遣を実施する ○山の一日先生派遣事業を継続することで、森林環境教育に携わる人材を育成する。	○次世代を担う子ども達等を対象に、森林環境教育を推進するために、山の一日先生の派遣を行う団体等に対して補助する	○幼稚園、保育園、小学校、子ども会等で森林環境教育を実施 3団体で計97回、4,827人	年間100回以上の派遣を実施するという目標値に対して近い実績で実施できてはいるが事業を活用する市町村(学校)の固定化してしまっている。	○次世代を担う子ども達等を対象に、森林環境教育を推進するために、山の一日先生の派遣を行う団体等に対して補助する
木材産業振興課	45	木の香るまちづくり推進事業(学校関連環境整備)	県内の幼稚園、保育園、小学校、中学校その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブや図書館などへの木製品の導入を支援する。	事業実施する幼稚園、保育園、小学校、中学校等を拡大するため事業周知	○より多くの学校等に机や椅子などの木製品が導入され、子ども達が木に触れ合う機会が増えている。	事業実施する幼稚園、保育園、小学校、中学校等の拡大	・補助金交付要綱の作成 ・補助事業の交付決定(H29.10要望調査分) ・事業の2次要望の実施(H30.7) ・補助事業の交付決定(2次要望) ・補助事業の実施	○H30年度 26団体 42施設(小中学校や保育園等へ机、椅子、遊具、ロッカー等の導入)	○小中学校や保育園等への机や椅子、木製のおもちゃ、遊具などの木製品の導入が進んでおり、子ども達が木に触れ合う機会が増え、子どもの木育が着実に推進されている。 ○事業実施する幼稚園、保育園、小学校、中学校を拡大するため事業周知	・要望調査の実施 ・補助事業の交付決定 ・補助事業の実施 ・令和2年度に向けた事業のPR(ホームページへの導入事例紹介等)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
環境共生課	46	環境活動支援センター事業 ※再掲	地域の企業等の施設を訪問し、日頃公開されていない場所を見学して、環境に配慮した取組について学ぶ視察研修を実施する。	○学校における学習指導要領や年間の行事スケジュール等との調整	○事業活動等に際してどのような環境配慮がなされているか、子どもたちの理解が進んでいる。	○学校側が参加しやすい時期(8月)に実施する方向で調整	○環境×仕事の現場を見学するバックヤード・ツアーの実施	○バックヤード・ツアーの開催(3/29廃プラスチックの現状とリサイクル)	○広く一般を対象とした現場見学を含む環境学習の場は少なく、学習の機会の提供ができていない。 ○受け入れ側との調整が課題。	○環境×仕事の現場を見学するバックヤード・ツアーの実施
環境共生課	47	牧野植物園管理運営費(教育普及事業) ※再掲	親子で参加できる「子ども自然体験教室」や、夏休み中の子どもの向けイベントの開催等により、植物や自然環境への関心を高める。また、小中学校向け教育プログラムを実施する。	子どもを含めた入園者数が伸び悩んでいる。 また、子どもを対象とした学習プログラムは好評であるが、実施するための場所や体制が十分でなく、また学校側の希望時期が重なることもあり、必ずしも希望に添えていない。	児童生徒の利用の増	平成30年度に子ども等を対象とした学習プログラムを実施するための園地を整備するとともに、学校関係者等との意見交換も踏まえてプログラムの充実をばり、年間を通して学校に利用していただける体制を整える。	○植物教室 押花教室、ふれあい植物観察会、子ども自然体験教室、育てて楽しむ草花教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗りよう」「子どもサマーキャンプ(五台山で遊ぼう)」「植物スタンラリー」 ○学習プログラム	○植物教室 押花教室、ふれあい植物観察会、子ども自然体験教室、育てて楽しむ草花教室等を実施した ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗りよう」「子どもサマーキャンプ(五台山で遊ぼう)」「植物スタンラリー」を実施した ○出前授業を含む各学習プログラムを実施した ○子どもたちがお弁当を広げ、走り回れる憩いの広場と、植物に触れ合える学びの広場がほぼ完成し、遠足等に利用してもらいやすい環境が整った	○各イベントが子どもにも好評を博し、子ども入園者数は徐々に伸びている。 H29 17,461人 → H30 18,138人 ○子どもたちをターゲットとして園地を拡張したことにより、より積極的に校外学習に利用してもらえる状況となった。 ○新園地での学習プログラムを各学校と連携して作成、広報し、学習利用の児童生徒数を伸ばす必要がある	○植物教室 押花教室、植物画教室、ふれあい植物観察会、五感で楽しむ子ども自然体験教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗りよう」「子どもサマーキャンプ」「植物スタンラリー」 ○学習プログラム ○常設展示室のリニューアル(VRシアターの設置、「植物の世界」を分かりやすく更新、キッズスペースの充実)
障害保健福祉課	48	障害者委託訓練事業(特別支援学校早期訓練コース)	特別支援学校高等部等に在籍する生徒で就職先が内定していない就職希望者を対象に、民間企業等において職業訓練を実施し、就職を支援する。	障害者のニーズに応じて、受入先企業の職種拡大等が必要である。	○特別支援学校のみならず、学校教育法第1条に規定されている学校においても、発達障害の生徒が増えてきており、今後委託訓練のニーズが高まると予想されるので、15コース程度を見込む。	特別支援学校高等部等を3月に卒業する際には、就職先が内定するよう、当該職業訓練の受講を確実ににつなげる。	3コース(3人)	実績なし。	働きかけは行ったが、対象となる者がいなかった。引き続き、関係機関に周知を図る。	4コース(4人)
文化振興課	49	県立歴史民俗資料館(教育普及(学校教育)事業) ※再掲	県有施設における中高生の職場体験の受入を行う。	○子どもたちの歴史や文化に触れる機会を充実させるよう、ワクワクワーク(子ども歴史教室)等を実施している。	○子どもたちが、歴史や文化に触れる機会を充実させる。	○中高生の職場体験の受入を行う。	○職場体験	○職場体験 中学校:6校 大学(博物館実習):1校	○体験活動など子どもたちの歴史や文化に触れる機会を充実させるとともに、学ぶこと、働くことを通じて社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成につながるよう、引き続き取組を実施していく。	○職場体験
まんが王国土佐推進課	50	まんが甲子園開催事業	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんがが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。また、進路に関するシンポジウムを開催する。	○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加の確保 ○幅広い高校生に進路シンポジウムに興味を持ってもらえるよう、シンポジウム内容の充実	○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験や、大会を通して全国の高校生との交流を深める。 ○進路シンポジウムを通して、まんがを学ぶことが将来における職業にどうつながるかイメージや、それに対して現在から準備していくこと等の具体的なイメージを持ってもらう。	○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。 ○シンポジウム開催に関する内容をアンケートに追加し、次年度に向けた内容の充実を図る。	○まんが甲子園の開催 ○出版社への参加依頼 ○スカウトシップ育成プログラムの実施 ○高校生スタッフへのアンケート実施 ○高知県高等学校文化連盟への大会実績報告 ○進路に関するシンポジウムの開催 ○シンポジウム内容の振り返りと次年度に向けた企画案や改善策の策定	まんが甲子園 ・予選審査会 6/22 高知県庁正庁ホール 45都道府県272校、韓国6校、シンガポール4校、台湾19校から応募 ・本選大会 8/4～5 高知市文化プラザかるぼーと(敗者復活戦:高知城歴史博物館) 国内30校、海外各1校の合計33校155名が参加 実況を付けたインターネット配信を実施 来場者数:3,382人(ニコニコ生放送来場者数:約43,000人)	まんが甲子園 ・国内外の予選応募校数や来場者数をいかに拡大させるか →高等学校文化連盟と連携したPR →人気の高いゲスト漫画家の招へい →応募ルール変更に関するニーズ・意識調査 ○レポートブックの作成	○第28回まんが甲子園の開催 ○出版社への参加依頼 ○スカウトシップ育成プログラムの実施 ○高校生スタッフへのアンケート実施 ○高知県高等学校文化連盟への大会実績報告 ○レポートブックの作成
まんが王国土佐推進課	51	まんが教室開催事業 ※再掲	県内のプロ、セミプロの漫画家が小中学校等を訪問し、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間を利用して、まんがの描き方、ストーリーの作り方、表現方法を指導する。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催に取り組む。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。	○県内の小中学生(ただし、高知市を除く)を対象としたまんが教室の実施 ○開催実績のない地域への積極的案内	まんが教室 ・14回開催 213名受講 (7/25、26、8/7、9、29、9/13、14、10/1、12、11/14、27、29、12/12、2/20)	西部地区は毎年盛んに応募があるが、東部地区での応募が乏しい 「文化芸術による子どもの育成事業(文化庁)」を活用すれば、年3回の実施が可能である	○県内の小中学生(ただし、高知市を除く)を対象としたまんが教室の実施 ○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。東部地区での応募増加。
まんが王国土佐推進課	52	まんが塾開催事業 ※再掲	県内の中高生を対象に年6回の講座を開催し1枚まんが等の描き方や考え方を学び、まんがで自分の思いや考え方を表現できる人材の育成を図る。	○県内で活動するプロやセミプロの漫画家の協力を得て実施 ○まんがを学ぶことに意欲的な中高生の参加を得られる募集広報	○まんがで自分の思いや考え方を表現出来る人材の育成 ○まんがが甲子園参加者のすそ野拡大	○HPや広報ツールでの募集 ○高文連や市町村教育委員会への周知依頼				○4月～5月上旬まで高知市で参加者募集 ○年6回(5月、6月、8月、10月、12月、3月)の講座を開催 ○まんがが甲子園、まんさい、全国漫画家大会議の見学など、プロ漫画家との交流
私学・大学支援課	53	私立学校教育力強化推進事業	私立学校が行う特色に応じた学力等向上対策や進路指導の充実にかかる経費、また特色ある教育の取組に対して補助することにより、県全体の学力等の向上を図る。	○各学校がそれぞれの特徴に応じた方法により、生徒の伝統文化に親しむ活動や、スポーツ活動、また職業体験への取組などを実施している。	○各学校において、特色に応じた学力等向上対策や進路指導の充実等に取り組まれている。(全ての学校における事業の活用)	○県、国における事業の継続	○制度に関する学校への周知 ○適切な事業実施	○私立学校教育力強化推進事業費補助金(教育改革推進事業) ・指導員による伝統文化(華道・茶道・陶芸・着付け等)に関する指導 ・スポーツ指導員による部活動指導 ・音楽鑑賞 ・英語劇創作・公演 ・職業現場見学・体験の実施 ・資格試験への指導対策 ・進路希望の多い分野のプロフェッショナルによる体験的学習の実施	○各学校において、特色ある教育指導、文化キャリア・職業教育の推進等、学力等向上対策、進路指導の充実等が取り組まれている。	○学校に対する事業の周知及び事業の実施
私学・大学支援課	54	職場体験活動・インターンシップ等の推進	県内私立中学・高等学校に対して、職場体験活動インターンシップや職場見学の受入れが可能な事務所に関する情報提供を行う。	○一方的な情報提供となっており、活用状況が不明	○確実な学校への情報提供の実施	○確実な学校への情報提供の実施	○確実な学校への情報提供の実施	○県に情報提供された情報や資料を各学校にメールや郵送で送付し、情報提供を行った。	○職場体験活動やインターンシップを通じて就職、職業に関する現状や自己の適性に関する理解を深めている。	○学校に対する事業の周知及び事業の実施

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
スポーツ課	55	タレント発掘四国ブロック展開事業	四国各県で実施されている地域タレント発掘事業(高知県は「高知くろしおキッズ・高知くろしおジュニア」)で発掘された優秀な選手を、年代別の日本代表選手レベルに引き上げるとともに、効果的な発掘・育成システムを広域レベルで構築していくため、四国ブロック規模でより質の高いプログラムを実施する。	○両競技(トランポリン競技・ライフル射撃競技)ともに専用の練習場や器具が必要なため、今後は、本事業の参加者の中でも特に将来有望なタレント生に対して、質・量ともに十分な育成環境を整備する必要がある。 ○競技団体だけでなく、本事業に参画している各県のスポーツ振興を担当する部署のネットワークを生かし、アクセシビリティの良い体育館等の施設を確保する必要がある。	○H30年度より全国大会の入賞を徐々に輩出。 ○H34年度には国体出場、ナショナルタレント候補生へ輩出。	○本事業は、委託事業であることから、徐々に競技団体が主となり事業が展開されるようにH30・31年度に基盤づくりを進める。 その間、各競技でのサポート等を模索し、より良いシステムづくりとして事業を成立させる。	○コンソーシアム会議:2回(6月・2月) ○プログラム検討会:3回(6月・7月・10月) ○発掘プログラム:1回(9月) ○育成プログラム(トランポリン競技・ライフル射撃競技) 短期集中プログラム:各3回(7月～2月) ○スタッフ研修:2回(7月・10月)	●コンソーシアム会議:2回(7月19日・2月) ●プログラム検討会:3回(6月・8月・3月) ●発掘プログラム:1回(9月1日) 参加者:愛媛県12名、香川県3名、高知県7名 計22名 選考者:トランポリン競技4名、ライフル射撃競技4名 ●育成プログラム(トランポリン競技・ライフル射撃競技) 短期集中プログラム:各5回(8月～2月) ●スタッフ研修:1回(2月19日)	・3県の育成選手がチームとして合同でトレーニングする環境がパフォーマンスの向上に繋がった。 ・PFとNFが連携することで日常のトレーニング環境の要素のひとつであるコーチングの高品質化に繋がった。 ・【トランポリン競技】 第12回中四国地区トランポリン競技選手権大会一般の部Aクラス男子3位、5位、第3回ソムラ杯トランポリン競技選手権大会一般Aクラス男子優勝 ・【ライフル射撃大会】 平成30年度全日本ジュニアビームライフル射撃競技大会優勝第1回全日本選抜小中学生エアライフル・ビームライフル射撃大会優勝 ・競技団体が主になり事業展開できるように進める。 ・NFからPFへの指導及び競技力の向上。 ・各県でのトレーニング環境を増やす。	○コンソーシアム会議:2回(5月・2月) ○プログラム検討会:3回(4月・8月・10月) ○発掘プログラム:1回(9月) ○育成プログラム(トランポリン競技・ライフル射撃競技) 短期集中プログラム:各6回(7月～2月) ○スタッフ研修:2回(7月・10月)
公園下水道課	56	県立のいち動物公園管理運営事業(教育普及活動)	飼育職員や獣医職員が学校に出向いての講義・講習や、中学・高校生の職場体験学習等を受け入れ、動物園という特殊な職業に触れる機会づくりを進める。	職場体験の依頼数増加や日程の重複により、受入人数や受入校の調整をしている。出前授業では、職員の講義のスキルアップや業務との調整が課題。	飼育職員や獣医職員だけでなく、売店、入園窓口も含む動物園という特殊な職業に触れる機会をつくる。また、自然散策路等を利用し、自然に触れる機会もつくり、子ども達の動物(生物)への関心を高める。	飼育職員や獣医職員だけでなく、売店、入園窓口も含む動物園という特殊な職業に触れる機会をつくる。また、第3者委員会などで、提言をいただきながら自然観察会等を実施予定。 また、友の会でも飼育体験や自然観察会を毎年開催して、動物(生物)に親しみ、関心を高める機会をつくる。	友の会の開催(飼育体験、秋の鳴く虫観察会など) サマースクールの開催 夏休み特別講習会の開催 探鳥会の開催 アサギマダラ観察会の開催 タカの渡り観察会の開催 どんぐり感謝祭の開催 樹木プレート追加設置	友の会の開催(飼育体験、秋の鳴く虫観察会など) サマースクールの開催 夏休み特別講習会の開催 探鳥会の開催 アサギマダラ観察会の開催 タカの渡り観察会の開催 どんぐり感謝祭の開催 樹木プレート追加設置	探鳥会やタカの渡りの観察会、樹木プレートの追加など、新たに開催し園内で自然にふれあう機会を増やすことができた。ただし、小学校高学年の参加者が少ない。 また、雨天時の参加者確保が課題。	友の会の開催(飼育体験、セミの観察会など) サマースクールの開催 夏休み特別講習会の開催 探鳥会の開催 アサギマダラ観察会の開催 タカの渡り観察会の開催 どんぐり感謝祭の開催
小中学校課	57	小中学校キャリア教育充実プラン	子どもたちの社会的・職業的自立に向けた力を育てるために、高知のキャリア教育の指針に基づき、各地域の特色を生かしたキャリア教育の実践を支援するとともに、県民ぐるみのキャリア教育を推進して、児童生徒が将来の夢や志を持つようになる。	○H29年度全国・学力学習状況調査の児童生徒質問紙において、児童生徒のキャリア発達に関する質問に対する肯定的な回答の割合が、中学校において特に改善傾向にあり、小中学校ともほぼ全国並となっている。 ・人の役に立つ人間になりたいと思う 小学生(+1.5p) 中学生(+1.4p) ・ものごとを最後までやりとげて、うれしかったことがある 小学生(+0.5p) 中学生(-0.3p) ・将来の夢や目標をもっている 小学生(-0.7p) 中学生(+3.1p) ○キャリア教育に関する校内研修の実施が進んできたものの、100%には達していない。 ○キャリアシートの活用率は高いが、その内容や授業での扱い方には差がある。	○県内の教員全体のキャリア教育の指導力が向上し、児童生徒のキャリア発達が促されている。 【全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙】 ・児童生徒のキャリア発達に関する質問事項における肯定的な回答の割合 小学校:全国平均+2ポイント 中学校:全国平均+4ポイント 【キャリア教育に関する実態調査】 ・キャリアシートの活用率 小学校:90%以上 中学校:90%以上 ・キャリア教育に関する校内研修を計画し、実施している割合 小学校:80% 中学校:80%	H30・中学生のためのキャリア教育副読本「みらいスイッチ」改訂・配付 ・キャリアシート「指導の手引き」システム配信 H30～H34 ・取組の充実・成果の普及 ・キャリアシート「指導の手引き」の更新 H31～H34 ・キャリアシート及び「みらいスイッチ」の活用実践事例の収集・発信	○中学生のためのキャリア教育副読本「みらいスイッチ」改訂 ○キャリアシート「指導の手引き」システム配信 ○キャリア教育に関する実態調査の実施	○中学生のためのキャリア教育副読本「みらいスイッチ」改訂・配付 3月 30,000冊 ○キャリアシート「指導の手引き」システム配信 ① 7月(小4事例) ② 10月(中2事例) ③ 12月(中3事例) ④ 3月(小3事例) ○キャリア教育に関する実態調査の実施 2月	○県内中学校の全生徒に中学生のためのキャリア教育副読本が配付されたことにより、キャリア教育の充実を図るための教材整備が整った。 ○キャリアシートの効果的な活用方法の周知。 ○キャリア教育の諸計画が整備されている。 (小学校)全体計画100% 年間指導計画100% (中学校)全体計画 99% 年間指導計画 99% ○キャリア教育に関する校内研修の実施率が低い。 (小学校)全57.8% (中学校)49.5%	○キャリアシート活用事例の配信 ○中学生のためのキャリア教育副読本「みらいスイッチ」(改訂版)の活用事例の収集及び発信 ○校内研修への出前講座の実施 ○キャリア教育担当者スキルアップ研修の開催
高等学校課	58	21ハイスクールプラン推進費	各県立高校における生徒の個性や学校・地域の特色を生かした自主的な、創造的な取組を推進する。	○魅力ある学校づくりに向けて、地域との連携・協働による多様な取組が各学校で進められている。 ○地域や地元企業と連携・協働した学習活動をさらに推進 ○学習意欲の向上や深い学びにつながるような活動となるような取組とする。	○生徒が充実した高校生活を送ることで、生徒や保護者の学校への満足度が向上し、県民に信頼される学校づくりが推進できている。 ○地元高校の教育活動への理解が深まり、志願者の増加につながっている。 ○資格取得を推進することにより、就職内定率の向上につながっている。	○魅力ある学校づくりを推進(広報促進、地域新商品開発・販売、地域防災支援、地域課題解決学習、地域活性化に向けた取組など) ○専門高校等における資格取得の推進	各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実施 ○地域でのボランティア活動の実施 ○国際交流活動の推進 ○ものづくり、資格取得の推進 ○防災教育の推進 ○伝統文化の伝承活動の実施 ○販売市の開催 ○生徒支援の推進 ○学校広報誌・通信の発行 ○人権教育の推進 ○環境教育の推進 など	各校において、年間計画に基づいて実施した。 ・高校 34校 ・県立中学校 4校	成果:各校において、学校・地域の特色を生かし、弄的・創造的な取り組みを実施した。 課題:学習意欲の向上や深い学びにつながる活動へつなげる必要がある。	各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実施 ○地域でのボランティア活動の実施 ○国際交流活動の推進 ○ものづくり、資格取得の推進 ○防災教育の推進 ○伝統文化の伝承活動の実施 ○販売市の開催 ○生徒支援の推進 ○学校広報誌・通信の発行 ○人権教育の推進 ○環境教育の推進 など ・高校 33校・県立中学校 4校

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30			H31
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
高等学校課	59	キャリアアップ事業(インターンシップ)	生徒に自らの学習内容や将来の進路等に関係した県内企業等で就業体験をさせることにより、県内企業に対する理解を深めさせるとともに、学校では学ぶことのできない知識・技術を習得させる。また、勤労観・職業観の育成を図り、生徒が自らキャリア形成を行う力を身に付けさせる。	○各学校において、外部講師を招へいたビジネスマナー講習や就職試験等に対応した筆記試験対策講座などが実施されている。 ○卒業後に必要とされるスキルやマナーを身に付けさせる必要がある。	○社会生活に必要なスキルやコミュニケーション能力の向上を図ることで、自らの将来を切り拓く力を身に付け、希望に添った進路の実現が進んでいる。	○希望進路実現に向け、現行の事業を継続的に実施するとともに、就職内定者を対象としたブラッシュアップセミナーなどの外部のセミナーなどを効果的に活用する。	○進路に向けた課題解決支援事業 ・スキルアップ講習 ・進路講演(キャリアサポート) ○地域産業を支える人材育成事業 ・進路決定者研修	○企業学校見学 27校 3,266名が参加 ○インターンシップ 20校 855名が参加 ○農林業インターンシップ 13校 432名が参加 ○デュアルシステム 9校 330名が参加	成果:企業学校見学により、将来の進路について選択の幅を持たすことができている。 インターンシップを通して、社会に出る具体的なイメージを持たせ、自らの将来を切り拓く力を身に付け、希望に添った進路の実現が進んでいる。	○進路に向けた課題解決支援事業 ・スキルアップ講習 ・進路講演(キャリアサポート) ○地域産業を支える人材育成事業 ・進路決定者研修
高等学校課	60	キャリアアップ事業(進路に向けた課題解決支援)	専門的なスキルを持った講師を招き、スキルアップ講習会を実施し、1年生の早い段階から生徒のビジネスマナーや就職基礎学力の向上を図り、併せて、継続的に指導していかねばならない教員のスキルの向上を目指す。	○各学校において、外部講師を招へいたビジネスマナー講習や就職試験等に対応した筆記試験対策講座などが実施されている。 ○卒業後に必要とされるスキルやマナーを身に付けさせる必要がある。	○社会生活に必要なスキルやコミュニケーション能力の向上を図ることで、自らの将来を切り拓く力を身に付け、希望に添った進路の実現が進んでいる。	○希望進路実現に向け、現行の事業を継続的に実施するとともに、就職内定者を対象としたブラッシュアップセミナーなどの外部のセミナーなどを効果的に活用する。	○進路に向けた課題解決支援事業 ・スキルアップ講習 ・進路講演(キャリアサポート) ○地域産業を支える人材育成事業 ・進路決定者研修	○就職試験を受けた3年生を対象としたスキルアップ講習や就職内定者を対象とした進路決定者研修など、生徒の実情に合わせて効果的に実施した。 ○社会性の育成 各学校において「社会的自立のための進路支援プログラム」に基づき、社会性の育成のための取組を実施 ・キャリアノートを活用した生徒支援 ・進路決定者研修(労働法、ビジネスマナー等)の実施	成果:社会生活に必要なスキルやコミュニケーション能力の向上を図ることで、自らの将来を切り拓く力を身に付け、希望に添った進路の実現が進んでいる。	令和元年度より組替えにより該当なし
高等学校課	61	学力向上推進事業 ソーシャルスキルアップ事業 キャリアアップ事業(地域産業を支える人材育成)	充実した高校生活を送れる環境を整えらるとともに、高知県の将来を担う良い社会人の育成に取り組み、全国平均と比べて高い中途退学率、就職後の離職率を全国平均に近づける。 高知のキャリア教育の3つの柱である「学力向上」「基本的な生活習慣の確立」「社会性の育成」のうちの「学力向上」に関して、「生徒の学習支援」「学校の学習支援体制の充実」を図る。	○入学時の早い段階で、高校生活を共にする仲間としての意識が芽生え、学校生活に対する不安の解消にもつながる取組が必要。 ○特別な支援が必要な生徒に対して、対人行動力を向上させるための支援が必要。 ○各校において、成績不振の生徒への補習ができる体制を整備しており、対象の生徒数は減少しているが、十分ではない。また、国公立大学の進学実績は着実に伸びているものの、難関大学へ進学する割合は少ない。その要因としては、生徒の学習習慣の定着が十分でないことや、生徒の進路意識の啓発が十分でないことなどがあげられ、継続的な取組が必要である。	○学校における人間関係を早期に築かせ、高校生活への適応が円滑に行われている。 ○特にコミュニケーション能力が不足している生徒に対して効果的な指導・支援が行われている。 ○高校3年間の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合 15%以下 ○国公立大学進学者数(現役) 700名以上	○仲間づくり合宿など、実施計画や実施方法のさらなる改善を図る。 ○ソーシャルスキルトレーニングのより効果的な指導・支援体制を構築するために指定校を中心として研究を進める。 ○これまでの取り組みに加え、平成30年度から「学校支援チーム」を編成し、定期的な学校訪問を通じて、授業改善や学校経営に関する具体的な指導・助言を行うことで、各校の支援を強化する。特に、授業改善については、指導主事等が授業見学や各校の教科会に参加して、指導・助言を行う。 ○特に、郡部校、中山間校を中心に生徒の学力層の幅が大き一方で、教員数が限られており、低学力層の学力対策に追われ、上位層の学力が十分に伸ばされていない現状があるため、平成30年度から、上位層対象の学習支援員を新設した。	○仲間づくり合宿、体験活動の実施 ○高校生活や学習等に関するオリエンテーションの実施 ○ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践 ○学校支援チームの派遣 ・基礎力診断テスト実施校(30校)を、「支援校」、「重点支援校」、「教科会支援校」に指定し、授業改善等に取り組む。 ・授業改善に係る学校訪問においては、教科会での協議において、「授業づくりガイドブック(高校版)」を活用 ○学力定着把握検査の実施 ・学力定着把握検査:4月及び8~9月 ・学力向上プランの作成 ・学力分析会の実施(2回) ・研究協議会(2回) ○学習支援員事業 ・中山間地域校の学びの活性化に向けて、新たに成績上位層生徒対象の学習支援員を配置	○仲間づくり合宿 ・宿泊合宿実施 19校 (国立室戸青少年の家、県立幡多青少年の家等) ・1日体験活動 9校 (心の冒険教育、カヌー研修等) ○ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践(2校) ・SSTの研究・実践と並行して実施校2校において通級指導教室を設置し、実施した。 ○学校支援チームの派遣 ・基礎力診断テスト実施校(30校)に、国語・数学・英語の指導主事等が年間のべ645回の授業改善に係る学校訪問を実施。 ○学力定着把握検査の実施 ・学力定着把握検査:4月及び8~9月 ・学力向上プランの作成 ・学力分析会の実施(2回) ・研究協議会(8月、2月に実施)	○仲間づくり合宿 成果:各学校において、入学時の早い段階での集団活動やオリエンテーションの実施が定着してきたことにより、生徒の仲間意識の向上や学校生活に係る不安の解消につながっている。 課題:仲間づくり合宿等の活動実施後の生徒の情報の共有方法や他の情報とのリンクなど、組織的な支援体制のさらなる充実を図る必要がある。 仲間づくり合宿等とQ-Uアンケート調査などを連動させて生徒支援に活用している学校の事例やスクールカウンセラーとの連携など、効果的な実践について情報提供を行い、他校への普及を図る。 ○ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践 成果:特別な支援が必要な生徒に社会性を身に付けさせるための授業づくりについて、高等学校と特別支援学校の教員の連携による研究が進んでいる。 課題:研究を通して得た効果的な指導・支援方法を「連続による指導」において活用しながら、より効果的な指導・支援の体制を構築する必要がある。 ○学校支援チームの派遣 成果:授業改善に係る学校訪問を実施することにより、国語・数学・英語の3教科において、授業改善に対する教員の意識が高まっている。 課題:3教科以外の教科の授業改善にはつながっておらず、取組が学校全体のものにはなっていない。 ・授業以外の学習時間が学年を追うごとに減少する傾向にある。 ○学力定着把握検査の実施 成果:検査結果は、高校3年生の4月のD3層は27.0%であり、目標値には届かなかったものの、どの学年においても一定の改善がみられる。 研究協議会を年間2回開催し、県外の先進的な取組事例を共有することができた。	○仲間づくり合宿 宿泊合宿実施 16校 (国立室戸青少年の家、県立幡多青少年の家等) 1日体験活動 11校 (カヌー研修、ガイダンス等) ○ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践(4校) ・研究協議会を開催し、取組の成果・課題について県内校での共有を図る。 ○学校支援チームの派遣 ・基礎力診断テスト実施校(29校)において、国語・数学・英語に地歴・公民を加えて授業改善に係る学校訪問を実施する。 ・「授業づくりガイドブック(高校版)」の活用による授業の型の定着に加え、「思考力・判断力・表現力」の育成に向けた授業改善の支援を行う。 ・授業改善の取組を他教科にも広げることや、授業以外の学習時間を増加させるための組織的な取組に対する管理職への指導・助言を行う。 ○学力定着把握検査の実施 ・学力定着把握検査:年間2回 ・学力向上プランの作成 ・学力分析会の実施(2回) ・研究協議会(8月、2月に実施予定)
高等学校課	62	産業教育推進費	産業教育民間講師の招へい、農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励事業などを実施する。	○将来のスペシャリストとしての基礎的・基本的な知識、技術・技能の定着を図りつつ、生徒の学習意欲を高めるため外部機関との連携や競技会への挑戦等を推進していく必要がある。	○産業教育の専門的な知識や技能を更に深め、自らの将来を切り拓く力を身に付け、希望に添った進路の実現が進んでいる。	○外部機関との連携(講師の招へい) ○研究活動の奨励 ○発表会等の機会充実	○産業教育生徒研究発表会の実施(1月) ○産業教育民間講師招へい事業 ○農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励 生徒研究発表会、研究集録発行 ○産業教育生徒技術競技会の開催支援 ○全国産業教育フェアへの参加支援	○産業6分野に14校15チームの参加により、産業教育生徒研究発表会を実施(1月)。 ○産業教育民間講師招へい事業の実施(14校33チーム) ○農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励 生徒研究発表会、研究集録発行 ○産業教育生徒技術競技会の開催支援(農業、工業、商業、水産、看護、家庭) ○全国産業教育フェアへの参加支援(10月 山口県教員による視察 3名)	成果:各産業分野の様々な体験や研究による学びによって、専門的な知識や技能の他、社会人として必要な自らの将来を切り拓く力を身に付けるなど、自己の希望に添った進路の実現が進んでいる。	○産業教育生徒研究発表会の実施(1月) ○産業教育民間講師招へい事業 ○農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励 生徒研究発表会、研究集録発行 ○産業教育生徒技術競技会の開催支援 ○全国産業教育フェアへの参加支援

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
高等学校課	63	教師力ブラッシュアップ事業	高知のキャリア教育の3つの柱である「学力向上」「基本的な生活習慣の確立」「社会性の育成」のうちの「学力向上」に重点化して、「教員の指導力向上」を図る。	基礎学力の定着については、十分に身につけていないと判定される生徒は減少しているが、その割合は依然として大きい。また、国公立大学の進学実績は着実に伸びているものの、難関大学へ進学する割合は少ない。その要因として、基礎学力の定着では、教科指導が個々の教員の力量に依存しており、学校の組織的な取組が十分でないことがあげられる。また、大学進学に関する指導では、特に難関大学の受験に向けての教科指導について、個々の教員の指導力が十分でなく、学校の中で教員の指導力を向上させていく環境が整っていない。	○国公立大学進学人数(現役)700人以上 ○県内大学入学定員数に占める県内公立高校卒業生数の割合25%以上 ○英語担当教員の英検準1級程度取得率(H32末) 高等学校:75%以上	○教科指導力向上研修Ⅰ 大学進学チャレンジセミナーを活用した進学指導力の向上を図る。 ○教科指導力向上研修Ⅱ 県内の県立高校において、大学進学や基礎学力定着の指導に実績のある、他県のスーパーティーチャーや予備校講師を招へいた授業研究や、授業改善に向けた教科研究の研修会などを実施することで、教員の教科指導力や進学に関する指導力向上を図る。 ○英語発信力の育成 ・H30年までに高等学校における英語担当教員の英検準1級程度取得率70%、H32年までに75%以上の目標達成を目指す。方策として、英語力ブラッシュアップ講座、英語教育推進研修を実施し、教員の英語力、指導力の向上を図る。	○大学進学に向けた指導力の向上 ・教科指導力向上研修Ⅰ:大学進学チャレンジセミナーを活用した進学指導力の向上(8月1~3日) ・教科指導力向上研修Ⅱ:県外講師による研究授業及び研究協議(5校程度) ○英語発信力の育成 ・高知県高等学校教育研究会英語部会のプロジェクト別による研究及び事業:授業研究、テスト研究、英語ディベート研究、学校実践研究	○大学進学に向けた指導力の向上 ＜教科指導力向上研修Ⅰ＞ ①難関大学への進学希望の高校2年生対象【野市会場(8/1~3)】参加生徒数:39名、参加教員数:59名 ②大学進学(センター試験受験)希望の高校2・3年生対象【高吾(7/30~31)・東部(8/18~20)】参加生徒数(高吾:43名、東部:57名) ＜教科指導力向上研修Ⅱ＞ 県外講師による研究授業及び研究協議(6校で実施) ○英語発信力の育成 ・授業実践プロジェクト(5/27、6/25、8/18、2/24) ・高知県英語教育研究大会(8/19) ・先進校授業視察(神奈川県横浜市)(11/16-17) ・全国英語教育研究大会(滋賀県)(11/16-17) ・全国英語教育研究大会(滋賀県)報告会(2/22) ・ディベート大会研修会(8/9、8/24) ・ディベート大会周知会(9/9) ・県ディベート大会(10/28) ・ディベート大会周知会(よさこいカップ)(12/8) ・県ディベート大会(よさこいカップ)(2/10)	○大学進学に向けた指導力の向上 ＜教科指導力向上研修Ⅰ＞ 成果:進路に対して高い目標を持つ生徒が集まり、3日間の学習合宿を行うことにより、日々の学習に対する意識が高まった。今後の学習に意欲的に取り組むことが期待できる。 課題:年度により、学校毎の進学合宿への参加者の数に大きな変動があるため、案内の仕方を工夫する必要がある。 ＜教科指導力向上研修Ⅱ＞ 成果:教科指導力向上研修Ⅱは、昨年度より希望校での実施としているが、昨年度より実施回数が増加、各校が自校の課題に応じて積極的に研修の機会を設けようとする姿勢が見られた。 ○英語発信力の育成 成果:①英語教員ブラッシュアップ講座実施等により、英検準1級程度取得した教員が70%を超える(70.4%) →全国25位 ※全国平均を超える ②各研究プロジェクトの活動をリンクさせることで、効率的な研究となっている。 課題:研修会、セミナー等への参加者数は平均20名程度であるが、参加メンバーが固定化されてきている。	○大学進学に向けた指導力の向上 ・教科指導力向上研修Ⅰ:大学進学チャレンジセミナーを活用した進学指導力の向上(8月5~7日) ・教科指導力向上研修Ⅱ:5校程度 ①県外講師による研究授業及び研究協議 ②教職員に対する研修等 ○英語発信力の育成 高知県高等学校教育研究会英語部会のプロジェクト別による研究及び事業 ・授業研究 ・テスト研究 ・英語ディベート研究 ・学校実践研究 ・全英連大会等報告会
特別支援教育課	64	特別支援学校キャリア・プロジェクト(キャリア教育・就労支援推進事業)	学習指導要領の改定の趣旨を踏まえ、特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じ、地域や関係機関等と連携、協働した早期からのキャリア教育、進路指導の充実を図り、自立と社会参加を実現する。	○進路指導主事及び就職アドバイザーを中心に、就労支援等の進路指導が充実してきており、県立知的障害特別支援学校の一般就労率は全国平均を上回っている。(全国平均H27:32.1%、高知県H27:32.9%、H28:49.5%) ○できるだけ早期から進路の方向性を決定し、その進路に即した教育内容・進路に関する指導・支援の充実を図る必要がある。 ○一般企業に障害者雇用について、更に理解を深めてもらうことが必要である。	○教育・福祉・労働等の関係機関、企業との連携体制が充実するとともに就労支援のためのネットワークの構築ができてきている。 ○特別支援学校のキャリア教育の充実が図られている。 ○各学校で早期からのキャリアガイダンスが開催され、卒業後の生活を見据え、適切な進路につなげるための取組が個別に計画されている。 ○就職を希望している生徒の就職支援の強化を行い、進路保障の充実ができてきている。 ○一般就労を希望する高等部生徒の就職率100% ○職場定着率(卒後1年)100%	○特別支援学校の生徒への就労支援として、進路支援推進会議を設置する。 ○キャリア教育アドバイザーの派遣により、作業学習・生活単元学習等の授業改善を行う。 ○小学部段階から卒業後を見通した進路指導を行うとともに、就労支援セミナーや地域相談会への参加を保護者に促す。 ○卒業後の自立や社会参加に向けて、就労体験や施設見学会を実施する。 ○就職アドバイザーを配置し、企業への啓発、職場開拓等就職支援体制の強化を図り、就職を希望している生徒の就労を実現するための取組を進める。	○進路支援推進会議の設置 ○特別支援学校へのキャリア教育アドバイザーの派遣 ○早期からのキャリアガイダンスの実施 ○就労体験・職場実習・施設体験等の実施 ○就職アドバイザーの配置・派遣 ○高知県特別支援学校技能検定の実施 ○職場定着支援の実施	○進路支援推進会議の開催(H31.2.18) ・参加者(企業・団体6名、関係機関7名、学校関係21名) ○キャリア教育スーパーバイザーの派遣 ・知的障害特別支援学校(4校)へ派遣 ○早期からのキャリアガイダンスの実施 ・保護者や生徒へのガイダンスを実施(9校27回) ○就労体験・職場実習・施設体験等での実施(10校28件) ○就職アドバイザーの配置 ・特別支援学校2校に2名配置し7校で活用 企業訪問数856件 ○高知県特別支援学校技能検定の実施 ・第3回技能検定(H30.8月28日) 受検者数50名 ○職場定着支援の実施 ・アフターケアの実施 (11校183件 延べ数 258名)	○県立知的障害特別支援学校では、就職アドバイザーとの連携やキャリア教育の充実に向けて取組が進んできており、近年、就職率も全国平均を上回る状況が続いている。 県立知的障害特別支援学校就職率 高知県:H30...37.6% 全国:H28...32.9% ○進路支援推進会議を開催し、特別支援学校生徒の一般就労の促進や定着支援等について企業と特別支援学校で情報共有や意見交換を行い、お互いに理解が深まった(2/18)。 ●特別支援学校が企業の現状やニーズを把握するとともに、企業等が障害のある生徒の就労やその支援について理解を深められるようなネットワークづくりを行う必要がある。 一「進路支援推進会議」を来年度も継続して実施し、企業等と意見交換等を行い、企業等への理解啓発とともに各学校での進路指導等の改善にフィードバックする。	○キャリア教育スーパーバイザーの派遣 ・各学校での技能検定に向けて、授業改善の取組の実施 ○早期からのキャリアガイダンスの実施 ・各学校の状況に応じて、できるだけ早期から保護者や生徒へのガイダンスを実施 ○就労体験・職場実習・施設体験等の実施 ・生徒の障害の特性等の実態を十分に把握し、就職アドバイザーと連携してマッチング ○就職アドバイザーの活用 ・2名配置し7校で活用 ○高知県特別支援学校技能検定実施 ・実施日程:8月6日(火) ・情報処理の部門を新設 ・検定会場への移動手段の確保(バス等の手配) ○職場定着支援 ○進路支援推進会議の開催 ・企業との意見交換

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30			H31
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
保健体育課	65	トップアスリート夢先生派遣事業	スポーツに対する興味・関心を高めるとともに、自らの「夢」を持つようとする気持ちや夢に向かって取り組もうとする意欲を向上させるために、トップアスリートを各学校に派遣し夢の教室を実施する。	○県内では、トップアスリートに直接触れ合う機会が少ない。 ○2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、スポーツにおける多様な楽しみ方や多面的な教育的価値を持つオリパラ教育へのアプローチが弱い。	○県内の全ての小中学校において、トップアスリートに直接触れ合う機会を設ける。 (オリパラ全国展開事業とも連携) 【目標数値】 小学校 58校(現在132校) 中学校 80校(現在20校) ○県内の全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、オリパラ教育が実践されている。	○オリパラ全国展開事業とも連携しながら、県内の全ての小中学校において、トップアスリートに直接触れ合ったり、スポーツにおける多様な楽しみ方や多面的な教育的価値を持つオリパラ教育の取組を進める。	○日本サッカー協会との業務契約締結 ○要項作成・配布し、訪問校の募集 ○訪問校を選定・決定 ○訪問校への夢先生の派遣 ○報告書の提出(訪問校)	○県内29校の公立小・中学校を訪問。 ・小学校19校 中学校10校 ・訪問期間・平成30年12月～平成31年2月 ・対象は、小学校5年生及び中学校2年生(学校規模により、下学年・上学年合同の場合もあり) ・訪問した夢先生は、サッカーをはじめ、競泳、バスケットボール、K-1、フットサル、バレーボール、セバタクロ、ラグビー、アーティスティックスイミング、シュートボクシング等、様々な競技において、日本でトップクラスの実績を残しているアスリート。	○実施前後の児童・生徒の事後アンケートでは、以下の項目で評価が高くなった。 「夢を持ちたい」・実施前55%→実施後70% 「友人を大切にすること」・実施前54%→実施後73% 「助け合い人に感謝する気持ちを持つこと」 ・実施前48%→実施後72% ○平成21年度から開始した本事業も10年目を迎え、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果においても小学校・中学校とも体力合計点がほぼ全国水準に到達したことから、本事業の目的は達成されたと考えられる。	○本事業は平成30年度で終了とする。平成31年度以降は、オリンピック・パラリンピック教育推進事業での外部講師の派遣等を通して継続していく。
スポーツ課	66	私立高等学校運動部活動強化校支援事業	運動部活動の競技力の向上を図るため、私立学校の運動部活動推進校等を指定し、競技力向上に向けた支援を行う。	○29年度より公立高等学校に対して運動部活動強化校支援事業が開始されたが、私立高等学校に対する支援ができていなかったため、30年度から私立学校の運動部活動推進校等を指定することとした。 ○30年度からは、強化指定校の基準に当てはまる私立高等学校が1校だけである。種目は相撲・卓球のみとなっている。	○全国大会で安定して上位入賞する競技を増やす。 ○全国高等学校総合体育大会入賞競技数が増えている。(H29: 6、H34: 13)	○優秀な競技実績を有する私立高等学校運動部に対して補助金を交付し、競技力の向上を図る。 支援の内容 ①活動費の補助 ②スポーツ医・科学面からのサポートの実施	○強化練習、合宿や遠征の実施 ○競技力向上に資する大会への参加 ○スポーツ医科学サポートの実施	○明德義塾高校卓球部(男女)については、県外遠征による格上チームとの強化練習を実施。 ○明德義塾高校相撲部については、県外で開催された全国選抜大会への参加。	○明德義塾高校卓球部については、県外遠征での格上チームとの経験を積むことが効果的である。年間を通じた強化が実施されており、より技術の精度、精神面の強化につながっている。 ○明德義塾高校相撲部については、東北地区で開催された全国選抜大会へ参加することができ、団体2位、個人3位の成績を残すことができた。	○明德義塾高校卓球部(男・女) ・強化合宿(県内・中国) ○明德義塾高校相撲部 ・県外遠征(大阪・青森) ・全国大会参加(青森) ○明德義塾高校野球部(H31追加) ・県外遠征(岡山、広島、愛媛)
スポーツ課	67	中学生競技力向上対策事業	中学生の競技力の向上を図るため、高知県中学校体育連盟が行う競技力向上事業に対し補助する。	○ジュニア期から一貫した育成・強化の指導体制の確立が必要である。 ○将来有望な選手や全国大会で優秀な成績を有する選手への、質の高い指導機会の提供が必要である。	○全国大会で安定して上位入賞する競技を増やす。 ○全国中学校体育大会の入賞競技数が増えている。(H29: 6、H34: 13)	○高知県中学校体育連盟に加盟している18競技19種目に補助金を交付。 ○各競技(専門部)ごとに育成強化を展開。	○県外優秀校の招聘(11競技) ○アドバイザー招聘(8競技) ○強化練習、合宿や遠征の実施 ○競技力向上に資する大会への参加	○県外優秀校・アドバイザー招聘事業については、予定通りすべて実施。 ○明德義塾高校相撲部については、県外で開催された全国選抜大会への参加。	○中学校体育連盟に所属する競技団体は、当初の活動計画通りに各強化活動に取り組んでいる。 ○全国中学校体育大会において、毎年、コンスタントに上位入賞する実績がある。	○県外優秀校の招聘(11競技) ○アドバイザー招聘(8競技) ○強化練習、合宿や遠征の実施(通年) ○競技力向上に資する大会への参加(通年)
スポーツ課	68	タレント発掘四国ブロック展開事業 ※再掲	四国各県で実施されている地域タレント発掘事業(高知県は「高知くらしおキッズ・高知くらしおジュニア」)で発掘された優秀な選手を、年代別の日本代表選手レベルに引き上げるとともに、効果的な発掘・育成システムを広域レベルで構築して、四国ブロック規模でより質の高いプログラムを実施する。	○両競技(トランポリン競技・ライフル射撃競技)ともに専用の練習場や器具が必要なため、今後は、本事業の参加者の中でも特に将来有望なタレント生に対して、質・量ともに十分な育成環境を整備する必要がある。 ○競技団体だけでなく、本事業に参画している各県のスポーツ振興を担う部署のネットワークを生かし、アクセシビリティの良い体育館等の施設を確保する必要がある。	○H30年度より全国大会の入賞者を徐々に輩出。 ○H34年度には国体出場、ナショナルタレント候補生へ輩出。	○本事業は、委託事業であることから、徐々に競技団体が主となり事業が展開されるようにH30・31年度に基盤づくりを進める。 その間、各競技でのサポート等を模索し、より良いシステムづくりとして事業を成立させる。	○コンソーシアム会議: 2回(6月・2月) ○プログラム検討会: 3回(6月・7月・10月) ○発掘プログラム: 1回(9月) ○育成プログラム(トランポリン競技・ライフル射撃競技) 短期集中プログラム: 各3回(7月～2月) ○スタッフ研修: 2回(7月・10月)	●コンソーシアム会議: 2回(7月19日・2月) ●プログラム検討会: 3回(6月・8月・3月) ●発掘プログラム: 1回(9月1日) 参加者: 愛媛県12名、香川県3名、高知県7名 計22名 選考者: トランポリン競技4名、ライフル射撃競技4名 ●育成プログラム(トランポリン競技・ライフル射撃競技) 短期集中プログラム: 各5回(8月～2月) ●スタッフ研修: 1回(2月19日)	・3県の育成選手がチームとして合同でトレーニングする環境がパフォーマンスの向上に繋がった。 ・PFとNFが連携することで日常のトレーニング環境の要素のひとつであるコーチングの品質向上に繋がった。 ・【トランポリン競技】 第12回中四国地区トランポリン競技選手権大会一般の部Aクラス男子3位、5位、第3回ソムラ杯トランポリン競技選手権大会一般Aクラス男子優勝 ・【ライフル射撃大会】 平成30年度全日本ジュニアビームライフル射撃競技大会優勝第1回全日本選抜小中学生エアライフル・ビームライフル射撃大会優勝 ・競技団体が主になり事業展開できるように進める。 ・NFからPFへの指導及び競技力の向上。 ・各県でのトレーニング環境を増やす。	○コンソーシアム会議: 2回(5月・2月) ○プログラム検討会: 3回(4月・8月・10月) ○発掘プログラム: 1回(9月) ○育成プログラム(トランポリン競技・ライフル射撃競技) 短期集中プログラム: 各6回(7月～2月) ○スタッフ研修: 2回(7月・10月)
スポーツ課	69	高知県スポーツ少年団育成事業	スポーツ少年団組織の充実と活動の活性化を図る各種の事業を行う。	○児童数の減少に伴い、団員数や団数の減少が見られる。 ○指導者の高齢化、若い指導者の先導的リーダーの不足。	○団数(H29: 218団体)、団員数(H29: 4,102名)、総合交流大会の実施競技(H29: 17協議)、指導者数(962名)が増加している。	○総合交流大会充実を図り、団数や団員数の増加につなげる。 ○指導者研修会などを通じて、積極的に若い指導者の養成を図る。	○総合交流大会の実施(4月) ○指導者養成及び資質向上に向けた活動の推進 ○国際交流	○総合交流大会の実施(4月～5月) ○指導者育成事業(6月)・指導者研究協議会(11月) 期日 H30.4.29～5.6 会場 春野総合運動公園他 期日 17種目 参加者数 3,416名 中・四国ブロック会議(2月)への派遣 ○日独スポーツ少年団交流事業への派遣(7月～8月) ○モデル少年団育成事業の実施	○総合交流大会の実施 期日 H30.4.29～5.6 会場 春野総合運動公園他 期日 17種目 参加者数 3,416名 *参加者数は減少したが、少林寺拳法が6年ぶりに実施され、大会後の登録者数増加にもつながった。 ○日独交流事業について1名を派遣し、交流を実施することができた。 ○モデル少年団育成事業について、4市で実施することができた。	○総合交流大会の実施(4月) ○指導者養成及び資質向上に向けた活動の推進 ○国際交流

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
保健体育課	70	運動部活動強化校支援事業	運動部活動の競技力の向上を図るため、県立高等学校に運動部活動強化拠点校等を指定し、競技力向上に向けた支援を行う。	○全国大会における県立学校の競技力の低迷が続いている。 ○県立高等学校の部員数が減少傾向にある。 ○全国レベルの県外選手が県外へ流出している。 ○専門的な指導者が不足している。	○計画的な指導が強化され、全体の競技力向上に繋がる。 ○運動部活動の活性化が図られる。 ○指導者の資質向上が図られる。 【目標数値】 ・県立高等学校入賞数の増加 ・四国大会ベスト4の入賞数の増加 ・全国大会ベスト8の入賞数の増加 ・指導者の発掘・育成(スポーツ課・競技団体との連携)	○強化拠点校・強化推進校において、競技力向上の取組が進み、四国大会以上の大会での入賞数を増やす。	○前年度からの継続校の予算案の提出 ○新規指定校の決定・予算案提出 ○新規指定校の認定証交付式 ○強化拠点校・強化推進校での活動開始 ○高知県運動部活動強化校支援事業の連絡協議会の開催 ○指導主事等の視察訪問 ○次年度推進校の選定 ○実績報告書の作成・提出	○指定校交付式5/2 【拠点校:2年目】 県立安芸高等学校、県立岡豊高等学校、県立高知工業高等学校、県立中村高等学校 【推進校A】 県立高知東高等学校レスリング部、県立山田高等学校陸上競技部、県立高知南高等学校レスリング部 【推進校B】 県立室戸高等学校女子硬式野球部、県立嶺北高等学校カヌー部、県立須崎高等学校カヌー部、県立佐川高等学校男子ソフトボール部、県立梅原高等学校アーチェリー部、県立幡多農業高等学校ボート部、県立丸の内高等学校女子ソフトボール部、県立橋原高等学校硬式野球部、県立幡多農業高等学校馬術部 ○強化校支援事業の連絡協議会3/12	○今年度の指定校については、県立高知東高等学校レスリング部、県立高知南高等学校レスリング部、県立高知工業高等学校自転車競技部・飛込競技、県立岡豊高等学校陸上競技部、県立幡多農業高等学校馬術部、県立中村高等学校弓道部において、全国高校総合体育大会や国民体育大会等の全国大会で入賞者を輩出することができた。また、その他の指定校の運動部についても、四国大会での入賞等の活躍が多数あった。 ○県では、国の部活動ガイドラインに基づく「県立学校に係る運動部活動の方針」が策定されたことで、これまで以上に、限られた時間の中で効果的・効率的な部活動運営を工夫する必要がある。	○前年度からの継続校の予算案の提出 ○新規指定校の決定・予算案提出 ○強化拠点校・強化推進校での活動開始 ○高知県運動部活動強化校支援事業の連絡協議会の開催 ○指導主事等の視察訪問 ○次年度推進校の選定 ○実績報告書の作成・提出
保健体育課	71	運動部活動サポート事業	①運動部活動に専門的な指導やスポーツ医・科学面からのサポートが出来る運動部活動支援員を派遣、②運動部活動支援員の資質向上のための研修会の実施、③中山間地域における運動部活動支援員の配置促進を図る。	○各部の実情に応じた派遣回数を設定することで、派遣した運動部では質の高い指導実践に繋がっている。 ○運動部活動の指導が可能な外部人材が不足している。特に、中山間地域において、運動部活動支援員の派遣を希望していても、指導可能な人材がいなかったため配置できていない部活動がある。	○顧問と運動部活動支援員が連携して、運動部活動を実施することにより、生徒の運動・スポーツに対する意欲が高まり、競技力の向上や学校・地域の活性化につながっている。 ・派遣部数 中学校:84部 高等学校:63部 特別支援学校:4部	○顧問と運動部活動支援員が連携して、運動部活動を実施することにより、生徒の運動・スポーツに対する意欲が高まり、競技力の向上や学校・地域の活性化を進める。	○要項の作成・通知 ○派遣校の調整・決定(決定通知の送付) ○運動部活動支援員の派遣 ○運動部活動支援員対象の研修会(年2回)の実施 ○事業報告書の作成・提出(派遣校)	○公立中学校・高等学校において、47校150部に、のべ95名の運動部活動支援員を派遣し、生徒の競技力向上を図った。 ・公立中学校:30校92部(55名) ・県立高等学校:17校58部(40名) ○研修会の実施 ・第1回・矢野宏光氏(高知大学教授)による講話(10/6 10/21) 演題:「大会に向けてのメンタル面とタイムマネジメント」 ※2日間のうち、どちらか1日に参加。 ・第2回・県スポーツ協会主催「コーチングアカデミー」へ参加 ※9月～12月まで計8回開催される講座のうち1講座を受講。	○運動部活動では、専門的な指導が難しい顧問教員や部員数の多い運動部活動等に対する外部指導者への協力が定着した。 ○学校のニーズに応じた人材の確保が課題。その対策として、9月に県の広報誌を活用して、外部指導者の公募を行うとともに、1月には、県内の総合型地域スポーツクラブへ指導者の部活動指導の協力依頼を行ったが、協力者は少ない。今後は、知事事務局のスポーツ課とも連携しながら人材確保に努める。	○要項の作成・通知 ○派遣校の調整・決定(決定通知の送付) ○運動部活動支援員の派遣 ○運動部活動支援員対象の研修会(年2回)の実施 ○事業報告書の作成・提出(派遣校)
保健体育課	72	運動部活動指導員派遣事業	①運動部活動に係る教員の働き方に関する負担軽減と運動部活動の質的向上を図るために、単独指導等が可能な運動部活動指導員の配置とその促進②運動部活動指導員の資質向上のための研修会を実施する。	○部活動に係る勤務時間が長く、部活動終了後に校務分掌やクラス運営等の業務を行う教員が多いため、放課後の勤務時間が増大している。 ○これまで、派遣していた運動部活動支援員は、単独での指導や引率ができないため、顧問と連携・協力しながら技術的な指導にあっている。	○部活動指導員が顧問の業務を負担することで、教員が生徒と向き合う時間や自己研鑽する時間が確保されている。 ○部活動指導員を効果的に活用するために、学校が練習時間や休養日の設定等の部活動全体計画をより機能させることで、部活動の適正化が図られている。 ○専門的な知識・技能を有した部活動指導員が継続的・計画的に指導を行うことで、部活動の質的向上が図られている。 ・派遣部数 県内全ての公立中学校、高等学校に1名以上配置	○部活動指導員の配置により、生徒の健康面への配慮とバランスのとれた生活の確保に努めるとともに、教員のワークライフバランスの改善を進める。 ○部活動指導員を効果的に活用するために、学校が練習時間や休養日の設定等の部活動全体計画をより機能させることで、部活動の適正化を進める。 ○部活動指導員の県内全ての公立中学校、高等学校への配置を進める。	○要項・要領の作成及び周知 ○中学校における県補助金要綱の作成及び市町村への周知 ○申請書の作成・提出(学校) ○派遣校の決定・実施 ○運動部活動指導員の研修会の実施(年間3回) ○指導主事等による派遣校の訪問 ○実績報告書の作成・提出(学校)	○単独での指導や大会引率ができる運動部活動指導員は、県立学校において、中学校では1校2部2名、高等学校では11校14部14名、特別支援学校では1校1部1名を配置した。 ○市町村立中学校では、4市町村(高知市、四万十市、香美市、南国市)において、4校6部6名の配置を行うことができた。 ○運動部活動指導員の研修会・2回開催 ・第1回・県保健体育課による服務規程などに関する研修 ※市町村立中学校は、当該教育委員会において実施。 ・第2回・県体育協会主催「コーチングアカデミー」への参加 ※9月～12月まで計8回開催される講座のうち1講座を受講。	○「高知県運動部活動ガイドライン」に基づく、適切な部活動運営に向けた取組を進めることができた。 ○市町村教育委員会においても「設置する学校における部活動の活動方針」の策定ができた。 ○教員の業務改善に向けた取組として、運動部活動指導員の配置をさらに増やす必要がある。一方で、運動部活動の指導が可能な外部人材の不足が課題であり、上記の運動部活動サポート事業と同様の対策を今後も継続していく必要がある。	○要項・要領の作成及び周知 ○市町村立中学校においては、県補助金要綱の作成及び市町村への周知 ○申請書の作成・提出(学校) ○派遣校の決定・実施 ○運動部活動指導員の研修会の実施(年間3回) ○指導主事等による派遣校の訪問 ○中間報告の提出(県立学校においては、毎月の活動実績報告を提出) ○実績報告書の作成・提出(学校)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
生涯学習課	73	読書活動推進事業	「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、県内のすべての子どもに読書習慣を定着させるため、多様な読書機会の提供や読書に関わる人材育成を図り、県内の読書環境、情報環境の充実と活性化を図る。	○読書をする子どもの割合は減少の兆しが見られ、子ども読書活動推進計画に位置付けた取組みPDCAサイクルに基づき着実に進めていく必要がある。 ○読書環境の厳しい地域において読書活動を推進する人材を育成する必要がある。 ○高知県図書館振興計画策定後の計画の周知と実行	○平日の授業時間以外に10分以上読書をしている児童生徒の割合 小学校:75%以上 中学校:70%以上 ○平日の家や図書館で全く読書をしていない児童生徒の割合 小学校:8.0%以下 中学校:15.0%以下 ○学校における読書ボランティア活用率 小学校:80% 中学校:35%	○子ども読書推進計画の着実な推進・市町村訪問等による啓発・依頼 ○読書ボランティア養成講座の実施及びボランティア登録簿の周知・活用 ○高知県図書館振興計画策定後の着実な推進 ・市町村訪問による周知・啓発	○子ども読書活動推進協議会における進捗確認・評価(年間2回予定) ○読書ボランティア養成講座 ・全体会1回、地区別講座6箇所、出張講座 ○図書館振興計画 ・各市町村と市町村図書館の現状・課題・対策の検討を行い、進捗の点検・評価を行う(2年毎) ○子ども司書交流会 ・県内3ブロックで開催	○子ども読書活動推進協議会における進捗確認・評価 11/21第1回高知県子供読書活動推進協議会の実施ワーキングシートに各担当課の具体的な取組をまとめる ○読書ボランティア養成講座 ・読書ボランティア養成講座実施【地区別講座】県内3地区×2回【全体講演会】高知県立大学永国寺キャンパス【出張講座】2回(高知市立久重小学校、宿毛市) ○図書館振興計画 高知県図書館振興計画の策定(7月) 5/10第5回高知県図書館振興計画策定検討委員会 6/12第6回高知県図書館振興計画策定検討委員会 4~5月、11~1月 29市町村にヒアリング訪問 ○子ども司書交流会 未実施	○子ども読書活動推進協議会における進捗確認・評価 読書活動に関する各課の取組について、一元化できたが、これらの取組を周知・説明していくために、より見やすい資料として作成する。学校図書館や子ども読書活動の現状を知る調査が少なく、新たな調査法を検討する。市町村子ども読書活動推進計画が未策定の市町村が1市ある。「平日の家や図書館で全く読書をしていない」小学生16.1%、中学生25.5%(H30全国学力・状況調査) ○読書ボランティアリーダーの養成講座 読み聞かせに関する技能向上だけでなくボランティア間の交流にもつながった。読書ボランティアを活性化するため、講座の機会を活用しながら組織化を促す必要がある。 ○図書館振興計画 計画の策定により、図書館振興に向けた「目指す姿」や「方向性」を県と市町村とでベクトルを合わせて、読書・情報環境を底上げする。各市町村の図書館振興への取組や課題について情報を収集し、振興策を計画していく。 ○子ども司書交流会 児童の引率等の学校への負担が大きく交流会の開催には至らなかったが、児童の読書習慣の定着や読書の質の向上の重要性は高まっていることから、子ども司書を増やしていくためにも市町村に子ども司書の養成の働きかけを継続的に行う必要がある。	○子ども読書活動推進協議会における進捗確認・評価(年間2回予定) ○読書ボランティア養成講座 ・全体会1回、地区別講座6箇所、出張講座3回 ○図書館振興計画 ・各市町村と市町村図書館の現状・課題・対策の検討を行い、進捗の点検・評価を行う(2年毎) ○子ども司書養成事業 子ども司書養成講座を実施するための指導者の育成。
地域福祉政策課	74	県ボランティアセンター事業	県内のボランティア活動の推進を図るため、市町村社会福祉協議会のボランティアセンター機能の強化を図るほか、地域で福祉教育・ボランティア学習の推進役となる人材やボランティアコーディネーターの育成を行う。	○市町村社協のボランティアセンター機能の向上 ○ボランティア活動の意義についての啓発(活動側、受け入れ側)	○市町村ボランティアセンターの機能が強化されている ○地域で福祉教育・ボランティア学習の推進役となる人材やボランティアコーディネーターの育成が進み、ボランティア活動が活発になっている	○市町村ボランティアセンターの体制強化に向けた取組促進 ○福祉教育・ボランティア学習の推進 ○地域のボランティアコーディネーション機能の向上	○市町村災害ボランティアセンター体制強化支援 ○福祉教育・ボランティア学習実践講座の開催 ○ボランティアコーディネーター研修の開催	・災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議開催:10月11日(木) ・各種研修会の開催 運営基礎研修:1月26日(土)71名 中核スタッフ研修:10月24日(水)44名 広域連携模擬訓練:12月8日(土) 福祉教育基礎講座:4月27日(金)16名 ボランティアコーディネーター研修:5月15日(火)、16日(水)計37名 夏のボランティア体験(7月20日~8月31日)延べ1,070名 ・市町村社協初期行動計画策定(8市町村社協)	・学生から専門職まで段階に応じた研修が行われ、ボランティアセンターの設置・運営に関わる人材が育成されている。 ・活動に使用する資機材の拠点整備が必要。	○市町村災害ボランティアセンター体制強化支援(運営模擬訓練実施、資機材の拠点整備) ○福祉教育・ボランティア学習実践講座の開催 ○ボランティアコーディネーター研修の開催
少子対策課	75	子ども条例推進事業(子どもの環境づくり事業)	「子ども条例」の目的及び基本理念を定め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。子どもの環境づくり推進委員会を通じて進捗管理を行う。フォーラムの内容検討、開催を行う。	○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。	○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。 ○子ども条例フォーラムの開催、各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。	○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。 ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげる。	○子どもの環境づくり推進委員会(第六期)の開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催	○子どもの環境づくり推進委員会(第六期)の開催 ・第6回 6/3 ・第7回 9/2 (第七期)の開催 ・第1回 10/14 ○子ども条例フォーラムの開催 (実施名称:こうち子ども未来フォーラム2018) ・11/25 ちより街テラス	○子どもの環境づくり推進委員会において、子どもの環境づくり推進計画(第四期)に対して意見をいただき、取組を着実に進めることができた。 ○子ども条例フォーラムを開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげることができた。	○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催
まんが王国土佐推進課	76	まんが甲子園開催事業 ※再掲	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。また、進路に関するシンポジウムを開催する。	○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加数の確保 ○幅広い高校生に進路シンポジウムに興味を持ってもらえるよう、シンポジウム内容の充実	○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を培い、大会を通して全国の高校生との交流を深める。 ○進路シンポジウムを通して、まんがが学ぶことが将来における職業にどうつながるかイメージや、それに対して現在から準備していくこと等の具体的なイメージを持ってもらう。	○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。 ○シンポジウム開催に関する内容をアンケートに追加し、次年度に向けた内容の充実を図る。	○まんが甲子園の開催 ○出版社への参加依頼 ○スカウトシップ育成プログラムの実施 ○高校生スタッフへのアンケート実施 ○高知県高等学校文化連盟への大会実績報告 ○進路に関するシンポジウムの開催 ○シンポジウム内容の振り返りと次年度に向けた企画案や改善策の策定	まんが甲子園 ・予選審査会 6/22 高知県庁正庁ホール 45都道府県272校、韓国6校、シンガポール4校、台湾19校から応募 ・本選大会 8/4~5 高知市文化プラザかるぼと(敗者復活戦:高知城歴史博物館) 国内30校、海外各1校の合計33校155名が参加 実況を付けたインターネット配信を実施 来場者数:3,382人(ニコニコ生放送来場者数:約43,000人)	・国内外の予選応募校数や来場者数をいかに拡大させるか →高等学校文化連盟と連携したPR →人気の高いゲスト漫画家の招へい →応募ルール変更に関するニーズ・意識調査	○第28回まんが甲子園の開催 ○出版社への参加依頼 ○スカウトシップ育成プログラムの実施 ○高校生スタッフへのアンケート実施 ○高知県高等学校文化連盟への大会実績報告 ○レポートブックの作成
防災砂防課	77	こども防災キャンプ ※再掲	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。	災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、こども防災キャンプを実施していく。	6/30 伊野南小学校 10/13 神谷小中学校	6/30 伊野南小学校 10/13 神谷小中学校	・最大規模の学校(伊野南小)や初めての小中合同開催で臨機応変さを求められることが多くあり、今後の参考にできることを学べた。 ・今後も取り組みを続けていき、次につながるように記録を残していく。	6/29 黒岩小学校 8/17 川口小学校
港湾・海岸課	78	こども防災キャンプ ※再掲	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。その一環として、津波学習を行う。	災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、こども防災キャンプを実施していく。	6/30 伊野南小学校 10/13 神谷小中学校	6/30 伊野南小学校 10/13 神谷小中学校	・最大規模の学校(伊野南小)や初めての小中合同開催で臨機応変さを求められることが多くあり、今後の参考にできることを学べた。 ・今後も取り組みを続けていき、次につながるように記録を残していく。	6/29 黒岩小学校 8/17 川口小学校

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿(H30) 事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30			H31
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
学校安全対策課	79	防災教育研修会	高知県安全教育プログラム(震災編)に基づく教育手法や先例事例等の研修から、子どもたちの防災対応能力の向上、学校の危機管理能力や防災力の向上を図る。	県内公立学校において、防災の授業及び避難訓練は確実に実施されているが、取組内容に温度差があるため、質の向上を図る必要がある。	防災教育研修会の研修内容を、自校の防災教育及び安全管理に反映させた学校の割合100%	学校各々の研修と位置付けた防災教育研修会を3地区4回の予定で毎年開催し、防災教育に携わる教職員の指導力の向上を目指して、研修内容を工夫する。 ○防災の授業及び避難訓練の実施状況、防災教育研修会の自校へのフィードバック状況を、アンケート調査等で把握し、必要に応じて指導助言を行う。	学校各々の防災教育研修会を3地区4回開催(被災体験をした教職員による講演、防災教育実践の講義・演習、モデル校による実践発表等) ○防災の授業及び避難訓練の実施状況、防災教育研修会の自校へのフィードバック状況を、アンケート調査等で把握し、必要に応じて指導助言を行う。	各学校における防災教育の実施(防災の授業及び避難訓練の実施)が定着してきた。今後は、子どもたちが防災意識を高めながら、主体的に防災学習や活動に取り組むような教育実践を追究していく必要がある。 ○防災教育研修会での研修内容が参加者だけのものにとどまり、自校の防災教育や安全管理に十分に反映できていない学校が少し見られる。今後は、学校安全推進の中核となる教員が防災教育を牽引していくよう、研修会において、自覚と実践の高まりを図っていく。また、研修内容の各校における共有と反映について、アンケート等で実施状況を把握し、指導・支援を行う。	学校各々の防災教育研修会を3地区4回開催(被災体験をした教職員による講演、防災教育実践の講義・演習、モデル校による実践発表等) ○防災の授業及び避難訓練の実施状況、防災教育研修会の自校へのフィードバック状況を、アンケート調査等で把握し、必要に応じて指導助言を行う。	
学校安全対策課	80	防災教育指導事業	高知県安全教育プログラム(震災編)に基づく防災教育の推進と、授業で活用できる防災教育副読本等の配付 ○高知県安全教育プログラム(震災編)の改訂等	高知県安全教育プログラム(震災編)に基づく防災教育の推進についての通知 ○平成26年度から毎年、防災教育教材として対象学年の全児童生徒に配付。 ・防災教育副読本(小3、中1) ・防災ハンドブック(高1) ○高知県安全教育プログラム(震災編)の改訂作業中	防災の授業の100%実施 小中学校(各学年5時間以上) 高等学校(各学年3時間以上) ○様々な状況を想定した避難訓練の100%実施 各学校(年間3回以上) ○高知県安全教育プログラム(震災編)※改訂版に基づく防災教育の実施率100%	防災教育教材を対象学年の全児童生徒に毎年配付 ○配付している教材を有効に活用した防災教育の事例を研修会等で紹介、啓発 ○新学習指導要領の内容やこれまでの研究実績を活かした「高知県安全教育プログラム(震災編)」の改訂、これに基づく防災教育を推進	防災教育教材を対象学年の全児童生徒に配付(地震発生確率等、内容の一部を改訂) ○防災教育における教材の活用率を、アンケート調査等で検証、必要に応じて指導助言 ○高知県安全教育プログラム(震災編)の一部改訂(配付教材を活用した授業展開例等)	防災教育教材を対象学年の全児童生徒に配付(地震発生確率等、内容の一部を改訂) ・防災教育副読本(小3、中1)3月末配付 ・防災ハンドブック(高1)3月末配付 ○防災教育における教材の活用状況を、アンケート調査等で検証(3/7実施) ○高知県安全教育プログラム(震災編)の改訂について、内容及び方法を検討	防災教育教材を活用した防災教育の実施状況は、学校で差が見られる。授業展開例をホームページに掲載したり、好事例を研修会等で紹介するなど、学校の教員にぜひ活用したいと思えるような啓発の手法を考える必要がある。特に、高等学校において、ハンドブックを活用した防災教育や防災活動が展開されるような仕掛けを考える必要がある。	防災教育教材を対象学年の全児童生徒に配付 ○防災教育における教材の活用状況を、アンケート調査等で検証、必要に応じて指導助言 ○高知県安全教育プログラム(震災編)の一部改訂(配付教材を活用した授業展開例等の掲載)
学校安全対策課	81	実践的防災教育推進事業	「世界津波の日」高校生サミットin黒潮」で採択された黒潮宣言に基づき、県内高校生を対象とした「高知県高校生津波サミット」を開催し、高校生の主体的な防災活動を支援する。 先進的・実践的な防災教育を実施する拠点校の取組を、モデル地域である市町村域内で共有・検証し、各学校での取組の促進や地域全体での学校安全推進体制を構築する。その仕組みを県内に普及し、県内全域での学校安全の取組の推進を目指す。	高知県高校生津波サミット」に実践校として参加した高校生は、黒潮宣言に基づく防災活動を積極的に行った。その取組を他校と共有することにより、広く県内高校生の防災意識を高めることができた。 しかし、高校における防災意識や活動に温度差が見られるため、サミットの実施内容を検討するとともに、実践校の拡大や交流を図る工夫が必要である。 ○今年度からの新しい事業体制であるため、モデル地域の市町村に対しては、学校安全推進体制を構築するための支援が必要である。	県立学校等において、防災リーダー組織が構築され、高校生による主体的な防災活動が展開されている。 ○モデル地域の市町村の事業実績である学校安全推進体制の構築の仕組みが県内に普及され、県内全域で地域や学校の防災上の課題に応じた防災教育が展開されている。	高知県高校生津波サミット」における実践校の拡大と交流 ○高知県高校生津波サミット」の成果を啓発 ○モデル地域の市町村への事業遂行に対する指導支援 ○拠点校を含むモデル地域の市町村の取組成果報告の機会を設定、県内の他地域への普及 ○教職員に対する研修内容の充実	高知県高校生津波サミット」 ・学習会 6/10 ・被災地訪問 7/29～31 ・「世界津波の日」2018高校生サミットin和歌山」10/31～11/1 ・「高知県高校生津波サミット」開催 12/15 ○高知県実践的防災教育推進事業 ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(県主催)の開催(年2回) ・モデル地域の市町村における成果発表 ・拠点校による研究発表 ・防災教育研究会(県主催)での実践発表 ・モデル地域の市町及び拠点校の取組成果をHPに掲載	高知県高校生津波サミット」 ・学習会 6/10 ・被災地訪問 8/24～26 ・「世界津波の日」2018高校生サミットin和歌山」10/31～11/1 ・「高知県高校生津波サミット」開催 12/15 ※参加者328名(うち高校生239名) ○高知県実践的防災教育推進事業 ・推進委員会(県主催)の開催(年2回) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 4～2月:40回 ・推進委員会(県主催)の開催(第1回:6/21、第2回:1/28) ・モデル地域の市町(拠点校)における成果発表(11/15～2/20) ・防災教育研究会(県主催)での実践発表(拠点校8校) ・モデル地域の市町及び拠点校の取組成果をHPに掲載	高知県高校生津波サミット」に実践校として参加した高校生は、黒潮宣言に基づく防災活動を積極的に行った。その取組を他校と共有することにより、広く県内高校生の防災意識を高めることができた。 ○県内高校生の防災意識や主体的な防災活動に温度差がみられ、主体的な防災活動を行うための防災リーダー組織の構築ができていない学校が少なく、今後は、「高知県高校生津波サミット」を継続実施し、実践校の拡大と取組の啓発や交流を図っていく。また、サミットの成果を報告書にまとめ、県内全ての高等学校・特別支援学校に配付し活用を図る。 ○高知県実践的防災教育推進事業に係る拠点校において、モデルとなる実践が行われ、子どもたちの防災意識が高まり、意欲的に防災学習に取り組む姿が見られた。この取組成果を広く県内に普及することが必要である。	高知県高校生津波サミット」 ・学習会 6/9 ・被災地訪問 7/28～30 ・「世界津波の日」2019高校生サミットin北海道」9/10～11 ・「高知県高校生津波サミット」開催 10/27 ○高知県実践的防災教育推進事業 ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(県主催)の開催(年2回) ・モデル地域の市町(拠点校)における成果発表 ・防災教育研究会(県主催)での実践発表 ・モデル地域の市町及び拠点校の取組成果をHPに掲載
学校安全対策課	82	学校防災アドバイザー派遣事業	津波浸水域や土砂災害警戒区域等にある学校を中心に学校防災アドバイザーを派遣し、避難経路・避難場所などの安全性の確認や講話等を通じて、児童生徒等の安全確保に向けた体制の改善を図る。	平成25年度から延べ366校へ、学校防災アドバイザーを派遣しており、避難経路や避難場所についての助言や防災についての講話を進めてきた。ただし、学校防災アドバイザーを派遣する学校の固定化も見られるので、津波浸水想定外の学校にも働きかけが必要である。 ○事業の主體となる国の実施要項により、派遣先が防災教育の研究指定校を持つモデル地域の市町村に限定された。	学校防災アドバイザーからの専門的な知見に基づく指導助言が、モデル地域内の各学校の安全管理に活用されている。	学校防災アドバイザーからの指導助言が、派遣学校だけでなく、モデル地域内の多くの学校に共有・活用できるような派遣の方法を工夫する。	学校防災アドバイザー派遣 ・モデル地域の市町村に派遣(10回予定) ・県立学校等に派遣(10回予定)	学校防災アドバイザー派遣 ・モデル地域の市町村に派遣(11回) ・県立学校等に派遣(13回)	学校防災アドバイザーによる講話や訓練への助言を通して、児童生徒が地震による津波や土砂災害の危険性を認識し、迅速に避難行動をとることや日頃の備えの在り方を改めて考え直す機会となっている。 ○地域と共に講話や指導を聞くことにより、学校に対する地域の期待とともに、災害拠点として果たさなければならぬ役割等を再認識することにもつながっている。	学校防災アドバイザー派遣 ・モデル地域の市町村に派遣(7回予定) ・県立学校等に派遣(13回予定)
学校安全対策課	83	防災キャンプ推進事業	学校等を避難所と想定した生活体験等を地域住民や保護者の協力を得て実践する防災キャンプを、市町村へ委託して実施する。	防災キャンプを通して、学校・家庭・地域の連携が強まり、子どもたちだけでなく、地域住民の防災意識の向上が期待できる。単発で終わらせることなく、市町村や地域が主体となって継続または発展的な取組を実施し、地域全体の防災力の向上に繋げていくことが必要である。	市町村や地域が主体的に防災キャンプを実施する。 ○防災キャンプでの避難生活体験を通して、多くの子どもたちが地域防災への関心を高め、地域の安全に貢献していこうとする心を持っている。	市町村内でモデルとなるような、子どもたちが家族や地域とともに防災について体験し学ぶことのできる防災キャンプを実施する。(事業の継続) ○本事業の防災キャンプの成果を研修会等で紹介したり、当該HPに掲載したりして、効果的な啓発を行う。	2地域で2回防災キャンプを実施 ○県主催の研修会において、取組内容報告 ○HPによる実績広報	防災キャンプ実施 ・7/21～22 「能津親子防災キャンプ」 ・10/28～29 「防災キャンプin精華」 ※2つの防災キャンプの成果報告を学校安全対策課HPに掲載 ※防災教育研修会において、取組内容を紹介、啓発	防災キャンプでは、子どもたちが、家族や地域とともに、様々な防災学習や体験的な活動を実施することができた。子どもたちが宿泊を伴う避難生活を体験したことは、防災意識を高めるとともに、備えや地域とのつながりの大切さを感じ得る機会となった。 ○防災キャンプを通して、学校・家庭・地域の連携が強まり、子どもたちだけでなく、地域住民の防災意識の向上が期待できる。本事業は廃止となるが、市町村や地域が主体となって継続または発展的な取組を実施し、地域全体の防災力の向上に繋げていくことが必要である。	H30で廃止。
幼保支援課	84	南海トラフ地震対策研修等事業	園の防災に対する意識の向上に係る研修や各園の防災マニュアルの検証・情報交換等を行い、保育所・幼稚園等の防災力の向上を図る。	各園の防災マニュアルを充実させ、避難訓練等に活かし、保育所・幼稚園等の防災力の向上につなげることが必要。	園児が、災害発生時に、保育者の指示のもと、適切な避難行動をとることができる。	園児が適切な避難行動ができるよう、保育者の知識の習得や防災に対する意識の向上を図る。 ○研修において、防災マニュアルの検証・情報交換等の場をもち、防災マニュアルの充実を図る。	県内3箇所所で研修を開催	県内2箇所所で研修を開催 中部・東部 2/18 125名 西部 2/19 25名	県内2箇所所で研修会を実施し、保育所、幼稚園等が取り組むべきことを改めて要請した。参加者アンケートでは、防災マニュアルの見直しとBCP策定の重要性について再確認できたという意見がみられた。 防災に対する意識の向上につながったと考えられる。 ○来年度以降も継続して研修会を開催し、保育者の知識の習得及び防災に対する意識の向上を図ることが必要である。 ○県内3箇所所で実施し、できるだけ多くの保育者が出席できるようにする。	県内3箇所所で研修を開催

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
生涯学習課	85	新・放課後子ども総合プラン推進事業(うち、放課後子ども教室等の安全対策) ※再掲	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを図るため、児童クラブや子ども教室における室内安全対策の実施や支援員等を対象とした防災研修会を開催する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができています。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室148(41)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 8カ所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・うち、防災対策経費への補助 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 うち、防災対策研修会3回 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室147(41)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 3市4カ所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・防災対策経費への補助 (6) 学び場人材バンクの活動 ・夏休み出前講座(地震のはなし(防災学習))の開催 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日(10/14,10/28,11/11,12/2) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日(9/1,9/2) ・推進委員会 2回 ・支援員等研修 防災対策研修会(6/12,6/14,6/19) ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月	○全小学校区の95.8%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援や多様な体験活動への支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを図るため、児童クラブや子ども教室における室内安全対策の実施や支援員等を対象とした防災研修会などの機会を維持していく必要がある。	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室145(41)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成11カ所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・うち、防災対策経費への補助 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・支援員等研修 うち、防災対策研修会3回 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン4 子どもが公共の仕事や地域活動などに参加する機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
少子対策課	86	子ども条例推進事業(子どもの環境づくり事業) ※再掲	「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。子どもの環境づくり推進委員会を通じて進捗管理を行う。フォーラムの内容検討、開催を行う。	○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。	○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。 ○子ども条例フォーラムの開催、各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。	○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。 ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげる。	○子どもの環境づくり推進委員会(第六期)の開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催	○子どもの環境づくり推進委員会(第六期)の開催 ・第6回 6/3 ・第7回 9/2 (第七期)の開催 ・第1回 10/14 ○子ども条例フォーラムの開催(実施名称:こうち子ども未来フォーラム2018) ・11/25 ちより街テラス	○子どもの環境づくり推進委員会において、子どもの環境づくり推進計画(第四期)に対して意見をいただき、取組を着実に進めることができた。 ○子ども条例フォーラムを開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげることができた。 ○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める	○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催
高等学校課	87	21ハイスクールプラン推進費 ※再掲	各県立高校における生徒の個性や学校・地域の特色を生かした自主的な、創造的な取組を推進する。	○魅力ある学校づくりに向けて、地域との連携・協働による多様な取組が各学校で進められている。 ○地域や地元企業と連携・協働した学習活動をさらに推進 ○学習意欲の向上や深い学びにつながるような活動となるような取組とする。	○生徒が充実した高校生活を送ることで、生徒や保護者の学校への満足度が向上し、県民に信頼される学校づくりが推進できている。 ○地元高校の教育活動への理解が深まり、志願者の増加につながっている。 ○資格取得を推進することにより、就職内定率の向上につながっている。	○魅力ある学校づくりを推進(広報促進、地域新商品開発・販売、地域防災支援、地域課題解決学習、地域活性化に向けた取組など) ○専門高校等における資格取得の推進	各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実施 ○地域でのボランティア活動の実施 ○国際交流活動の推進 ○ものづくり、資格取得の推進 ○防災教育の推進 ○伝統文化の伝承活動の実施 ○販売市の開催 ○生徒支援の推進 ○学校広報誌・通信の発行 ○人権教育の推進 ○環境教育の推進 など	各高校において、年間計画に基づいて実施した。 ・高校 34校 ・県立中学校 4校	成果:各校において、学校・地域の特色を生かし、弄的・創造的な取組を実施した。 課題:学習意欲の向上や深い学びにつながる活動へつなげる必要がある	各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実施 ○地域でのボランティア活動の実施 ○国際交流活動の推進 ○ものづくり、資格取得の推進 ○防災教育の推進 ○伝統文化の伝承活動の実施 ○販売市の開催 ○生徒支援の推進 ○学校広報誌・通信の発行 ○人権教育の推進 ○環境教育の推進 など ・高校 33校 ・県立中学校 4校
【全所属】	88	【全所属事業】	・子どもの地域活動などへの参加事例や活動に関する情報提供							

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
健康対策課	89	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(母子保健型))に対して補助する。(市町村が設置する子育て世代包括支援センターの運営費等の支援)	○子育て世代包括支援センターは全市に設置済み(合計17市町村) H30.4.1現在 ※H27年度から事業開始	○市町村による利用者支援事業(母子保健型)の活用 ○センター全市設置	○利用者支援事業(母子保健型)活用に向けた市町村支援	○利用者支援事業(母子保健型)活用に向けた市町村支援	○子育て世代包括支援センターは5市町で新たに設置(合計18市町村H31.3.31現在)。利用者支援事業(母子保健型)は14市町村が活用。	○市のみでなく町村にもセンターが設置された。 ○全市町村へのセンター設置による相談場所と機能の強化。	○センター未設置町村への訪問(説明・ヒアリング)(センター機能の確保) ○センター設置済み市町村への現地調査・指導(センター機能の強化)
児童家庭課	90	乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	乳児がいる全家庭及び養育支援が必要な家庭の訪問による支援、家庭での養育が一時的に困難となった児童等の養育・保護の実施等により、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	支援が必要と判断される家庭の把握や、養育支援訪問事業による早期の養育環境改善のために、訪問者の人事育成及び資質の向上が必要	乳児家庭全戸訪問事業の周知及び本事業を活用した地域での見守り及び支援体制の構築が図られている。	全市町村訪問による地域での見守り体制の現状把握	全市町村訪問による現状把握(H30.5月～7月)	○全市町村を訪問し、ヒアリングにより現状を把握(H30.5月～7月) ・乳児家庭全戸訪問事業 補助金を活用して実施:20市町村 母子保健法に基づく訪問等として行い、事業と同内容の取り組み実施:14町村 ・養育支援訪問事業 補助金を活用して実施:16市町村 母子保健法に基づく訪問等として行い事業と同内容の取り組みを実施:18町村	○全市町村において事業としての実施又は保健師の訪問等として同様の取り組みの実施がなされているものの、養育上の支援が必要な家庭に対して市町村がきめ細かな対応ができるよう、補助金を活用しながら適切な支援を行っていく必要がある。	○補助金を活用していない市町村に対して活用への支援を行い、人材確保や適切な支援の実施につなげていく。
児童家庭課	91	子どもの見守り体制推進事業	市町村における児童虐待防止対策等を抜本強化するため、妊娠・出産・新生児・乳幼児期からの保健と福祉等との連携強化による地域での見守り体制を整備する市町村に対し交付金の交付を行う。	母子保健からつながれた要支援家庭に適切に対応していくため、児童虐待防止コーディネーターによる市町村支援会議の開催、個別ケース管理、学校・保育所訪問等が不可欠であるが、人材不足により児童虐待防止コーディネーターの配置が7市町(H29実績)にとどまっている。	H30目標 12市町村への児童虐待防止コーディネーターの配置	全市町村訪問による地域での見守り体制の現状把握	全市町村訪問による現状把握(H30.5月～7月)	○全市町村を訪問し、ヒアリングにより現状を把握(H30.5月～7月) ・県内8市町村で児童虐待防止対策コーディネーターを配置	○各市町村の関係部署間で適切に情報共有しながら児童虐待の早期発見・対応を行うため、児童虐待防止対策コーディネーターの活用による関係機関連携が不可欠であるが、人材確保の困難さのためコーディネーターの配置が広がっていない。	○福祉保健所単位で各市町村と意見交換を行い(5月～6月)、児童虐待防止に向けた体制構築の重要性を説明しながら、児童虐待防止対策コーディネーターの配置を働きかけていく。
児童家庭課	92	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(基本型及び特定型)、子育て短期支援事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業)に対して補助する	○利用者支援事業(基本型)においては、実施市町村数が少ないうえに、コーディネーターとなることのできる経験のある職員が不足している。 ○子育て短期支援事業は近隣に児童養護施設等がないだけでなく、委託先である施設等の空室が不足しており、保護者の必要に応じた受け入れができていない。 ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、事業内容の周知ができていない。 ○地域子育て支援拠点事業については、職員の固定が難しく継続した支援につながりにくい。	○地域の実情に合わせて子ども・子育て支援事業が実施されている。	○市町村への事業の周知	○市町村訪問時に事業の周知を図るとともに、効果的な事業実施に向けた協議を進める。	○利用者支援事業(基本型)1市 利用者支援事業(特定型)1市 ○ショートステイ26市町村 トワイライトステイ1市 ○要保護児童地域対策協議会設置状況 全市町村設置 ○地域子育て支援拠点 24市町村1広域連合52ヶ所設置	○利用者支援事業の必要性を市町村と共有し、事業の実施に必要な人員の計画的な育成 ○子育て短期支援事業については、近隣に児童養護施設等のない市町村での実施が困難 ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、専門職の配置が必要であるが、小規模市町村においては専任で配置することが困難 ○地域子育て支援拠点事業における人材育成、確保	○市町村訪問時に事業の周知を図るとともに効果的な事業実施に向けて協議を進める
児童家庭課	93	安心子育て応援事業	市町村や団体・企業、子育てサークル等が行う子育て支援の取組に対して補助	○市町村における地域子育て支援拠点事業の運営や子育て支援の取組については、国の子ども・子育て支援事業交付金の活用等で取り組むことができるが、少子高齢化の進む高知県内の市町村の一部では国の交付金を活用するための事業要件を満たすことが困難な場合も見受けられる。 ○地域地域で子育て家庭を支援している子育てサークルにおいては、任意団体であるため、活動をするための資金の確保が課題としてあげられている。	○全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境が整っている。	○市町村や子育てサークル等のニーズを把握しながら、より効果的に補助金が活用できるよう年度ごとに要綱の見直しを行う。	○14市町村1広域連合、16サークル交付予定 ○予算19,431千円	○13市町村1広域連合、19サークルに交付 ○執行見込額 12,339千円	○高知版ノウハウの推進のために市町村に積極的な民間団体の活用(財源の一部負担)が必要 ○地域子育て支援拠点の職員のスキルアップ、人材育成が必要	○14市町村1広域連合、10サークルに交付予定 ○予算16,029千円
児童家庭課	94	子育て支援員等研修事業	地域子育て支援センターの人材養成及び質の向上に向けた研修開催	○研修を修了した人材が地域子育て支援拠点で活用する仕組みがなく、養成した人材が現場へつながりにくくなっている。	○研修を修了した人材が地域子育て支援拠点で活用され、継続的な支援体制が構築される。	○研修修了者が地域子育て支援拠点や市町村とつながることができる仕組みを構築する。	○研修の実施 ○研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施。	○研修実施 ・子育て支援員専門研修 地域子育て支援拠点事業:56人受講 52人認定 利用者支援事業(基本型):1人受講 1人認定 ・現任者研修:57人受講 ・研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施	○子育て支援員研修により認定された子育て支援員の活用	○研修の実施 ○研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施
児童家庭課	95	出会い・結婚・子育て応援窓口運営事業	妊娠前から子育て期までの切れ目ない総合的な支援を強化するため、子育て支援センターの設置を進める。あわせて、主に0歳～2歳児の子育て家庭を対象に子育ての不安等の解消を図る交流場の設置をすすめるとともに、日常的な見守りを充実	高知家の出会い結婚子育て応援コーナーに専門相談員(助産師)を2名配置 (非常勤職員1名アドバイザー1名) H29年度実績 電話相談:22件 出張相談:181件	総合的な相談受付窓口での相談件数(結婚相談除く)400件 (第3期Ver3日本への健康長寿県構想H37年度末の姿から抜粋)	○子育て支援センター及び子育てサークルへの相談窓口の周知及び活用の促進 ○Facebook等による子育てに関する情報発信	通年 ○出前相談 地域子育て支援センターや子育てサークルなどの取組の場面に出向き、妊婦や子育て家庭へのアドバイスや支援を実施 ○電話相談 応援コーナーに設置している子育て相談専用電話で妊娠・出産・子育てに関する相談に対応 ○地域子育て支援センター等における子育て支援体制強化に向けた取組支援:73件	通年 ○出前相談:302件 地域子育て支援センターや子育てサークルなどの取組の場面に出向き、妊婦や子育て家庭へのアドバイスや支援を実施 ○電話相談:50件 応援コーナーに設置している子育て相談専用電話で妊娠・出産・子育てに関する相談に対応 ○地域子育て支援センター等における子育て支援体制強化に向けた取組支援:73件	○出前相談、電話相談では子育てに関する相談を受け情報提供や子育てへの困りごとへの対応を実施 ○地域子育て支援拠点事業における人材育成	通年 ○出前相談 地域子育て支援センターや子育てサークルなどの取組の場面に出向き、妊婦や子育て家庭へのアドバイスや支援を実施 ○電話相談 応援コーナーに設置している子育て相談専用電話で妊娠・出産・子育てに関する相談に対応 ○子育て支援センター等における子育て支援体制強化に向けた取組支援

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
幼保支援課	96	多機能型保育支援事業	保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を推進する。	○多機能型保育の必要性の理解はあるものの施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。	○多機能型保育事業の実施40箇所(H31目標) ○保育所・幼稚園等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。	○地区の民生委員等、地域の方々の協力も得ながら、事業実施できるよう取り組んでいく。 ○多機能型保育事業の取組発表(交流会)の実施	○保育所等へのアプローチを継続しつつ、多機能型保育事業に対する理解を得られるよう、広報活動を充実させていく。 ○多機能型保育事業の推進 15箇所	○保育所等へのアプローチ、関係各所と協議 ・園長会(高知市、南国市、佐川町) ・保育所訪問(23園) ○多機能型保育事業の実施 7か所 ○多機能型保育事業の取組発表(交流会)の実施 2回 ・地区の民生委員(主任児童委員)の方々も参加	○市町村や関係団体ともに事業趣旨や必要性は理解を示す一方で、事業の実施に慎重となっている。 ○事業実施にあたっては、外部の人材を地域連携コーディネーターとして配置することを求めているが人材の確保が難しい。 ○子育て支援の取組についてスモールステップで拡充し、カバー率を上げていく必要がある。 ○取組を継続するための宣伝や材料費等の支援が必要。	○多機能型保育支援事業の補助要件を段階的なものとし、各保育所等がステップアップすることで、各園における子育て支援の充実を図っていく。 ○多機能型保育事業の推進 40か所
児童家庭課	97	「こうちプレマnet」運営委託事業	親子のふれあいを大切にするための取り組みとして、携帯電話・パソコンを利用した胎児期からの情報提供や相談事業を行い、安心して出産・子育てができるよう、地域社会全体で「子ども・親の育ち」を支援する環境づくりを行う。	○インターネットやスマートフォンなどの普及により、子育て家庭の情報収集のツールもスマートフォンやパソコンが主流となってきた。 ○子育ての相談先についてもインターネットで検索することも増えている。 ○インターネット上には、様々な情報があり、子育て家庭が信頼できる情報の提供も必要である。	○子育て家庭に役立つ情報がより充実して提供され、行き届いている。	○H30年度サイトデザイン等修正 ○随時サイトや相談機能の周知	○4月 サイト運用保守、相談業務委託契約 ○5月 サイト再構築等委託契約 ○11月 新サイト運用開始	○4月 サイト運用保守、相談業務委託契約 ○5月 サイト再構築等委託契約 ○11月 新サイト運用開始 ○アクセス数 162,974件 ○プレマ相談件数 111件	○情報発信の一元化、ユーザビリティの向上、子育て応援の店の機能統合及び検索機能の向上につながった。	○4月 サイト運用保守、相談業務委託契約 ○サイトの周知(通年)
幼保支援課	98	園内研修支援事業	子ども一人一人に生きる力の基礎を育む保育・教育を実践するため、保育所・幼稚園等が実施する園内研修を支援するとともに、県内13ブロックごとの「ブロック別研修会」を支援し、主体的に研修を開催してもらうためのネットワーク化を推進することにより、保育・教育の質の向上を図る。	○研修への参加が困難な臨時・パート職員を含む保育者の学びの場となるよう、園全体で取り組むことのできる研修体制を作ることが必要である。 ○計画的・組織的な研修体制の確立のため、ブロック別園内研修支援を2か年で実施できるよう働きかけているが、継続した取組につながりにくい地域や園もある。ニーズに応じた支援を続け、研修への認識を高めていく必要がある。	○保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づき教育・保育についての理解が深まるとともに、自主的、計画的な園内研修が実施されている。 ○研修の中核となる職員が育ち、園内及び園や市町村を超えた実践研修や公開保育が定期的に行われている。	・園内研修・ブロック別研修支援の実施回数:年間200回以上 ・実施後のアンケート調査で「今後も引き続き園内研修を実施する」と回答した園の割合:100% ・ブロック別研修実施園の公開保育の参加者アンケート調査で「参考になった」と回答した割合:80%以上	○園内研修支援 ○ブロック別研修支援	園内研修支援 総計 380回(のべ155園) ○園内研修支援 ・園内研修支援98回(50園) ・「引き続き園内研修を実施する」と回答した園:97.6% ・キャリアアップ実践研修144回(80園) ○ブロック別研修支援 ・ブロック別研修支援138回(25園) ・「参考になった」と回答した園:99.3%	○具体的な保育場面を通じた協議により、実践者の保育はもとより、所属園の保育を組織で客観的に振り返り、子ども理解等を深めるきっかけになっており、指導主事やアドバイザーによる訪問支援は、保育・教育の質の向上に今後も必要である。 ○ブロック別研修会公開保育で、各地域の参加者が保育参観をもとにミドルリーダー等の司会によるグループ協議を行い幼児理解を深めるなかで、ミドルリーダーが園の中核となって研修を進めていく資質・指導力の向上が図られている。 ○研修の趣旨や内容について市町村主管課と共有し、研修体制構築のための働きかけを行うとともに、ミドルリーダーのスキルアップを図れるよう、ブロック別研修会公開保育の参加等を通して、地域の中核者として実践を進めることができるようにする。	○園内研修支援 ○ブロック別研修支援
幼保支援課	99	親育ち支援推進事業(基本的生活習慣向上事業を除く)	子どもたちの健やかな育ちのために、「親の子育て力の向上」「保育所・幼稚園等の親育ち支援力の向上」「保護者と園との相互理解」を図るために、保護者や保育者に対する支援等を行う。	○保護者研修の実施園によって、保護者の参加率に大きな差があるため、保護者の実態に合った園内での研修計画が立てられるよう、園や市町村に周知していく必要がある。 ○園の組織体制が十分でない園では、計画的・継続的な研修の実施につながっていないため、各地域の親育ち支援の中核者を中心に行われる地域別交流会の内容の充実を図るとともに、各園における親育ち支援保育者の役割を明確化する必要がある。	○良好な親子関係や子どもへのかかわり方について保護者の理解が深まり、積極的に子どもにかかわる姿が多くなる。 ○多くの園や地域で、親育ち支援のリーダーや担当者を中心とした親育ち支援研修が行われ、親育ち支援体制の充実が図られる。	○親育ち支援担当者の位置付け70%以上 親育ち支援担当者を中心とし、保護者の実態に合った研修計画が立てられること、保護者の参加率を高め、より多くの保護者に良好な親子関係や子どもへの関わり方についての理解を図る。 ○地域別連絡会や幼保推進協議会を通じて、市町村の現状把握を行い、地域別交流会の研修内容の充実につなげる。また、研修内容を各園で報告したり、市町村のリーダーが各園での研修を促したりし、全園での親育ち支援の充実につなげていく。	○親育ち支援啓発事業 ○親育ち支援保育者フォローアップ事業	○保護者研修の実施117回83園・21校 ・5歳児保護者用リーフレットと研修案内を各園・各校・市町村主管課に1部ずつ配付 ○保育者研修の実施53回47園5市町村 ○親育ち支援担当者の位置付け 60.9% ○親育ち支援講座 :6/15、7/3、7/31 208人 ○親育ち支援保育者フォローアップに係る研修 地域別交流会 東部地区2G 51人 中部地区3G 95人 西部地区1G 44人 ステップアップ研修及び地域別リーダー研修 89人 中核者を中心に園内で行われた 保育者研修 20回 保護者研修 24回	○保護者アンケートでは「子どもへの関わり方が大切である」99.5%、「今後の子育てに生かしていきたい」99.2%と回答があり、子どもへの関わり方についての理解が深まり、子どもに関わろうとする姿が多くなっていることが窺えた。 ○5歳児保護者向けリーフレットの効果により、5歳児保護者向けの講話の要請が増加した。H29 5回→H30 28回 ○親育ち支援の必要性や組織的に取り組む重要性を地域別交流会やリーダー研修会等を通じて周知することにより、園内の中核者による研修計画・実施の意識付けにつながった。 ○園内で親育ち支援を推進する役割を担い、保護者の実態に合った園内の研修計画が立てられるよう、各園における親育ち支援担当者の位置付けを推進していく。 ○親育ち支援担当者を中心に、各園で親育ち支援に関する研修が実施され、組織的な取組につながるよう、担当者の地域別交流会等の参加を促していく必要がある。また、親育ち支援地域別リーダーの資質の向上と地域ごとの親育ち支援体制の充実を図る。	○親育ち支援啓発事業 ○親育ち支援保育者スキルアップ事業

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30			H31
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
生涯学習課	100	家庭教育支援基盤形成事業	市町村における家庭学習支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより、家庭の教育力の向上を図る。	○家庭教育支援基盤形成事業の認知度の向上。 ○実施市町村数の増加と内容の充実。	○親への学習機会の提供や相談対応などの家庭教育支援等、様々な教育支援活動がより充実している。 ○実施市町村数：16市町村以上 ○家庭教育支援チーム：6市町村6チーム以上	○未実施市町村への訪問等をおとて、家庭教育支援に関わる担当者へ周知する。 ○市町村における取組について、担当者等から意見を聞きながら円滑な実施となるよう支援する。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数：16市町村 ・事業内容：家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成 参加者数：20名 認定者数：11名 満足度：93.7% ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数：16市町村 ・事業内容：家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成 参加者数：20名 認定者数：11名 満足度：93.7% ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布(3/25現在) 取組学校園数：316 取組人数：37,295名 認定者数：15,834名 認定率：42.5% ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し(3/25現在) データ：1 着ぐるみ：9 バベット：0 啓発教材：2	○事業実施市町村では、子育て講座の開催など家庭教育支援の取組が着実に進んでいる。 H28：13市町村→H29：14市町村→H30：16市町村 ○家庭教育支援プログラムファシリテーターの派遣数は着実に増えている。(箇所数10倍、派遣者数5.5倍) H29：1箇所4名→10箇所22名 ●より多くの地域に取組を広げていくためには、それぞれの地域に家庭教育支援の核となる人材を育成していく必要がある。 一ファシリテーター研修会を通じて、地域で家庭教育支援の取組を展開していける人材を段階的に養成していく。 ○生活リズムチェックカードの取組学校園数は増えているが、取組人数と認定率は若干減少した。 取組箇所 H29：300箇所→H30：316箇所(3/25現在) 取組人数 H29：43,467名→H30：37,295名(3/25現在) ●全ての家庭によりよい生活習慣を啓発していくために、継続的な取組が必要である。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数：16市町村 ・モデル地区での連携支援 ・事業内容：家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成及び認定者の派遣 ・各地区入門講座の実施 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し ・「早ね早おき朝ごはん」フォーラムの開催
児童家庭課	101	高知県児童健全育成地域活動推進事業費補助金(児童厚生施設活動支援事業)	児童の健全育成を図るため、児童厚生施設(児童館・児童センター)を拠点として活動する地域組織「母親クラブ」を支援し、地域活動の推進を図る。	○補助金を活用する市町村(地域組織)が固定化しているとともに減少傾向にある。	○児童厚生施設(児童館・児童センター)が、子どもたちの安心・安全な居場所となっている。	○補助金のあり方について検討 ○児童館での子ども食堂開催の可能性について調査・打診	○補助金の交付(5市町村6団体) 室戸市、安芸市、佐川町(2)、日高村、黒潮町 [主な活動] 料理教室、工作教室、夏祭り、クリスマス会など	同左	○補助金を活用する市町村(地域組織)が固定化している	○補助金のあり方について検討 ○児童館での子ども食堂開催の可能性について調査・打診
児童家庭課	102	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(基本型)、地域子育て支援拠点事業)に対して補助	○利用者支援事業(基本型)においては、実施市町村数が少ないうえに、コーディネーターとなることのできる経験のある職員が不足している。 ○子育て短期支援事業は近隣に児童養護施設等がないだけでなく、委託先である施設等の空室が不足しており、保護者の必要に応じた受け入れができていない。 ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、事業内容の周知ができていない。 ○地域子育て支援拠点事業については、職員の固定が難しく継続した支援につながりにくい。	○地域の実情に合わせて子ども・子育て支援事業が実施されている。	○市町村への事業の周知	○市町村訪問時に事業の周知を図るとともに、効果的な事業実施に向けた協議を進める。	○利用者支援事業(基本型)1市 ○地域子育て支援拠点 24市町村1広域連合52ヶ所設置	○利用者支援事業の必要性を市町村と共有し、事業の実施に必要な人員の計画的な育成 ○地域子育て支援拠点事業における人材育成、確保	○市町村訪問時に事業の周知を図るとともに効果的な事業実施に向けて協議を進める
児童家庭課	103	安心子育て応援事業 ※再掲	市町村や団体・企業、子育てサークル等が行う子育て支援の取組に対して補助	○市町村における地域子育て支援拠点事業の運営や子育て支援の取組については、国の子ども・子育て支援事業交付金の活用等で取り組むことができるが、少子高齢化の進む高知県内の市町村の一部では国の交付金を活用するための事業要件を満たすことが困難な場合も見受けられる。 ○地域地域で子育て家庭を支援している子育てサークルにおいては、任意団体であるため、活動をするための資金の確保が課題としてあげられている。	○全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境が整っている。	○市町村や子育てサークル等のニーズを把握しながら、より効果的に補助金が活用できるよう年度ごとに要綱の見直しを行う。	○14市町村1広域連合、16サークル交付予定 ○予算19,431千円	○13市町村1広域連合、19サークルに交付 ○執行見込額 12,339千円	○高知版ネウボラの推進のために市町村に積極的な民間団体の活用(財源の一部負担)が必要 ○地域子育て支援拠点の職員のスキルアップ、人材育成が必要	○14市町村1広域連合、10サークルに交付予定 ○予算16,029千円

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30			H31
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
児童家庭課	104	子育て支援員等研修事業 ※再掲	地域子育て支援センターの人材養成及び質の向上に向けた研修開催	○研修を修了した人材が地域子育て支援拠点で活用する仕組みがなく、養成した人材が現場へつなげられていない。	○研修を修了した人材が地域子育て支援拠点で活用され、継続的な支援体制が構築される。	○研修修了者が地域子育て支援拠点や市町村とつながることができる仕組みを構築する。	○研修の実施 ○研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施。	○研修実施 ・子育て支援員専門研修 地域子育て支援拠点事業:56人受講 52人認定 利用者支援事業(基本型):1人受講 1人認定 ・現任者研修:57人受講 ・研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施	○子育て支援員研修により認定された子育て支援員の活用	○研修の実施 ○研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施
幼保支援課	105	多機能型保育支援事業 ※再掲	保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を推進する。	○多機能型保育の必要性の理解はあるものの施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。	○多機能型保育事業の実施 40箇所(H31目標) ○保育所・幼稚園等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。	○地区の民生委員等、地域の方々の協力も得ながら、事業実施できるよう取り組んでいく。 ○多機能型保育事業の取組発表(交流会)の実施	○保育所等へのアプローチを継続しつつ、多機能型保育事業に対する理解を得られるよう、広報活動を充実させていく。 ○多機能型保育事業の推進 15箇所	○保育所等へのアプローチ、関係各所と協議 ・園長会(高知市、南国市、佐川町) ・保育所訪問(23園) ○多機能型保育事業の実施 7か所 ○多機能型保育事業の取組発表(交流会)の実施 2回 ・地区の民生委員(主任児童委員)の方々も参加	○市町村や関係団体ともに事業趣旨や必要性は理解を示す一方で、事業の実施に慎重となっている。 ○事業実施にあたっては、外部の人材を地域連携コーディネーターとして配置することを求めているが人材の確保が難しい。 ○子育て支援の取組についてスモールステップで拡充し、カバー率を上げていく必要がある。 ○取組を継続するための宣伝や材料費等の支援が必要。	○多機能型保育支援事業の補助要件を段階的なものとし、各保育所等がステップアップすることで、各園における子育て支援の充実を図っていく。 ○多機能型保育事業の推進 40か所
生涯学習課	106	新・放課後子ども総合プラン推進事業 ※再掲	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室148(41)か所 児童クラブ175(94)か所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 8か所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 20回 ・放課後サービス事業所との連携 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室147(41)か所 児童クラブ173(92)か所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 3市4か所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 ・夏休み出前講座の開催 154件 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日(10/14、10/28、11/11、12/2) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日(9/1、9/2) ・推進委員会 2回 ・支援員等研修15回 高知県地域学校協働活動研修会等(7/19、1/19) 防災対策研修会(6/12、6/14、6/19) 発達障害児等支援ステップアップ研修 全6回(6/26、9/18、10/4、10/30、11/13、12/4) 発達障害児等理解促進研修会(11/20、12/18) 子どもの育ちを支援する研修会(2/7、2/12) ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月	○全小学校区の95.8%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援や多様な体験活動への支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室145(41)か所 児童クラブ185(98)か所 (2) 児童クラブ施設整備への助成11か所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 12回 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月
地域福祉課	107	あったかふれあいセンター事業	子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず誰もが気軽に集い、子育てや生活支援、介護サービス等を受けることのできる拠点を設置し、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動等を行う。	【現状】あったかふれあいセンターの開始時点では、22市町村28拠点 【課題】中山間地域では、多様なニーズがありながらもサービスの利用者が少ないことから民間参入が進まない。	あったかふれあいセンターの整備と機能強化 H30年度:31市町村48拠点226サテライト 新設5拠点:安芸市1・いの町(吾北)1・仁淀川町(吾川)1 ・佐川2(加茂、黒岩)	あったかふれあいセンター等の小規模多機能支援拠点の整備力数:旧市町村に1カ所以上	あったかふれあいセンターの整備と機能強化 ①あったかふれあいセンターの整備・人材育成 ・H30年度:31市町村48拠点231サテライト 新設5拠点:安芸市1・いの町(吾北)1・仁淀川町(吾川)1 ・佐川2(加茂、黒岩) ・あったかふれあいセンター職員研修の実施(ゲートキーパーの役割やスキル向上) →コーディネーター研修(6/8)30名・スタッフ研修(6/18、6/21)42名・データ研修(10/3、10/4)49名・テーマ別研修(9/25、11/8)88名 ②医療・介護との連携のさらなる拡大 →すべての市町村においてハ職間による介護予防実施 ・医療との連携 →薬剤師による健康相談(8市町村のあったかふれあいセンターに派遣) →看護師による健康相談(6市町村に訪問) ③福祉サービスの提供機能の充実 ・あったか拠点域内で認知症カフェ設置 ・子育て支援サービスに関する地域ニーズの把握 ④集落活動センターとの連携の充実強化に向けた取組 ・両センターが連携した取組(配食サービス等)12箇所	あったかふれあいセンターの整備と機能強化 ①あったかふれあいセンターの整備・人材育成 ・地域福祉の拠点として一層の拡充が必要 ・ゲートキーパーの機能強化に向けて、利用者のニーズ把握等のスキルアップが必要 ・利用者データの活用のためのスキルの向上が必要 ②医療・介護との連携のさらなる拡大 ・介護との連携は一定広がっているが、医療との連携の横展開を進める必要がある ③福祉サービスの提供機能の充実 ・認知症カフェ未設置の地域(10市町村)や地域資源(子ども食堂や子育て支援センター等)が不足している地域に対して、あったかの活用による資源の充実を促すことが必要 ④集落活動センターとの連携の充実強化に向けた取組 ・両センターの連携によるメリットについての市町村や事業者の認識が不十分	あったかふれあいセンターの整備と機能強化 ①あったかふれあいセンターの整備・人材育成 ・H31年度:31市町村50拠点239サテライト 新設5拠点:須崎市1・黒潮町1 ・あったかふれあいセンター職員研修(ゲートキーパー機能の充実強化)及び利用者データ研修の実施 ②医療・介護との連携のさらなる拡大 ・リハビリ専門職等による介護予防の取り組みを充実 ③福祉サービスの提供機能の充実 ・認知症カフェの取組の拡大を支援 ・子育て支援サービス(子ども食堂、地域子育て支援センターの代替機能など)の充実 ④集落活動センターとの連携の充実強化に向けた取組 ・両センターの連携によるメリットについての市町村や事業者の認識が不十分	
障害福祉課	108	障害福祉サービス等確保支援事業(障害児長期休暇支援事業)	学校等の長期休暇期間中に地域において、公民館等を利用して障害児の援助を行う事業に対して補助を行う。	地域における当該事業をさらに活用してもらうための周知が必要。	学校などの長期休暇中の障害児の居場所の確保により、障害児と保護者が安心して地域生活を継続できる。	市町村担当者会などで当該事業の周知を図り、地域のニーズに応じた利用促進を行う。	長期休暇中の障害児の居場所づくりを行うことにより、障害児とその保護者の地域生活を支援する。また、ボランティアや地域住民との交流を深める機会とする。	延べ利用者数 室戸市 102名 安芸市 59名 香南市 497名 本山町 70名 中土佐町 143名 四万十町 130名 津野町 159名 黒潮町 187名 中芸広域連合 202名	長期休暇中の障害児の居場所づくりとともに、宿題等の学習支援や体験活動等を実施することで、障害児及びその保護者の地域生活を支援することが出来、ボランティアなどの協力を得て地域での交流プログラムを障害児に配慮した内容の企画をするなどにより地域とのつながりができた。 また、クッキングなどの生活訓練を行うことで障害児の将来的な自立を見据えた活動が出来た。	長期休暇中の障害児の居場所づくりを行うことにより、障害児とその保護者の地域生活を支援する。また、ボランティアや地域住民との交流を深める機会とする。
児童家庭課	109	民生・児童委員及び主任児童委員等による地域の見守り活動の推進	各市町村の小学校と民児協が連携し、就学時健康診断などで保護者や教員等に民生・児童委員等を紹介し、その後の地域での見守り活動等につなげる。	各市町村の入学式、就学時健康診断、入学説明会等で民生・児童委員等の紹介を実施 自己紹介:88校 リーフレット等配布:54校 合計:142/194校 73.2%	厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	就学時健康診断などでの自己紹介やリーフレット配布を実施してもらうよう計画の確認と協力依頼	・就学時健康診断での自己紹介の実施について、計画の確認と協力依頼(9月) ・入学式での自己紹介の実施について、計画の確認と協力依頼(2月)	・入学式等での自己紹介又は民生・児童委員紹介チラシの配布 (実績) ア 県内公立小学校数 192校 イ 自己紹介又は配布 121校 ウ 実施率(イ/ウ) 63.0%	○地域の見守り活動の中心となる民生・児童委員等と保護者・学校・SSW・PTAなどの関係づくり	○民生・児童委員等による地域における見守り活動の推進 ・民生・児童委員等が学校と情報を共有し、関係機関との役割分担をたううえで、子どもや家庭を見守る仕組みを、小学校単位で県内にて定着・普及

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	計画(P)	
児童家庭課	110	子どもの見守り体制推進事業 ※再掲	市町村における児童虐待防止対策等を抜本強化するため、妊娠・出産・新生児・乳幼児期からの保健と福祉等との連携強化による地域での見守り体制を整備する市町村に対し交付金の交付を行う。	母子保健からつながれた要支援家庭に適切に対応していくため、児童虐待防止コーディネーターによる市町村支援会議の開催、個別ケース管理、学校・保育所訪問等が不可欠であるが、人材不足により児童虐待防止コーディネーターの配置が7市町(H29実績)にとどまっている。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	全市町村訪問による現状把握	全市町村訪問による現状把握(H30.5月～7月)	○全市町村訪問し、ヒアリングにより現状を把握(H30.5月～7月) ・県内8市町村で児童虐待防止対策コーディネーターを配置	○各市町村の関係部署間で適切に情報共有しながら児童虐待の早期発見・対応を行うため、児童虐待防止対策コーディネーターの活用による関係機関連携が不可欠であるが、人材確保の困難さのためコーディネーターの配置が広がっていない。	○福祉保健所単位で各市町村と意見交換を行い(5月～6月)、児童虐待防止に向けた体制構築の重要性を説明しながら、児童虐待防止対策コーディネーターの配置を働き掛けていく。
県民生活・男女共同参画課	111	安全安心まちづくり推進事業	犯罪のない安全安心まちづくりを推進するため、広く県民、事業者、地域活動団体の防犯意識を高めるよう広報・啓発を行うとともに、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を行う団体等の活動を支援する。	○第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」に基づく取組を着実に進める。	○県民と本県を訪れる人すべてが安心して暮らし、滞在できる高知県を目指す。	○安全安心まちづくり推進会議において、各事業の取組実績を集約し、構成員から意見を頂きながら、計画に基づく取組を着実に進める。	○広報紙「安全安心まちづくりだより」発行による情報共有 ○会報「安全安心まちづくりだより」発行による情報共有 ○「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのホームページ」による情報発信 ○ラジオの活用による広報活動の実施 ○「安全で安心して暮らせる地域社会づくり」をテーマとしたイベント「安全安心まちづくりひろば」の開催 ○安全安心まちづくり推進会議幹事会の開催 ○安全安心まちづくり推進会議総会の開催	○広報紙「安全安心まちづくりだより」発行による情報共有(4回) ○会報「安全安心まちづくりだより」発行による情報共有(4回) ○「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのホームページ」による情報発信(随時更新) ○ラジオの活用による広報活動の実施(5回) ○安全安心まちづくり広場の開催(11/3 イオンモール高知1階南コート) ○安全安心まちづくり推進会議幹事会の開催(第1回～7/25、第2回～2/1) ○安全安心まちづくり推進会議総会の開催(2・15)	○第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」に基づく取組を着実に進める。	○広報紙「安全安心まちづくりだより」発行による情報共有 ○会報「安全安心まちづくりだより」発行による情報共有 ○「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのホームページ」による情報発信 ○ラジオの活用による広報活動の実施 ○「安全で安心して暮らせる地域社会づくり」をテーマとしたイベント「安全安心まちづくりひろば」の開催 ○安全安心まちづくり推進会議幹事会の開催 ○安全安心まちづくり推進会議総会の開催
学校安全対策課	112	高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	子どもの安全を守るために、スクールガード・リーダーを配置し、学校内外の巡回指導等を実施するとともに、防犯教育をはじめ学校安全教育の充実強化と学校事故の防止に努める。	○他県では子どもをねらった痛ましい事件が発生しており、県内でも子どもをねらった不審情報が後を絶たないことから、見守り活動が組織的に行われるよう、啓発を続けていく必要がある。	○スクールガード・リーダーによる巡回指導等を中心とした、地域ぐるみで子どもの安全を確保する体制構築の効果が好事例を構築されている。 ○各学校や地域で、子どもの見守り活動が組織的に実施されている。	○スクールガード・リーダー(21市町村、39名)による巡回指導と評価 ○スクールガード(学校安全ボランティア)の養成講習会の実施(1市) ○スクールガード・リーダー連絡協議会開催(年2回) ※情報共有・スキルアップ等 ※第2回は学校安全推進講習会の午後日程と兼ね、参加者にスクールガード・リーダーや見守り活動等を紹介、啓発	○スクールガード・リーダー(21市町村、のべ40名)による、幼保小中合わせて161校への巡回指導と評価活動の実施 ○スクールガード(学校安全ボランティア)の養成講習会の実施:11/6 安芸市防災センター 参加者38名 ○スクールガード・リーダー連絡協議会開催(年2回) ※情報共有・スキルアップ等 ※第1回:5/21 高知県立ふくし交流プラザ 参加者49名 ※第2回:8/21 高知城ホール 参加者38名 ※スクールガード・リーダーの役割・情報共有・スキルアップ等 ※第2回は学校安全推進講習会の午後日程と兼ね、参加者にスクールガード・リーダーや見守り活動等を紹介、啓発	○スクールガード・リーダーが、防犯の視点を持って、学校内外で子どもの安全を守る巡回指導等を継続的に実施しており、未然犯罪防止・抑止力になっている。子どもや保護者からの信頼も厚く、地域ぐるみで子どもを守る体制を構築する一助となっている。一方、スクールガード・リーダーを委嘱する市町村は固定化しており、広がりが見られない。 ○スクールガードに対する指導的役割については、十分な活動となっていない地域もある。スクールガード(学校安全ボランティア)の活動にスクールガード・リーダーが効果的に関わりが持てるような機会を設定するなど、効果的な見守り活動が展開されるよう、市町村の担当者に役割を担っていただく必要がある。	○スクールガード・リーダー(21市町村、39名)による巡回指導と評価 ○スクールガード(学校安全ボランティア)の養成講習会の実施(1市) ○スクールガード・リーダー連絡協議会開催(年2回) ※事業説明・情報共有・スキルアップ等 ※第2回は学校安全推進講習会の午後日程と兼ね、参加者にスクールガード・リーダーや見守り活動等を紹介、啓発	
生涯学習課	113	地域学校協働活動推進事業(H30 学校支援地域本部等事業) ※再掲	学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。	○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:114校、中:73校、義務教育学校2校 ・未実施校へのアプローチを強化し、設置拡大の取組を更に進めていく必要がある。 ・市町村や学校によって地域と連携した学校支援活動の内容に差がある。 ・学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを県内各地へ展開させていく必要がある。 ・地域コーディネーター人材の確保や育成に課題がある。	○学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ○各学校支援地域本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小学校:150校以上 中学校:080校以上 ・学校支援地域本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数 15,000回以上 ・民生・児童委員が活動に参画している学校支援地域本部の割合 100%	○市町村への財政支援を継続するとともに、学校支援地域本部の未設置校、設置校、高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)それぞれに対し、働きかけと支援を行い、設置促進と活動内容の充実及び学校支援から連携・協働へ向けて、取組の深化を図っていく。 ○活動に携わる地域コーディネーターや支援者等の確保、育成につなげる研修の場を提供していく。	(1)運営等補助 34市町村163本部257校(うち、県立校5本部5校、高知市34本部34校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)放課後学び場人材バンク ・地域本部で活動する人材の発掘等 (4)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 4回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・取組状況調査(9月) (5)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)の決定・取組支援(4月～) ・実施状況確認による現状確認の取組(5月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(8回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画作成の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画策定(2月)	(1)運営等補助 34市町村163本部255校(うち、県立校5本部5校、高知市34本部34校) (2)市町村訪問 5月～2月 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)放課後学び場人材バンク ・地域本部で活動する人材の発掘等 (4)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会(7/19) ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会(中部10/26、西部12/18、東部12/20、高知市1/25) (5)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)の決定・取組支援(4月～) ・実施状況確認による現状確認の取組(5月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(8回) ・市町村・学校等への個別訪問活動(年間748回) ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画作成の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画策定(3月)	○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:154校、中:86校、義務教育学校2校 ・市町村や学校によって、地域と連携・協働した活動内容に差があり、充実の鍵となる地域コーディネーター人材の確保や育成を図る必要がある。 ○高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)において、高知県の趣旨に沿った特色ある仕組みや工夫した取組を実施した。 ・高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)の数 29市町村55校 ○市町村においてH31年度以降の高知県版取組計画を作成した。県における県全体の取組計画を検討し、次年度の県の目標設定を行った。 ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう、県として支援を行っていく必要がある。	(1)運営等補助 34市町村183本部282校(うち、県立校6本部6校、高知市38本部38校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 4回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・取組状況調査(9月) ・地域コーディネーターハンドブック作成・配布 (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施状況確認による現状確認の取組(5月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(7回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
生涯学習課	114	新・放課後子ども総合プラン推進事業 (H30 放課後子ども総合プラン推進事業) ※再掲	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身に付ける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室148(41)カ所 児童クラブ175(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 8カ所 3市4カ所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 20回 ・放課後デイサービス事業所との連携 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室147(41)カ所 児童クラブ173(92)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 3市4カ所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 ・夏休み出前講座の開催 154件 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日(10/14,10/28,11/11,12/2) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日(9/1,9/2) ・推進委員会 2回 ・支援員等研修15回 高知県地域学校協働活動研修会等(7/19,1/19) 防災対策研修会(6/12,6/14,6/19) 発達障害児等支援ステップアップ研修 全6回(6/26,9/18,10/4,10/30,11/13,12/4) 発達障害児等理解促進研修会(11/20,12/18) 子どもの育ちを支援する研修会(2/7,2/12) ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月	○全小学校区の95.8%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援や多様な体験活動への支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室145(41)カ所 児童クラブ185(98)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成11カ所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 12回 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月
児童家庭課	115	子どもの居場所づくり推進事業	子ども食堂の開設及び運営に関する経費の助成や手引書の作成・配布などを通じて、子ども食堂の取組を県内全域に拡大する。	・高知市を中心に開設が進んできたが、継続開催の子ども食堂がある市町は、9市3町にとどまっている。 ・新規開設や開催日数の拡充を進めるためには、子ども食堂開設に向けた気運の醸成や場所確保、スタッフ・食材等の確保も課題となっている。 ・居場所を必要とする子どもをより多く、子ども食堂につなげることが必要である。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	・民間団体への支援及びあったかふれあいセンター、集落活動センターとの連携による取組の拡大 ・ボランティア養成講座によるボランティアの作成・提供 ・食材配送(提供)の仕組みの構築のための協議会の立ち上げ支援(子ども食堂実施団体、食材提供事業所(生産者含む)、運送会社、県社協等) ・スクールソーシャルワーカーとの更なる連携の強化(特に高知市)	・子ども食堂実施団体、食材提供事業所、運送会社、県社協等との食材支援の仕組みづくりに関する協議(4~6月) ・市町村社協等訪問(継続開催の子ども食堂がない地域での開設に向けた協議)(5~6月)※地域コーディネーター活用検討依頼 ・ボランティア養成講座(5回) ・開設準備講座(5回) ・SSWへの協力依頼 ・補助金説明会(2月)	・サニーマートによる食材支援の開始(H30.10~)当初 6店舗→8店舗(H30年度末) ・定期開催する子ども食堂が未設置の市部は須崎市のみ(室戸市はH31.8~開設予定) ・ボランティア養成講座(6~8月) 高知市×2回、香南市、四万十市、南国市×各1回 計5回開催(104名受講) ・開設準備講座(6~3月) 高知市×2回、香南市、四万十市、土佐市×各1回 計5回開催(73名受講) 開設準備講座を経て、H30子ども食堂開設:13箇所 ・子どもの居場所づくりネットワーク会議(6~2月)4回開催(延べ60団体、122名参加) ・スクールソーシャルワーカー(SSW)との連絡協議会SSW、高知市社協(地域福祉コーディネータ)との情報交換(2回) ・子ども食堂支援事業費補助金 H29:17団体・21箇所 3,020千円 H30:26団体・32箇所 4,129千円(H31.3.31現在) ・子ども食堂開催状況等(H31.3.31現在) 10市9町・57団体68箇所(定期開催:9市6町・53箇所)	・定期開催の子ども食堂のさらなる拡充 ・スタッフや食材の確保 ・居場所を必要とする子どもや保護者を子ども食堂につなげるための地域の支援機関と連携体制の構築 ・支援の必要な子どもや保護者への支援機関の提供や、ニーズに応じた支援機関・者へつなぎ	・子ども食堂実施団体、食材提供事業所、運送会社、県社協等との食材支援の仕組みづくりに関する協議 ・福祉保健所、市町村社協等訪問(継続開催の子ども食堂がない地域での開設に向けた協議)※地域コーディネーター活用検討依頼 ・地域コーディネーターと県社協との連携による、地域の子ども食堂の活動のサポート ・ボランティア養成講座 子ども食堂スタッフ養成講座として開催(3回) ※地域の支援機関との連携による支援を充実させるため、従来のボランティア養成講座に加えて、子育て支援に関する研修を追加 ・開設準備講座(6~3月)5回開催予定 ・子どもの居場所づくりネットワーク会議 高知市(2回)、県西部及び県東部(各1回)で開催 ※全体での協議の他、西部及び県東部地区における課題テーマについて協議する ・スクールソーシャルワーカー(SSW)との連絡協議会土佐市、南国市、高知市を予定

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン6 社会とのつながりの中で多様な学びに取り組み、自立していける環境の整備）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30			H31
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
高等学校課	116	定時制通信制教育振興費	勤労青少年の高等学校への修学を促進し、教育の機会均等を図るため、定時制・通信制の課程に在籍する生徒に対し、教科書・学習書の給与、修学奨励資金の貸与を実施する。	○定時制・通信制の課程に在籍する生徒には、経済的に厳しい状況にある者もあり、支援が必要である。	○定時制通信制の生徒を経済面から支援し、多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた学びの実現が着実に進んでいる。	○制度の周知 ○要件を満たす希望者への支給	勤労青少年の高等学校(定時制・通信制)への修学の促進、教育の機会均等を図るため、教科書・学習書の給与、修学奨励資金の貸与を実施する。	生徒の申請により給付または貸付を実施した。	生徒の申請により給付または貸付を実施した。	勤労青少年の高等学校(定時制・通信制)への修学の促進、教育の機会均等を図るため、教科書・学習書の給与、修学奨励資金の貸与を実施する。
児童家庭課	117	児童養護施設等児童措置費(児童自立援助ホーム)	義務教育等を終了したが、未だ社会に自立できていない児童に対し、自立援助ホームから通勤させたり、就業先を開拓するなど相談援助を行う。	里親委託措置又は児童養護施設等入所措置を解除された者が社会的自立を促進するために不可欠であることから、次期計画でも継続して取り組む必要がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。	児童措置委託にかかる経費の支出	児童措置委託にかかる経費の支出	1施設に児童を委託	県内施設では対応しきれず、県外施設へ入所するケースがあった。	児童措置委託にかかる経費の支出
児童家庭課	118	児童養護施設退所者等自立支援事業	児童養護施設等を退所し就職又は進学した者、又はこれが見込まれる者の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援する。	児童養護施設入所者の高卒後の進路状況(H29.5.1現在)は93.8%となっているが、生育歴や家庭の経済状況が原因で、社会経験が不足しているため、就職に対するイメージや進学後及び就職後の継続が困難な者に対する支援が必要である。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。	児童家庭支援センターによる社会的養護自立支援事業の実施	児童家庭支援センターによる社会的養護自立支援事業の実施 2か所	2施設において社会的養護自立支援事業を実施	児童養護施設等を退所した児童のアフターケアができていない。	3施設において社会的養護自立支援事業を実施
生涯学習課	119	若者の学びなおしと自立支援事業	中学・高校卒業時及び高校中途退学時の進路未定者並びにニートやひきこもりがちな若者たちに対して、就学や就労に向けた支援を行うことで、自立を促進する。	H29新規登録者数 328名 H29単年度進路決定率 35.9% ○より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげる必要がある。 ○多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。 ○ニートや引きこもりなど多様な若者の特性に応じた就職先の充実を図る必要がある。	厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取組などにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。 新規登録者数 340名 単年度進路決定率 40% ○多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。 ○ニートや引きこもりなど多様な若者の特性に応じた就職先の充実を図る必要がある。	○広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。 ○定例会や研修会を開催し、PDCAによる支援状況の進捗管理や若者支援員のスキルアップを図る。 ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。 ○各市町村の中学校卒業時の進路未定者の状況や支援内容を確認し、切れ目のない支援を実施する。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・就学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング ・職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 参加者実人数 就職セミナー 195名 個別相談 168名 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・県連絡会(5月) 参加者37名 ・地区別連絡会(6月～7月) 6地区・参加者計165名 ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(8月23・24日) ○若者はばだけプログラム活用研修会の実施 ・初級講座 4回 参加者延べ114名 ・指導者ステップアップ講座 3回 参加者延べ19名 ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(5月・8月・1月) 進路未定者数 12市町村60名→8市町村34名 新規登録者数:339名 単年度進路決定率:42.9% 進路決定者数:255名	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・就学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・県連絡会(5月) ・地区別連絡会(6月～7月) ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(7月) ○若者はばだけプログラム活用研修会の実施 ・初級講座 4回 ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(5月・8月・1月)	新規登録者数:339名 単年度進路決定率:42.9% ○支援体制の周知や充実により、新規登録者数、進路決定者数ともに増加傾向にある ○より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげるために、支援対象者の把握に努め、広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図ると共に、ジョブカフェ・ハローワークなど、就労関係機関との連携の強化を進める必要がある。 ○安定的・継続的な支援を受けられる体制をつくることととも、多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう、定例会や研修会などの開催により、支援の進捗管理や支援員の資質向上を図る必要がある。 ○多様な若者の特性に応じた就職先の充実を図るために、関係部局等と連携し就労先の掘り起こしを行う必要がある。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・就学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・県連絡会(5月) ・地区別連絡会(6月～7月) ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(7月) ○若者はばだけプログラム活用研修会の実施 ・初級講座 4回 ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(5月・8月・1月)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H30) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30			H31
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
児童家庭課	120	「こうちプレマnet」運営委託事業 ※再掲	親子のふれあいを大切にするための取り組みとして、携帯電話・パソコンを利用した胎児期からの情報提供や相談事業を行い、安心して出産・子育てができるよう、地域社会全体で「子ども・親の育ち」を支援する環境づくりを行う。	○インターネットやスマートフォンなどの普及により、子育て家庭の情報収集のツールもスマートフォンやパソコンが主流となってきている。 ○子育ての相談先についてもインターネットで検索することも増えている。 ○インターネット上には、様々な情報があり、子育て家庭が信頼できる情報の提供も必要である。	○子育て家庭に役立つ情報がより充実して提供され、行き届いている。	○H30年度サイトデザイン等修正 ○随時サイトや相談機能の周知	○4月 サイト運用保守、相談業務委託契約 ○5月 サイト再構築等委託契約 ○11月 新サイト運用開始	○4月 サイト運用保守、相談業務委託契約 ○5月 サイト再構築等委託契約 ○11月 新サイト運用開始 ○アクセス数 162,974件 ○プレマ相談件数 111件	○情報発信の一元化、ユーザビリティの向上、子育て応援の店の機能統合及び検索機能の向上につながった。	○4月 サイト運用保守、相談業務委託契約 ○サイトの周知(通年)
児童家庭課	121	子育て講座 (H30:地域子育て支援推進事業)	地域社会全体で子育てを支援するため、地域子育て支援センター等に専門職や講師となりうる地域人材を派遣し、学習機会を提供。	○地域子育て支援センターの希望に応じた学習のテーマを実施するための、専門職や講師のなり手が不足している。	○希望する全ての地域子育て支援センターで学習機会が提供されている。	○地域子育て支援センターから提案される利用者のニーズに合わせたテーマで学習機会を提供する。	○学習講座の開催 愛着形成をテーマにした講座28回 家庭教育支援をテーマの講座32回	○学習講座の開催 愛着形成をテーマにした講座27回 家庭教育支援をテーマの講座32回	○利用者のニーズに合った学習機会の提供及び、それを実施するための講師の確保	○学習講座の開催 愛着形成をテーマにした講座20回 家庭教育支援をテーマの講座26回
幼保支援課	122	親育ち支援推進事業 (基本的な生活習慣向上事業を除く) ※再掲	子どもたちの健やかな育ちのために、「親の子育て力の向上」「保育所・幼稚園等の親育ち支援力の向上」「保護者と園との相互理解」を図るために、保護者や保育者に対する支援等を行う。	○保護者研修の実施園によって、保護者の参加率に大きな差があるため、保護者の実態に合った園内での研修計画が立てられるよう、園や市町村に周知していく必要がある。 ○園の組織体制が十分でない園では、計画的・継続的な研修の実施につながっていないため、各地域の親育ち支援の中核者を中心に行われる地域別交流会の内容の充実を図るとともに、各園における親育ち支援保育者の役割を明確化する必要がある。	○良好な親子関係や子どもへのかかわり方について保護者の理解が深まり、積極的に子どもにかかわる姿が多くなる。 ○多くの園や地域で、親育ち支援のリーダーや担当者を中心とした親育ち支援研修が行われ、親育ち支援体制の充実が図られる。	○親育ち支援担当者の位置付け70%以上 親育ち支援担当者を中心とし、保護者の実態に合った研修計画が立てられることで、保護者の参加率を高め、より多くの保護者に良好な親子関係や子どもへの関わりについての理解を図る。 ○地域別連絡会や幼保推進協議会を通じて、市町村の現状把握を行い、地域別交流会の研修内容の充実につなげる。また、研修内容を各園で報告したり、市町村のリーダーが各園での研修を促したりし、全園での親育ち支援の充実につなげていく。	○親育ち支援啓発事業 ○親育ち支援保育者フォローアップ事業	○保護者研修の実施117回83園・21校 ・5歳児保護者用リーフレットと研修案内を各園・各校・市町村主管課に1部ずつ配付 ○保育者研修の実施53回47園5市町村 ○親育ち支援担当者の位置付け 60.9% ○親育ち支援講座 :6/15、7/3、7/31 208人 ○親育ち支援保育者フォローアップに係る研修 地域別交流会 東部地区2G 51人 中部地区3G 95人 西部地区1G 44人 ステップアップ研修及び地域別リーダー研修 89人 中核者を中心とした園内で行われた 保育者研修 20回 保護者研修 24回	○保護者アンケートでは「子どもへの関わり方が大切である」99.5%、「今後の子育てに生かしていきたい」99.2%と回答があり、子どもへの関わり方についての理解が深まり、子どもに関わろうとする姿が多くなっていることが窺えた。 ○5歳児保護者向けリーフレットの効果により、5歳児保護者向けの講話の要請が増加した。H29 5回 → H30 28回 ○親育ち支援の必要性や組織的に取り組む重要性を地域別交流会やリーダー研修会等を通じて周知することにより、園の中核者による研修計画・実施の意識付けにつながった。 ○園内で親育ち支援を推進する役割を担い、保護者の実態に合った園内の研修計画が立てられるよう、各園における親育ち支援担当者の位置付けを推進していく。 ○親育ち支援担当者を中心に、各園で親育ち支援に関する研修が実施され、組織的な取組につながるよう、担当者の地域別交流会等の参加を促していく必要がある。また、親育ち支援地域別リーダーの資質の向上と地域ごとの親育ち支援体制の充実を図る。	○親育ち支援啓発事業 ○親育ち支援保育者スキルアップ事業
警察本部少年女性安全対策課	123	親子の絆教室開催推進	県内の幼稚園・保育園において、少年補導職員・警察官等が、園児の保護者等に対して、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、子どもの規範意識を醸成する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策	保護者等に対して、幼少期における親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、子どもへの規範意識を醸成して長期的な視野に立った非行の総量抑制する。	幼児期の子どもやその保護者を対象とした親子の絆教室開催を継続して行い、3年間で全園一巡を目標とする。	進捗状況を管理し、平成29年～平成31年で全園一巡を目標とする。	○幼稚園・保育園に対し親子の絆教室開催の趣旨を説明する。 ○保護者等に対し教室開催の重要性を啓発する。 ○平成30年(1～12月)は100園での開催を予定。	○平成30年度(1～12月)74施設で実施(認知外施設及び2回目以降の実施を含めば、421回実施)	達成率約75%であった。幼稚園、保育所、保護者等に対し、教室開催の重要性の啓発を推進する。	○教室未実施の幼稚園、保育園に対し、親子の絆教室開催の趣旨を説明する。 ○保護者等に対し教室開催の重要性を啓発する。 ○平成29年～平成31年で全園一巡を目標とする。(平成31年4月末現在79.4%達成)
少子対策課	124	子ども条例推進事業 (子どもの環境づくり事業) ※再掲	「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。 子どもの環境づくり推進委員会を通じて進捗管理を行う。 フォーラムの内容検討、開催を行う。	○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。	○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。 ○子ども条例フォーラムの開催、各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。	○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。 ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげる。	○子どもの環境づくり推進委員会(第六期)の開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催	○子どもの環境づくり推進委員会(第六期)の開催 ・第6回 6/3 ・第7回 9/2 (第七期)の開催 ・第1回 10/14 ○子ども条例フォーラムの開催 (実施名称:こうち子ども未来フォーラム2018) ・11/25 ちより街テラス	○子どもの環境づくり推進委員会において、子どもの環境づくり推進計画(第四期)に対して意見をいただき、取組を着実に進めることができた。 ○子ども条例フォーラムを開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげる事ができた。 ○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の更なる向上。	○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催
まんが王国土佐推進課	125	まんがが甲子園開催事業 ※再掲	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんがが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。また、進路に関するシンポジウムを開催する。	○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加数の確保 ○幅広い高校生に進路シンポジウムに興味を持ってもらえるよう、シンポジウム内容の充実	○まんがが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を培い、大会を通して全国の高校生との交流を深める。 ○進路シンポジウムを通して、まんがを学ぶことが将来における職業にどうつながるかのイメージや、それに対して現在から準備していくこと等の具体的なイメージを持ってもらう。	○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。 ○シンポジウム開催に関する内容をアンケートに追加し、次年度に向けた内容の充実を図る。	○まんがが甲子園の開催 ○出版社への参加依頼 ○スカウトシップ育成プログラムの実施 ○高校生スタッフへのアンケート実施 ○高知県高等学校文化連盟への大会実績報告 ○進路に関するシンポジウムの開催 ○シンポジウム内容の振り返りと次年度に向けた企画案や改善策の策定	まんがが甲子園 ・予選審査会 6/22 高知県庁正庁ホール 45都道府県272校、韓国6校、シンガポール4校、台湾19校から応募 ・本選大会 8/4～5 高知市文化プラザから一と(敗者復活戦:高知城歴史博物館) 国内30校、海外各1校の合計33校155名が参加 実況を付けたインターネット配信を実施 来場者数:3,382人(ニコニコ生放送来場者数:約43,000人)	○第28回まんがが甲子園の開催 ○出版社への参加依頼 ○スカウトシップ育成プログラムの実施 ○高校生スタッフへのアンケート実施 ○高知県高等学校文化連盟への大会実績報告 ○進路に関するシンポジウムの開催 ○シンポジウム内容の振り返りと次年度に向けた企画案や改善策の策定	○第28回まんがが甲子園の開催 ○出版社への参加依頼 ○スカウトシップ育成プログラムの実施 ○高校生スタッフへのアンケート実施 ○高知県高等学校文化連盟への大会実績報告 ○レポートブックの作成

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30			H31
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
生涯学習課	126	新・放課後子ども総合プラン推進事業 (H30 放課後子ども総合プラン推進事業) ※再掲	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができている。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1) 運営等補助（うち高知市） 子ども教室148(41)か所 児童クラブ175(94)か所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 8か所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 20回 ・放課後デイサービス事業所との連携 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月	(1) 運営等補助（うち高知市） 子ども教室147(41)か所 児童クラブ173(92)か所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 3市4か所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 ・夏休み出前講座の開催 154件 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日(10/14、10/28、11/11、12/2) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日(9/1、9/2) ・推進委員会 2回 ・支援員等研修15回 高知県地域学校協働活動研修会等(7/19、1/19) 防災対策研修会(6/12、6/14、6/19) 発達障害児等支援ステップアップ研修 全6回(6/26、9/18、10/4、10/30、11/13、12/4) 発達障害児等理解促進研修会(11/20、12/18) 子どもの育ちを支援する研修会(2/7、2/12) ・全市町村訪問 9～10月 ・取組状況調査 8～9月	○全小学校区の95.8%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援や多様な体験活動への支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	(1) 運営等補助（うち高知市） 子ども教室145(41)か所 児童クラブ185(98)か所 (2) 児童クラブ施設整備への助成11か所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 12回 ・全市町村訪問 9～10月 ・取組状況調査 8～9月
文化振興課	127	県立県民文化ホール自主事業(高知ジュニアオーケストラの育成)	児童、生徒が音楽を演奏する楽しさや仲間と一緒に合奏する楽しさを体験するジュニアオーケストラを育成し、練習・公演の場を提供する。また、高校演劇への舞台技術の研修を行う。	○ジュニアオーケストラ団員の確保。	○音楽や舞台芸術を通して次世代の文化を担う人材を育てる。	○ジュニアオーケストラの育成や、高校演劇への舞台技術研修の継続。	○高知ジュニアオーケストラの育成 ○高知ジュニアオーケストラ定期演奏会 ○高知ジュニアオーケストラ施設外演奏会 ○高校演劇の技術指導	○高知ジュニアオーケストラ施設外演奏(ジュニアオーケストラの施設外演奏「全国アマチュアオーケストラフェスティバル 高知大会歓迎演奏」)8/19 ○高知ジュニアオーケストラの育成 年間通して ○高校演劇の技術指導8/1～8/3	○ジュニアオーケストラ団員の確保 ○ジュニアオーケストラの施設外演奏の機会を増やしたい	○高知ジュニアオーケストラの育成 ○高知ジュニアオーケストラ定期演奏会 ○高知ジュニアオーケストラ施設外演奏会 ○高校演劇の技術指導
まんが王国土佐推進課	128	まんが甲子園開催事業 ※再掲	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんがが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。また、進路に関するシンポジウムを開催する。	○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加数の確保 ○幅広い高校生に進路シンポジウムに興味を持ってもらえるよう、シンポジウム内容の充実	○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を培い、大会を通して全国の高校生との交流を深める。 ○進路シンポジウムを通して、まんがを学ぶことが将来における職業にどうつながるかのイメージや、それに対して現在から準備していくこと等の具体的なイメージを持ってもらう。	○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。 ○シンポジウム開催に関する内容をアンケートに追加し、次年度に向けた内容の充実を図る。	○まんが甲子園の開催 ○出版社への参加依頼 ○スカウトシップ育成プログラムの実施 ○高校生スタッフへのアンケート実施 ○高知県高等学校文化連盟への大会実績報告 ○進路に関するシンポジウムの開催 ○シンポジウム内容の振り返りと次年度に向けた企画案や改善策の策定	まんが甲子園 ・予選審査会 6/22 高知県庁正庁ホール 45都道府県272校、韓国6校、シンガポール4校、台湾19校から応募 ・本選大会 8/4～5 高知市文化プラザザらば一(敗者復活戦:高知城歴史博物館) 国内30校、海外各1校の合計33校155名が参加 実況を付けたインターネット配信を実施 来場者数:3,382人(ニコニコ生放送来場者数:約43,000人)	まんが甲子園 ・国内外の予選応募校数や来場者数をいかに拡大させるか →高等学校文化連盟と連携したPR →人気の高いゲスト漫画家の招へい →応募ルール変更に関するニーズ・意識調査	○第28回まんが甲子園の開催 ○出版社への参加依頼 ○スカウトシップ育成プログラムの実施 ○高校生スタッフへのアンケート実施 ○高知県高等学校文化連盟への大会実績報告 ○レポートブックの作成
小中学校課	129	学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業	学校図書館を計画的に利用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に図書及び新聞を生かすことで児童生徒の読書活動を充実させ、言語能力及び情報活用能力の育成を図る。さらに、平成31年度より「国語科授業づくり講座」を実施し、国語科を軸とした授業づくりのプロセスを研究することを通して、組織的な授業改善を推進するとともに、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを行い、自ら学び続ける教員の育成と指導力の向上を図る。	・H29年度全国・学力学習状況調査において、小中学校ともに国語の学力が低下。特に文章の読解力に弱さが見られ、このことは他の教科等の学力にも影響する大きな課題である。 ・全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙によると、小学校において、図書館資料を活用した授業の実施率(月に数回以上)が減少している。 小学校 H28:49.2% → H29:39.4% 中学校 H28:14.7% → H29:23.3% ・全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙によると、新聞を読む児童生徒の割合が年々減少している。 小学校 H27:25.2% → H28:25.6% → H29:22.2% 中学校 H27:18.8% → H28:18.2% → H29:13.5%	○全国学力・学習状況調査において、小学校の学力は全国上位を維持、中学校の学力は全国平均以上まで向上する。	○推進教諭(研究推進を担当)の指導力向上 ・学校図書館活用に関する研修会(全5回)の実施 ○公開授業及び研究発表会の実施 ○国語科授業づくり講座の実施 ・小学校3校 ・中学校2校	○推進教諭(研究推進を担当)の指導力向上 ・学校図書館活用に関する研修会(全5回)の実施 ○公開授業及び研究発表会の実施 ・小学校:国語 ・中学校:全教科等 ○「読解力について考えるフォーラム」の実施	○推進教諭(研究推進を担当)の指導力向上 ・学校図書館活用に関する研修会(全5回)の実施 ・第1回 4/10 ・第2回 5/21 ・第3回 10/25 ・第4回 11/29 ・第5回 1/22(「読解力について考える」フォーラム) ○公開授業及び研究発表会の実施 ・小学校:国語 ・中学校:全教科等 19校において106回実施。参加:2,387名 ○「読解力について考えるフォーラム」の実施 ・1/22 参加:297名	○読解力について考えるフォーラムにおいて、読解力に関する講話や指定校の実践発表などを行うことにより、教員や一般の方々に読解力向上の必要性について周知することができた。 ○全ての指定校で、複数回の授業研究会や研究発表会が行われ、他校からの参加者も徐々に増えている。また、外部講師を招へいして、最新の情報や質の高い授業分析方法を学ぶことにより、研究内容が再整理され、管理職や教員の意欲が高まってきている。 ●指定校における研究は進んでいるが、授業研究後の協議の在り方については工夫改善の必要がある。引き続き、訪問等で協議の柱や推進教諭の役割等について指導助言する。	○連絡協議会の開催 ・指定校の研究の充実を図るための交流等(1回) ○研究推進教諭の指導力向上研修 ・学校図書館の活用や授業づくりに関する研修等(年5回) ○リーディングスキルテストの実施 ・拠点校(中学校)における調査の実施 ○授業公開・研究発表 ・小学校:国語 ・中学校:全教科等 ○国語科授業づくり講座 ・拠点校(小学校3校・中学校2校)において実施。(教材研究会と授業研究会を1セットとし、全10セット実施。) ○指定校の取組の普及 ・実践記録の作成、配信 ○学校新聞づくりコンクールの実施

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30			H31
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
小中学校課	130	教育文化祭 ※再掲	県内の幼児、児童生徒及び教職員の教育文化活動を広く県民に周知・公開し、その成果をたたえ、本県の教育文化の向上を図る。	○幼児、児童生徒の教育文化の向上に役立っている。 ○外部団体との連携が図れているため認知度が高い。 ○少子化による児童生徒数の減少、学校統廃合による学校数減少が予想され、児童生徒の参加者数の微減が進む。	○応募、出品の呼びかけをさらに進める。 ○外部団体との連携を図りながら現在の参加者数、観客数を維持もしくは増加させる。	○応募、出品の積極的な働きかけを行う。 ○外部団体との連携を図りながら、認知度を向上させる。	○教育文化祭行事の実施 ・科学 理科 ・音楽(吹奏楽・唱歌・器楽) ・連合音楽会 ・作品展 ・英語弁論 ・体験発表 ・作文 ・読書感想文 ・読書感想画	第70回小中学生科学研究発表会(11/4) 児童生徒 572名・観客等 358名 計930名 第68回高知県高等学校生徒理科研究発表会(10/28) 高校生 67名 観客等 50名 計117名 高知県器楽コンクール(8/19・11/23・12/26) 児童生徒学生 684名 観客等 684名 計2234名 唱歌コンクール(8/2・9/9) 児童生徒 725名 観客等 1100名 計 1825名 高知県吹奏楽コンクール(8/4・8/5・8/6) 児童生徒学生一般 2147名 観客等 4200名 計6347名 高知県吹奏楽祭(10/21) 児童生徒学生一般 1240名 観客等 1500名 計 2740名 高知県児童生徒発明くふう展(11/15～11/17) 児童 102名 観客等 1610名 計 1712名 高門宮杯第70回全日本中学校英語弁論大会(高知県大会)(10/7) 生徒 29名 観客等 90名 計119名 全国小・中学校作文コンクール高知県審査(10/27) 児童生徒129名 観客等123名 計252名 紙上書道高知展(上期・下期) 児童生徒300名 計300名 第71回高知県中学・高校英語弁論大会(10/21・11/3・11/11) 生徒97名 観客等 335名 計432名 第53回高知県美術教育総合展(2/13～2/17) 児童生徒17124名 観客等4900名 計22024名 第64回高知県青少年読書感想文コンクール(2/16) 児童生徒33630名 観客等250名 計33880名 第30回高知県読書感想文コンクール(1/15) 児童生徒5123名 観客等250名 計5373名 小砂丘賞(1/26) 児童生徒503名 観客等997名 計1500名 第69回こども県展(2/26～3/3) 児童生徒 74656名 観客等 5920名 計80576名 第47回高知県特別支援学級・特別支援学校児童生徒作品展(12/7・8・9) 展示品759点 即売品12581点 観客等2423名 第52回高知県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表会(10/5) 生徒850名 観客等500名 計1350名 高吾地区小中学校音楽会(11/9) 児童287名 観客等217名 計504名 幡多地区小中学校連合音楽祭(11/10) 児童生徒390名 観客等310名 計700名 高知市小・中学校連合音楽会(6/16・1/26) 児童生徒3957名 観客等3600名 計7557名 香美・香南小中学校音楽会(11/16) 自走生徒 800名 観客等495名 計1295名 児童生徒 計 143085名 観客等 計 30778名 合計 173863名	○少子化による自走生徒数の減少、学校統廃合による学校数減少の傾向が今後も進むことが予想され、児童生徒の参加者数は減少を続けるのではないかと考えられる。 ○応募、出品の呼びかけをさらに進め、県下の児童生徒数が減ったとしても、多くの子どもたちに応募・出品してもらえよう働きかけていく。 ○高知県教育文化祭のブログは、多い時には1000を超える閲覧数となっており、引き続き観客数も増やすようPRしていく。	○教育文化祭行事の実施 ・科学 理科 ・音楽(吹奏楽・唱歌・器楽) ・連合音楽会 ・作品展 ・英語弁論 ・体験発表 ・作文 ・読書感想文 ・読書感想画
高等学校課	131	感性を育む教育推進費 ※再掲	高校生の文化活動の活性化、豊かな情操や技術の向上を図る高等学校総合文化祭を開催する。	○大会開催準備は概ね好みに推移。 ○各種公募を実施し、大会テーマ、同毛筆表現、マスコットキャラクター、大会イメージソング歌詞が決定した。 ○平成28年度の「基本計画生徒検討委員会」、平成29年度の「生徒広報委員会」を開催し、それぞれ、今後の方針や具体的な広報を考える中で、生徒の大会への機運が向上した。 ○関係機関の協力体制が構築され、各機関の大会開催の意識を高めることができた。 ○高知県高等学校文化連盟に設置されていない専門部関係の部門に対する支援や部門委員の意識高揚が課題 ○天皇即位、オリパラに係る大会日程や部門会場の変更の可能性がある。 ○オリパラ開催における、大会開催時期の国内移動の制限や資材の不足が予想される。 ○配宿・交通などについて、高知県のキャパシティの上で、課題が見られることから、平成30年度からの調査、調整を必要としている。	○生徒の文化活動が活性化し、生徒の豊かな感性の育成や技術の向上が見られる。	○第44回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会を6月に設立し、関係機関の協力体制を整える。 ○第44回全国高等学校総合文化祭実行委員会を7月に立ち上げ、生徒による本大会の企画立案、実行に向けた取組を後押しする。	○第44回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会の設立及び第1回実行委員会の開催 ○第44回全国高等学校総合文化祭企画運営委員会を開催 ○第44回全国高等学校総合文化祭生徒実行委員会(募集による組織)の立ち上げ及び複数回の開催 ○第44回全国高等学校総合文化祭生徒統括会議の開催 ○第44回全国高等学校総合文化祭高知大会500日前キックオフイベントの開催	年間計画に基づいて実施した。 ○第1回実行委員会開催(平成30年6月8日) 第2回実行委員会開催(平成31年2月25日) ○第1回企画運営委員会開催(平成30年7月13日) 第2回企画運営委員会開催(平成31年2月25日) ○第1期生徒実行委員委嘱式(平成30年7月13日) 生徒実行委員会(計8回実施) ○第1回生徒実行委員統括会議開催(平成31年3月16日) ○2020こうち総文500日前イベント開催(平成31年3月17日)	○特に大きな問題もなく、順調に開催され、着々と大会準備は進んでいる。 ○一部の部門で進捗に問題があるため、個別の指導を進めていく。	○第3回・第4回実行委員会の開催 ○年間3回の企画運営委員会の開催 ○月1回程度の部門代表者会の開催 ○月1～2回程度の生徒実行委員会の開催 ○1年前イベントの計画と開催 ○300日前、200日前イベントの計画と開催 ○ブレ大会総合開会式・パレードの計画と実施 ○部門ブレ大会の計画と実施 ○本大会の計画

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30			H31																																			
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)																																			
医事業務課	132	薬物乱用防止推進事業 薬物乱用対策新5か年戦略推進事業	若年者が覚醒剤や指定薬物等の薬物の誘惑をはね返す意志と勇気を持つことができるよう、薬物乱用の恐ろしさに関する正しい知識の普及・啓発を行う。	○平成29年度薬物乱用防止教室実施状況(県教育委員会調べ) 中学校 94校/105校(89.5%) 義務教育学校 2校/2校(100%) 高等学校(全日) 33校/35校(94.3%) 高等学校(定時制等) 14校/16校(87.5%) ○効果的な薬物乱用防止教室の内容検討	○関係機関と協力して各中学校・高等学校で少なくとも年1回の薬物乱用防止教室を開催している。 ○教育委員会、県警等関係機関と連携し効果的な薬物乱用防止教室の実施について検討する。 ○地域に根差した啓発を継続して行い、乱用薬物に対する正しい知識の普及・啓発を行う。	○薬物乱用防止推進員への研修会開催 ○小・中・高校・大学等での薬物乱用防止教室の開催 ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施 ○「ダメ。ゼッタイ。」J6. 26ヤング街頭キャンペーンの開催 ○大学生に対する薬物乱用防止啓発 ○薬物乱用防止教育研修会の開催(8月上旬予定) ○危険ドラッグ等啓発資材の配布	○薬物乱用防止推進員への研修会実施(薬物乱用防止地区協議会毎 県内6カ所) ○小・中・高校・大学等での薬物乱用防止教室の実施 H29年度 39校→H30年度 75校 計75校(4,646人) ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施 参加数:ポスター 289作品(17校) 標語 82作品(5校) ○「ダメ。ゼッタイ。」J6. 26ヤング街頭キャンペーンの実施 参加者:537名(うちヤング171名)10カ所 ○薬物乱用防止教育研修会の実施(教育委員会、県警、精神保健福祉センターの連携) 参加者:145名(推進員、教員、学校薬剤師等) ○危険ドラッグ等啓発資材の配布 成人式等で啓発資材を配布	○学校薬剤師の薬物乱用防止推進員を増員することにより、薬物乱用防止教室実施体制を強化することにより、教室実施学校数が増加。 H29年度 39校→H30年度 75校 ○医薬事業務課、警察、教育委員会、精神福祉保健センター、及び学校薬剤師等、薬物乱用防止教育に関する関係機関が連携し、効果的な指導方法や内容、啓発の充実策等について検討が進んだ。 ○「ダメ。ゼッタイ。」J6. 26ヤング街頭キャンペーンの実施等により、若年層への正しい知識の普及・啓発に繋がった。	○薬物乱用防止推進員への研修 ○小・中・高校・大学等での薬物乱用防止教室の開催 ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施 ○「ダメ。ゼッタイ。」J6. 26ヤング街頭キャンペーンの開催 ○薬物乱用防止教育研修会の開催 ○危険ドラッグ等啓発資材の配布(イベントの機会等を捉えた啓発)																																				
児童家庭課	133	万引き防止リーフレット作成等事業	万引き防止リーフレットを作成し、成果品を活用した取組を展開することにより、規範意識を向上させ、万引きの減少につなげる。 コンビニ店舗等における一声運動の取組など他の取組との相乗効果を発揮させることにより成果につなげる。				・前年度のリーフレット活用状況アンケート調査で意見のあった改善点を反映した万引きリーフレット(1~3年生、4~6年生、中学生、保護者用)を作成し、県内全小中学校に配布(6月) ・各市町村少年補導育成センターに地元的一声運動参加店舗への訪問(声かけ)依頼(7月) ・万引き防止リーフレット活用状況調査の取りまとめ(1月末)	・左記計画どおりに実施。 ・万引き防止リーフレットの活用状況は下記のとおり。 ※集計件数:161件(調査依頼件数329件)。回答率:約48.9%	・深夜徘徊による補導人数は、前年度より約2割減少したが、万引きによる検挙補導人数は増加した。 ・一声運動の取組について、啓発ポスターの掲示にとどまらず、効果的な声かけをしてもらえるよう、引き続き協力依頼することが必要。	・各市町村少年補導育成センターに地元的一声運動参加店舗への訪問(声かけ)依頼(7月)																																			
児童家庭課	134	万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の実施と参加店舗の拡大	コンビニ店舗等において万引き防止に向けた声かけをしたり、深夜、店舗に来た小・中・高校生等に早く家に帰るよう声かけ(ポスター、一声運動対応シートの活用)を行う。	・万引きによる検挙補導人数、深夜徘徊による補導人数ともに、昨年より大幅に減少した。 ・一声運動の取組について、啓発ポスターの掲示にとどまらず、効果的な声かけをしてもらえるよう更なる協力依頼が必要	・万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の定着・普及に向けた関係機関・団体との連携		<table border="1"> <tr> <th colspan="4">(1) 児童・生徒への配布・活用 (複数回答あり)</th> <th colspan="3">(単位:件)</th> </tr> <tr> <th>授業</th> <th>学級活動</th> <th>非行防止教室(各警察署実施)</th> <th>非行防止学習会(少年補導育成センター実施)</th> <th>その他(※1)</th> <th>未配布(※2)</th> <th>無回答</th> </tr> <tr> <td>23</td> <td>135</td> <td>24</td> <td>7</td> <td>19</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">(2) 保護者への配布・活用 (複数回答あり)</th> <th colspan="3">(単位:件)</th> </tr> <tr> <th>学期末三者面談</th> <th>児童・生徒を通じて配布</th> <th>その他(※1)</th> <th>未配布</th> <th>無回答</th> </tr> <tr> <td>49</td> <td>103</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> </table>	(1) 児童・生徒への配布・活用 (複数回答あり)				(単位:件)			授業	学級活動	非行防止教室(各警察署実施)	非行防止学習会(少年補導育成センター実施)	その他(※1)	未配布(※2)	無回答	23	135	24	7	19	2	0	(2) 保護者への配布・活用 (複数回答あり)			(単位:件)			学期末三者面談	児童・生徒を通じて配布	その他(※1)	未配布	無回答	49	103	1	3	0	
(1) 児童・生徒への配布・活用 (複数回答あり)				(単位:件)																																									
授業	学級活動	非行防止教室(各警察署実施)	非行防止学習会(少年補導育成センター実施)	その他(※1)	未配布(※2)	無回答																																							
23	135	24	7	19	2	0																																							
(2) 保護者への配布・活用 (複数回答あり)			(単位:件)																																										
学期末三者面談	児童・生徒を通じて配布	その他(※1)	未配布	無回答																																									
49	103	1	3	0																																									
人権教育課	135	ネット問題啓発資料づくり事業	ネット問題に関する専門知識を有する、少年サポートセンターと高知工科大学の学生、人権教育課の共同により、啓発用教材や資料などを作成し、インターネットの適正な利用に向けたルールづくりの推進や児童生徒のネットマナーの向上を図る。	各取組を実生活につなげる過程には、学校・保護者の意識が重要であり、ネットの問題を分かりやすく、具体的に啓発する必要がある。 ・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校またはPTAの割合 小学校11.4% 中学校29.2% 高等学校23.1%	・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校またはPTAの割合 小学校80%以上 中学校90%以上 高等学校90%以上	・年間5~10程度のネット問題啓発資料を作成する。 ・ネット問題啓発資料の紹介を含め、PTA、学校の研修を実施する。	学校における情報モラル教育推進に向けた実践事例集の活用を促進する。 ・県警、高知工科大学学生、人権教育課が連携してネットに関する教材を開発しホームページで公開する。 ・ネットに関する教材をPTA研修等で紹介し、活用を呼びかける。	○県警、高知工科大学の学生、人権教育課の意見交換に基づき、ネット問題の啓発用資料の改善を行うことができた。 ●中心的に活動しているのが学生であるため、時間の確保や調整が難しい状況にある。 ○PTA対象の研修等において、作成教材を活用し、家庭でのネットの利用に関するルールづくりを促してきたことから、学校や市町村等でのルールづくりが進みつつある。 ・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校(PTA含む)の割合 小学50.3%、中学65.7%、高校38.5%、特別支援50.0% ●依然として保護者がネット上のトラブルから子どもを守るための方法等を知らない状況がある。また、学校・保護者の意識が重要であり、ネットの問題を分かりやすく、具体的に啓発する必要がある。	・年度当初に作成スケジュールの確認を行い、事務局とのやり取りを密にする。教材を2つ以上作成し、配付するとともに、ホームページで公開する。 ・PTA対象の研修に講師派遣をする。また、各学校が主体となり、SNSの使用やネット問題の研修ができるように、作成した教材やパワーポイント等の資料を配付し、適正なルールづくりの取組について繰り返し呼びかける。																																				
人権教育課	136	学校ネット/パトロール事業	インターネット上のいじめ等のトラブルを早期に発見し、被害が拡大する前に児童生徒等への指導を行うとともに、ケースに応じて関係機関と連携した総合的な取組を進める。	ネット上のいじめが潜在化・深刻化する状況にあり、監視による早期発見・早期対応にさらに取り組む必要がある。	・ネットいじめ等の早期発見・対応により、いじめが深刻化する前に解消している。 ・関係機関の連携により、ネットいじめの未然防止や早期対応等の取組がさらに進んでいる。	・小・中・高・特別支援学校に対して複数回、サイトの検索を行い、早期発見、早期対応につなげる。 ・リスクレベル中・高の事案が発生した場合は、対応を該当する学校に求め、事案の鎮静化を確認できるまで継続監視を行う。 ・市町村教育委員会、県立学校に対しネット啓発の資料を配付し、ネット/パトロールや非行の未然防止に努める。	不適切な書き込み等について検索、監視を行うネット/パトロールを継続的に実施する。 ・中・高リスクレベルの緊急事案への対応について、市町村教育委員会・県立学校へ周知するとともに、適切に対応できるよう確認する。 ・啓発資料を作成し、配付する。	・ネット上の不適切な書き込み等について、日常的に監視した。 検索結果の報告(小・特支:年4回、中・高:年7回) ・啓発資料の配付(小学生用6回、中学生用6回)中・高リスクレベルに該当する事案はなかった。	○ネット上の不適切な書き込み等を日常的に監視することにより、児童生徒の問題行動等を早期に発見し、対応することができた。 ○啓発資料の配付(小学生用6回、中学生用6回) ●平成30年度投稿検知数の結果では、99%以上が中学校・高等学校であり、書き込み内容の約9割は個人名の書き込み等個人情報の流出であった。いじめや不良行為等の事案も1割程度あり、今後もネット上の検索、監視を続けていく必要がある。	・不適切な書き込み等について、検索、監視を行うネット/パトロールを実施する。 ・月別検索結果の報告(小・特支:4ヶ月に1回、中・高:2ヶ月に1回) ・リスクレベルの高い事案については、当該市町村や学校へ速やかに連絡し対応する。ケースによっては警察と連携して対応する。(年間)																																			
警察本部少年女性安全対策課	137	非行防止教室開催推進	少年非行抑止の根源対策として、少年の規範意識の醸成を図るため、県内小中学校で万引き防止等をテーマにした非行防止教室を開催する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策	児童・生徒に対して社会規範を守る大切さを教え、入口型非行を中心とした一過性の非行を予防するための心の育成を図る。	○1年間で県内の全小中学校を対象に開催する。 ○刑法犯で検挙・補導される少年の非行率を減少させるための一施策。	進捗状況を管理して計画的に非行防止教室を開催し、刑法犯で検挙・補導される少年(触法少年を含む。)の非行率の減少を図る。	学校との連携を密にして県内の小中学校310校を1年間で一巡する。	平成30年中に、小学校159校、中学校83校(実施率81.8%)において、延べ回数858回非行防止教室を開催した。	複数回開催校があるなか、未実施校もあり、進捗状況を管理し、計画的かつ実情に則した実施する必要がある。	学校との連携を密にして調整を図り、1年間で県内全ての小中学校で非行防止教室を実施する。																																			

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
小中学校課	138	道徳教育実践充実プラン	新しい学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、市町村教育委員会が主体となって地域ぐるみの道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高める。	○全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において、道徳性を問う項目では、肯定的な回答が全国よりも高い傾向にあるが、親切・思いやりに関する質問については全国を下まわっており、特に中学校においては、肯定的回答が減少している。 ・小学校84.7%(全国比 -0.6ポイント) ・中学校83.3%(全国比 -1.1ポイント) ○道徳の授業の公開率100%を目指しているが、様々な学校の事情により達成できていない。	○「特別の教科 道徳」の実施に向け、学校・家庭・地域が連携した道徳教育の充実を図ることにより、児童生徒の道徳性が養われる。 ○県内全小・中学校の全学年において道徳授業の公開が100%。	○「特別の教科 道徳」の趣旨の周知及び指導方法の研究等を行う協議会を実施する。 ○「特別の教科 道徳」の指導方法や評価の研究等を行う小・中学校を指定し、実践研究の成果を普及する。 ○市町村が主体となって道徳教育を推進し、H30年3月に改訂した家庭版「道徳教育ハンドブック」の活用や道徳授業の公開を積極的に行うことにより、学校・家庭・地域ぐるみの道徳教育を活性化させ、児童生徒の道徳性を高める。	○道徳研修講座の開催 ○小・中学校道徳教育研究協議会の開催 ○道徳教育パワーアップ研究協議会の開催 ○市町村指導事務担当者道徳教育推進協議会の開催 ○道徳教育推進拠点校事業 ○わかまちの道徳教育推進事業 ○道徳教育指導者養成研修の開催(中・四国ブロック研修会) ○道徳教育に関する調査の実施 ○家庭で取り組む高知の道徳(改訂版)の活用	○道徳研修講座及び道徳推進リーダー認定者フォローアップ研修・7月24日(94名) ○道徳教育指導者養成研修(中国・四国ブロック)・8月22日～24日(65名) ○小・中学校道徳教育研究協議会〔西部地区〕10月23日(86名) 〔中部地区〕中学校 11月19日(45名) 小学校 11月19日(74名) 〔東部地区〕11月8日(68名) ○家庭版道徳教育ハンドブック「家庭で取り組む高知の道徳」(改訂版)増刷 ・6月 3000冊 ・12月 6500冊	○昨年度末の道徳調査の結果から「家庭で取り組む高知の道徳」の活用率が小学校では99.5%、中学校では88.8%と高くなった。各市町村や学校等で活用の具体的な方法について協議を行ったり、地区協議会で活用やその具体的な取組事例を交流したことが多様な活用につながった。 ○指導と評価の一体化が図られた「考え、議論する道徳」の研究実践を行い、普及することで県内小中学校の授業の質的展開を図るため、授業づくり講座への参加について拠点校・推進校・指定地域・道徳推進リーダーと多くの研修を設け、「考え、議論する」道徳の授業のイメージを共有できるようにする。	○「特別の教科 道徳」授業づくり講座〔吉良川小学校〕6月11日・7月4日・8月8日・9月17日〔岡豊小学校〕5月28日・7月11日・10月17日・11月19日〔東中筋小学校〕5月14日・6月4日・8月26日・10月1日〔一宮中学校〕5月31日・7月12日・11月28日・2月17日 ○パワーアップ研究協議会Ⅰ 6月10日 ○パワーアップ研究協議会Ⅱ 1月28日 ○小・中学校道徳教育研究協議会〔中部地区〕8月7日〔西部地区〕11月25日〔東部地区〕12月11日 ○家庭版道徳教育ハンドブック「家庭で取り組む高知の道徳」新1年生用増刷
少子対策課	139	子ども条例推進事業(子どもの環境づくり事業) ※再掲	「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。子どもの環境づくり推進委員会を通じて進捗管理を行う。フォーラムの内容検討、開催を行う。	○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。	○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。 ○子ども条例フォーラムの開催、各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。	○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。 ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげる。	○子どもの環境づくり推進委員会(第六期)の開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第六期)の開催 ・第6回 6/3 ・第7回 9/2 (第七期)の開催 ・第1回 10/14 ○子ども条例フォーラムの開催(実施名称:こうち子ども未来フォーラム2018) ・11/25 ちより街テラス	○子どもの環境づくり推進委員会において、子どもの環境づくり推進計画(第四期)に対して意見をいただき、取組を着実に進めることができた。 ○子ども条例フォーラムを開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげる事ができた。 ○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の更なる向上。	○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催	
県民生活・男女共同参画課	140	交通安全対策推進事業	各種の交通安全運動を具体的に推進し、広く県民に交通安全意識と交通安全思想の普及を図り、交通事故防止に努める。	○第10次「高知県交通安全計画」に基づく取組を着実に進める。	○人権尊重の理念に基づき、全ての県民に広く交通安全思想の普及と浸透を図り、県民一人一人が、交通ルールを守り正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故のない、人にやさしい安全な高知県の交通社会の実現を目指して交通安全運動を推進する。	○「交通安全計画」及び「交通安全運動の推進方針」に基づき、県警、関係機関、民間ボランティア団体等と連携して交通安全対策を行う。			○自転車マナーアップキャンペーンの実施 ○児童・生徒に対する自転車安全教室開催 ○スケアード・ストレイトの実施 ○ポスター掲示、のぼり旗掲出、チラシ配布、各種広報媒体を利用した啓発の実施 ○交通安全子ども自転車高知大会開催	
学校安全対策課	141	安全教育推進事業	先進的・実践的な交通安全教育・防犯を含む生活安全教育を実施する拠点校の取組を、モデル地域で共有・検証し、各学校での取組の促進や地域全体での学校安全推進体制を構築する。その仕組みを県内に普及し、県内全域での学校安全の取組の推進を目指す。(2市町村 拠点校2校で実施)	○登下校中の児童生徒等が死亡する交通事故や児童が連れ去られる事件が発生するなど、児童生徒等が被害に遭う事件・事故が全国的に後を絶たないこと、県内でも痛ましい交通事故や犯罪につながりかねない不審者情報等が多く存在することなどから、自らの命は自らが守ることを念頭に、児童生徒の危険予測・危険回避能力を身に付けさせる交通安全教育及び防犯を含む生活安全教育の充実が求められている。 ○市町村単位で安全教育を推進する構築体制の整備が必要である。	○モデル地域の市町村の事業実績である学校安全推進体制の構築の仕組みが県内に普及され、県内全域で充実した交通安全教育及び防犯を含む生活安全教育が展開されている。	○モデル地域の市町村への事業遂行に対する指導支援 ○拠点校を含むモデル地域の市町村の取組成果報告の機会を設定、県内の他地域への普及 ○教職員に対する研修内容の充実			○高知県安全教育推進事業(交通安全・防犯を含む生活安全) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(県主催)の開催(年2回) ・モデル地域の市町村における成果発表 ・拠点校による研究発表 ・学校安全教室推進講習会(県主催)での実践発表 ・モデル地域の市町村及び拠点校の取組成果をHPに掲載	
学校安全対策課	142	安全教育推進事業	県内全ての小中高高校生で自転車通学をしている児童生徒を対象に、ヘルメット購入に係る費用の一部を補助・助成するとともに、自転車の安全利用に関する指導・啓発活動を充実させることにより、児童生徒の登下校中の安全確保を図る。	○県内において、登下校中における児童生徒等の自転車運転中の交通事故が多い。 ○全国的に、自転車運転中の交通事故の中で、死亡に至る頭部損傷の事故においては、ヘルメットの未着用者が多い。 ○県内のヘルメットの着用が義務化(校則化)されていない学校においては、自主的にヘルメットを着用する生徒があまり見られない。 ○平成31年4月1日に「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、18歳以下の児童生徒等へのヘルメット着用が保護者の努力義務となった。	○県内の児童生徒等が、ヘルメットを着用して自転車通学をする姿が多く見られる。 ○自転車の安全利用に関する児童生徒等の意識が高まりが見られ、自転車交通事故件数が減少している。	○県内全ての小中高高校生で自転車通学をしている児童生徒を対象にした、ヘルメット購入に係る費用の一部を補助・助成 ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動 ○自転車の安全利用に関する交通安全教育の実施			○自転車通学の児童生徒を対象にした、ヘルメット購入費用の補助・助成 ・県立学校(事業委託) ・市町村立学校(市町村への補助) ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動 ・街頭啓発活動(のぼり旗等でPR) ・自転車マナーアップキャンペーン及び年3回の交通安全運動中の街頭啓発、パレード ○自転車の安全利用に関する交通安全教育の実施 ・交通安全教育教材 Traffic SaftyNews を学校へ配付 ・学校安全教室推進講習会(県主催)における、教職員を対象にした交通安全教育研修	

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30			H31
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
警察本部交通企画課	143	自転車安全教育(スケアードストレイト)	自転車の利用機会が多い子供に対し、スタントマンによる疑似交通事故の実演を間近で見学することで、危険予測能力の向上及び基本的なルール・マナーを高めることなどの交通安全意識の醸成を図る。	○対象者に真に効果のある演技の実演を行うための事前検討会の必要性。	○スケアードストレイトに対する認知度の向上及び実施回数の増加。	○スケアードストレイトの広報啓発活動の強化 ○関係機関団体等との連携強化。				○県下の中学・高等学校を合わせ、10校で実施予定。 ○県警察以外で、JA協賛で3校、県教委で1校、実施予定。
警察本部交通企画課	144	T・S・Nを活用した交通安全教育	警察本部交通部が学校の交通安全教育に必要な、交通法規・交通事故統計・交通事故事例等を題材としたT・S・N(トラフィック・セーフティ・ニュース)を県教育委員会を通じ、県下全ての中学校(116校)及び高等学校(48校)に毎月提供し、交通ルール遵守と交通安全意識の高揚を図る。	○対象者に対する、周知の徹底を図る。	○T・S・Nによる啓発活動により、交通安全意識の醸成を図る。	○継続して方向啓発に努める。				月1回の配布を行い、啓発活動する。
警察本部交通企画課	145	自転車交通安全教室	各高校で交通安全に取り組んでいるリーダー的立場の生徒に対し、参加・体験・実践型の自転車交通安全教室の実施により、交通安全意識の向上を図る。同研修修了者を自転車交通安全リーダーとして認定する。	○対象となる学校及び生徒の確保。	○生徒が率先して志願できる環境作り及び広報啓発活動の強化。	○関係機関団体等との連携の強化。				○各学校に対し、事業計画案を送付し、受託してくれる学校の選定にあたる。 ○実施してくれる学校に対し、継続してリーダー研修を行ってもらうよう懇願する。
警察本部交通企画課	146	交通安全教室	県内各市町村の小・中・高において、交通ルールやマナーの講話、自転車や電動付き自転車の実技指導を実施することにより、交通安全意識の向上を図るとともに交通事故防止を図る。	○交通ルールを学び、交通マナーの向上を図り、交通事故防止に努めてもらう。	○各警察署と連携を図り、各市町村の小・中・高に対して実施する。	○対象に合わせた、交通安全教育の実施。				○各警察署に対し、対象に合わせた交通安全教室の実施の強化。
警察本部交通企画課	147	自転車のマナーアップ啓発活動	自転車安全利用五則や自転車利用者のルールの遵守徹底を目的とした広報の実施、ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険への加入の促進を促し、自転車のマナーアップ向上や交通事故防止を図る。	○自転車条例の周知徹底を図るとともに、ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険への加入の促進を図る。	○県教委等との連携を図り、18歳以下の児童・生徒を対象に、交通事故時の被害軽減となる、ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険加入の促進を強化する。	○関係機関団体等との連携の強化を図り、継続して広報啓発を行う。				○イベント等を通じた広報啓発活動を行うとともに、関係機関団体と連携を図る。

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン9 子どもの人権に関する理解の促進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
障害福祉課	148	「心の輪を広げる体験作文」障害者週間のポスター募集事業	障害や障害者に対する県民の理解と認識を深め障害者福祉の増進を図るため、体験作文やポスターを募集し、優秀な作品は「障害者週間の集い」において表彰する。	応募数の確保のため、募集チラシの配布先や周知方法について検討が必要。	体験作文・ポスターの公募を通じて、障害や障害者に対する県民の理解と認識が深まっている。	体験作文・ポスターを募集し、優秀な作品は「障害者週間の集い」において表彰する。	○平成30年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集(9月7日締切) 募集チラシ配布部数 700部 ○入賞者作品の内閣府への推薦(推薦文書を9月26日付け送付) ○「障害者週間の集い」式典(12月9日開催)での入賞者の表彰 (応募数: 作文141名、ポスター3名) (入賞者: 作文5名、ポスター1名)	○応募数が少ないため、募集チラシの配布先や周知方法を見直すなど、応募数の増加に向けて検討が必要	○平成30年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 応募チラシ配布部数 2500部 ○入賞者作品の内閣府への推薦 ○「障害者週間の集い」式典での入賞者の表彰	
私学・大学支援課	149	私立学校人権教育指導事業	私立学校における人権教育の推進を図るため、私立学校訪問による助言・指導の実施や人権教育研修会を開催する。(委託事業)	○人権教育指導員による学校訪問 ○教員を対象とした人権教育研修の実施	○全ての私立学校教員が人権教育に対する理解と知識を有し、生徒に対し適切な対応をすることができる。	○人権指導員による学校訪問 ○人権教育研修の実施	○人権指導員による学校訪問 (各学校(法人): 定期 4回/年、要請により随時) ○人権教育研修の実施 県主催 3回 協議会主催 5回	○私立学校教員の人権感覚が磨かれ、児童生徒の発達段階に応じた、人権尊重の理解やこれが体得されるような適正な支援がなされている。 ○更なる参加者の増、一人ひとりの教職員が人権問題への理解や認識を持ち、実践につなげることが課題。	○人権指導員による学校訪問 (各学校(法人): 定期 4回/年、要請により随時) ○人権教育研修の実施 県主催 3回 協議会主催 5回	
人権課	150	人権啓発研修事業(人権教育、県民への啓発関連)	県民の人権問題に関する理解と認識を高めるため、気軽に参加できるイベントの開催や人権啓発映画のテレビ放映、新聞へのコラム掲載、講師派遣等を行う。	○子どもの貧困やインターネットでの人権侵害など子どもを取り巻く環境の変化に応じた啓発活動を効果的に行う必要がある。	○人権研修や啓発により、子どもの人権について子どもも大人も理解が進んでいる。	○子どもの人権を尊重する気運を高めるため、あらゆる機会を捉え、県民への啓発を行う。	○「じんけんフェスタ」、テレビミニ番組、スポットコマーシャルの放送、ハートフルセミナー、コラム掲載、スポーツ組織と連携協力した啓発活動、講師派遣等の実施 ※「子どもの人権」に該当する取組 ●第22回じんけんふれあいフェスタ 12/9 高知市中央公園 来場者数: 約8,000人 いじめ防止をテーマとしたミュージカル、児童虐待防止(オレンジリボンキャンペーン)、子ども条例リーフレット配布及び啓発パネル展示、子ども食堂、子ども広場(じんけん紙芝居など) ●講師派遣事業 子どもの人権をテーマとした研修: 3件 ●ミニ番組制作「心呼吸しよう」 第3回「インターネットと子ども」 本放送: 1月19日16:54~17:00 再放送: 2月13日21:48~21:54 ●人権啓発シリーズ新聞掲載事業 「I am OK」という生き方」カウンセラー・元教育長 大崎博澄 ●高知ファイティングドッグスの野球冠協賛試合「人権DAY」(9/14) 来場者: 807人 ●人権スポーツ教室 ・サッカー教室: 高知ユナイテッドSC共催(12/10、12/20、2/16、17) 参加者: 170人 ・野球教室: 高知ファイティングドッグス共催(10/27、2/23) 参加者: 111人 それぞれの選手による人権スピーチ 人権啓発横断幕の掲出	●「じんけんふれあいフェスタ」の「シールアンケート」で特に関心のある人権問題で「子どもの人権問題」と回答した割合が32%と最も多く、子どもが楽しめる催しを多く取り入れることによって、親子連れの来場が多いと考えられ、アンケートのご意見からも「楽しく人権について知ることが出来る」取組になっている。 また、子どもの貧困問題への啓発として「子ども食堂」のコーナーを設けることができた。 ●講師派遣事業では、「子どもの人権」は身近な人権課題の一つであるが、テーマを決定するのが派遣先であることもあり、例えば一般企業では「ハラスメント」や「性的少数者」が、また福祉関係施設では「障害者」や「高齢者」の人権が取り上げられることが多い傾向にある。 ●マスメディア等を活用した啓発活動では、ミニ番組制作として「インターネットと子ども」の問題と新聞コラムとして発達障害者への支援をテーマに実施できた。 ●スポーツ団体等との連携事業では、高知ファイティングドッグスとの「冠協賛試合」の来場者は昨年に比べ大幅に増加した一方、アンケート結果では「人権への関心が深まった」と回答した割合が68%と高く、啓発の効果を得るためのさらなる工夫が必要である。 スポーツ教室については、熱中症等の危険を避けなければならず、子どもの参加が容易な夏休みの開催が困難になってきている。	○「じんけんフェスタ」、テレビミニ番組、スポットコマーシャルの放送、ハートフルセミナー、コラム掲載、スポーツ組織と連携協力した啓発活動、講師派遣等の実施	
教育政策課(教育センター)	151	人権教育研修費	人権教育を推進するため、幼稚園・保育所、学校において教職員等の実践につながる理論や取組について研修を実施し、教職員等の指導力の向上を図る。児童生徒理解や授業実践力を高めるための実践交流と授業研究を実施することにより人権教育の充実を図る。	○人権尊重の視点に立った授業づくりや学級経営を推進する。 ○研修評価を踏まえ、研修内容を検討していく。	○子どもの自尊感情を育むために、教職員の人権感覚を磨くとともに、人権尊重の視点に立った授業づくりや学校(学級)経営が行われるようになる。	(前年度末) ・具体的な人権課題の実態を確認し、情報収集や講師の選定を行う。 (本年度) ・各研修を実施する。 (年度末) ・次年度の計画に向け、本年度の研修評価等を踏まえ、研修内容を検討する。 (研修テーマや人権課題、講師、日程、予算化等)	○人権教育セミナー(7/25/7/30/8/18/8/24)※8/24は台風接近のため中止 ※高知県人権施策基本方針第一次改訂版への「身近な人権課題ごとの推進方針」に示された10の人権課題について課題別講義を実施 ○人権教育実践スキルアップ講座(12/27、12/28)・授業計画及び学習指導案の作成等 ○小中学校人権教育主任研修(11/27、11/30、12/4、12/7)・課題提起及び協議 ○県立学校人権教育主任研修(1/18、1/25、1/30)・課題提起及び協議 ○人間関係づくり実践講座(8/21)・学級経営に関する演習 ○学級づくりパワーアップ講座(8/17、12/26)・児童生徒理解につながる演習 ○高等学校生徒支援コーディネーター研修(6/26、8/6、10/30、2/5) ・教育相談スキルの向上及び校内支援体制の充実に向けた協議	○人権教育セミナー(参加者 延べ229人) C: 研修での学びを実践に生かしたいという受講者の感想が見られた。 ○人権教育実践スキルアップ講座(参加者 12名) C: アンケート結果4.7(5件法)、A: 受講者数の少ない点 ○小中学校人権教育主任研修(参加者 239名) C: 実践交流や研究協議の視点を明確にしたことで次年度の取組や動きをつかませることができた。 A: 研究協議の内容や時間確保についてはさらなる改善が必要。 ○県立学校人権教育主任研修(参加者 65名) C: 協議進行も受講者自身が行い、主体的に研修に臨む姿が見られた。 A: 東部・西部会場では限られた参加者の中での協議となる。 ○※人間関係づくり実践講座(参加者 27人) C: アンケート結果4.9(5件法) ○※学級づくりパワーアップ講座(参加者 延べ39人) C: アンケート結果4.8(5件法)、A: 受講者が少ない点 ○※高等学校生徒支援コーディネーター研修(参加者 延べ51人) C: アンケート結果3.9(4件法) ※の研修については人権教育推進よりは教育相談等に関する研修であり次年度からは計画より除く。	○人権教育セミナー ○人権教育実践スキルアップ講座 ○小中学校人権教育主任研修 ○県立学校人権教育主任研修	
人権教育課	152	人権作文募集事業	子どもたちが、さまざまな人権課題に関する考えや意見を作文にまとめることによって、人権尊重の重要性や必要性について理解を深め豊かな人権感覚を育む。また、作文に書かれたそれぞれの意見を広報することによって県民の人権意識の高揚を図る。	○学級経営の充実と関連付け、人権作文の取組を進めるように提案する必要がある。 ○人権作文に取り組みでない地域や学校に働きかけが必要である。	・人権作文応募数を500編以上にする。 ・人権作文の取組を学級経営に繋げる実践を増やす。	・法務局と連携して、各学校に人権作文への応募を依頼するとともに、人権教育主任連絡協議会等の場でも、募集を呼びかける。 ・人権作文の取組を学級経営に繋げる実践を取りまとめ、各校に紹介する。	・年度当初に、各学校に募集要項を送付し、学校での取組を依頼する。 ・法務局と連携して、各学校に依頼するとともに、人権教育主任連絡協議会等の場でも、募集を呼びかける。 ・人権作文の取組を学級経営に繋げる実践について、各校に情報提供する。	・人権作文募集依頼(4月) ・人権作文募集ポスター配付(5月) ・審査(9月~12月) ・表彰式: じんけんふれあいフェスタ(12月) ・入賞作品の新聞掲載(12月)、ラジオ放送(12月3日) ・作品集配付(3月) ・応募校数145校、取組総数8538作品、応募数381作品	・いじめを題材とした作品が多い。「いじめ」障害者、また家族や兄弟姉妹をテーマやモチーフにした作文には、自分の体験を通じた考えや具体的内容の記述が書けているものも多く見られた。また、ハンセン病や災害と人権、性的マイノリティ等の人権課題を題材にしたものは増加傾向にあるが、同和問題やHIV感染者等・ハンセン病患者等を題材にした作品は少ない。 ・全国中学生人権作文コンテスト(中央大会)に入賞 ・人権作文に十分に取り組むことができていない市町村や県立学校の状況が改善されていない。今後、取組の意義や有効な実践方法を紹介し、今後の取組を促していく必要がある。	・年度当初に各学校に募集要項を送付し、学校での取組を依頼する。 ・法務局と連携して、各学校に人権作文への応募を依頼するとともに、人権教育主任連絡協議会等の場でも募集を呼びかける。 ・人権作文の取組を学級経営につなげる実践について、各校に紹介する。 ・人権作文に取り組みでない地域や学校に働きかける。

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン9 子どもの人権に関する理解の促進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30			H31
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
人権教育課	153	児童会・生徒会交流事業 (H30: いじめ等の課題に取り組む実行委員会「児童生徒会支援隊」)	いじめやネットの問題の解決に向けて、児童生徒が主体となった取組をいっそう進めるため、県内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者(実行委員会)が集まり、取組の実践交流や協議を行い、県内に発信する。	各交流会に参加している代表者が児童生徒会支援隊で学んだことを自校内に広げ、一人一人に繋げる仕組みが必要となる。		H30 各学校又は市町村での交流会 H31 ブロック別の児童会生徒会交流会	・児童会生徒会の代表者が集まり、いじめやネットの問題について考える交流集会在学校・市町村で開催する。 ・児童生徒会支援隊にて児童生徒による主体的な取組を各校に提案する。	・会支援隊(計6回) 第1回(6月10日)…いじめのイメージマップづくり 第2回(8月19日)…報告内容からの話し合い 第3回(9月23日)…ロールプレイを見て、いじめの構造と被害者、加害者、傍観者の気持ちについて考える 第4回(10月14日)…作成したロールプレイを行い、考える 第5回(11月11日)…来年度の交流会での課題提起の検討 第6回(2月10日)…全国いじめ問題子供サミットの参加者による報告。来年度課題提起したいこと・今年度の振り返り ・各学校や市町村で交流会を行う際の参考にしってもらうために、会支援隊の実施報告を県立学校、市町村に伝えた。 ・32市町村で交流会を実施し、児童会・生徒会の児童生徒が交流を行った。	・時間をかけて話し合いをしたことで、参加者はいじめを自分に身近なこととして、また多角的に捉えることができるようになり、自分たちでなくしたいという思いをもつことができた。 ・会支援隊での取組を毎回、各学校、市町村に送付することで、今年度の交流会の進め方や話し合いのテーマを決める際の参考にってもらうことができた。 ・会支援隊で話し合ったことを県内に広めていくための広報が弱かった。 ・来年度は地区別の開催になるので、それぞれの地区から参加児童生徒を募れるように呼びかけをしていく必要がある。 ・市町村交流会において、児童生徒が集まり、実践交流を行った。	・昨年度、「高知家」児童生徒会支援隊が話し合ったことをもとに、地区別交流会で課題提起し、周知する。 ・各市町村の小学生2名以上、中学生2名以上の児童生徒の参加を促し、いじめ防止に向けたよりよい取組について協議する。また、いじめ問題に主体的に取り組むことができる児童生徒を増やすようにする。
人権課	154	人権啓発研修事業 (大人に対する人権教育関連) ※再掲	地域や企業等の研修への講師派遣や、人権啓発に関わる研修講座を開催する。	様々な人権課題がある中で、引き続き「子どもの権利」について、広く県民に啓発していく必要がある。		子どもの人権が尊重される社会づくりを推進するための講演会や研修会の開催など、県民の自主的な学習機会を設ける。	ハートフルセミナー—6月～3月(年4回予定) 講師派遣:随時	●ハートフルセミナー 「子どもの人権」をテーマとした実施なし ●講師派遣事業 子どもの人権をテーマとした研修:3件	●予算減により講座等の開催回数も減少傾向にある中、人権課題として取り上げるべきテーマが多くなり、毎年度の実施が困難になっている。 ●講師派遣事業では、「子どもの人権」は身近な人権課題の一つであるが、テーマを決定するのが派遣先であることもあり、例えば一般企業では「ハラスメント」や「性的少数者」が、また福祉関係施設では「障害者」や「高齢者」の人権が取り上げられることが多い傾向にある。	○ハートフルセミナー:6月～3月(年4回予定) ○講師派遣:随時

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート （プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
児童家庭課	155	家庭支援体制緊急整備促進事業 児童相談所機能強化事業	児童相談所の運営力の強化や職員専門性の向上を図る。	児童虐待相談対応件数の増加が続き、また、法的な対応を要するケースも増加していることから、法律等に関する専門的な知識・経験を身につける必要がある。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○外部専門家の招へい ○法的対応力の強化 ○関係機関との連絡会議の実施 ○その他の機能強化 ・職種別・経験年数別の職員研修 ・児童福祉司スーパーバイザーの研修 ・児童養護施設等への入所児童に対する支援の強化(トラウマを念頭に置いたケアに関する研修の受講)	○外部専門家の招へい ・機能強化アドバイザー(年間20回) ・轄多児童心理司アドバイザー(年間4回) ○法的対応力の強化 ・弁護士による法的対応の代行とサポート(週3回程度) ○関係機関との連絡会議の実施 ・警察との連絡協議会	①児童相談所機能強化アドバイザー 中央児相:17回、轄多児相:3回 講師:赤井兼太氏 (元大阪府中央子ども家庭センター所長) 山本恒雄氏 (現母子愛育会日本子ども家庭総合研究所 子ども家庭福祉研究部長) ②轄多児童相談所機能強化アドバイザー 轄多児相:4回 講師:川畑隆氏 (現京都学園大学人文学部心理学教授) ③法的対応力の強化 弁護士定期相談:165回、随時相談:24回 ④H30.9.12警察との連絡協議会開催	児童相談所機能の強化は喫緊の課題であり、職員の専門性の向上を図ることや、法的な対応を要するケースでの弁護士による支援、関係機関との連携等が重要視されており、次期計画でも継続して取り組む必要がある。	○外部専門家の招へい ・機能強化アドバイザー(年間20回) ・轄多児童心理司アドバイザー(年間4回) ○法的対応力の強化 ・弁護士による法的対応の代行とサポート(週3回程度) ○関係機関との連絡会議の実施 ・警察との連絡協議会
児童家庭課	156	家庭支援体制緊急整備促進事業(轄多要対協研修、出張相談所) 児童相談関係機関職員研修事業	市町村職員の資質向上のための研修会や、児童問題に関する職員の専門性の向上を図る。	市町村担当職員の専門性の向上確保のため、職員研修を通じた資質向上や事例ケース検討を通じた適切なアセスメントの実施、援助方針の決定・見直しへの支援が不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修の実施	○児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修の実施	○児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修の実施 ・第2回高知家子どもの虐待防止推進セミナー(11/17、南国市):参加者115人	市町村担当職員の専門性の底上げを図るため、各種研修を充実させ、適切なアセスメントの実施、援助方針の決定・見直しにつなげていくことが必要である。	○児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修の実施 ・児童福祉司任用前研修(時期未定) ・第3回高知家子どもの虐待防止推進セミナー(時期未定)
児童家庭課	157	児童虐待防止対策事業	児童虐待のシンボルであるオレンジリボンを活用し、虐待防止を県民に周知していくための広報啓発を実施する。 また、児童虐待への予防的取組の1つとして、保育士や保健師を対象にした「あまえ療法」の研修をNPO法人に委託して実施する。	児童虐待に関する相談件数は増加の一途をたどっており、虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため、子どもや子育て家庭に携わる援助関係者や地域の人々の理解を深めていくことが不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○官民協働の高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ○児童虐待防止推進月間(11月1日～11月30日)の広報実施 ○児童虐待予防研修事業(あまえ療法)の実施	○官民協働の高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・実務者会議の運営、定着に向けた支援 ○児童虐待防止推進月間(11月1日～11月30日)の広報実施 ○児童虐待予防研修事業(あまえ療法)の実施	①H30.12.13オレンジリボンキャンペーン2019実施 児童虐待防止推進月間(11月1日～11月30日)の広報実施 ③児童虐待予防研修事業(あまえ療法)の実施 委託先:NPO法人カンガルーの会(代表:澤田敬) 開催回数:計20回 延べ受講者数:306名	児童虐待問題がクローズアップされており、児童虐待予防の啓発活動に引き続き取り組む必要がある。	○官民協働の高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ○児童虐待防止推進月間(11月1日～11月30日)の広報実施 ○児童虐待予防研修事業(あまえ療法)の実施H31:中央西地区、中央東地区、須崎地区
児童家庭課	158	児童相談連携支援事業 児童相談関係機関職員研修事業(要対協連絡会議)	虐待や非行などの児童問題の未然防止や早期発見、早期解決を図るため、要保護児童対策地域協議会の効果的な運営の支援を行う。	市町村担当職員の専門性の向上確保のため、職員研修を通じた資質向上や事例ケース検討を通じた適切なアセスメントの実施、援助方針の決定・見直しへの支援が不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・実務者会議の運営、定着に向けた支援 ・市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言	○要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・実務者会議の運営、定着に向けた支援 ・市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言	○要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・実務者会議の運営、定着に向けた支援 ・市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言 23市町村:延べ36回、1,098ケース (うち高知市:延べ6回、469ケース)	○各市町村において、リスクに応じた支援方法や状況を組織的に把握する定例会議の設置・運営が定着したが、支援計画の策定等に対して引き続き支援が必要である。	○要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・課長・係長会(6月、11月) ・要対協調整担当者意見交換会(8/27) ・各市町村訪問による個別の指導・助言(随時)
県民生活・男女共同参画課	159	女性の自立支援促進事業	子どもを同伴するケースが多いDV被害者について、母親とともに一時保護所、または自立支援施設に入所させ、必要な支援を行う。	○保護件数は増加の傾向。また、夜間の電話対応や相談も増加している。	○アウトソーシングによる、民間のノウハウを生かした一時保護所や自立支援施設の運営が進み、きめ細かな被害者支援(同伴児含む)ができています。	○女性の自立支援促進事業について民間団体へのアウトソーシングを行い、アウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援を実施する。	○女性の自立支援促進事業のアウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援を行う。	●女性の自立支援促進事業のアウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援を行った。	●引き続き、一時保護所および自立支援施設の運営と入所者への支援が必要であり、事業を継続する。 ●品質管理チェックを行うことにより、委託業務の品質の確保や民間事業者のノウハウを効率的に事業に生かすことができた。	○女性の自立支援促進事業のアウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援を行う。
県民生活・男女共同参画課	160	DV被害者支援事業	子どもを同伴するケースが多いDV被害者について、相談から、一時保護、自立に向けた各種支援や心理ケア、生活サポート等を行うことで、暴力の連鎖を防ぐ。 また、DV被害防止に向けた広報啓発や相談員等のスキルアップ、関係機関と連携した支援体制整備等に取り組む。	○参加機関数が減少しているため、男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村にも当事者意識を持ってもらう必要がある。	○DV被害防止の意識啓発が進むとともに、関係機関との連携による被害者支援(同伴児含む)ができています。	○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・広報・啓発物の作成・配布・掲示 ・様々な媒体を活用した広報及び啓発の実施 ○多様に対応困難な相談者に対応できる相談員の専門性向上 ○関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり	○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・民間支援団体と連携した広報啓発の実施(DV相談カード、啓発カード・チラシ等の作成及び配布。高知城のパーフルライトアップ。) ・各種広報媒体を活用した啓発・広報の実施。 ・路面バス車内及び待合所への啓発・広報ポスターの掲示 ●多様に対応困難な相談者に対応できる相談員の専門性向上 ・専門研修への参加、実施 ・困難事例へのスーパーバイズの実施 ○関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり ・ブロック別関係機関連絡会議、ネットワーク会議の開催によるネットワークづくり ・民間支援団体と連携した支援の実施	●引き続き民間支援団体との連携による広報・啓発の充実、強化に努める。 ●専門研修への参加人数が増え、専門的な知識を持った相談員が増えてきた。今後も、相談員の専門性の向上を行う。 ●引き続き、関係機関との連携情報共有の強化に努めていく。	○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・広報・啓発物の作成・配布・掲示 ・様々な媒体を活用した広報及び啓発の実施 ○多様に対応困難な相談者に対応できる相談員の専門性向上 ・専門研修への参加、実施 ・困難事例へのスーパーバイズの実施 ○関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり ・ブロック別関係機関連絡会議、ネットワーク会議の開催によるネットワークづくり ・民間支援団体と連携した支援の実施	
人権教育課	161	子どもの命と心を守り育てる学校支援事業	専門家(弁護士、臨床心理士等、退職警察官、退職教員)等による緊急学校支援チームを組織し、児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案が発生した場合に、学校へ派遣し改善に向けた具体的な対応等について、専門的な見地から指導や助言・支援を行う。	○児童生徒の生命に関わる事案等は、学校だけで対応することが困難であり、緊急学校支援チームによる支援が重要である。 ○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験のある人材を確保することや計画的に育成する必要がある。	○児童生徒の生命に関わる事案等が発生した学校に対して、緊急学校支援チームが適切に指導、助言、支援を行い、早期に平常の学校に戻る。	○公立学校において、児童生徒の生命に関わる事案等が発生した場合に、緊急学校支援チームを派遣する。 ○これまで緊急支援の経験のない臨床心理士をチームに同行させ、学校への支援の入り方、助言の仕方等を学べる機会を設け、人材育成を図る。	○緊急学校支援チームの派遣 ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。 ・事案に応じて、適任の委員を派遣する。	○緊急学校支援チームの派遣:22回 ・児童生徒の生命に係る事案等の発生時に、緊急学校支援チームを派遣し、学校の状況を把握するとともに、管理職等に対して状況に応じた的確な助言や支援を行った。	○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験を積んだ人材を確保することや計画的に育成することが重要である。	○緊急学校支援チームの派遣 ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。 ・事案に応じて適任の委員を派遣する。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート （プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
健康対策課	162	思春期相談センター事業(PRINK)	思春期の子どもたちが、性に関する正しい知識を得、責任ある行動と思いやる心を育むため、思春期相談員による性に関する悩み等の相談対応や、正しい性知識の提供を行う。	○人工妊娠中絶実施率は10代だけでなく、全年齢で全国平均より高い。また、10代の実施者のうち約7割が18歳以下で占めており、こころと身体への影響が大きい。 ○思春期女子からの相談が少ない。	○10代の人工妊娠中絶実施率が全国レベルに近づく。	○思春期相談センターPRINKの移転(塩見記念プラザ6/17オープン)により、オープンスペースを活用した思春期の子どもたちの性に関する正しい知識の提供及び性に関する悩み相談への対応	○相談事業 ・電話及び来所 ・性知識の提供・広報 ・性に関する専門講師派遣事業 ・性の出前講座 ・広報用名刺大カードの配布 ○思春期相談センターPRINKの移転 ・オープンスペースの活用(資料等の閲覧、講座の開催等)	○相談事業 ・電話相談894件、面接相談2件 ○性知識の提供・広報 ・性に関する専門講師派遣事業:19校2,635人 ・性の出前講座:1件 ・PRINKオープン案内チラシの配布(県内全高校生、県立・私立・高知市立全中学校、市町村他):約4万枚 ・広報用名刺大カードの配布(県内全高校生、県立・私立・高知市立全中学校、関係機関):約4万枚 ・思春期ハンドブックの配布(県内全高校生及び活用希望校):11千部 ○思春期相談センターPRINKの移転(6/17) ・オープンスペース・オープンスペースの活用:来所者446名 ・性に関する資料の閲覧・貸し出し:32件 ・関係機関との連携:126件 ・専門医面接相談:4回 ・オープニング記念講演会(8/30):医師、養護教諭、助産師、保健師、保育士等82名参加	○人工妊娠中絶実施率は10代だけでなく、全年齢で全国平均より高い。また、10代の実施者のうち約7割が18歳以下で占めており、こころと身体への影響が大きい。 H29年度人口妊娠中絶実施率 総数:高知県7.6(全国6.4、9位) 10代:高知県5.4(全国4.8、10位) ○思春期女子からの相談が少ない。 ○市町村や関係機関からの相談が増加し、連携する機会が増えた。 ○オープニング記念講演会後、思春期ハンドブック活用希望が増えた。	○相談事業 ・電話及び来所 ○性知識の提供・広報 ・性に関する専門講師派遣事業 ・性の出前講座 ・広報用名刺大カードの配布 ○思春期相談センターPRINKの移転 ・オープンスペースの活用(資料等の閲覧、講座の開催等)
障害保健支援課	163	ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関のネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり自立支援対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。	○ひきこもりの要因は様々で、かつ本人や家族が問題を抱え込む傾向があるため、ひきこもりの人数等その実態が把握できず、十分な支援につなげられていない。 ○ひきこもりを支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。 ○ひきこもり地域支援センターによるアウトリーチ(訪問)型支援にはマンパワーに限界があるため、市町村、福祉保健所との連携が必要である。	○ひきこもり当事者や家族を支援する体制が強化され、身近な地域で適切な支援先や医療機関の受診が可能になることで、早期のひきこもりの軽減や解消が図られ、社会参加や自立につながっている。	ひきこもり地域支援センターを中心に目指すべき姿に近づけるよう適切な支援を行っていく。	○ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)関係機関連絡会の開催 (2)若者サポートステーションとの情報交換会(勉強会・事例検討会含む)の開催 (3)市町村のケース会議への技術支援・援助 (4)センターにおける相談支援の充実 ○人材育成 (1)市町村の保健師や教育支援センター職員等を対象とした人材養成研修等を実施 ○居場所づくり (1)青年期の集いや家族教室の開催 (2)圏域ごとの集いの場(居場所)の運営支援 ○個別支援の充実 (1)訪問支援による本人及び家族の支援や事例検討会の開催 (2)WRAP(全4回)による訓練の実施 (3)ピア活動の実施 (4)社会体験活動の実施 ○普及啓発の促進 (1)啓発用パンフレットの配布 (2)ひきこもり普及啓発地域交流会の開催	○ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)関係機関連絡会の開催(3回(6月8日、10月15日、3月7日)) (2)若者サポートステーションとの情報交換会 ・5月24日、7月19日、10月14日、12月6日、2月14日 (3)市町村のケース会議への技術支援・援助 ・いの町、須崎市、中土佐町、幡多地域、四万十町で計16回開催 (4)センターにおける相談支援の充実(来所 954件 電話119件) ○人材育成 (1)市町村の保健師や教育支援センター職員等を対象とした人材養成研修等を実施(6月22日、12月3日、2月4日) ○居場所づくり (1)青年期の集いや家族教室の開催(52回 延べ300人利用) (2)圏域ごとの集いの場(居場所)の運営支援 ○個別支援の充実 (1)訪問支援による本人及び家族の支援や事例検討会の開催 (2)WRAP(全5回(9月7日～10月5日))実施 (3)ピア活動(2名)の実施 (4)社会体験活動(2名)の実施 ○普及啓発の促進 (1)啓発用パンフレットの配布 (2)ひきこもり普及啓発地域講演会の開催(6月23日、7月4日、3月10日)	連絡会による関係機関とのネットワーク作り、来所相談を中心とした直接支援のニーズへの対応、人材養成やケース会議をととのての間接支援の継続を行うことができた。 多様なひきこもり状態の方を支援するためには、県下的な体制づくりも必要(原則的には訪問支援はしておらず、サテライト機能が原いため)。	○ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)関係機関連絡会の開催 (2)若者サポートステーションとの情報交換会(勉強会・事例検討会含む)の開催 (3)市町村のケース会議への技術支援・援助 ○人材育成 (1)市町村の保健師や教育支援センター職員等を対象とした人材養成研修等を実施 ○居場所づくり (1)青年期の集いや家族教室の開催 ○個別支援の充実 (1)センターによる相談支援の充実 (2)ピア活動の実施 (3)社会体験活動の実施 ○普及啓発の促進 (1)啓発用パンフレットの配布 (2)ひきこもり普及啓発地域講演会の開催
児童家庭課	164	家庭支援電話相談事業	家庭及び地域における児童養育を支援するために、電話による相談援助活動を行う。	家庭及び地域における養育機能が低下し、児童問題が複雑化、多様化していることから地域に密着したより細やかな専門的相談・支援を行うことができる民間機関において児童相談所や市町村と連携しながら家庭からの相談に対応することが不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を実施。	○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を社会福祉法人みその児童福祉会に委託して実施。 実績:78件	○件数は減少しているものの、地域に密着した民間機関によって児童相談所や市町村の相談対応・支援を補完し、児童虐待を早期発見・支援する体制を強化していくことが不可欠であり、今後も継続して取り組む必要がある。	○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を社会福祉法人みその児童福祉会に委託して実施。	
生涯学習課	165	若者の学びなおしと自立支援事業 ※再掲	中学・高校卒業時及び高校中途退学時の進路未定者並びにニートやひきこもりがちな若者たちに対して、就学や就労に向けた支援を行うことで、自立を促進する。	H29新規登録者数 328名 H29単年度進路決定率 35.9% ○より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげる必要がある。 ○多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。 ○ニートや引きこもりなど多様な若者の特性に応じた就職先の充実を図る必要がある。	厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取組などにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 新規登録者数 340名 単年度進路決定率 40% ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。 ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。 ○各市町村の中学校卒業時の進路未定者の状況や支援内容を確認し、切れ目のない支援を実施する。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・就学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談) ・職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 参加者実人数 就職セミナー 195名 個別相談 168名 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会(6月～7月) 参加者計165名 ・県連絡会(5月) ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(8月23・24日) ○若者はばだけプログラム活用研修会の実施 ・初級講座 4回 参加者延べ114名 ・指導者ステップアップ講座 3回 参加者延べ19名 ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(5月・8月・1月) 進路未定者数 12市町村60名→8市町村34名 新規登録者数:339名 単年度進路決定率:42.9% 進路決定者数:255名	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・就学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 参加者実人数 就職セミナー 195名 個別相談 168名 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会(6月～7月) 参加者計165名 ・県連絡会(5月) ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(7月) ○若者はばだけプログラム活用研修会の実施 ・初級講座 4回 参加者延べ114名 ・指導者ステップアップ講座 3回 参加者延べ19名 ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(5月・8月・1月) 進路未定者数 12市町村60名→8市町村34名 新規登録者数:339名 単年度進路決定率:42.9% 進路決定者数:255名	新規登録者数:339名 単年度進路決定率:42.9% ○支援体制の周知や充実により、新規登録者数、進路決定者数ともに増加傾向にある ○より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげるために、支援対象者の把握に努め、広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図ると共に、ジョブカフェ・ハローワークなど、就労関係機関との連携の強化を進める必要がある。 ○安定的・継続的な支援を受けられる体制をつくることと、多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう、定例会や研修会などの開催により、支援の進捗管理や支援員の資質向上を図る必要がある。 ○多様な若者の特性に応じた就職先の充実を図るために、関係部局等と連携し就職先の掘り起こしを行う必要がある。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・就学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・県連絡会(5月) ・地区別連絡会(6月～7月) ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(7月) ○若者はばだけプログラム活用研修会の実施 ・初級講座 4回 ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(5月・8月・1月) ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(1月～3月)	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート （プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
人権教育課	166	スクールカウンセラー等活用事業	臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を行う。 また、スクールカウンセラー等の配置拡充を進めるとともに、スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上や学校・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化する。 ※「スクールカウンセラー等」スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールカウンセラー等の育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。	○県内全ての公立学校への配置を継続する。 県内全市(11市)の教育支援センターへアウトリーチ型スクールカウンセラーを配置する。 ○スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上を図る。	○新規スクールカウンセラー等の確保のため大学等を訪問し、働きかけを行う。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(5ブロック、6日間 8/20,21,22,24,27,28) ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回 6/3,7,8,10,21,11/18,12/16,1/20)	○新規スクールカウンセラー等を確保するため、大学を訪問した(6月、7月・四国内4大学) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の実施(5ブロック、6日間 8/20,21,22,24,27,28) ○スクールカウンセラー等研修講座の実施(年間6回 6/3,10/21,11/18,12/16,1/20,3/3)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のあるスクールカウンセラー等の確保や育成が必要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。	○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学を訪問する。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回 6/2,7,10,20,11/17,12/15,1/19)	
人権教育課	167	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境を改善するよう、効果的な支援を実施する。 また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上や学校・スクールカウンセラー等との連携を強化する。	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールソーシャルワーカーの育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するために、待遇の改善や安定した予算の確保が必要である。	○全市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。 県立学校への配置を30校に拡充する。 ○スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上を図る。 ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善に向けた研究(通年)	○初任者研修の開催(5月、10月) 研修協議会の開催(6月) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(5ブロック、6日間 8/20,21,22,24,27,28) ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善に向けた研究(通年)	○初任者研修の実施(5/10、12/14) 研修協議会の実施(6/15) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の実施(5ブロック、6日間 8/20,21,22,24,27,28) ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善に向けた市町村教育委員会との協議(全市町村訪問に訪問協議 9月実施)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のある人材の確保や育成に努める必要がある。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。	○初任者研修の開催(5月、10月) 連絡協議会の開催(6月) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場	
人権教育課	168	24時間電話相談事業	悩みや不安を抱える児童生徒や保護者等が、夜間、休日を含め24時間電話相談ができる体制を整え、早期対応による児童生徒のよりよい成長を支援する。	休日・夜間の相談については、必要に応じて、心の教育センターの来所相談につなげることや、緊急事態に迅速かつ適切に対応する必要がある。 ○相談事案に応じた関係機関との連携が重要である。 ○相談担当者の相談スキルをさらに向上させる必要がある。	○緊急に対応が必要な案件については、関係機関と連携し、適切な対応ができています。 ○年間を通しての電話相談が可能な体制を維持する。	○夜間・休日の相談状況について民間業者との日々の引継ぎを実施するとともに相談事案に応じて民間業者や関係機関との迅速な連携を図り、適切な対応を行う。 ○相談担当者学習会の実施やスクールカウンセラー・スーパーバイザー等による指導・助言を得ながら相談員の相談スキルの向上を図る。 ・臨床心理士(類する資格を含む)の資格を有する等とした専門性のある電話相談員での対応により、児童生徒のよりよい成長につなげる。 ・緊急性のある事案への対応と他機関との連携ができるようにする。	○平日の午前9時から午後5時は心の教育センターにおいて対応(祝日を除く)。それ以外は、民間事業者に委託して、24時間対応できる体制を整える。 ○相談員の相談対応スキルを高めるため研修会の実施 ・実績のある業者を選定する。 ・緊急性のある相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。	○平日の午前9時から午後5時は心の教育センターにおいて対応(祝日を除く)。それ以外は、民間事業者に委託して実施した。 平日昼の相談件数 1,320件 夜間休日の相談件数 441件 ・緊急性のある相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応した。	休日・夜間の相談については、必要に応じて、心の教育センターの来所相談につなげることや、緊急事態に迅速かつ適切に対応する必要がある。 ○相談事案に応じた関係機関との連携が重要である ○相談員の相談対応スキルを高めるため研修会の実施 ・実績のある業者を選定する。 ・緊急性のある相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。	○平日の午前9時から午後5時は心の教育センターにおいて対応(祝日を除く)。それ以外は、民間事業者に委託して実施する。 ・緊急性のある相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。
人権教育課	169	心の教育センター相談支援事業	いじめや不登校をはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について相談を心の教育センターが一元的に受理し、専門的な見地からの見立てをもとに、課題解決に向けたトータルな支援を行う。(来所、電話、メール等による相談、出張教育相談、学校支援の実施、学生ボランティアによる居場所づくり)	来所相談、出張教育相談、Eメール相談等のいずれも増加傾向にあり、県民のニーズが高い。個々のケースに応じて、学校、関係機関との連携を深め、効果的な支援をしていく必要がある。 ○相談機能のさらなる強化 ○学校・関係機関との連携の強化 ○相談担当者の資質向上 ○相談事業や建替移転に関する情報についての広報活動の充実	○高度な専門性を有するスクールカウンセラー・スーパーバイザー等を配置する。 ○各種広報媒体を活用するとともに、子育て講演会、教員研修会、関係機関会議等の機会を活用し、心の教育センターの業務のさらなる周知に努める。 ○教育相談関係機関連絡協議会等や日常における関係機関間の情報共有により、対象事案に対して各機関が迅速かつ効果的な支援を実施できるよう連携を深めていく。 ○心の教育センターの相談支援件数(来所・電話・メール・出張・巡回相談) 延べ3,700件以上	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○来所相談、出張教育相談、24時間電話相談、メール相談の実施 ○相談チラシ、電話相談カードを小1～高3の児童生徒に配布やコンビニに置くなど広報活動の拡充 ○子どもの居場所づくり「ふれんどるーむCoCo」の実施 ○保護者の交流の場(やまももの会)、子育て講演会の実施 ○不登校児童生徒を大学生が訪問する「スマイルふれんど」制度の実施 ○教育支援センター連絡協議会の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○小1～高3の県内全児童生徒への電話相談カード、相談チラシの配布(年度当初、コンビニ・スーパーでのチラシの配布(電話相談カード:79,000枚、チラシ: 85,000枚)) ○来所相談、出張教育相談:受理465件、延1,993件 ○24時間電話相談:1,761件(予約、問い合わせ885件を含む) ○メール相談:63件 ○「ふれんどるーむCoCo」の実施:27回、参加者:児童生徒延83名、学生ボランティア延58名 ○保護者の交流の場(やまももの会)8回実施(うち2回学習会)、子育て講演会の実施:2回 6/9、12/8(参加者 延98名) ○スマイルふれんど派遣回数0回(対象児童生徒なしのため) ○教育支援センター連絡協議会の実施:3回 5/9、11/16、2/8(参加者 延101名) ○教育相談関係機関連絡協議会の実施:2回 6/22、12/5(参加関係機関9団体)	○スクールカウンセラー・スーパーバイザーをはじめ、心理・福祉の専門職の配置により、教育相談体制が充実し、受理件数や学校、保護者等からの相談についての問い合わせが増加した。 ○スマイルフレンドについては、2名の学生ボランティアに対して委嘱していたが、支援のニーズがなかったため、活動することができなかった。	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○来所相談、出張教育相談、24時間電話相談、メール相談の実施 ○相談チラシ、電話相談カード(小1～高3)の配布など広報活動の拡充 ○子どもの居場所づくり「ふれんどるーむCoCo」の実施 ○保護者の交流の場(やまももの会)、子育て講演会の実施 ○不登校児童生徒を大学生が訪問する「スマイルふれんど」制度の実施 ○教育支援センター連絡協議会、教育支援センター訪問支援の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施	
人権教育課	170	生徒指導推進事業・生徒指導推進事業費補助金	高知市教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。	・SVの学校訪問(定期訪問)に県教委が同行し、学校の課題を把握することで、県の夢プロ事業の推進の取組に生かす。 ・既存の研修会等を活用し、若年教員の育成や小中連携の充実に努める。	○各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」による不登校、暴力行為の状況を把握し、高知市に配置されたスーパーバイザーの助言を参考に発現率の改善・減少に努める。 ○スーパーバイザーの学校訪問や研修会を通じて、学校全体が組織的・体系的な生徒指導体制をさらに強化する。	高知市が配置する生徒指導スーパーバイザー6名を学校へ派遣。 ○進捗状況の確認(毎月の活動報告書の確認) ○生徒指導スーパーバイザー一定例会を実施	(1)定例会の実施(県教育委員会が参加) ①7/25 ②10/20 ③12/21 (2)報告会の実施(高知市教委が主体) ・毎週1回実施 (3)学校訪問 ・高知市内の各学校を定期的もしくは集中的に訪問し、生徒指導上の諸課題等への組織的な対応について指導助言した。 ・総訪問回数919回(うち要請訪問29回、集中訪問12回)	すべての小中学校を定期的に訪問することで、状況を把握し、課題がある場合は、集中的に支援訪問した。各校訪問した際は、管理職や学級経営等に悩む教員(初任者等)に対する指導・助言を行った。また、校区の小中合同研修会の講師として、小中が連携し、組織的な生徒指導の推進と校内支援のあり方について助言を行ってきたことで、組織的な生徒指導体制の構築が進んだ。	H30年度で事業終了

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート （プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
幼保支援課	171	特別支援保育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)	保育所等に通う特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育の質を高めるため、保育所等への指導や関係機関との連絡調整などを行う親育ち・特別支援保育コーディネーターを市町村に配置する。	(現状) ○生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加している。 ○保育士の不足等により、保育所等に入所している課題を抱える子ども・家庭への個別の対応が十分でない。 ○複雑化・多様化する厳しい環境にある家庭への支援を行うにあたっては、保育士の支援力の向上が必要である。 (課題) ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置について、人材確保が困難な状況にある。	○特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもに対して、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。 ○コーディネーターの配置 24市町村30名(H31目標) ○親育ち・特別支援保育コーディネーター配置市町村における個別の指導計画・就学時引き継ぎシート作成率 100%(H31目標)	○親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための研修の実施 ○市町村と連携し、教員(小学校)や保育士(園長)のOB等の人材を活用し、親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置を拡充する。	○親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための研修 3回 ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 11市町村13名	○親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための研修 3回(うち1回はSSWとの意見交換) ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 9市町村10名	○コーディネーターと保育所等関係機関との繋がりが深まり、個別の支援計画や就学時引き継ぎシートの作成支援の取組が継続されている。 ○未配置の市町村には、配置拡充に向けた働きかけが必要であるが、配置拡充を推進するための人材が不足しており、人材確保が引き続き課題となっている。	○親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための研修 3回 ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 24市町村30名
幼保支援課	172	保育サービス促進事業(家庭支援推進保育士の配置)	家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援の向上及び保護者の子育て力の向上を図るため、日常生活の基本的な習慣や態度のかん養等を家庭訪問や地域連携等を通じて行う保育士等を配置する。	○家庭支援における課題が多岐にわたっており、支援を担える人材の確保が難しい。また、私立施設については、市町村の予算措置も必要となってくることから、配置の拡充につなげられていない。 ○保育士不足のため家庭支援推進保育士として配置した場合においても、年度途中の乳幼児の入所により待機児童の解消に向けた基準配置が優先され、通常の保育士としての配置となることから、継続した支援が行われない場合がある。	○家庭支援推進保育士による個別の支援を充実させることにより、配慮が必要な子どもの処遇及び保護者の子育て力が向上している。 ○家庭支援加配保育士の配置 93名(H31目標) ○家庭支援推進保育士の配置園における家庭支援の指導計画及び記録の作成率 100%(H31目標) ○家庭支援加配保育士の家庭支援に係る研修参加率 100%(H31目標)	○家庭支援推進保育士が配置できない園も含め、組織的な対応ができるよう、管理職を対象に研修を実施する。 ○市町村と福祉人材センターとの「情報交換を行い、洗剤保育士の求職状況等の情報を提供する機会を増やす。	○家庭支援推進保育士の資質向上のための取組・研修の実施2回 ○保育所等への家庭支援推進保育士の配置 86名	○家庭支援推進保育士の資質向上のための取組・研修の実施2回 ○保育所等への家庭支援推進保育士の配置 66名	○保育士不足等の理由で、家庭支援推進保育士の配置拡充につながらない。	○家庭支援推進保育士の資質向上のための取組・研修の実施2回 ○保育所等への家庭支援推進保育士の配置 93名
幼保支援課	173	スクールソーシャルワーカー活用事業	厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う仕組みを構築する。	○生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加している。 ○保育士の不足に加え、経費的な理由により市立保育所に家庭支援保育士の配置が少ないことから、保育所に入所している課題を抱える子ども・家庭への対応が十分でない。 ○学校におけるスクールソーシャルワーカーの活動が多忙で活動を広げることが難しい。	○スクールソーシャルワーカーの配置 35市町村(学校組合含む)(H31目標) ○子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながっている。	○スクールソーシャルワーカーの活動状況等の情報交換を行うとともに、市町村において、就学前を含めた活動の拡充を要請していく。	○スクールソーシャルワーカーの活動状況等の情報交換会の実施 ○スクールソーシャルワーカーの配置 19市町村(学校組合含む)32名	○スクールソーシャルワーカーの活動状況等の情報交換会の実施 ○スクールソーシャルワーカーの配置 19市町村(学校組合含む)30名	○事業の趣旨や必要性について理解され、SSWの就学前支援への活用に取り組み市町村が増えた。 ○未配置の市町村には、配置拡充に向けた働きかけが必要であるが、配置拡充を推進するための人材が不足しており、人材確保が引き続き課題となっている。	○スクールソーシャルワーカーの活動状況等の情報交換会の実施 ○スクールソーシャルワーカーの配置 35市町村(学校組合)
生涯学習課	174	地域学校協働活動推進事業 ※再掲	学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。	○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:114校、中:73校、義務教育学校2校 ・未実施校へのアプローチを強化し、設置拡大の取組を更に進めていく必要がある。 ・市町村や学校によって地域と連携した学校支援活動の内容に差がある。 ・学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを県内各地へ展開させていく必要がある。 ・地域コーディネーター人材の確保や育成に課題がある。	○学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ○各学校支援地域本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小学校:150校以上 中学校:080校以上 ・学校支援地域本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数 15,000回以上 ・民生・児童委員が活動に参画している学校支援地域本部の割合 100%	○市町村への財政支援を継続するとともに、学校支援地域本部の未設置校、設置校、高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)それぞれに対し、働きかけと支援を行い、設置促進と活動内容の充実及び学校支援から連携・協働へ向けて、取組の深化を図っていく。 ○活動に携わる地域コーディネーターや支援者等の確保、育成につなげる研修の場を提供していく。	(1)運営等補助 34市町村164本部257校(うち、県立校5本部5校、高知市34本部34校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)放課後学び場人材バンク ・地域本部で活動する人材の発掘等 (4)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 4回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・取組状況調査(9月) (5)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)の決定・取組支援(4月～) ・実施状況確認票による現状確認の取組(5月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(8回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画作成の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画策定(2月)	(1)運営等補助 34市町村163本部255校(うち、県立校5本部5校、高知市34本部34校) (2)市町村訪問 5月～2月 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)放課後学び場人材バンク ・地域本部で活動する人材の発掘等 (4)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会(7/19) ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会(中部10/26、西部12/18、東部12/20、高知市1/25) (5)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)の決定・取組支援(4月～) ・実施状況確認票による現状確認の取組(5月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(7回) ・市町村・学校等への個別訪問活動(年間748回) ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画作成の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画策定(3月)	○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:154校、中:86校、義務教育学校2校 ・市町村や学校によって、地域と連携・協働した活動内容に差があり、充実の鍵となる地域コーディネーター人材の確保や育成を図る必要がある。 ○高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)において、高知県版の趣旨に沿った特色ある仕組みや工夫した取組を実施した。 ・高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)の数 29市町村55校 ○市町村においてH31年度以降の高知県版取組計画を作成した。県における県全体の取組計画を検討し、次年度の県の目標設定を行った。 ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう、県として支援を行っていく必要がある。	(1)運営等補助 34市町村183本部282校(うち、県立校6本部6校、高知市38本部38校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 4回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・取組状況調査(9月) ・地域コーディネーターハンドブック作成・配布 (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) 29市町村55校 ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施状況確認票による現状確認の取組(5月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(7回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート （プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
人権教育課	175	スクールカウンセラー等活用事業 ※再掲	臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を行う。 また、スクールカウンセラー等の配置拡充を進めるとともに、スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上や学校・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化する。 ※「スクールカウンセラー等」スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールカウンセラー等の育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。	○県内全ての公立学校への配置を継続する。 ○県内全市(11市)の教育支援センターへアウトリーチ型スクールカウンセラーを配置する。 ○スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上を図る。	○スクールカウンセラー等の配置継続と拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールカウンセラー等の専門性を高めるための研修会を実施する。	○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学等を訪問し、働きかけを行う。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(5ブロック、6日間 8/20,21,22,24,27,28) ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回 6/3,7,8,10,21,11/18,12/16,1,20)	○新規スクールカウンセラー等を確保するための大学を訪問した(6月、7月:四国内4大学) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の実施(5ブロック、6日間 8/20,21,22,24,27,28) ○スクールカウンセラー等研修講座の実施(年間6回 6/3,10/21,11/18,12/16,1/20,3/3)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のあるスクールカウンセラー等の確保や育成が必要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。	○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学を訪問する。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回 6/2,7,10,20,11/17,12/15,1/19)
人権教育課	176	スクールソーシャルワーカー活用事業 ※再掲	教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境を改善するよう、効果的な支援を実施する。 また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上や学校・スクールカウンセラー等との連携を強化する。	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールソーシャルワーカーの育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するために、待遇の改善や安定した予算の確保が必要である。	○全市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。 ○県立学校への配置を30校に拡充する。 ○スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上を図る。 ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善を図る。	○スクールソーシャルワーカーの配置拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールソーシャルワーカーの専門性を高めるための研修会を実施する。 ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善を図る。	○初任者研修の開催(5月、10月) 研修協議会の開催(6月) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(5ブロック、6日間 8/20,21,22,24,27,28) ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善に向けた研究(通年)	○初任者研修の実施(5/10,12/14) 研修協議会の実施(6/15) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の実施(5ブロック、6日間 8/20,21,22,24,27,28) ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善に向けた市町村教育委員会との協議(全市町村訪問に訪問協議 9月実施)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のある人材の確保や育成に努める必要がある。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。	○初任者研修の開催(5月、10月) 連絡協議会の開催(6月) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場
人権教育課	177	子どもの命と心を守り育てる学校支援事業	専門家(弁護士、臨床心理士等、退職警察官、退職教員)等による緊急学校支援チームを組織し、児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案が発生した場合に、学校へ派遣し改善に向けた具体的な対応等について、専門的な見地から指導や助言・支援を行う。	○児童生徒の生命に関わる事案等は、学校だけで対応することが困難であり、緊急学校支援チームによる支援が重要である。 ○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験のある人材を確保することや計画的に育成する必要がある。	○児童生徒の生命に関わる事案等が発生した学校に対して、緊急学校支援チームが適切に指導、助言、支援を行い、早期に平常の学校に戻る。	○公立学校において、児童生徒の生命に関わる事案等が発生した場合に、緊急学校支援チームを派遣する。 ○これまで緊急支援の経験のない臨床心理士をチームに同行させ、学校への支援の入り方、助言の仕方等を学べる機会を設け、人材育成を図る。	○緊急学校支援チームの派遣 ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。 ・事案に応じて、適任の委員を派遣する。	○緊急学校支援チームの派遣:22回 ・児童生徒の生命に係る事案等の発生時に、緊急学校支援チームを派遣し、学校の状況を把握するとともに、管理職等に対して状況に応じた的確な助言や支援を行った。	○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験を積んだ人材を確保することや計画的に育成することが重要である。	○緊急学校支援チームの派遣 ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。 ・事案に応じて適任の委員を派遣する。
人権教育課	178	生徒指導推進事業 ・生徒指導推進事業費補助金 ※再掲	高知市教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。	・SVの学校訪問(定期訪問)に県教委が同行し、学校の課題を把握することで、県の夢プロジェクトの推進校の取組に生かす。 ・既存の研修会等を活用し、若年教員の育成や小中連携の充実を図る。	○各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査による不登校、暴力行為の状況を把握し、高知市に配置されたスーパーバイザーの助言を参考に発現率の改善・減少に努める。 ○スーパーバイザーの学校訪問や研修会を通じて、学校全体が組織的・体系的な生徒指導体制をさらに強化する。	高知市が配置する生徒指導スーパーバイザー6名を学校へ派遣。 ○進捗状況の確認(毎月の活動報告書の確認) ○生徒指導スーパーバイザー定例会を実施	(1)定例会の実施(県教育委員会が参加) ①7/25 ②10/20 ③12/21 (2)報告会の実施(高知市教委が主体) ・毎週1回実施 (3)学校訪問 ・高知市内の各学校を定期的もしくは集中的に訪問し、生徒指導上の諸課題等への組織的な対応について指導助言した。 ・総訪問回数919回(うち要請訪問29回、集中訪問12回)	すべての小中学校を定期的に訪問することで、状況を把握し、課題がある場合は、集中的に支援訪問した。各校訪問した際は、管理職やしんごさを抱える教員(初任者等)に対する指導・助言を行った。また、校区の小中合同研修会の講師として、小中が連携し、組織的な生徒指導の推進と校内支援会のあり方について助言を行ってきたことで、組織的な生徒指導体制の構築が進んだ。	H30年度で事業終了
人権教育課	179	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ①魅力ある学校づくり調査研究事業 ②未来にかがやく子ども育成型学校連携事業 ③学校活性化・安定化実践研究事業 ④夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～)	推進校(区)に推進リーダーを配置し、小中学校において、教育活動の中に生徒指導の視点を着実に位置づけ、以下の視点から、PDCAサイクルに基づく開発的な生徒指導(子どもに内在する力や可能性を引き出す生徒指導)を組織的に推進することを目的に、学校を指定し重点的に支援する。 ○実践研究の視点(①～④は事業名に対応) ①市主体の取組の充実を図る。 ②小中連携の取組の充実を図る。 ③学級活動を基盤とした話し合い活動の充実を図る。 ④新たな不登校を生じさせない取組の充実を図る。	○生徒指導上の諸課題に対する未然防止の取組が、学校組織として十分に機能していないことが課題であり、以下の取組を充実させる必要がある。 ・現在ある学校行事や体験活動を、児童生徒主体の取組として工夫改善する。 ・生徒指導の3機能(自己存在感を与える、共感の人間関係を育成する、自己決定の場を与える)をすべての教育活動に働かせ児童生徒の活躍の場を設定するなど、組織的な生徒指導を推進する。 ・小中が連携した組織的な生徒指導や、市町村教育委員会が主体となった取組の充実。 ・生徒指導上の諸課題について、少しでも兆しのある児童生徒への取組等が、学年間、校種間で共有するなど、支援体制を充実させる必要がある。	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ○各学校において開発・予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○開発的・予防的な生徒指導の取組の充実により、児童生徒の自己指導能力の育成を図る。 ・2年目推進校(区)における児童生徒の自尊感情(「あなたにはよいところがありますか」)の肯定群を前年度以上に引き上げる。(H31年度末目標値:小学校80%以上、中学校75%以上) ・2年目推進校(区)における児童生徒の規範意識(「あなたは学校の決まりを守っていますか」)の肯定群を前年度以上に引き上げる。(H31年度末目標値:小学校94%以上、中学校96%以上) ・2年目推進校区における教職員の協働性(「小中が協働して取組を進めている」)の肯定群を90%以上に引き上げる。	①1市を推進地域として指定。調査研究委員会(4回)、合同研3部会(3回)、国立教育政策研究所実地調査(1回)、合同授業研(1回)、小中連携担当者会議で域内へ普及啓発。 ②4中学校区(中学校4校、小学校9校)を推進校として指定。小中合同推進会議(12回)、合同研修会・合同研究部会(3回)、合同授業研究会(各校1回)、合同支援会議(各校3回)等の計画的な実施による生徒指導の視点を位置付けた小中共同での組織的な取組の展開。公開授業研修会を実施による県内への成果普及。 ③1中学校、4小学校を推進校として指定。学級運営アドバイザー(大学教授)の学校訪問等による指導・助言、各校4回実施。公開授業研修会の実施及び生徒指導担当者・生徒指導主事会での実践発表による県内への成果普及。 ※各事業共通の取組 ○アドバイザーや講師、指導主事による推進校(区)学校訪問(各校10回程度) ○推進校における開発的な生徒指導の推進(生徒指導の三機能を働かせた授業づくり、児童生徒主体の取組の充実、すべての児童生徒の安心安全な居場所づくり) ○推進校における予防的な生徒指導の推進(校内支援会への学校訪問(各校3～5回程度)、SC・SSW等の見立てを生かした校内支援会の実施) ○各推進校の情報共有と推進リーダーのスキルアップを図るための集合研修会。推進リーダー会議(4回)、学校支援会議(1回)	○各推進校(区)に対する定期的な学校訪問を、年間10～20回実施し、開発的・予防的な生徒指導の組織的な推進に対して指導助言を行った。 ○各推進校(区)で、推進会議等で取組の進捗管理を行いながら、小中連携や話し合い活動等のそれぞれの視点から研究実践を推進した。 ○年間4回の推進リーダー会議と1回の学校支援会議を実施し、各推進校(区)の取組の充実を図った。 ○公開授業研修会を実施し、県内各校への取組の普及を図った。(②小中連携(11/16,11/21)参加延べ459名)【③学級活動(1/21,1/29,2/5参加延べ457名)】 ○各推進校(区)の効果ある実践を県内の学校に普及するために、「開発的・予防的な生徒指導実践事例集」を作成し、県内のすべての教員に配付した。	○児童生徒の自尊感情の肯定群(H29.5:小78.2%、中80.7%→H31.11:小80.7%、中80.8%) ○児童生徒の規範意識の肯定群(H29.5:小90.5%、中96.5%→H31.11:小83.8%、中97.3%) ○教職員の協働性の肯定群(H29.5:47.8%→H31.2:98.1%) ○教職員の協働性が高まり、取組が児童生徒に浸透した推進校(A校)では、これまで以上に自己有用感が向上が見られた。(A校の自己有用感…事業開始時H29.5:30.3%→H30.11:45.5%) ●喫緊の課題である不登校について、未然防止の取組を充実させる必要がある。 ●児童生徒の自己有用感、自己存在感の向上と社会性の醸成を図るために、学校行事や体験活動、異学年交流活動等、児童生徒が主体となった取組となるよう工夫・改善することや、児童生徒が主体的に考え、判断し、実行する力や自治の力を育てるために、学級活動を重視し話し合い活動を充実させる必要がある。 ●少しでもリスクがあると思われる児童生徒への個別支援や、効果のある手立てを小中学校で確実に引き継ぐことが組織的に行えなかった推進校がある。	○推進校(区)学校訪問(各校10回程度) ・アドバイザーや講師、指導主事による研究の推進や実践に対する指導助言 ○推進校における開発的な生徒指導の推進(年間を通じて実施) ・生徒指導の三機能を働かせた授業づくり ・児童生徒主体の取組の充実 ・すべての児童生徒の安心安全な居場所づくり ○推進校における予防的な生徒指導の推進 ・校内支援会への学校訪問(各校3～5回程度) ・SC、SSW等の見立てを生かした試演会の実施 ・学年間、校種間で抜かりのない情報共有と切れ目のない支援の充実に向けた指導助言 ○推進リーダー会議(4回)、学校支援会議(1回) ・各推進校の情報共有と推進リーダーのスキルアップを図るための集合研修会の実施 ○公開授業研修会や生徒指導主事会(担当者会)等での実践発表等を通じて、県内各校に取組の普及を図る。 ○新たな不登校を生じさせないという視点で研究実践を推進するため、推進校を指定し「④学校活性化・安定化実践研究事業」を実施 ○推進拠点校を位置づけるとともに、「開発的・予防的な生徒指導実践事例集」を活用した研修を実施し、普及啓発を図る

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート
 （プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30			H31
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
人権教育課	180	SNS等を活用した相談事業	児童生徒や保護者のコミュニケーションツールが、電話やメールからSNSに変化していることから、SNSを身近な相談ツールとして生徒に利用してもらうためのSNS相談窓口を設置する。	○児童生徒や保護者のコミュニケーションツールが電話やメールからSNSに移行しているきているため、その状況に応じた相談窓口が必要である。	○専門性の高い相談員を配置し、緊急に対応が必要な案件については、関係機関と連携し、適切な対応ができています。 ○一定期間のSNS相談が可能な体制を維持する。 ・厳しい環境にある子どもたちの悩みや不安が解消され、進学や就職へ希望が向かい叶えていくことで、貧困の連鎖が減少する。	○悩みを抱える生徒が、SNSで気軽に相談ができる体制を整える。 ○臨床心理士(類する資格を含む)の資格を有する等の専門性のある相談員が対応することにより、生徒のよりよい成長につなげる。 ○緊急性のある事案への対応と他機関との連携ができるようにする。	○信頼のある業者を選定し、相談業務を開始する。 ○公立高等学校全生徒及び希望する公立特別支援学校高等部の生徒を対象に実施する。 ○相談期間は前後期合わせて90日間、相談時間は18時～22時までで実施する。 ・緊急性のある相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。	○前期は8月24日～10月22日までの60日間、後期は12月21日～平成31年1月19日の30日間を相談期間として実施。 ○特に相談が多かったのは、9月3日前後で、長期休業明けの時期である。 ○SNS相談窓口の登録者の半数以上が相談を行っている。 ○相談の内容は、人間関係や心身の健康、保健などが多い。	○SNS登録者の半数以上が実際に相談を行っていることから、登録者は相談をしようとして登録している傾向があり、SNS相談窓口は有効である。 ○学校訪問での事業説明や生徒にチラシやカードを配付して周知を図った。登録率は、他県と比較してあまり違いはないが、欠席が続くなど支援が必要な生徒へも丁寧な周知していく必要がある。	○信頼のある業者を選定し、相談業務を開始する。 ○国公立高等学校全生徒及び希望する国公立特別支援学校高等部の生徒を対象に実施する。 ○相談期間は前後期合わせて120日間、相談時間は17時30分～21時30分までで実施する。 ・緊急性のある相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
生涯学習課	181	青少年教育施設振興事業 ※再掲	青少年施設としての機能を生かし、青少年を自然に親しませ、また異年齢集団による多様な体験活動の場を提供し、自主性・社会性・協調性を養う。体験活動等を通して不登校・いじめ等の予防的対応を図るとともに、子どもが家庭や地域社会と上手に関わりながら成長する力を身に付ける。	○社会の中で生きる力を子どもたちに育むために、青少年教育施設の機能を活かした多様な体験活動の提供を行っているが、少子化の影響等により、施設の利用者数は減少傾向にある。 ○従来の体験活動や仲間づくりに加え、地域の自然や歴史・文化などを活かしてふるさとの良さを伝える体験活動なども求められる。 ○子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施し、子どもと大人が共に学び合う機会を増やしていくことが必要である。	○魅力的な主催事業の実施を通して、多様な体験活動が促進され、施設利用者も増加している。 県立青少年教育施設の利用者数(小・中・高校生) 延べ160,000人以上	○自然体験の充実や交通手段の提供など、施設の特長やスタッフのノウハウを活かした活動プログラムを提供することにより、更なる利用促進を図る。 ○リニューアルによる施設機能の充実を有効に活用し、利用者の多様な活動を実現させ、利用促進につなげていく。	○地域のニーズを踏まえた主催事業の実施 ・既存事業の見直し及び主催事業の開発 ○積極的な広報の実施 ・事業チラシの学校配布や学校訪問による広報の実施 ・県内負青少年教育施設の共同チラシの作成配布	○主催事業の実施 ・各施設において主催事業を実施(幅多青少年の家、青少年センター、香北青少年の家、塩見青少年記念プラザ、高知青少年の家、青少年体育館) ・中1学級づくり合宿事業 青少年センター 13校参加 幅多青少年の家 16校参加 ・不登校対策事業 青少年センター 5回実施 延べ参加者 66名 幅多青少年の家 5回実施 延べ参加者 67名 ○既存プログラムの見直しの実施 ○次年度のプログラム見直しに向けた取組	○チラシの配布に加え、校長会への出席や学校訪問等積極的な広報活動により、新規利用団体の開拓等の成果が見られた。 ○学校の利用時期が4～6月に集中する傾向があるため、閑散期に効果的に実施できる「防災学習」や遠足時の体験プログラム等を充実させ、利用促進を図ることが必要である。	○地域のニーズを踏まえた主催事業の実施 ・既存事業の見直し及び主催事業の開発 ○積極的な広報の実施 ・事業チラシの学校配布や学校訪問による広報の実施
障害保健支援課	182	ひきこもり地域支援センター事業 ※再掲	ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関とのネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり自立支援対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。	○ひきこもりの要因は様々で、かつ本人や家族が問題を抱え込む傾向があるため、ひきこもりの人数等その実態が把握できず、十分な支援につながっていない。 ○ひきこもりを支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。 ○ひきこもり地域支援センターによるアウトリーチ(訪問)型支援にはマンパワーに限界があるため、市町村、福祉保健所との連携が必要である。	○ひきこもり当事者や家族を支援する体制が強化され、身近な地域で適切な支援先や医療機関の受診が可能になることで、早期のひきこもりの軽減や解消が図られ、社会参加や自立につながっている。	ひきこもり地域支援センターを中心に目指すべき姿に近づけるよう適切な支援を行っている。	○ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)関係機関連絡会の開催(3回(6月8日、10月15日、3月7日)) (2)若者サポートステーションとの情報交換会(勉強会・事例検討会含む)の開催 (3)市町村のケース会議への技術支援・援助 (4)センターにおける相談支援の充実 ○人材育成 (1)市町村の保健師や教育支援センター職員等を対象とした人材養成研修等を実施 ○居場所づくり (1)青年期の集いや家族教室の開催 (2)圏域ごとの集いの場(居場所)の運営支援 ○個別支援の充実 (1)訪問支援による本人及び家族の支援や事例検討会の開催 (2)WRAP(全4回)による訓練の実施 (3)ピア活動の実施 (4)社会体験活動の実施 ○普及啓発の促進 (1)啓発用パンフレットの配布 (2)ひきこもり普及啓発地域交流会の開催	○ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)関係機関連絡会の開催 (2)若者サポートステーションとの情報交換会(勉強会・事例検討会含む)の開催 (3)市町村のケース会議への技術支援・援助 ○人材育成 (1)市町村の保健師や教育支援センター職員等を対象とした人材養成研修等を実施 (2)センターにおける相談支援の充実(来所 954件 電話119件) ○人材育成 (1)市町村の保健師や教育支援センター職員等を対象とした人材養成研修等を実施(6月22日、12月3日、2月4日) ○居場所づくり (1)青年期の集いや家族教室の開催(52回 延べ300人利用) (2)圏域ごとの集いの場(居場所)の運営支援 ○個別支援の充実 (1)訪問支援による本人及び家族の支援や事例検討会の開催 (2)WRAP(全5回(9月7日～10月5日))実施 (3)ピア活動(2名)の実施 (4)社会体験活動(2名)の実施 ○普及啓発の促進 (1)啓発用パンフレットの配布 (2)ひきこもり普及啓発地域講演会の開催(6月23日、7月4日、3月10日)	連絡会による関係機関とのネットワーク作り、来所相談を中心とした直接支援のニーズへの対応、人材養成やケース会議をおおての間接支援の継続を行うことができた。 多様なひきこもり状態の方を支援するためには、県下的な体制づくりも必要(原則的には訪問支援はしておらず、サテライト機能がないため)。	○ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)関係機関連絡会の開催 (2)若者サポートステーションとの情報交換会(勉強会・事例検討会含む)の開催 (3)市町村のケース会議への技術支援・援助 ○人材育成 (1)市町村の保健師や教育支援センター職員等を対象とした人材養成研修等を実施 ○居場所づくり (1)青年期の集いや家族教室の開催 ○個別支援の充実 (1)センターによる相談支援の充実 (2)ピア活動の実施 (3)社会体験活動の実施 ○普及啓発の促進 (1)啓発用パンフレットの配布 (2)ひきこもり普及啓発地域講演会の開催
人権教育課	183	スクールカウンセラー等活用事業 ※再掲	臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を行う。 また、スクールカウンセラー等の配置拡充を進めるとともに、スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上や学校・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化する。 ※「スクールカウンセラー等」スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールカウンセラー等の育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。	○県内全ての公立学校への配置を継続する。 県内全市(11市)の教育支援センターへアウトリーチ型スクールカウンセラーを配置する。 ○スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上を図る。	○スクールカウンセラー等の配置継続と拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールカウンセラー等の専門性を高めるための研修会を実施する。	○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学等を訪問し、働きかけを行う。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(5ブロック、6日間 8/20,21,22,24,27,28) ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回 6/3,7,8,10/21,11/18,12/16,1/20)	○新規スクールカウンセラー等を確保するため、大学等を訪問した(6月、7月・四国内4大学) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の実施(5ブロック、6日間 8/20,21,22,24,27,28) ○スクールカウンセラー等研修講座の実施(年間6回 6/3,10/21,11/18,12/16,1/20,3/3)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のあるスクールカウンセラー等の確保や育成が必要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。	○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学等を訪問する。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回 6/2,7,10/20,11/17,12/15,1/19)
人権教育課	184	スクールソーシャルワーカー活用事業 ※再掲	教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境を改善するよう、効果的な支援を実践する。 また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上や学校・スクールカウンセラー等との連携を強化する。	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールソーシャルワーカーの育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するために、待遇の改善や安定した予算の確保が必要である。	○全市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。 県立学校への配置を30校に拡充する。 ○スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上を図る。 ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善を図る。	○スクールソーシャルワーカーの配置拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールソーシャルワーカーの専門性を高めるための研修会を実施する。 ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善に向けた研究(通年)	○初任者研修の開催(5月、10月) 研修協議会の開催(6月) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(5ブロック、6日間 8/20,21,22,24,27,28) ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善に向けた研究(通年)	○初任者研修の実施(5/10、12/14) 研修協議会の実施(6/15) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の実施(5ブロック、6日間 8/20,21,22,24,27,28) ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善に向けた市町村教育委員会との協議(全市町村訪問に訪問協議 9月実施)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のある人材の確保や育成に努める必要がある。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。	○初任者研修の開催(5月、10月) 連絡協議会の開催(6月) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)	
人権教育課	185	心の教育センター教育相談支援事業(ふれんどるーむCoCoを除く) ※再掲	いじめや不登校をはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題についての相談を心の教育センターが一元的に受理し、専門的な見地からの見立てをともに、課題解決に向けたトータルな支援を行う。(来所、電話、メール等による相談、出張教育相談、学校支援の実施、学生ボランティアによる居場所づくり)	来所相談、出張教育相談、メール相談等のいずれも増加傾向にあり、県民のニーズが高い。個々のケースに応じて、学校、関係機関との連携を深め、効果的な支援をしていく必要がある。 ○相談機能のさらなる強化 ○学校・関係機関との連携の強化 ○相談担当者の資質向上 ○相談事業や建替移転に関する情報についての広報活動の充実	○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く課題の改善につながっている。 ○高度な専門性を有するスクールカウンセラースーパーバイザー等を配置する。 ○各種広報媒体を活用するとともに、子育て講演会、教員研修会、関係機関会議等の機会を活用し、心の教育センターの業務のさらなる周知に努める。 ○教育相談関係機関連絡協議会等や日常における関係機関間の情報共有により、対象事業に対して各機関が迅速かつ効果的な支援を実施できるよう連携を深めていく。 ○心の教育センターの相談支援件数(来所・電話・メール・出張・巡回相談) 延べ3,700件以上	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○来所相談、出張教育相談、24時間電話相談、メール相談の実施 ○相談チラシ、電話相談カードを小1～高3の児童生徒に配布やコンビニに置くなど広報活動の拡充 ○保護者の交流の場(やまもの会)、子育て講演会の実施 ○教育支援センター連絡協議会の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー7名の配置 ○1～高3の県下全児童生徒への電話相談カード、相談チラシの配付(年度当初)、コンビニ・スーパーでのチラシの配布(電話相談カード:79,000枚、チラシ: 85,000枚) ○来所相談、出張教育相談:受理465件、延1,993件 ○24時間電話相談:1,761件(予約、問い合わせ885件を含む) ○メール相談:63件 ○保護者の交流の場(やまもの会)8回実施(うち2回学習会)、子育て講演会の実施:2回 6/9、12/8(参加者 延98名) ○教育支援センター連絡協議会の実施:3回 5/9、11/16、2/8(参加者 延101名) ○教育相談関係機関連絡協議会の実施:2回 6/22、12/5(参加関係機関9団体延27名)	○スクールカウンセラースーパーバイザーをはじめ、心理・福祉の専門職の配置により、教育相談体制が充実し、受理件数や学校、保護者等からの相談についての問い合わせが増加した。 ○相談チラシ、電話相談カード(小1～高3)の配布など広報活動の拡充 ○保護者の交流の場(やまもの会)、子育て講演会の実施 ○教育支援センター連絡協議会、教育支援センター訪問支援の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○来所相談、出張教育相談、24時間電話相談、メール相談 ○相談チラシ、電話相談カード(小1～高3)の配布など広報活動の拡充 ○保護者の交流の場(やまもの会)、子育て講演会の実施 ○教育支援センター連絡協議会、教育支援センター訪問支援の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施		
人権教育課	186	スマイルふれんど派遣事業	高知大学との連携により、家庭にひきこもりがちな子どもたちの話し相手として、学生・大学院生を派遣する。	○高知大学との協力・連携による実施	○スマイルふれんどの派遣により、子どもの不適応状況の改善が進み、学校復帰や社会的自立への支援が進んでいる。	○高知大学担当教官との協議や大学教官、心の教育センター担当者、「スマイルふれんど」での振り返りを行うなど、大学との協力・連携を得ながら、より充実した支援の実施を図る。	○「スマイルふれんど」の委嘱 ○心の教育センターで相談受理したケースのうち、「スマイルふれんど」の派遣が適当と判断され、保護者及び本人から要請があったケースについて「スマイルふれんど」を家庭等に派遣	○スマイルふれんど派遣回数0回	○スマイルフレンドについては、2名の学生ボランティアに対して委嘱していたが、支援のニーズがなかったため、活動することができなかった。	○不登校児童生徒を大学生が訪問するスマイルふれんど制度の実施	
人権教育課	187	心の教育センター教育相談支援事業(ふれんどるーむCoCo) ※再掲	学生ボランティアの協力を得て、不登校や悩みのある子どもたちの居場所、交流を図る場を提供する。	○地域の大学の理解・協力を得た学生ボランティアの確保	○小中学生とともに高校生や進路未定者等さまざまなニーズを有した子どもたちの安心して参加できる居場所づくりが進んでいる。	○高知大学や高知県立大学等の担当教官との協議や振り返りを行うなど、大学の理解・協力を得ながら学生ボランティアを確保し、子どもたちが安心して参加できる居場所づくりを進めていく。	○水曜日の午後3時30分～4時30分までの1時間、学生ボランティアと交流する居場所づくりを実施	○「ふれんどるーむCoCo」の実施:27回、参加者:児童生徒延83名、学生ボランティア延58名	○子どもたちが、学生ボランティアとのフレイルームや体育館の活動を通して、会話が增えたり、集団での活動が生まれ、周りとの関わりに変化が見られた。 ○高知市東部へ仮移転したため、「ふれんどるーむCoCo」の利用者、学生ボランティア参加者の減少などが課題となる。	○子どもの居場所づくり「ふれんどるーむCoCo」の実施	
児童家庭課	188	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守りしごと体験講習事業)	無職少年等の職場適性をより慎重に見極めるため最長20日間(4週間)の見守りしごと体験講習を実施する。								
児童家庭課	189	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守り見舞金制度)	無職少年等をしごと体験講習で受け入れた見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金(上限100万円)を支払う。(県が直接支払い)								
児童家庭課	190	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守り身元保証制度)	無職少年等を雇用した見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金(上限100万円)を支払う。 ※全国就労支援事業者機構と協定を締結	再非行率の低減に向けた各関係機関の連携による取組の強化	・少年1,000人当たりの刑法犯少年(非行率)は2.4%(全国ワースト28位)で、全国平均(3.0%)を下回るなど改善されつつある。 ・刑法犯少年の再非行率は35.8%(全国ワースト4位)で全国平均(29.5%)より高いため、再非行少年(54人)の約6割(31人)を占める中学・高校生に対する初犯段階での早期の支援が必要 ・希望が丘学園退園児の自立に向けては、地元の関係機関が連携した支援の仕組みづくりが必要	・刑法犯少年(特に中学・高校生)への少年サポートセンターを始めとする関係機関の連携による再非行防止支援策の強化 ・生活困窮者自立相談支援機関(主に市町村社協)、若者サポートステーション等との連携による希望が丘学園退園児のアフターケアの強化 ※上記の取組を進める中で、子どもの状況に応じて見守りしごと体験講習につなげる。	・見守り雇用主の開拓(通年) ・各種会議等で事業説明(通年) ・再非行状況の分析及び関係機関が連携した支援策の検討(5～6月) ・希望が丘学園アフターケア連絡会の開催(5～6月・随時) ・見守り就労支援連絡会(9月、2月)	・見守り雇用主(市町村別) H29年度:26市町村→H30年度:26市町村(事業所数) H29年度:80社→H30年度:82社(店舗数) H29年度:164店舗→H30年度:169店舗 ・しごと体験講習 H29年度:体験3名(うち体験後雇用1名、面接雇用1名)→H30:体験2名(うち体験後雇用1名) ・希望が丘学園アフターケア連絡会の開催 香美市、南国市、高知市	・少年1,000人当たりの刑法犯少年(非行率)は2.5%(全国ワースト21位)で、全国平均(2.6%)を下回るなど改善されつつある。 ・刑法犯少年の再非行率は33.1%(全国ワースト4位)で全国平均(29.9%)より高いため、再非行少年(51人)の約4割(20人)を占める中学・高校生に対する初犯段階での早期の支援が必要。 ・中卒や高校中退等の進路未定者への支援については、市町村や学校等と連携した仕組みづくりが必要。	・少年サポートセンター等関係機関と連携した刑法犯少年(特に中学・高校生)への再非行防止支援策の強化 ・生活困窮者自立相談支援機関や若者サポートステーション等と連携した希望が丘学園退園児童へのアフターケアの強化 ・万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の定着・普及に向けた関係機関・団体との連携 ・中卒や高校中退等の進路未定者への支援体制の構築に向けて、市町村における教育と福祉の連携によるシステムづくりの検討	
児童家庭課	191	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守りしごと体験)	中学卒業後、就職を検討している生徒や進路が定まっていない生徒(中学3年生)を対象に授業の一環として、見守り雇用主の元で最長10日間の仕事体験を実施する。								
児童家庭課	192	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守り就労支援連絡会)	無職少年等の自立に向けた就労支援に関する課題について関係機関が集まり協議する。								

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A) 計画(P)	
人権教育課	193	生徒指導推進事業・生徒指導推進事業費補助金 ※再掲	高知市教育委員会が設置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。	・SVの学校訪問(定期訪問)に県教委としても同行し、学校の課題を把握することで、県の夢プロジェクトの推進校の取組にかかす。 ・既存の研修会等を活用し、若年教員の育成や小中連携の充実を図る。	○各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」による不登校、暴力行為の状況を把握し、高知市に設置されたスーパーバイザーの助言を参考に発現率の改善・減少に努める。 ○スーパーバイザーの学校訪問や研修会から、学校全体が組織的・体系的な生徒指導体制を整え、共通認識をもつ。	○高知市教育委員会が生徒指導スーパーバイザー6名を配置し、管内各学校へ派遣し、組織的な生徒指導体制の確立について指導助言を行う。 ○各学校の取組について情報共有し、進捗状況の確認を行う。(毎月の活動報告書の確認) ○生徒指導スーパーバイザー定例会を実施し、(高知市)	(1)定例会の実施(県教育委員会が参加) ①7/25 ②10/20 ③12/21 (2)報告会の実施(市教委が主体) ・毎月1回実施 (3)学校訪問 ・高知市内各学校を定期的もしくは集中的に訪問し、生徒指導上の諸課題等への組織的な対応について指導助言した。 ・総訪問回数919回 (うち要請訪問29回、集中訪問12回)	すべての小中学校を定期的に訪問することで、状況を把握し、課題がある場合は、集中的に支援訪問したこともあった。各校訪問した際は、集中的に支援訪問したこともあった。各校訪問した際は、集中的に支援訪問したこともあった。各校訪問した際は、集中的に支援訪問したこともあった。 また、校区の小中合同研修会の講師として、小中が連携し、組織的な生徒指導の推進と校内支援会のあり方について助言を行ってきたことで、組織的な生徒指導体制の構築が進み、「学校の荒れ」に対しては一定の効果があったと考える。	H30年度で事業終了
警察本部少年女性安全対策課	194	少年の立ち直り支援活動	非行少年や問題行動を伴う不登校児童等に対して、学習支援、食育支援等の体験活動を含めた立ち直り支援活動を推進する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策	○支援対象少年の中には家庭面や経済面で出生時より厳しい環境下で育ってきた少年が多く、その対応は家庭支援や環境整備を含めた包括的な支援が必要。 ○支援対象少年の中には特性への配慮が必要な少年が多く、支援者や少年の周囲の物の理解と適切な対応が必要。	○支援を必要とするすべての少年が相談しやすい体制を整える。 ○関係機関が役割分担を行い、少年を含めた家庭支援が切れ目なく行える。 ○配慮を要する少年への支援に関する研修の強化を行う。	○少年相談専用電話「ヤングテレホン」の広報を積極的に行う。 ○児童相談所との定期的な情報交換会や関係機関とのケース支援会議の開催をタイムリーに実施する。 ○被害少年カウンセリングアドバイザー制度を効果的に活用し、支援対象者が専門家のアドバイスを受けられる体制を整える。	○ヤングテレホンの周知徹底 ○支援対象者のスキルアップ研修会の複数回開催 ○アドバイザー制度の積極的活用	〔ヤングテレホンの周知徹底〕 ○少年サポートセンター作成 ラジオ広報3回 ○少年サポートセンター作成 カード6262枚配布 ○高知市教育委員会 警察広報「広報こうち」 ○いじめ問題啓発リーフレット 1万7000枚 〔スキルアップ研修会の開催〕 ○10回開催 〔アドバイザー制度の積極的活用〕 ○被害少年カウンセリングアドバイザーによるスーパーバイズ 6回	概ね計画どおり実施している。 ヤングテレホンについては、ラジオ広報や警察広報、関係機関の広報誌等に掲載するほか、非行防止教室の際カードを配布して周知を図った。 スキルアップ研修会については、少年サポートセンター職員対象に10回開催したうち1回については、県下少年補導担当者を対象に「発達障害」をテーマとした研修会を開催し、少年の特性に配慮した支援方法等について研修を深めた。 立ち直り支援対象少年のアセスメントや支援方法について被害少年カウンセリングアドバイザーから6回スーパーバイズを受け支援の充実にも努めた。 今後の課題として、不登校児童やひきこもり少年について助言を求められることが多く、いじめや児童虐待によるPTSDを抱える少年への支援について研修を深める必要性を認める。	○ヤングテレホンの周知徹底 ○支援対象者のスキルアップ研修会の開催 ○被害少年カウンセリングアドバイザー制度の積極的活用
人権教育課	195	生徒指導推進事業・不登校対策推進事業費補助金	高知市教育委員会が教員OB等の専門的な人材(不登校対策アドバイザー)を活用し、学校訪問を行い、県教育委員会の不登校対策チームと連携し、組織的な不登校対策が行われるよう指導助言を行う。	○本県の不登校児童生徒出現率は、全国値よりも高く、厳しい状況にある。 ○高知市が、県全体の不登校児童生徒数の約半数を占める状況にある。また、新規不登校が占める割合が県平均より高く、未然防止や予防、初期対応等において組織的な取組を進めていく必要がある。	○高知市内の各学校の組織的な不登校対策が充実することにより、県全体の不登校児童生徒数及び不登校出現率が減少する。	○高知市の効果的な不登校対策の取組を県内に普及することにより、高知県全体の不登校児童生徒数が改善する。 ○不登校対策アドバイザーの指導助言により、新たな不登校を生じさせない取組や不登校支援についての取組の充実を図る。 ○県教育委員会と高知市教育委員会が定期的に会議を開き連携を図る。				○高知市教育委員会が配置した不登校対策アドバイザーを6名が、管内すべての各学校を定期・不定期で訪問し、新たな不登校を生じさせない取組や不登校支援の取組について指導助言を行う。 ○不登校対策アドバイザーと県教育委員会の不登校対策チームによる合同の学校訪問を実施することによって連携を図る。 ○各学校の取組について情報共有し、進捗状況の確認を行う。(毎月の活動報告書の確認) ○生徒指導スーパーバイザー定例会を実施し、(高知市) ○県市合同の会議を開き、情報共有と取組の普及を図る。
人権教育課	196	高知夢いっばいプロジェクト推進事業 ①魅力ある学校づくり調査研究事業 ②未来にかがやく子ども育成型学校連携事業 ③夢・志を育む学級運営のための実践研究事業 ④学校活性化・安定化実践研究事業(H31年度～) ※再掲	推進校(区)に推進リーダーを配置し、小中学校において、教育活動の中に生徒指導の視点を着実に位置づけ、以下の視点から、PDCAサイクルに基づく開発的な生徒指導(子どもに内在する力や可能性を引き出す生徒指導)を組織的に推進することを目的に、学校を指定し重点的に支援する。 ○実践研究の視点(①～④は事業名に対応) ①市主体の取組の充実を図る ②小中連携の取組の充実を図る ③学級活動を基盤とした話し合い活動の充実を図る。 ④新たな不登校を生じさせない取組の充実を図る。	○生徒指導上の諸課題に対する未然防止の取組が、学校組織として十分に機能していないことが課題であり、以下の取組を充実させる必要がある ・現在ある学校行事や体験活動を、児童生徒主体の取組として工夫改善する。 ・生徒指導の3機能(自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成する、自己決定の場を与える)をすべての教育活動に働かせ児童生徒の活躍の場を設定するなど、組織的な生徒指導を推進する。 ・小中が連携した組織的な生徒指導や、市町村教育委員会が主体となった取組の充実。 ・生徒指導上の諸課題について、少しでも兆しのある児童生徒への取組等が、学年間、校種間で共有するなど、支援体制を充実させる必要がある。	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ○各学校において開発・予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○開発的・予防的な生徒指導の取組の充実により、児童生徒の自己指導能力の育成を図る。 ①1市を推進地域として指定。調査研究委員会(4回)、合同研・3部会(3回)、国立教育政策研究所実地調査(1回)、合同授業研(1回)、小中連携担当者会議で域内へ普及啓発。 ②4中学校区(中学校4校、小学校9校)を推進校として指定。小中合同推進会議(12回)、合同研修会・合同研究会(3回)、合同授業研究会(各校1回)、合同支援会議(各校3回)等の計画的な実施による生徒指導の視点を位置付けた小中共同での組織的な取組の展開。公開授業研修会を実施し、各推進校(区)の取組の充実を図った。 ③1中学校、4小学校を推進校として指定。学級運営アドバイザー(大学教授)の学校訪問等による指導・助言:各校4回実施。公開授業研修会の実施及び生徒指導担当者・生徒指導主事会での実践発表により県内への成果普及。 ※各事業共通の取組 ○アドバイザーや講師、指導主事による推進校(区)学校訪問(各校10回程度) ○推進校における開発的な生徒指導の推進(生徒指導の三機能を働かせた授業づくり、児童生徒主体の取組の充実、すべての児童生徒の安心安全な居場所づくり) ○推進校における予防的な生徒指導の推進(校内支援会への学校訪問(各校3～5回程度)、SC・SSW等の見立てを生かした校内支援会の実施) ○各推進校の情報共有と推進リーダーのスキルアップを図るための集合研修会。推進リーダー会議(4回)、学校支援会議(1回)	○各推進校(区)に対する定期的な学校訪問を、年間10～20回実施し、開発的・予防的な生徒指導の組織的な推進に対して指導助言を行った。 ○各推進校(区)で、推進会議等で取組の進捗管理を行いながら、小中連携や話し合い活動等のそれぞれの視点から実践を推進した。 ○年間4回の推進リーダー会議と1回の学校支援会議を実施し、各推進校(区)の取組の充実を図った。 ○公開授業研修会を実施し、県内各校への取組の普及を図った。(②小中連携(11/16、11/21)参加延べ459名)【③学級活動(1/21、1/29、2/5参加延べ457名)】 ○各推進校(区)の効果ある実践を県内の学校に普及するために、「開発的・予防的な生徒指導実践事例集」を作成し、県内のすべての教員に配付した。	○児童生徒の自尊感情の肯定群(H29.5:小78.2%、中80.7% →H31.11小80.7%、中80.8%) ○児童生徒の規範意識の肯定群(H29.5:小90.5%、中96.5% →H31.11小83.8%、中97.3%) ○教職員の協働性の肯定群(H29.5:47.8% →H31.2:98.1%) ○教職員の協働性が高まり、取組が児童生徒に浸透した推進校(A校)では、これまで以上に自己有用感が向上が見られた。(A校の自己有用感・事業開始時H29.5:30.3% →H30.11:45.5%) ●喫緊の課題である不登校について、未然防止の取組を充実させる必要がある。 ●児童生徒の自己有用感、自己存在感の向上と社会性の醸成を図るために、学校行事や体験活動、異学年交流活動を、児童生徒が主体となった取組となるよう工夫・改善することや、児童生徒が主体的に考え、判断し、実行する力や自治の力を育てるために、学級活動を重視し話し合い活動を充実させる必要がある。 ●少しでもリスクがあると思われる児童生徒への個別支援や、効果のある手立てを小中学校で確実に引き継ぐことが組織的に行えなかった推進校がある。	○推進校(区)学校訪問(各校10回程度) ・アドバイザーや講師、指導主事による研究の推進や実践に対する指導助言 ○推進校における開発的な生徒指導の推進(年間を通じて実施) ・児童生徒主体の取組の充実 ・すべての児童生徒の安心安全な居場所づくり ○推進校における予防的な生徒指導の推進 ・校内支援会への学校訪問(各校3～5回程度) ・SC、SSW等の見立てを生かした試演会の実施 ・学年間、校種間で抜かりのない情報共有と切れ目のない支援の充実に向けた指導助言 ○推進リーダー会議(4回)、学校支援会議(1回) ・各推進校の情報共有と推進リーダーのスキルアップを図るための集合研修会の実施 ○公開授業研修会や生徒指導主事会(担当者会)等での実践発表等を通じて、県内各校に取組の普及を図る。 ○新たな不登校を生じさせないという視点で実践を推進するため、推進校を指定し「④学校活性化・安定化実践研究事業」を実施 ○推進拠点校を位置づけるとともに、「開発的・予防的な生徒指導実践事例集」を活用した研修を実施し、普及啓発を図る	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
私学・大学支援課	197	私立高等学校等再就学支援金交付金	高等学校等中途退学した者が、私立高等学校等で学び直しをすることを支援するため所得に応じた授業料の一部を助成する。(就学支援金制度の対象外となった生徒で高等学校等を卒業していない生徒が対象)	○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施	○学校訪問(4月)、校長会(6月)で事業説明及び周知 ○2名に対して支援金を交付 ・通信制1人 ・特別支援学校1人	高等学校等中途退学した者の私立高等学校等での学び直しを支援することができた。	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・支援金の交付
私学・大学支援課	198	私立学校授業料減免補助金	私立学校に在籍する児童・生徒のうち、生活保護世帯、家計急変世帯、市町村民税非課税世帯、年収350万円未満程度世帯(高校生のみ)で授業料の納付が困難になった者に授業料軽減措置を行う学校法人に対し補助する。	○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施	○学校訪問(4月)、校長会(6月)で事業説明及び周知 ○1,283人に対して補助金を交付 ・高等学校:9校 1,112人 ・中学校:6校 149人 ・小学校:1校 20人 ・特別支援学校:1校 2人	授業料軽減措置を行った学校法人に補助することにより、家庭の経済状況に関わらず、生徒が安心して教育を受けられる環境にし、就学の機会を確保することができた。	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・補助金の交付
私学・大学支援課	199	私立高等学校等就学支援金交付金	私立高等学校生等のいる世帯に対して、保護者等の年収に応じた授業料の一部を助成する。	○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施	○学校訪問(4月)、校長会(6月)で事業説明及び周知 ○11校5,149人に対して支援金を交付 ・高等学校:9校 5,105人 ・特別支援学校:1校 13人 ・専修学校高等課程:1校 31人	○家庭の教育費負担を軽減することにより、経済状況が厳しい家庭の生徒も安心して教育を受けられる環境にすることができた。	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・支援金の交付
私学・大学支援課	200	私立中学校等修学支援実証事業費補助金	家庭の状況に関わらず、私立中学校等に通う児童生徒が安心して教育を受けられるよう一定の所得以下の世帯に対して、授業料の一部を助成することにより世帯の教育負担を軽減する。	○経済状況が厳しい家庭の児童生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。 ○実証事業のため、事業実施期間が平成29年度より5年間とされている。 ○事業対象者の要件について、創設年度から変更する可能性が有る。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施	○学校訪問(4月)、校長会(6月)で事業説明及び周知 ○7校 157人に対して補助金を交付	○家庭の教育費負担を軽減することにより、経済状況が厳しい家庭の生徒も安心して教育を受けられる環境にすることができた。 ○実証事業のため、事業実施期間が平成29年度より5年間とされている。	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・補助金の交付
私学・大学支援課	201	私立高校生等奨学給付金扶助費	低所得世帯の教育費負担を軽減するため、年収250万円未満程度の世帯(特別支援学校を除く)に対して、定額を支給する。	○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。 ○申請書が、保護者在住都道府県への提出となるため、書類の未提出者のチェックが難しい。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施	○学校訪問(4月)、校長会(6月)で事業説明及び周知 ○601人に対して給付金を交付(県内) 高等学校:9校 554人 専修学校:1校 4人 (県外)(保護者が県内在住) 高等学校:23校 43人	○家庭の教育費負担を軽減することにより、経済状況が厳しい家庭の生徒も安心して教育を受けられる環境にすることができた。	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・給付金の交付
私学・大学支援課	202	高知県夢・志チャレンジ育英資金給付事業	国や社会の発展に大きく貢献できる有為な人材を育成することを目的に、学業成績が極めて優秀であり、学費の支弁が困難な学生に対して育英資金を給付する。	○平成28年度の事業開始以降、申請者は毎回40名を超えており、当事業は一定の役割を果たしている。	○毎年奨学生10名の確保	○分かりやすく、目にとまるリーフレットを作成 ○県内高校訪問、テレビ・ラジオ等PRによる事業の周知	○事業の実施 ○広報用リーフレットの作成及び配布、県内高校訪問等によるPR ○募集要項策定及び公表(7月) ○奨学生募集(10月) ○入試後、奨学生決定(5月予定)	○応募者30名(定員10名) ○篤志家からの寄附金を財源とする事業であり、募集はH30年度が最後	○事業の実施 ・育英資金の給付	
高等学校課	203	高等学校等奨学金貸付事業	経済的な理由で高等学校等への進学・修学を断念することがないよう、高知県内に保護者が居住し、世帯の収入が基準額以下の生徒に高等学校等奨学金を貸与する。	○要件を満たす希望者全員への貸与を実施し、教育の機会均等に寄与する。 ○奨学金制度について、対象者への周知徹底を図る。	○要件を満たす対象者全員に貸与が実施されている。 ○対象者全員に奨学金制度が周知されている。	○学校・市町村との緊密な連携を図り、奨学金制度の周知に努める。	○要件を満たす希望者への貸与 ○奨学金制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・事務研修会での奨学金制度の周知	○H30年度新規貸与決定者:204名 ○高等学校等奨学金事務研修会の実施。 (参加者数:27校 33名)	評価:要件を満たす希望者全員への貸与を実施し、教育の機会均等に寄与した。 課題:制度について、対象者への周知徹底をさらに図る必要があるため、学校・市町村との緊密な連携を図り、制度の周知に努める。	○要件を満たす希望者への貸与 ○奨学金制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・事務研修会での奨学金制度の周知
高等学校課	204	高等学校等就学支援金事業	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。	○要件を満たす希望者全員への支給を実施し、教育の機会均等に寄与する。 ○就学支援金及び奨学給付金制度について、周知徹底を図る。	○要件を満たす希望者全員に支給が実施されている。 ○対象者全員に就学支援金及び奨学給付金制度が周知されている。	○学校・市町村との緊密な連携を図り、就学支援金及び奨学給付金制度の周知に努める。 ○就学支援金及び奨学給付金制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・対象の生徒全員に受給の意思確認を行う(就学支援金) ・受給資格がありながら申請していない保護者がいるよう、個別に申請書の提出を促す(奨学給付金)	○H30年度支給者:12,032人 ○ホームページへの掲載、案内文書の配布などにより、制度の周知を図った。 ○対象生徒全員への受給の意思確認を行った。	成果:要件を満たす希望者全員へ支給を実施し、教育の機会均等に寄与した。 課題:学校・市町村等と連携を図り、制度について周知徹底をさらに図ることが必要である。	○要件を満たす希望者への支給 ○制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・事務研修会での制度の周知	
特別支援教育課	205	就学奨励事業	特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、就学のために必要な経費を補助する。	○特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、就学のために必要な経費を補助している。	○特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費の補助を行うことで、特別支援教育の普及が図られている。	○保護者等に就学奨励費の制度及び手続きを周知し、円滑な事業執行を行う。	○特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者に、特別支援教育就学奨励費を支給。	○特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者に、特別支援教育就学奨励費を支給。	○特別支援学校へ就学する児童等の就学のために必要な経費を、保護者等の負担能力に応じて補助。 ○保護者等に就学奨励費の制度及び手続きを周知し、円滑な事業執行を行う。	○特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者に、特別支援教育就学奨励費を支給。
児童家庭課	206	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金補助金	ひとり親家庭の親が資格取得、技能習得等のための短期教育訓練(講座等)を受講した場合、受講料の6割を補助する。また、雇用保険法の一般教育訓練給付を受けるひとり親家庭の親に対しては、訓練に要した費用の4割を補助する。 補助先:ひとり親家庭の親(市部を除く) 補助率:60%、40% 補助基準額:上限20万円、上限10万円	○利用者は増加しているものの、利用が少ない。 ○H27調査では、支援制度を知らない方の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 ・自立支援教育訓練給付金の利用者数:H29:9人(H28:1人)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知 ・自立支援教育訓練給付金の利用者数:H30:19人(H29:9人)	○H30は、初の支給実績(3人)を得たことから、継続してきた制度周知について成果が現れたと評価できる。 ○H31には制度拡充(対象範囲・金額)が行われる予定であることから、潜在的なニーズは更に高まるものと考えられるため、拡充内容について十分に周知することが必要である。	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(6月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知(市町村については母子保健等の部署を重点的に訪問)	

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30			H31
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
児童家庭課	207	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等補助金	ひとり親家庭の親が資格取得、技能習得等のために長期教育訓練(専門学校等)を受講した場合、受講期間の生活保障として給付金を支給する。また、養成機関への入学時に負担する経費を訓練修了時に支給する。	○利用状況はほぼ横ばいであるが、正規雇用者数は増加している。 ○H27調査では、支援制度を知らない方の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 ・高等職業訓練促進給付金の利用者数:H29:105人(H28:114人) ・資格取得者数:H28:36人(H27:31人) ・正規雇用者数:H28:27人(H27:14人)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 ○ひとり親家庭の保護者における高等職業訓練促進給付金の利用者数:220人、資格取得者数:75人、正規雇用者数:50人	○事業の継続実施 ○高等職業訓練促進給付金の利用者数:120人	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知 ・高等職業訓練促進給付金の利用者数:H30:92人(H29:105人) ・資格取得者数:H29:20人(H28:36人) ・正規雇用者数:H29:16人(H28:27人)	○H30の受給者数は微増(11人→13人)であったことから、継続してきた制度周知について成果が現れたと評価できる。 ○H31には制度拡充(対象範囲・金額)が行われる予定であることから、潜在的なニーズは更に高まるものと考えられるため、拡充内容について十分に周知することが必要である。	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(6月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知(市町村については母子保健等の部署を重点的に訪問)
児童家庭課	208	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し自立の促進を図る。	○利用者数は増加しているため、引き続き周知を行う。 ・利用件数:H29:33件(H28:6件)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(6月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知 ・利用件数:H30:18件(H29:33件)	○周知活動を継続し、貸付金を必要とするひとり親家庭に対し適切に貸付を行っていく必要がある。	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(6月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知(市町村については母子保健等の部署を重点的に訪問)
児童家庭課	209	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金等	ひとり親世帯の親及びひ子が高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を補助する。 補助先:ひとり親家庭の親及び児童(市部を除く) 最大、受講費用の6割を支給(上限15万円)	○利用実績がないため、制度の周知を強化する必要がある。 ・利用者数:H29:0人(H28:0人)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知 ・利用者数:H30:0人(H29:0人)	○周知活動を継続し、補助金を必要とするひとり親家庭に対し適切に補助を行っていく必要がある。	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(6月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知(市町村については母子保健等の部署を重点的に訪問)
児童家庭課	210	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等を対象とした就業等に関する相談業務等委託先:特定非営利活動法人	○ひとり親家庭等就業・自立支援センターへの相談件数は横ばいであるが、就業支援(新規求職者、就職者)件数は減少している。 ○就業相談者のニーズに対応するため、ひとり親家庭等就業・自立支援センターと関係機関が連携した支援のあり方を明確にする必要がある。 ・新規求職者数:H29:66人(H28:89人) ・就職者数:H29:38人(H28:68人) ・就職率:H29:57.6%(H28:76.4%)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施 ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就職率:80.0%	○就業相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん ○他の就業支援機関と連携した就業支援 ○弁護士(月1回)、司法書士(月2回)による無料法律相談の実施 ○就業支援講座の開催 ○市町村・ハローワーク等での出張相談の実施 ○ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との連絡会の実施 ○センターのリーフレット、周知用カードの作成・配布 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNSを利用した情報発信	○就業相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん ○他の就業支援機関と連携した就業支援 ○弁護士(月1回)、司法書士(月2回)による無料法律相談の実施 ○就業支援講座の開催 ○市町村・ハローワーク等での出張相談の実施 ○ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との連絡会の実施 ○センターのリーフレット、周知用カードの作成・配布 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○テレビ等による広報、SNSを利用した情報発信 ・新規求職者数:H30:38人(H29:66人) ・就職者数:H30:33人(29:38人) ・就職率:H30:86.8%(H29:57.6%)	○センターには未だ活用されていない役割への同行支援等のサービスがあることから、当該サービスを周知し、利用実績を上げていく必要がある。 ○同時に、センターには、新規のサービスを開始することにより、より多くのひとり親家庭の利用を目指していく必要がある。	○就業相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん ○他の就業支援機関と連携した就業支援 ○弁護士(月1回)、司法書士(月2回)による無料法律相談の実施 ○市町村・ハローワーク等での出張相談の実施 ○ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との連絡会の実施 ○センターのリーフレット、周知用カードの作成・配布 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNSを利用した情報発信 ○新規サービスに係るアンケートの7実施
児童家庭課	211	ひとり親家庭医療費補助金	市町村が実施する母子・父子家庭医療費助成事業への補助を通じて、医療費の自己負担分を助成し、母子・父子家庭の母・父及び児童の健康維持と生活の安定を図る。	○ひとり親になった方への周知を市町村と連携して取り組む必要がある。 ・対象受給者(実人数):14,284人(児童含む)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○市町村が実施する医療費助成事業への補助の交付(34市町村) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○市町村が実施する医療費助成事業への補助の交付(34市町村) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・H30年度対象受給者(実人数):14,269人(児童含む)	○引き続きひとり親になった方への周知を市町村と連携して取り組む必要がある。R1.7からは制度の拡充(みなし寡婦(夫)控除適用)が行われるため、その内容について十分に周知することが必要である。	○市町村が実施する医療費助成事業への補助の交付(34市町村) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○制度の拡充(みなし寡婦(夫)控除適用)と広報(新聞、SNS等の広報媒体を利用し、周知を図る)
児童家庭課	212	児童扶養手当費	父又は母、あるいは両親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給する。 根拠法令:児童扶養手当法	○ひとり親になった方への周知を市町村と連携して取り組む必要がある。 ・受給者数 H30.2月末:8,244人	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○手当の申請受付、審査、支給(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○手当の申請受付、審査、支給(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・受給者数 H31.2月末:7,865人	○周知活動を継続し、手当を必要とするひとり親家庭に対し適切に給付を行っていく必要がある。	○手当の申請受付、審査、支給(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
児童家庭課	213	母子・父子自立支援員設置	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行う。 根拠法令:母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子自立支援員による相談、償還指導を行っている。 相談件数:H29:1,050件(H28:1,244件)	厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	事業の継続実施	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行った。 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行った。 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	相談件数の合計は減少しているものの、内訳としては母子父子寡婦福祉資金における貸付相談が、H28:24件、H29:30件、H30:41件と年々増加している。相談件数全体の減少の要因のひとつとしては、母子父子寡婦福祉資金貸付金貸付者における滞納者が減少したことに伴い、資金の償還に関する相談が減少したことが挙げられる。 ○ひとり親家庭福祉事務担当者研修会では、養育費相談支援センターから講師を招き、自立支援員の相談業務における資質の向上を図った。H31年度においても、自立支援員の相談力向上のために、研修会等へ積極的に参加していく必要がある。 ○自立支援員の設置について、引き続き周知していくことが必要である。	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行う。 ○研修会等への参加 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)
児童家庭課	214	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金の貸付 根拠法令:母子及び父子並びに寡婦福祉法 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金	○利用件数は伸びているが、H27調査では、支援制度を知らない方の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 利用件数:H29:72件(H28:51件)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	事業の継続実施	○貸付金の申請受付、審査、貸付(通年) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNSを利用した情報発信 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知 利用件数:H30:77件	○貸付金の申請受付、審査、貸付(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)及びSNS(児童家庭課Facebook)を利用した情報発信 ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知 利用件数:H30:77件	○利用件数のうちH30年度に新規で貸付を行ったものは51件と、H29年度の新規貸付件数52件をほぼ横ばい。H31年度からは制度の拡充(4資金(事業開始資金、事業継続資金、生活資金、就学支度資金)の貸付限度額の引き上げ、修業資金の償還期間延長(6年→20年)、臨時児童扶養等資金の創設)が行われるため、その内容及び、貸付制度の目的(ひとり親家庭等の自立と児童の健やかな育成を支援する)についても十分に周知することが必要である。	○貸付金の申請受付、審査、貸付(通年) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNSを利用した情報発信 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知
福祉指導課	215	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	住居喪失者等に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、就職に向けた支援、助言を行う。	本県町村では居宅がある場合が大半であり、ニーズがほとんどない。	申請から給付までがスムーズに実施されている。	自立相談支援機関と各福祉保健所の連携強化を図る。	生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催	○生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催 ・中央西ブロック 10/26 ・幡多ブロック 11/29 ・中央ブロック 2/12 ・須崎ブロック 2/12 ・安芸ブロック 3/5	○各ブロックで自立相談支援機関と各福祉保健所の連携強化が図れた。	生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催
福祉指導課	216	被保護者就労支援事業	生活保護受給者の就労意欲喚起のため、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所での就労体験など、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	就労意欲の高い被保護者が少ない	支援対象者が就労意欲を持って求職活動が行えている。	○各福祉保健所における就労支援プログラムの積極的な活用 ○ハローワークで実施する生活保護受給者等就労自立促進事業へ着実につなげる。	生活保護就労支援協議会(ブロック会)の開催	○生活保護就労支援協議会(ブロック会)の開催 ・中央ブロック 11/27 ・西部ブロック 11/27 ・東部ブロック 2/28	○資格や経験のない者は農作業などの短期の求人が多く、一般事務職等の正規雇用は少ないなどの課題が把握できた。	生活保護就労支援協議会(ブロック会)の開催
福祉指導課	217	生活困窮者就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する。	就労準備支援事業が未実施の市6市(H30)	県内全域で就労準備支援事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	各市福祉事務所と未実施事業(特に就労準備支援事業及び家計改善支援事業)の実施に向けての協議を行い、県内全域での実施を目指す。	各市福祉事務所ヒアリング及び事業実施に係る協議	○各市福祉事務所ヒアリング 5/18 2市(宿毛市、土佐清水市) 5/29 2市(須崎市、土佐市) 6/1 3市(南国市、香美市、香南市) 6/8 1市(四万十市) 6/12 2市(室戸市、安芸市)	○H31年度より2市が新たに事業を開始した。 ・実施市 7市(H31) ・未実施市 4市(H31)	各市福祉事務所ヒアリング及び事業実施に係る協議
福祉指導課	218	生活困窮者就労訓練事業	生活困窮者等の中間的就労を推進するため、就労訓練事業所の新規開拓を行うとともに、事業所の就労支援担当者に対する支援を実施する。	○認定就労訓練事業所数 4市町村7事業所(H30.4.1現在) ○認定就労訓練事業所の新規認定	県内全域で就労訓練事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	事業所支援の委託先である高知県社会福祉協議会との連携により事業を周知し、認定申請につなげる。	高知県社会福祉協議会との協議(随時)	○高知県社会福祉協議会との協議(随時)	○認定就労訓練事業所 ・新規認定 1件 ・認定事業所数(H30) 県認定 5件 高知県認定 3件	高知県社会福祉協議会との協議(随時)
福祉指導課	219	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。	○新規相談受付件数(町村分) 959件(H29) ○プラン作成件数(町村分) 24件(H29) ○プラン作成件数が低調	積極的なプラン作成による早期の自立支援により、生活困窮からの脱却が進んでいる。	生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)を活用し、積極的なプラン作成の働きかけや積極的に取り組んでいる自立相談支援機関の事例紹介などにより、プラン作成件数の向上につなげる。	生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催	○生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催 ・中央西ブロック 10/26 ・幡多ブロック 11/29 ・中央ブロック 2/12 ・須崎ブロック 2/12 ・安芸ブロック 3/5	○新規相談受付件数(町村分) 984件(H30) ○プラン作成件数(町村分) 86件(H30) ○プラン作成件数が昨年度(24件)から大幅に増加した。引き続き、積極的なプラン作成の働きかけを実施する。	生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催
福祉指導課	220	生活困窮者家計改善支援事業	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を実施する。	家計改善支援事業が未実施の市4市(H30)	県内全域で家計改善支援事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	各福祉事務所と未実施事業(特に就労準備支援事業及び家計改善支援事業)の実施に向けての協議を行い、県内全域での実施を目指す。	各市福祉事務所ヒアリング及び事業実施に係る協議	○各市福祉事務所ヒアリング 5/18 2市(宿毛市、土佐清水市) 5/29 2市(須崎市、土佐市) 6/1 3市(南国市、香美市、香南市) 6/8 1市(四万十市) 6/12 2市(室戸市、安芸市)	○H31年度より2市が新たに事業を開始した。 ・実施市 9市(H31) ・未実施市 2市(H31)	各市福祉事務所ヒアリング及び事業実施に係る協議
福祉指導課	221	生活保護生活扶助費	義務教育及び高等学校等での教育に関する費用(教材代、通学に要する交通費、授業料など)を支給する。	高等学校への進学率は90%を超えるようになってきたが、留年した場合には扶助が出ない。留年や中退を防ぐための助言・指導のため、進学状況や学力の程度について学校と福祉事務所の連携が不十分となっている。	学校との連携を図り修学状況や学力の程度を把握し、適切な援助・指導を行う。	施行監査時に事務所に対し指導を行う。	H30年度の施行監査における事務所への指導	○施行事務監査 ・各福祉事務所 室戸市 6/12~6/15 安芸市 7/6~7/7、7/30 香南市 11/14~11/16 香美市 9/12~9/14 南国市 9/4~9/7 高知市 10/29~11/1、11/5~11/9 土佐市 6/6~6/8 須崎市 10/16~10/18 四万十市 10/9~10/12 宿毛市 10/23~10/25 土佐清水市 11/29~11/30 ・各福祉保健所 安芸 8/28~8/30 中央東 9/26~9/28 中央西 7/24~7/27 須崎 6/27~6/29 幡多 7/10~7/12	○各事務所において支給もれは無いが、今後も該当世帯に支給もれがないよう指導していく。	H31年度施行事務監査におけるヒアリング及び事業実施の指導
住宅課	222	ひとり親家庭等の県営住宅入居の優遇措置	県営住宅に応募した場合、応募者数が住宅戸数を上回っていたときは公開抽選となるが、「小学校就学前の子供がいる世帯」「18歳未満の子供が3人以上いる世帯」等は、抽選にあたり当選確率を高める優遇措置(項目に該当する毎に当選確率2倍)を受けられる。	ひとり親家庭等が県営住宅に応募した場合において、応募者数が住宅戸数を上回っていたときは公開抽選となる。(当選確率は一般世帯と同じ)	年4回の抽選時において、当選確率が2倍になるように優遇措置を講じる。	年4回の県営住宅の入居者募集時の案内に、優遇措置の内容を記載する。	年4回の県営住宅の入居者募集時の案内に、優遇措置の内容を記載する。	県営住宅入居者募集のご案内①に記載。	応募者に周知することができた。	公報への掲載を検討する。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
住宅課	223	地域優良賃貸住宅家賃低廉化事業	地域優良賃貸住宅に子育て世帯等(収入分位0~40%)が入居する際に、事業主体に対して家賃低廉化のための助成を行う(1世帯当たり4万円/月を上限)。	高知県の人口が減少しつつあり、空き家が増えている状況で、かつ、市町村の財政状況から新たな地域優良賃貸住宅の供給を推進することは厳しい状況。	子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する者に対する地域優良賃貸住宅の供給を推進する。	市町村ヒアリングを実施のうえ、国費の計画的かつ有効な活用と、必要な国費配分の要望を行う。	子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給を推進するため、市町村が負担する住宅の整備費用・家賃低廉化費用に対し、県は国費の優先的配分等を行う。	国費の優先的配分を実施。	市町村が必要とする国費を配分することができた。	子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給を推進するため、市町村が負担する住宅の整備費用・家賃低廉化費用に対し、県は国費の優先的配分等を行う。
児童家庭課	224	里親等養育推進事業	登録里親数の増加や里親委託の向上に向けた里親制度の普及啓発活動や、委託里親が安心して養育できる環境づくりの充実を図る。	里親委託率は増加傾向にあるものの、全国平均を下回っており、新たな里親の開拓や未委託里親に対し委託に向けた継続的なサポート、また委託里親に対する養育力の向上など里親が安心して養育できる支援体制の充実が必要である。	里親登録数が増加するとともに、里親の質の向上が図られ、里親委託率が増加している。	○里親への支援体制の充実 ○新たな里親の確保	○里親への支援体制の充実 【委託里親に対する支援】 ・里親等相談員による定期的な里親訪問 ・里親と里子に関する情報を里親等相談員と児童相談所で交換、支援計画の作成・評価等(月1回) ・委託児童の年齢に応じた、親子教室やペアレント・プログラムなどの研修実施(月1~2回程度) 【未委託里親に対する支援】 ・里親支援専門相談員による委託に向けたサポート(随時) ・里親支援専門相談員と児童相談所との情報交換の実施(月1回) ・里親トレーナーによる住環境への助言(随時) ・施設体験実習(年8日間程度) ○新たな里親の確保 ・里親制度説明会の実施 ・民生委員等への広報活動	○里親への支援体制の充実 【委託里親に対する支援】 ・里親等相談員による定期的な里親訪問 ・里親と里子に関する情報を里親等相談員と児童相談所で交換、支援計画の作成・評価等(月1回) ・就学前児童を委託している里親を対象とした親子教室やペアレント・プログラムなどの研修実施(月1~2回程度) 【未委託里親に対する支援】 ・里親支援専門相談員による委託に向けたサポート(随時) ・里親支援専門相談員と児童相談所との情報交換の実施(月1回) ・里親トレーナーによる住環境への助言(随時) ・施設体験実習(11日間) ○新たな里親の確保 ・里親制度説明会の実施(4回) ・広報誌への掲載、チラシ配布、ラジオ出演等による広報	○児童相談所の業務量増大に伴い、里親宅訪問等の支援が十分に行き届いていない。可能な範囲で外部への業務委託を拡大し、支援体制を充実させることにより、里親の質・量の両面で向上させていく必要がある。	○里親養育包括支援事業として業務の民間委託を拡大し、きめ細かな支援を行う。 ・里親制度等普及促進・里親リクルート事業 ・里親制度説明会、講演会、各種広報活動 ・里親研修・トレーニング事業 ・里親研修(登録、更新)、就学前児童を委託している里親を対象としたプログラム(月1回程度)、フォスターリングチェンジプログラム(10月~12月)の実施 ・里親訪問等支援事業 ・里親訪問等支援員による定期的な里親宅訪問(少なくとも年3回)、自立支援計画の確認 ○毎月ミーティングを行い、児童家庭課、児童相談所、業務委託先で支援の進捗状況を共有、確認する。
児童家庭課	225	児童養護施設等児童措置費(児童自立援助ホーム) ※再掲	義務教育等を終了したが、未だ社会に自立できていない児童に対し、自立援助ホームから通勤させたり、就業先を開拓するなど相談援助を行う。	児童養護施設等入所措置を解除された者に対し、自立に向けた支援が必要である。	児童措置委託にかかる経費の支出	児童措置委託にかかる経費の支出	児童措置委託にかかる経費の支出	1施設に児童を委託	県内施設では対応しきれず、県外施設へ入所するケースがあった。	児童措置委託にかかる経費の支出
児童家庭課	226	入所児童自立支援等事業 ※再掲	施設が相談支援職員を配置し、児童養護施設等の入所児童の学習・自立支援や退所児童の生活支援等を実施することにより、社会的養護施設の支援機能を強化し、施設入所児童の処遇を充実させる。	児童養護施設入所者の高卒後の進路状況(H29.5.1現在)は93.8%となっているが、生育歴や家庭の経済状況が原因で、子ども自身が自己肯定感が低く、学習意欲の向上や学習習慣の定着も難しく、本人の希望するところへの就職や大学等進学を諦めがちであることから、次期計画でも継続して取り組む必要がある。	児童養護施設入所者の高卒後の進路状況(H29.5.1現在)は93.8%となっているが、生育歴や家庭の経済状況が原因で、子ども自身が自己肯定感が低く、学習意欲の向上や学習習慣の定着も難しく、本人の希望するところへの就職や大学等進学を諦めがちであることから、次期計画でも継続して取り組む必要がある。	施設への自立支援職員の配置など、施設入所児童の自立に向けた支援の実施	自立支援を行う職員を配置(5施設)	自立支援を行う職員を配置(5施設)	児童の自立に向けた支援が実施できている。	自立支援を行う職員を配置(5施設)
児童家庭課	227	児童家庭支援センター退所児童等アフターケア事業 ※再掲	児童家庭支援センター(県から事業受託した社会福祉法人設置)が、退所児童等を対象として退所後の生活支援を行う。	児童養護施設入所者の高卒後の進路状況(H29.5.1現在)は93.8%となっているが、生育歴や家庭の経済状況が原因で、社会経験が不足しているため、就職に対するイメージや進学後及び就職後の継続が困難な者に対する支援が必要である。	児童家庭支援センターによる社会的養護自立支援事業の実施	児童家庭支援センターによる社会的養護自立支援事業の実施	2施設において社会的養護自立支援事業を実施	2施設において社会的養護自立支援事業を実施	児童養護施設等を退所した児童のアフターケアができていない。	3施設において社会的養護自立支援事業を実施
児童家庭課	228	身元保証人確保等対策事業	児童養護施設等を退所する子どもが身元保証人等を確保する場合の負担金や、未成年後見人に係る報酬等の全部又は一部を補助し、あわせて未成年後見人が加入する損害賠償保険及び被後見人が加入する傷害保険に係る費用を県が補助することで身元保証人等を確保する。	保護者からの養育拒否等により、児童養護施設等を退所する子どもが賃貸住宅契約の際に保護者から身元保証を受けられない場合がある。	身元保証人確保等対策事業の実施	児童相談所のサポートケア等による、身元保証人確保等対策事業が必要な子どもの把握	申込みがあった児童に対して身元保証人確保対策事業を活用して、身元保証の実施。	児童の身元保証人が確保できたことで児童の自立を図ることができた。	身元保証が必要な児童に対する身元保証人の確保。	
児童家庭課	229	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	児童養護施設等を退所し就職又は進学した者または資格取得を目指す者に対して、家賃、生活費又は資格取得費の貸付を行う。	保護者からの支援が困難であること等により、住居や生活費等、退所後の安定した生活基盤の確保が困難な場合がある。	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施 生活支援にかかる貸付 17名 家賃支援にかかる貸付 51名 資格取得にかかる貸付 8名 ・児童養護施設協議会を通じた、貸付事業の周知	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施 生活支援にかかる貸付 6名 家賃支援にかかる貸付 7名 資格取得にかかる貸付 3名	目標には達しなかったが、貸付事業の利用者は増加した。	児童養護施設協議会を通じた、貸付事業の周知	
福祉指導課	230	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	親から子への貧困の連鎖を防止するために、生活困窮世帯(保護世帯含む)の親への養育支援とともに、子どもに対しては、学習に取り組むことができる環境を整備し、学習支援を継続して行うことにより、日常生活習慣や学習習慣を身に付け、学力の向上を図り、高等学校進学や将来への希望を持って進路を選択し就労できるようにすることを目的とする。(対象者:主に小中学生)	○町村での実施箇所 1町 ○候補地の選定、学習支援員の確保	厳しい環境にある子どもたちの学びの場となり、生活習慣や学習習慣の習得が将来の自立につながることで、貧困の連鎖が解消に向かっている。	事業の効果検証を実施し、来年度以降の拡充につなげる。	2町村での実施	○2町2箇所にて実施 ・奈半利町 5/12開始(毎週土曜日) 第2、第4土曜日は子ども食堂と連携 ・佐川町 12/6開始(毎週2日程度) 高校進学(受験)のための支援を実施	○奈半利町 ・開催回数 39回 ・参加人数 283人(延べ) ○佐川町 ・開催回数 22回 ・参加人数 47人(延べ)	H30で廃止。 ○学力向上に関する取り組みは県教育委員会に一元的に移行することとし、今後は福祉保健所のケースワーカーや子育て支援員により、学習支援が必要な子どもに対し県教育委員会事業等の利用を促進していく。

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30			H31
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
生涯学習課	231	若者の学びなおしと自立支援事業 ※再掲	親から子への貧困の連鎖を防止するために、生活困窮世帯(保護世帯含む)の親への養育支援とともに、子どもに対しては、学習に取り組むことができる環境を整備し、学習支援を継続して行うことにより、日常生活習慣や学習習慣を身に付け、学力の向上を図り、高等学校進学や将来への希望を持って進路を選択し就労できるようにすることを目的とする。 (対象者:15歳から19歳まで)	H29新規登録者数 328名 (うち15歳～19歳 105名 32%) H29単年度進路決定率 35.9%	○より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげる必要がある。 ○多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。 ○ニートや引きこもりなど多様な若者の特性に応じた就職先の充実を図る必要がある。	○広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。 ○定例会や研修会を開催し、PDCAによる支援状況の進捗管理や若者支援員のスキルアップを図る。 ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。 ○各市区町村の中学校卒業時の進路未定者の状況や支援内容を確認し、切れ目のない支援を実施する。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・就学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談) ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 参加者実人数 就職セミナー 195名 個別相談 168名 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・県連絡会(5月) 参加者37名 ・地区別連絡会(6月～7月) 6地区・参加者計165名 ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(8月23・24日) ○若者はばだけプログラム活用研修会の実施 ・初級講座 4回 参加者延べ114名 ・指導者ステップアップ講座 3回 参加者延べ19名 ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(5月・8月・1月) 進路未定者数 12市区町村60名→8市区町村34名 新規登録者数:339名 単年度進路決定率:42.9% 進路決定者数:255名	新規登録者数:339名 単年度進路決定率:42.9% ○支援体制の周知や充実により、新規登録者数、進路決定者数ともに増加傾向にある ○より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげるために、支援対象者の把握に努め、広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図ると共に、ジョブカフェ・ハローワークなど、就労関係機関との連携の強化を進める必要がある。 ○安定的・継続的な支援を受けられる体制をつくることともに、多様な若者に対し効果的支援を行えるよう、定例会や研修会などの開催により、支援の進捗管理や支援員の資質向上を図る必要がある。 ○多様な若者の特性に応じた就職先の充実を図るために、関係部局等と連携し就労先の掘り起こしを行う必要がある。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・就学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・県連絡会(5月) ・地区別連絡会(6月～7月) ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(7月) ○若者はばだけプログラム活用研修会の実施 ・初級講座 4回 ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(5月・8月・1月) ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(1月～3月)	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
健康長寿政策課	232	子どもの健康的な生活習慣支援事業	子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着を推進する。	○子どもに係る指標(子どもの生活スタイル等の調査結果、肥満傾向児割合)の改善。 ○よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定めた取組を着実に進める。	○運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合 小学5年生 男子58.0%、女子39.0%(H28)→増加傾向(H35) ○朝食を必ず食べる子どもの割合 小学5年生 男子86.0%、女子85.0%(H28)→95%以上(H35) ○肥満傾向にある子どもの割合 小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子5.3%、女子4.3%(H28)→全国平均以下	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○健康教育に使用する教材の改定 ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成の推進 ○推進体制の構築	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○健康教育に使用する教材の改定 ○自らや友達同士で生活習慣の課題に気付くことで、保健行動の実践を促すことを目的に、健康教育に使用する小学生用教材を改定 ○保護者、教職員、児童生徒を対象に、健康的な生活習慣に関する出前講座を実施(計22回) ○学校関係者(栄養教諭・栄養職員、養護教諭、保健・体育指導主事)を対象とした会議・研修における健康教育の取組協力の周知、好事例の紹介(計3回) ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会による進捗管理の実施(1/25)	○健康教育に使用する教材の改定にあたっては、学校のニーズや課題に応じた内容の充実と、教員が取り組みやすいよう指導の手引きの充実を図る必要がある。また、学校指導要領の改定に合わせ、主体的に考え取り組む、意思決定のプロセスを重視した内容を盛り込む。	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○健康教育に使用する教材の改定(中学生・高校生用) ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催	
健康長寿政策課	233	地域食育推進事業	若い世代の栄養・食生活の改善、食育に取り組み、生活習慣病予防に繋げるために、保育所や学校などでの食育講座や量販店における食育イベントを開催し、多くの子ども、県民に食育の重要性を啓発している。	○ヘルスマイトによる食育講座の実施回数に限界がある。	○子どもの頃からの健康な生活習慣が実践される。 ○ヘルスマイトによる地域と連携した家庭の意識の向上 食育教育の実施校数100校/年	○ヘルスマイトによる小学校高学年を対象とした食育講座を実施する。	○ヘルスマイトによる食育講座の実施 ○保護者へのアンケート調査の実施	○ヘルスマイトの参画による児童への健康教育の実施 ・健康教育教材を用いた健康教育(食育講座)の実施 34市町村 112校 小学校:119回 2,312人 中学校:18回 220人 ・アンケート調査の回答率:80.8%	○食育講座の実施校数が増えたが、ヘルスマイトによる実施回数に限界がある。	○ヘルスマイトによる食育講座の実施 ○保護者へのアンケート調査の実施 ○食育講座の教材の見直し
幼保支援課	234	親育ち支援推進事業(基本的生活習慣向上事業)	保護者が生活習慣定着の重要性について理解し、早期から望ましい生活習慣を確立するために、各園における学習会の実施や基本的生活習慣の確立に向けた取組の啓発等を行う。	○各園での学習会の内容充実を図り、保護者の基本的生活習慣の定着に向けた取組が継続されるよう、様々な機会を通じて働きかけていく必要がある。	○保護者が乳幼児期における食事・睡眠・運動などの基本的生活習慣の重要性について理解を深めることにより、望ましい生活習慣に向けた子育ての実践が行われる。	○3歳児保護者に対して基本的生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合 100% ・5月上旬にパンフレットを配付し、各園に5月中旬から6月上旬の間に基本的生活習慣に関する学習会が開催されるよう働きかける。 ・6・11月には、各園における取組強調月間の実施を呼びかけるとともに、実施状況を確認し、次の取組に向けて、課題を洗い出す。	○3歳児保護者へ基本的生活習慣に関するパンフレットの配付 ○基本的生活習慣についての学習会(各園) ○基本的生活習慣の取組強調月間の実施 6月実施:285園 ○就学時健診における5歳児保護者向けリーフレットの配付	○基本的な生活習慣についての学習会実施 ・保育所、幼稚園等284園(99.0%)で実施 ・基本的生活習慣の取組強調月間の実施 6月実施:285園 11月実施:283園 ・保護者の変容 「早寝早起き朝ごはん等を意識して取り組む保護者が増えた」 H29 63.0%→ H30 78.7% ・子どもの変容 「生活リズムが整ってきている」 H29 56.2%→ H30 64.8%	○3歳児保護者対象の学習会や生活リズムカレンダー等を活用した取組が、ほぼ全保育所・幼稚園等で行われることにより、保護者の基本的生活習慣の重要性への理解と具体的な取組につながっている。 ○早寝早起き朝ごはん等を意識して取り組む保護者の増加により、「生活リズムが整ってきている」等、子どもの変容が見られた。 ○基本的生活習慣の取組に参加していない家庭の状況を把握しながら、保育者に対して、家庭への働きかけ方等について支援していく必要がある。	○3歳児保護者へ基本的生活習慣に関するパンフレットの配付 ○基本的生活習慣についての学習会(各園) ○基本的生活習慣の取組強調月間の実施
生涯学習課	235	家庭教育支援基盤形成事業 ※再掲	市町村における家庭学習支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより、家庭の教育力の向上を図る。	○家庭教育支援基盤形成事業の認知度の向上。 ○実施市町村数の増加と内容の充実。	○親への学習機会の提供や相談対応などの家庭教育支援等、様々な教育支援活動がより充実している。 ○実施市町村数:16市町村以上 ○家庭教育支援チーム:6市町村6チーム以上	○未実施市町村への訪問等とおして、家庭教育支援に関わる担当者へ周知する。 ○市町村における取組について、担当者等から意見を聞きながら円滑な実施となるよう支援する。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:16市町村 ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成 参加者数:20名 認定者数:11名 満足度:93.7% ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:16市町村 ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成 参加者数:20名 認定者数:11名 満足度:93.7% 派遣箇所数:10箇所 派遣者数:22名 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布(3/25現在) 取組学校園数:316 取組人数:37,295名 認定者数:15,834名 認定率:42.5% ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し(3/25現在) データ:1 着ぐるみ:9 パバット:0 啓発教材:2	○事業実施市町村では、子育て講座の開催など家庭教育支援の取組が着実に進んでいる。 H28:13市町村→H29:14市町村→H30:16市町村 ○家庭教育支援プログラムファシリテーターの派遣数は着実に増えている。(箇所数10倍、派遣者数5.5倍) H29:1箇所4名→10箇所22名 ●より多くの地域に取組を広げていくためには、それぞれの地域に家庭教育支援の核となる人材を育成していくことが必要である。 ○ファシリテーター研修会を通じて、地域で家庭教育支援の取組を展開していける人材を段階的に養成していく。 ○生活リズムチェックカードの取組学校園数は増えているが、取組人数と認定率は若干減少した。 取組箇所 H29:300箇所→H30:316箇所(3/25現在) 取組人数 H29:43,467名→H30:37,295名(3/25現在) ●全ての家庭によりよい生活習慣を啓発していくために、継続的な取組が必要である。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:16市町村 ・モデル地区での連携支援 ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成及び認定者の派遣 ・各地区入門講座の実施 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し ・「早ね早おき朝ごはん」フォーラムの開催
保健体育課	236	食育・学校給食課題対応推進事業	学校給食の普及充実や食育の推進に関わる課題解決に取り組む	○食物アレルギーや衛生管理に関する組織的な取組が十分でない。 ○完全給食実施率や学校給食における地場産物の活用率が低い市町村がある。 ○食育を推進し、朝食を毎日食べる児童生徒の割合を増加させる。	○食物アレルギーや衛生管理に関する組織的な体制が整う。 ○地場産物を活用した学校給食が推進される(活用率50%)。 ○毎日朝食を食べる児童生徒の割合が増加する(小90% 中85% 高85%)。	○3つのチームに分かれ、それぞれの課題に対応していく。 ①食物アレルギー・衛生管理対応チーム ②学校給食普及・充実チーム ③食に関する指導推進チーム ※平成30年度は①②のチーム会を開催	○平成29年度に作成した「アレルギー疾患の児童生徒対応マニュアル」の普及と県立学校版の方針の策定 ○地場産物の活用を進めるため、推進方針の検討、地場産物を活用した商品の開発(高知県学校給食と連携)及び活用率が低い市町村に対して、活用率を上げるための組織の立ち上げや取組に対しての指導・助言(三原村)	○平成29年度に作成した「アレルギー疾患の児童生徒対応マニュアル」について、各種研修会で普及を図るとともに、チーム会において県立学校版の方針を策定し、「県立学校の学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を作成した。 ○地場産物の更なる活用を図るため、「高知の食べものいっぱい入っちゃう日」の他、「カレーの日」「だてで味わう和食の日」を新たに設定し、取組を呼びかけた。そして、チーム会においてこの取組を報告するとともに今後の取組について協議を行い、これらの取組を継続させることとなった。また、地場産物を活用した学校給食用の商品を高知県学校給食会から提案してもらい、学校給食でより活用ができるよう協議を行った。 地場産物の活用率が低い三原村においては、地域の会議に参加し、取組に対して指導・助言を行った(2回)。	○学校給食における食物アレルギー疾患に対する取組は進んでいるが、事故報告やヒヤリハットの事例も同時に起きており、今後はこれらの内容の分析をするともに、研修会等において学校給食の食物アレルギー対応における具体的な留意点について、周知・徹底を図る必要がある。 ○地場産物の活用率は、平成28年度の33.9%から平成29年度は37.0%と上昇し、活用率が向上した。また、「カレーの日」36件、「だてで味わう和食の日」37件の取組報告があり、地場産物を意識して活用することができた。 しかし、地域によっては活用が進んでいないところもあり、個別に支援も行いながら、活用率の向上に向けて取り組む必要がある。	平成31年度は事業廃止。 ※学校給食普及充実事業、学校給食衛生管理指導事業等において引き続き取り組んでいく。
保健体育課	237	食事提供活動	望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を推進し、児童生徒の実践する力を育成するために、学校や地域等が連携した家庭へのアプローチや地域を巻き込んだ取組を行い、ボランティアによる食事提供活動の充実を図る。	○児童生徒、保護者の朝食に関する意識の高まりは見られるが、朝食欠食傾向にある児童生徒が固定化され、改善に繋がっていないため、ターゲットを絞った取組が必要。	○毎日朝食を食べる児童生徒の割合が増加する。 ・小 90%以上 ・中 85%以上 ・高 85%以上	○朝食を提供するだけでなく、同時に食育を行うことにより意識の向上にも繋げ、朝食を毎日食べる児童生徒の割合を増加させる。	○市町村教委に応募要領等を送付し周知→委託要項の策定→委託先の決定・契約の締結(高知県学校給食会)→実践校において事業開始(ボランティアによる食事提供)→給食会による食材と食育資料の提供→実施状況の把握・必要に応じて指導・助言	○平成30年度 実施団体数:6団体 実施校数:8校 ○県教委による実施校の訪問(赤岡小:11/27 旭小:1/25)を行い、ボランティア団体の活動状況、児童生徒の参加状況等の聞き取り・確認を行った。 ○来年度の実施希望調査及び実施校へのアンケート調査を実施した。 ※H31年度実施希望 ボランティア希望団体:7団体 実施希望校:9校(小学校6校、中学校3校)	○平成29年度の3団体・4校から実施団体が3団体、実施校が4校増加した(2倍)。 ○実践校からは、厳しい環境にある子どもが参加することにより、子どもの学習意欲が出た、授業に集中できた等の感想が寄せられている。また、教職員が直接、厳しい環境にある児童生徒に参加を呼びかけることにより、最初は自主的に参加しなかった子どもが、数回参加することにより自主的に参加するようになったとの報告もあった。 ○しかし、対象の児童生徒が全員参加はしておらず、ボランティア団体の協力を得て、今後も児童生徒及び保護者等に十分配慮しながら、担任や養護教諭等から地道に働きかけを行い、事業を実施していく必要がある。	平成31年度 実施団体数:7団体 実施校数:9校 ※現在応募期間中(締切5/9(木))

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
保健体育課	238	がん教育総合支援事業	がん教育の普及啓発を推進することにより、健康教育の充実を図る。	○健康の保持増進と疾病の予防という観点から、がんに関する学習は位置づけられているが、教員のがんについての知識・理解が十分でない。 ○学校において、外部講師が指導する際の留意事項等の認識が十分でない。 ○外部講師の派遣が進んでいない。	○外部講師を活用したがん教育が進んでいる。 ○教職員のがん教育に対する知識や理解が深まり、各校におけるがん教育が進んでいる。	○がん教育推進協議会において、関係機関との連携体制を構築するとともに、協議会での意見をもとに各学校におけるがん教育の取組を推進する。	○がん教育推進協議会の開催(8/24/2/18) ○研究推進校における授業実践(公開授業及び研究協議) ○がん教育研修会の開催 南国市立三和小学校…2/4・参加者39名 四万十市立中村西中学校…10/26・参加者38名 高知県立高知丸の内高等学校…12/3・参加者35名 ○がん教育研修会の開催…1/18・参加者77名 講演…がん教育の必要性と進め方について 実践発表…中村西中学校・高知丸の内高等学校 模擬授業…高知県健康政策部健康対策課	○協議会の設置により、関係機関や地域の状況を把握し、それぞれの役割について共通理解が図られた。また、外部講師の確保や各地域の実情に応じたがん教育の進め方について検討を行うことができた。 ○推進校では、外部講師による意見交換等、今後のがん教育の進め方について参加者それぞれの立場から活発な意見交換を行うことができた。これらは教職員の意識の変容につながり、次年度は外部講師を活用したがん教育の希望校が増加している。 ○研修会では、国の施策や、学校教育におけるがん教育の必要性について学ぶとともに、実践発表や模擬授業から各学校での進め方について参加者自らが考えるよい機会となった。 ○がん教育を学校教育活動全体で推進していくためには保健体育科等の教育活動全体を通じて計画的に実施できるよう、教職員の認識を深め、指導力を高めていく必要がある。また、学校と外部講師が連携して取り組めるよう、内容等の研究を推進していく必要がある。そのため、関係機関との連携体制の構築が必要とされる。	○がん教育推進協議会の開催(3回) ○がん教育推進校における授業実践(4校) 安芸市立安芸中学校 南国市立鷹ヶ池中学校 高知県立高知国際中学校 高知県立窪戸高等学校 ○がん教育推進地域における事業の推進(1地域:四万十市) ○がん教育に関する研修会 ○がん教育に関する講師派遣(健康対策課と連携)	
健康長寿政策課	239	子どもの健康的な生活習慣支援事業 ※再掲	子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着を推進する。	○子どもに係る指標(子どもの生活スタイル等の調査結果、肥満傾向児割合)の改善。 ○よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定めた取組を着実に進める。	○運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合 小学5年生 男子58.0%、女子39.0%(H28)→増加傾向(H35) ○朝食を必ず食べる子どもの割合 小学5年生 男子86.0%、女子85.0%(H28)→95%以上(H35) ○肥満傾向にある子どもの割合 小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子5.3%、女子4.3%(H28)→全国平均以下	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成の推進 ○推進体制の構築	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○健康教育に使用する教材の改定 ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催	○小・中・高校生用副読本及びリーフレットを作成し、教材を活用した健康教育を実施(実施率100%) ○自らや友達同士で生活習慣の課題に気付くことで、保健行動の実践を促すことを目的に、健康教育に使用する小学生用教材を改定 ○保護者、教職員、児童生徒を対象に、健康的な生活習慣に関する出前講座を実施(計22回) ○学校関係者(栄養教諭・栄養職員、養護教諭、保健・体育指導主事)を対象とした会議・研修における健康教育の取組協力の周知、好事例の紹介(計3回) ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会による進捗管理の実施(1/25)	○健康教育に使用する教材の改定にあたっては、学校のニーズや課題に応じた内容の充実と、教員が取り組みやすいよう指導の手引きの充実を図る必要がある。また、学校指導要領の改定に合わせ、主体的に考え取り組む、意思決定のプロセスを重視した内容を盛り込む。	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○健康教育に使用する教材の改定(中学生・高校生用) ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催
幼保支援課	240	親育ち支援推進事業(基本的な生活習慣向上事業) ※再掲	保護者が生活習慣定着の重要性について理解し、早期から望ましい生活習慣を確立するために、各園における学習会の実施や基本的な生活習慣の確立に向けた取組の啓発を行う。	○各園での学習会の内容充実を図り、保護者の基本的な生活習慣の定着に向けた取組が継続されるよう、様々な機会を通じて働きかけていく必要がある。	○保護者が乳幼児期における食事・睡眠・運動などの基本的な生活習慣の重要性について理解を深めることにより、望ましい生活習慣に向けた子育ての実践が行われる。	○3歳児保護者に対して基本的な生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合 100% ・5月上旬にパンフレットを配付し、各園に5月中旬から6月上旬の間に基本的な生活習慣に関する学習会が開催されるよう働きかける。 ・6・11月には、各園における取組強調月間の実施を呼びかけるとともに、実施状況を確認し、次の取組に向けて、課題を洗い出す。	○3歳児保護者へ基本的な生活習慣に関するパンフレットの配付 ○基本的な生活習慣についての学習会(各園) ○基本的な生活習慣の取組強調月間の実施 ○就学時健診における5歳児保護者向けリーフレットの配付	○基本的な生活習慣についての学習会実施 ・保育所・幼稚園等284園(99.0%)で実施 ・基本的な生活習慣の取組強調月間の実施 6月実施:285園 11月実施:283園 ・保護者の変容 「早寝早起き朝ごはん等を意識して取り組む保護者が増えた」 H29 63.0%→ H30 78.7% ・子どもの変容 「生活リズムが整ってきている」 H29 56.2%→ H30 64.8%	○3歳児保護者対象の学習会や生活リズムカレンダー等を活用した取組が、ほぼ全保育所・幼稚園等で行われることにより、保護者の基本的な生活習慣の重要性への理解と具体的な取組につながっている。 ○早寝早起き朝ごはん等を意識して取り組む保護者の増加により、「生活リズムが整ってきている」等、子どもの変容が見られた。 ○基本的な生活習慣の取組に参加していない家庭の状況を把握しながら、保育者に対して、家庭への働きかけ方等について支援していく必要がある。	○3歳児保護者へ基本的な生活習慣に関するパンフレットの配付 ○基本的な生活習慣についての学習会(各園) ○基本的な生活習慣の取組強調月間の実施
生涯学習課	241	家庭教育支援基盤形成事業 ※再掲	市町村における家庭学習支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより、家庭の教育力の向上を図る。	○家庭教育支援基盤形成事業の認知度の向上。 ○実施市町村数の増加と内容の充実。	○親への学習機会の提供や相談対応などの家庭教育支援等、様々な教育支援活動がより充実している。 ○実施市町村数:16市町村以上 ○家庭教育支援チーム:6市町村6チーム以上	○未実施市町村への訪問等をおして、家庭教育支援に関わる担当者へ周知する。 ○市町村における取組について、担当者等から意見を聞きながら円滑な実施となるよう支援する。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:16市町村 ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成 参加者数:20名 認定者数:11名 満足度:93.7% 派遣箇所数:10箇所 派遣者数:22名 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:16市町村 ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成 参加者数:20名 認定者数:11名 満足度:93.7% 派遣箇所数:10箇所 派遣者数:22名 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布(3/25現在) 取組学校園数:316 取組人数:37,295名 認定者数:15,834名 認定率:42.5% ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し(3/25現在) データ:1 着ぐるみ:9 パペット:0 啓発教材:2	○事業実施市町村では、子育て講座の開催など家庭教育支援の取組が進んでいる。 H28:13市町村→H29:14市町村→H30:16市町村 ○家庭教育支援プログラムファシリテーターの派遣数は着実に増えている。(箇所数10倍、派遣者数5.5倍) H29:1箇所4名→10箇所22名 ●より多くの地域に取組を広げていくためには、それぞれの地域に家庭教育支援の核となる人材を育成していく必要がある。 →ファシリテーター研修会を通じて、地域で家庭教育支援の取組を展開していける人材を段階的に養成していく。 ○生活リズムチェックカードの取組学校園数は増えているが、取組人数と認定率は若干減少した。 取組箇所 H29:300箇所→H30:316箇所(3/25現在) 取組人数 H29:43,467名→H30:37,295名(3/25現在) ●全ての家庭によりよい生活習慣を啓発していくために、継続的な取組が必要である。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:16市町村 ・モデル地区での連携支援 ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成及び認定者の派遣 ・各地区入門講座の実施 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し ・「早ね早おき朝ごはん」フォーラムの開催
健康長寿政策課	242	喫煙防止教育研修会事業	各学校で、学年に応じた効果的な喫煙防止教育が実施されるよう、養護教諭等関係者のスキルアップを目的とした研修会を開催する。	○よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定めた取組を着実に進める。	○学年に応じた、効果的な喫煙防止教育が実施される。	○養護教諭等学校関係者のスキルアップをも目的とした研修会の実施	○開催地:高知市 ○開催日時:平成30年11月30日(金)14時～16時半 ○講師:山形県村山市立福岡中学校 養護教諭 土屋 隆子氏 ○参加者数:26名 ○これまでは座学中心の研修形態をグループワークを長めにとる形態に変更	○実施後のアンケートでは、研修内容について新しい知識だったが62.5%、今後の業務にかなり役立つが79.2%と、研修受講後の評価は高かった ○参加者数が伸び悩んでいるため、夏休みなど対象者の参加しやすい時期での開催を検討	○養護教諭等学校関係者を対象に、学年に応じた喫煙防止教育が実施できるよう、対象者のスキルアップをも目的とした研修会の実施(年1回)	

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		H31	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
健康長寿政策課	243	子どもの健口応援推進事業	子どもの頃からのむし菌、歯周病予防のため、関係者の正しい理解を得るため、研修会を開催し、フッ化物応用の普及促進や、子どもの理想的な生活習慣の定着を図る。	○フッ素洗口実施市町村の増加 ○子どもの歯科に係る指標(むし菌、歯肉炎等)の改善 ○第2期高知県歯と口の健康づくり基本計画、よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定める取組を着実に進める。	○一人平均むし菌数(12歳) 0.97本(H28)→0.5本以下(H33) ○歯肉炎罹患率(12歳) 23.4%(H28)→20%以下	○フッ化物応用の普及促進のため、各圏域ごとに説明会や検討会を開催するなどにより、実施施設の支援を行う ○推進体制の構築	○フッ化物洗口に係る説明会の開催(適宜)	○H30 フッ化物洗口開始施設数:23 ○フッ化物洗口実施施設数 60(H21)→370(H30)	○フッ化物洗口実施率は63.7%と増加傾向であるが実施率の低い市町村も見られる。学校・保育関係者との調整等きめ細やかな支援を実施することで実施につなげ、全体の実施率を向上させる。	○実施率の低い市町村に対しフッ化物洗口を開始するための補助支援 ○学校関係者への働きかけ ○フッ化物洗口マニュアルの改訂 ○フッ化物洗口事業実施施設へのフォローアップ支援 ○市町村やPTA等に対してフッ化物洗口実施に向けた個別協議の実施
保健体育課	244	学校保健指導費	むし菌・歯肉炎予防、フッ化物応用、仕上げ磨きの重要性と口腔清掃定着を図るため、歯と口の健康に関する表彰等を通じて啓発活動を行う。	○12歳の一人平均歯数の割合は減少傾向にあるが、全国平均と比較すると上回っている。学校教育における歯科保健教育の充実に向けて、健康教育の推進及び各関係機関との連携を密にして取り組んでいく必要がある。	○12歳の一人平均歯数が減少する。	○高知県歯科医師会や健康長寿政策課との連携により、歯科健康診断の精度の向上及び事後措置における保健管理及び保健教育の充実を図る。 ○高知県歯科医師会や健康長寿政策課との連携により、高知県歯科保健条例や第3期高知県健康増進計画よさこい健康プラン21の取組を着実に進んでいる。	○新規採用養護教諭研修における講義及び演習 ○高知県歯科医師会と連携した「歯・口の健康に関する図画・ポスター並びに健康啓発標語コンクール」の実施 ○高知県歯科医師会と連携した学校歯科保健調査の実施	○新規採用養護教諭研修において、健康長寿政策課から歯科衛生士を講師として招聘し、講義や演習を実施(10/11・受講者31名) ○「平成30年度歯・口の健康に関する図画・ポスター並びに啓発標語コンクール」の実施 図画・ポスターの部への応募…1,156点 標語の部への応募…4,258点 表彰式(10/20)	○歯科衛生士による研修では、発達段階に応じた歯と口の健康課題やその指導方法、フッ化物の応用や全身の健康に影響を及ぼす歯周病についての講義により、現代的課題へ目を向け、指導に取り組んでいこうとする受講者の意識の変容と向上が見られた。 ○例年同様、多数の応募があり、学校内で一人ひとりが歯と口の健康について改めて考えるよい機会となった。また、表彰式等を通じて多くの人に作品を紹介する中で、家庭や地域、学校での歯と口に対する健康意識の向上も期待される。	○健康長寿政策課と連携を図った新規採用養護教諭研修の実施 ○高知県歯科医師会と連携した「歯と口の健康に関する図画・ポスター並びに啓発標語コンクール」の実施 ○高知県歯科医師会の協力のもと、日本歯科医師会による「生きる力を育む歯・口の健康づくり推進事業」への参加(指定校:南国市立後免野田小学校)